

CIRJE-J-53

**サフォーク・システムの歴史的実験とその意義**  
**黎明期アメリカ・ニューイングランドにおける**  
**自発的な通貨・信用管理の歴史的実態**

東京大学大学院経済学研究科

大森 拓磨

2001年5月

このディスカッション・ペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿である。著者の承諾なしに引用・複写することは差し控えられたい。

サフォーク・システムの歴史的実験とその意義  
～黎明期アメリカ・ニューイングランドにおける自発的な通貨・信用管理の歴史的実態～

大森 拓磨<sup>ψ</sup>

---

<sup>ψ</sup> [takuma@grad.e.u-tokyo.ac.jp](mailto:takuma@grad.e.u-tokyo.ac.jp)  
東京大学大学院経済学研究科・経済学部助手。

# Historical Experiment and Significance of Suffolk Banking System

Takuma Omori

( Research Associate, University of Tokyo. )

May, 2001

## 【Abstract】

This paper is a detailed historical survey of Suffolk Banking System. The System is a voluntary and private bank note clearing system in New England at the dawn of American capitalism, and continued for about 40 years (1819-1858). Managing this System by the Suffolk Bank in Boston, cash reserves of New England Banks were fixed on the Suffolk Bank. Besides every bank note value, issued by New England Banks, was not depreciated but defended perfectly. So currency and credit order in New England was more stabilized than other districts in the then United States. Therefore, this historical experiment has been successfully evaluated as “Laissez- Faire efficient payment system”, and has given strong support to Hayekian free-banking theory.

However, that evaluation is open to question. In this survey, it is clarified the historical-limited dynamic structure of Suffolk Banking System in connection with business cycle, the Suffolk Bank's business performance (analyzing the Bank's balance sheet), public state government's ratification, and inter-bank strained corresponding network. So it is demonstrated that the System surged unstably because was tossed about the business cycle and the discordance between the Suffolk Bank and participating banks, not always as “Laissez- Faire efficient payment system.” And it's argued about the institutional inheritance from Suffolk Banking System to National Banking System and Federal Reserve System.

# サフォーク・システムの歴史的实验

## とその意義

大森 拓磨

(東京大学大学院経済学研究科・経済学部助手)

2001年5月

### 【要約】

本研究は、サフォーク・システムの詳細なる歴史的過程について探究したものである。サフォーク・システムとは、黎明期アメリカ資本主義のニューイングランドに存在した、自発的かつ私的な銀行券決済システムであり、およそ40年(1819~1858年)もの間その運営が継続された。ボストン所在のThe Suffolk Bankによってこのシステムが運営されることにより、ニューイングランド所在諸銀行の現金準備がThe Suffolk Bankに集中された。さらに、ニューイングランド所在諸銀行によって発行されたあらゆる銀行券の価値が、減価せずに完全に防衛された。ニューイングランドの通貨・信用秩序は、当時のアメリカにおける他の諸地域に比して安定化することとなった。それゆえ、サフォーク・システムの歴史的实验は、“自由放任の下での効率的な決済システム”として成功裡に評価され、ハイエク主義的なフリーバンキング論に積極的な論拠付けを与えてきたのである。

だが、そうした評価付けには疑問の余地がある。本研究では、サフォーク・システムの史的有限性を帯びた動態推移について、景気循環やThe Suffolk Bankの(バランス・シート分析による)経営パフォーマンス、各州統治主体の追認動向、それに、銀行間の緊張関係をはらんだコルレス・ネットワークと関連させつつ、包括的に明らかにされる。そこで、サフォーク・システムが、必ずしも“自由放任の下での効率的な決済システム”ではないものとして、景気循環やThe Suffolk Bankと他のシステム参加諸銀行との軋轢に翻弄されつつ不安定なかたちでうねりを見せてゆく、ということについて、また、サフォーク・システムの制度的遺産と国法銀行制度・連邦準備制度との継承性について、論証される。

# 目次

|   |    |
|---|----|
| はじめに.....   | 4  |
| 0.1 問題意識の所在.....  | 4  |
| 0.2 先行諸研究におけるサフォーク・システムへの評価.....                        | 9  |
| (a) フリーバンキング論との関係                                       |    |
| (b) 経済史学・金融史学との関係                                       |    |
| 0.3 本論の分析視角と内容構成.....                                   | 18 |
| 1. サフォーク・システムの存立背景.....                                 | 21 |
| 1.1 二重通貨の現象.....  | 23 |
| 1.2 マネー・ブローカーの登場.....                                   | 25 |
| 1.3 The Boston Exchange Office とフォーリン・マネー対策共同組織の出現..... | 29 |
| 1.4 1809 年恐慌の影響.....                                    | 32 |
| 1.5 「ボストン・アソシエイツ」の顕在化.....                              | 34 |
| 1.6 The New England Bank による兌換組織の確立.....                | 35 |
| 2. サフォーク・システム（ ）の展開と限界.....                             | 38 |
| 2.1 The Suffolk Bank の出現.....                           | 39 |
| 2.2 サフォーク・システム（ ）の基本構成.....                             | 41 |
| 2.3 サフォーク・システム（ ）の行き詰まり.....                            | 43 |
| 3. サフォーク・システム（ ）の形成.....                                | 48 |
| 3.1 サフォーク・システム修正の試み.....                                | 48 |
| 3.2 サフォーク・システム（ ）の基本構成.....                             | 50 |
| 3.3 サフォーク・システム（ ）の動揺.....                               | 52 |
| 3.4 ネット決済の確立によるサフォーク・システムの洗練化.....                      | 54 |
| 3.5 サフォーク・システム内外の確執.....                                | 59 |
| 3.6 公権力による追い風.....                                      | 62 |
| 4. サフォーク・システム（ ）の進展.....                                | 65 |
| 4.1 1830 年代におけるサフォーク・システムの不安定な進展.....                   | 65 |
| 4.2 The Suffolk Bank による道義的説得とその反発.....                 | 69 |
| 4.3 1837 年恐慌とサフォーク・システム.....                            | 71 |
| 4.4 1837 年恐慌後の対応.....                                   | 73 |
| 4.5 1837 39 年恐慌からの脱却とその後の進展.....                        | 76 |
| 5. サフォーク・システムの終焉.....                                   | 82 |
| 5.1 地方諸銀行による反発の再燃.....                                  | 82 |
| 5.2 ボストン手形交換所の創設とサフォーク・システム.....                        | 86 |
| 5.3 1857 年恐慌による影響.....                                  | 87 |
| 5.4 BMR の業務開始の遅延.....                                   | 88 |
| 5.5 サフォーク・システム vs. BMR.....                             | 90 |
| 5.6 The Suffolk Bank の敗北とその後の混乱.....                    | 92 |

|     |                          |     |
|-----|--------------------------|-----|
| 5.7 | BMR システムの基本構成とその信頼性..... | 95  |
| 5.8 | 南北戦争と州法銀行制度の終焉.....      | 98  |
| 5.9 | サフォーク・システムの遺産.....       | 101 |
|     | おわりに.....                | 105 |

## 付表

### A.

1. The Boston Exchange Office のバランス・シートと準備率 1807 1809.
2. ニューイングランド諸州の破綻銀行 1811.1/1. 1830.7/1.
3. The Suffolk Bank 創設時における株主名簿一覧表
4. The Suffolk Bank のバランス・シート 1819 1861.
5. ボストン所在諸銀行の年次配当率 1784 1863.
6. The Suffolk Bank の準備率 1819 1861.
7. ボストン所在の主要諸銀行における銀行間預金の保有総額 1825 1860.
8. マサチューセッツ所在諸銀行における銀行間預金の保有高（上位 5 傑）1825 1860.
9. < The Associated Banks > によるフォーリン・マネー受取総額 1825.3 1826.1.
10. The Suffolk Bank における銀行券銷却高 1834 1858.
11. ボストン証券市場における The Suffolk Bank の株価変動 1818 1863.
12. BMR のバランス・シートと準備率 1858 1861.

### B. 南北戦争以前におけるニューイングランド諸州の銀行業況

1. マサチューセッツ州の銀行業況 1803 1862.
2. ボストン所在のマサチューセッツ州法銀行の業況 1803 1839.
3. ボストン以外に所在のマサチューセッツ州法銀行の業況 1803 1839.
4. ロードアイランド州の銀行業況 1809 1865.
5. メーン州の銀行業況 1814 1866.
6. ニューハンプシャー州の銀行業況 1831 1866.
7. コネチカット州の銀行業況 1834 1864.
8. バーモント州の銀行業況 1834 1863.

### C. 図とグラフ

1. マサチューセッツ州におけるボストン・マネーとフォーリン・マネー 1803-1839.

## 参考文献

## はじめに

### 0.1 問題意識の所在

各経済主体にとって信用とは「諸刃の剣」である。つまり、信用というのは、端的には、経済取引をめぐる債権・債務関係の連鎖のことを指すのであるが、信用が利用されることを通じて、各人の経済活動を円滑化させ促進させるという効能が放たれる。その一方で、将来の支払約束が着実に履行されるかどうかというデフォルト・リスクもまた織り込まれてこざるをえなくなる。こうした意味において、信用は、自らのなかに相矛盾する二重性を抱えているのである。経済活動が行われるにあたって、信用にはらまれる便宜性が過度に利用されるあまりその副作用たるデフォルト・リスクもまた膨らんでゆく。そして債務がどこかできちんと履行できなくなった瞬間、各人の織り成す経済社会に衝撃を与え、各人の経済活動を連鎖的に収縮させることとなる。昨今における日本経済の態様を見ても明らかのように、こうした不安定性が内包された通貨・信用秩序ないし通貨・信用構造について、それを利用しそしてそれにさいなまれつつも各人によってそれをいかに統轄し防衛し管理してゆくか。まさにこの問題は、時代を超えて人々に長らく突き付けられている、古くて新しい、しかし難解な学問的課題であると思われる。

こうした学問的課題を立てたうえで歴史的・理論的探究を進めてゆくにあたり、論者自身、南北戦争以前における黎明期アメリカ資本主義の、特に金融制度の態様をめぐる動向に注目したいと考える。なぜ現代と遠くかけ離れたここに注目するのかというと、黎明期アメリカの一部地域において、不安定性を抱えつつ拡張する通貨・信用秩序を当事者達

の間でもって自発的ないし自主的に統轄し管理してゆくという、果敢な歴史の実験の動きが呈されてきていたからである。その果敢なる歴史の実験において、なかでも特に注視されるべき対象は、ニューイングランド地域において施されてきたサフォーク・システムと、ニューヨーク州において生み出されたニューヨーク・セイフティ・ファンドである。このうち、本稿においては、必ずしも公権力の介入的主導によるものではないかたちで展開された、サフォーク・システムのほうの実態分析を主眼としながら、黎明期アメリカ・ニューイングランドにおける自発的ないし自主的な通貨・信用管理の歴史の実態について包括的に探究してゆくこととする<sup>1</sup>。この探究

---

<sup>1</sup> なお、上記のニューヨーク・セイフティ・ファンドは、以下のような基本原則を有した。すなわち、まず、ニューヨーク州銀行当局がいわば「胴元」となるかたちで、参加意思のある各銀行に対して所定の賦課金(いわば保険料)を徴収しファンド・プールがこしらえられて管理される。そして、参加諸銀行のなかから破綻銀行が生じてしまったばあい、その破綻によって生じうるシステムミック・リスクの現実化に対してそのファンド・プールによって補填されカバーされるという、基本原則である。カバーの対象については、創設当初、銀行券債務に限定されていたもののその後は預金債務をふくむ総債務にまでなしくず的に広げられていった。この基本原則は、現行のアメリカ連邦預金保険制度(FDIC)の基本原則に通ずるものであり、アメリカ・金融セイフティネットの基本構造に関する歴史的過程を探るうえでたいへん興味深い対象である。ニューヨーク・セイフティ・ファンドの成立過程ならびに自由銀行制度との関係を含むその経緯、そしてその基本原則が現代における各国の預金保険制度の形成ならびに展開に対してどう影響を与えているのかについては、次なる課題として探究してゆくこととしたい。いま本稿においてまさに研究対象にしようとしているサフォーク・システムと、このセイフティ・ファンド

を通じ、不安定な通貨・信用秩序を自発的ないし自主的に管理するシステムの基本原則が、おもに私益を追求する当事者達のなかから、それぞれの私益ないし恣意が交錯するなか、試行錯誤の過程においてどのように創出され培われていったのか。そしてそれらシステムの自発的な創出ならびに展開を背後から支えるものとして、公権力を含むどういった社会経済的な背景が相互関連されつつ横たわっていたのか。こうした点について、詳細なる説明を施してゆくこととしたい。

ここで、これから分析対象の主眼とされてゆくこととなるサフォーク・システムについて、その概観を予示しておこう。

サフォーク・システム（The Suffolk Banking System）というのは、1819年、明確なる中央銀行が存立していないままであった黎明期のアメリカ・ニューイングランドにおいて、当事者（この場合、州法諸銀行、もっといえばそれらの株式所有者ならびに経営参画者たるボストン所在の商人資本家層）レベルのうちに自発的にこしらえられ、その後は各種公権力からの追認をも勝ち取りつつ、およそ40年にも渡って運営され続けた、私的な通貨・信用統轄システムである。当時、州法諸銀行は、預金債務の取扱もさることながらそれ以上に自己宛債務としての銀行券発行に依拠しつつ、活発な与信活動を展開していた。それゆえ、流通部面には、未決済のまま減価しながら流通し続ける、兌換可能性が著しく低下した複数の銀行券通貨が、幾重にも

---

とは、南北戦争以前の黎明期アメリカのそれも一地方において生み出されながらも、それらの基本原則が、その後における、そして、現代におけるアメリカ通貨・金融制度の基本原則のうちに影響をもたらしている、という点で、極めて前衛的なシステムなのであり、極めて重視されるべき対象であるといえる。存在が古いからといって、あるいは、一介の局地的な金融制度に過ぎなかったからといって、決して軽視されるべき対象ではないのであり、過去に埋没させられるべき対象ではないのである。

混交し蔓延する状態にあった。そこで、減価したそのような銀行券を支払手段としてつかまされて私益獲得に影響してしまうことを懸念し、マサチューセッツ州の州都ボストンに所在する民間の一州法商業銀行、The Suffolk Bank が中心となって<sup>2</sup>、ニューイングランドに所在する他の州法諸銀行に「協調」を呼びかける。そしてこの「協調」を通じ、各銀行券を銷却することを名目とした無利子の準備を、ボストン所在の The Suffolk Bank における預金勘定として置かせて集中させ、その、銷却準備を名目とした残高を The Suffolk Bank に置いた各行が、自らの手許に入ってきた諸々の銀行券を The Suffolk Bank に受け取って再購入してもらい、それら銀行券の銷却を準備用名目の残高でもって体系的に代行してもらうという、以上の基本原則を自発的に確立するに至った。この基本原則は、連邦政府や各州政府の主導のもと直接に設計された法制度の枠組みを通じて導入された、というものではなかった。むしろ、ボストン所在の新進の一商業銀行にすぎなかった The Suffolk Bank が中心となるかたちでもって当事者達の間から自発的に確立されてきたものであった。加えて、サフォーク・システムの私的な運営実績の積み重ねを背景にしながら次第に関係各州ならびに各方面の公権力からの追認を勝ち得ていったのである。まさにこうした点こそが、サフォーク・システムにおける特筆されるべき特徴なのである。更には、自発的に確立されてその自立した運営実績をもとに次第に公権力からの追認を受けつついつそう強靱に展開されていったという、こうしたサフォーク・システムの特異なる基

---

<sup>2</sup> 州名ならびに地域名の表記に関して、以後、本論においては、特に州名ならびに各都市名、各地域名については、認知度の程度の高さを考慮してカタカナ表記を施すこととする。また、諸々の銀行名、人物名については、そのまま原語表記を施してゆくこととする。



本原則は、本論においてこれから詳細に解明されてゆくこととなるが、思わぬところで様々な副次的効果をもたらすこととなる。なかでも特に重要な効果として、各種銀行券の銷却について、それが時のニューイングランドの商業中心地たるボストンにおいて集中的にかつ確実に行なわれるという制度的保証がもたらされることにより、各種銀行券の減価に歯止めがかかって銀行券の額面通りの流通が保証されることとなる。これによって、ニューイングランド所在諸銀行によって発行された諸々の銀行券について、その信用貨幣としての価値がかなり安定化されてその質の水準が維持された。それと共に、各種銀行券に対する社会的信認が一様に高まることとなったのである。加えて、兌換準備ないし銷却準備を名目としながら、サフォーク・システムを通じて、無利子の銀行間預金がボストン所在諸銀行に、とりわけ The Suffolk Bank に集中したことによって、ニューイングランド所在の各商業銀行とのコルレス・ネットワークの構築が著しく促進された。同時に、商業中心地ボストンへの現金準備ないし正貨準備の集中をも強く誘発することとなった。また、The Suffolk Bank とコルレス関係を結んだ諸銀行、つまり、サフォーク・システムに参加した諸銀行は、与信活動のための有力な手段たる銀行券発行の過剰性を、一定程度の範囲に限られつつも認容されることとなった。更に、サフォーク・システムを統轄する The Suffolk Bank は、民間の一商業銀行にすぎない立場ながらも、現金ないし正貨をふくむ銷却用名目の準備を自らに集中させてそれら残高をもって各種銀行券を集中決済すると同時に、コルレス・ネットワークを基盤として、サフォーク・システムに参加している諸銀行に対して過剰発券に起因する債務超過状態の改善を逐一指導するという、いわば道義的説得を行ない続けた。

つまり、サフォーク・システムの運営を通

じ、The Suffolk Bank は、ボストン所在の一商業銀行として私益追求を展開すると同時に、「銀行間の上位に立つ銀行」として、他の州法諸銀行との緊張をはらんだ階層的な協調ないし提携関係でもって、試行錯誤の末に、中央銀行としての機能を萌芽的なかたちながらも果たしてゆくこととなった。そして、私的な競争相手たる The Bank of Mutual Redemption（以下、BMR と略記する）を中心とする BMR システムの抬頭と共にシステムとしての終焉を迎えてゆくまでの約 40 年間、ニューイングランドにおける地域的な通貨・信用秩序を、一定期間ながらも、各種公権力による追認を受けつつ、自主的ないし自発的に管理することに成功したのである。

こうした、特筆すべき特徴ならびに成果を呈するサフォーク・システムそのものの概要を一瞥してみると、学問的には、歴史的見地ならびに理論的見地からの、以下に示されるような素朴な問題意識がおのずと浮かび上がってくる。

まず、歴史的見地からの問題意識については、以下の点に集約される。すなわち、不安定な通貨・信用秩序の自主的ないし自発的な管理の過程から培われてきたサフォーク・システムの基本原則というのは、現代のアメリカ通貨・金融制度の中軸となっている連邦準備制度の一部に、ひいてはその連邦準備制度の礎石となった国法銀行制度の一部において、実はかなり積極的なかたちで反映されているのではないか、という点である。これまでは、「国法銀行制度の典範 = ニューヨーク州自由銀行制度」という通説が長らく支配的となっており、ニューヨーク州自由銀行制度に比べて、サフォーク・システムの基本原則が現代のアメリカ通貨・金融制度に与えた制度理論上の影響というものが長らく看過されてきていた<sup>3</sup>。たしかに、準則主義に基づいた自由銀

<sup>3</sup> 例えば、Davis [ 1910 ] p.7. Myers [ 1967 ] ( 訳 )

行の創設を容認した点や信用力の比較的高い種類の公債を担保にしながら銀行券を発行するという点など、ニューヨーク州自由銀行制度の仕組みが国法銀行制度の組成に果たした影響は極めて大きい。しかしながら、Sharkey [1959] によって述べられているように、国法銀行制度は、制度理論ないしシステム理論の側面においては、ニューヨーク州自由銀行制度のみならず、サフォーク・システムをも含む南北戦争以前の様々な歴史の実験の産物だったのであり<sup>4</sup>、歴史的に培われたサフォーク・システムの独特なる基本原則が、その後の国法銀行制度や連邦準備制度の枠組みの一部に、実はもっと積極的なかたちで反映され

---

p.197. 片山 [1967] p.131. 楠井 [1997] pp.192-193. また、宇野理論の流れを汲む加藤 [1960] ならびに石崎 [1963] においても、州法諸銀行による自発的な兌換組織の顕著な事例としてサフォーク・システムを取り上げつつも、その説明を脚注に付する程度におさえ、むしろ国法銀行制度との関連性を鑑みとしてニューヨーク州自由銀行制度の考察を重点的に展開している。加藤 [1960] p.286. 石崎 [1963] p.338.

ところで、歴史性を帯びた資本主義経済の存立構造を問うてゆくにあたり、社会科学の根本命題、すなわち、〈原理〉と〈歴史・現実〉との方法的隘路を突いたうえで、資本主義経済の本質的關係を問う原理論、資本主義経済の世界史的な現象形態の動態推移を問う発展段階論をそれぞれ念頭に置きつつ、両者の相互関連性を背後に意識しながら各時期の局地的かつ特殊分野の現実分析を説く、という立体的な方法の研鑽を進めて鋭敏な社会科学の方法体系を包括的に展開したのは、宇野理論の功績であると思われる。しかしながら宇野理論アプローチそのものの中身や意義、時代性や説明力の程度については幾多の再考されるべき点ならびに改正されるべき点が伏在されており、そうした方法論上の諸点の探究についてはこれからの課題であると思われるが、基本的には、この分析視角を概観的な構図認識として念頭に置くことの有益性は依然として残されている、と思われる。<sup>4</sup> Sharkey [1959] pp.221-222. (訳) p.202. また、Farrell [1993] は、「The Suffolk Bank はボストンの商業銀行システムにおいて19世紀第 四半期までしか残らなかったものの、国法銀行法によって確立された連邦金融規制システムの重要なモデルのひとつとなった」と指摘されている。Farrell [1993] p.48.

咀嚼されてきている、と、見ることができるのではないか。逆にいえば、国法銀行制度や連邦準備制度が模索の末に生成され、全国的な中央銀行制度の整備が徐々に施されてくるなか、サフォーク・システムの歴史の実験から得られた基本原則が、そうした全国的な中央銀行制度を織り成す基本原則の源流ないし淵源として積極的に位置付けられうるのではないか。こうした問題意識がどうしても沸いてこざるをえないのである。結論を先取りしていえば、国法銀行制度に対するサフォーク・システムの影響は、特に、国法銀行券をめぐる中央兌換制度の構築過程において顕れているのではないかと思われる。例えば、Whitney [1878] は、国法銀行制度のもと、国法銀行券における額面通りの流通を背後から保証した、連邦兌換局 (National Redemption Agency) を中心とする銀行券兌換システムのモデルとして、サフォーク・システムの歴史の実験の過程から培われた基本原則の枠組みが寄与していたと述べられている<sup>5</sup>。加えて、Knox [1903] によって指摘されることによると、国法銀行制度のもとの国法銀行券の銷却高が、最高で1875年時点の1億3,769万7,696ドルであり、銷却コストが1,000ドルあたり1.29ドルであったのに対し、サフォーク・システムのもとでは、銀行券の銷却高が最高で1858年時点の4億ドルでありながら銷却コストが1,000ドルあたりわずか10セントであった<sup>6</sup>。このように、

---

<sup>5</sup> Whitney [1878] p.2. なお、国法銀行制度における国法銀行券兌換制度の構築過程について、その具体的な推移については、小野 [1972] pp.63-64. 稲田 [1980] pp.131-140. を参照されたい。

<sup>6</sup> Knox [1903] pp.368-369. また、Whitney [1878] は、1875-76年時点での連邦兌換局 (National Redemption Agency) における国法銀行券の銷却コストを1,000ドルあたり70セントであると算出したうえで、1858年時点でのサフォーク・システムにおける銀行券銷却コスト ( ; 1,000ドルあたり10セント) と7倍程度の開きがあることをすでに指摘していた。Whitney [1878] pp.53

サフォーク・システムは、少なくともこの数字の上においては、国法銀行制度のもとでの銀行券銷却システムを凌駕する、私的レベルないし民間レベルによる極めて効率的な銀行券銷却システムの性格を備えていた可能性が存在するわけである<sup>7</sup>。更に、全国的な中央銀行制度を備えうるものとして、現代のアメリカ通貨・金融制度の原型を成している連邦準備制度のもとでは、各加盟銀行とのコルレス・ネットワークに基づいた、「銀行間の上位に立つ銀行」としての連邦準備銀行の諸機能ならびにそうした銀行間組織の枠組み全体において、サフォーク・システムの基本原則が連邦レベル・全国レベルで発展した形態、として把持されうるのではないか。特に、必要準備の預託を義務化したかたちでの加盟銀行制や、準備預託を背景とした加盟諸銀行への与信制御、更には、Magee [ 1923b ] によって指摘されているように、隔地間決済制度（すなわち、連邦準備制度を中心にした小切手や手形などの隔地間における額面通りの決済ネットワークシステム）に関して、サフォーク・システムとの制度理論上の類似性が横たわっていると見るができる。それゆえ、サフォーク・システムの基本原則がどのように歴史的に培われてきたのかというのを分析しておくことは、現代アメリカ通貨・金融制度を織り成す中央銀行制度の、特に、コルレス・ネットワークを基盤とした銀行間組織における枠組みの系譜について、通説とはやや違った歴史的な角度から、思索の光を投げかける契機を与えることとなるのである。

次に、理論的見地からの問題意識について

54.

<sup>7</sup> 現に Knox は、アメリカ連邦政府の通貨監督官であった 1873 年当時、国法銀行券をめぐる中央兌換業務の私的事業化案を訴えている（結局 Knox の提案は奇妙なものとして評され廃案となる）。小野 [ 1972 ] p.65. サフォーク・システムの効率性を帯びた展開過程は、このときの Knox 自身の提案を支える有力な論拠にされていたのではないかと考えられる。

は、以下の点にまとめられる。すなわち、サフォーク・システムというのが、ボストン所在の一商業銀行たる The Suffolk Bank が、銀行券銷却を名目とした準備の集中を背景として構築を遂げてきたそのコルレス関係をベースに、「銀行間の上位に立つ銀行」として指導的立場を果たしつつ、他のコルレス諸銀行を統轄し信用コントロールを行なうかたちで展開されたシステムであった、という点に関してである。したがって、サフォーク・システムを主眼とした、ニューイングランドにおける通貨・信用秩序の自発的管理の歴史的事実を分析するというのは、複数の発券銀行や預金銀行が混在するなかで、そのなかにある一民間銀行が中央銀行としての機能をいかに体現してゆこうとし、そして試行錯誤の末にどこまで実現しえたのかという、その動態上の展開可能性を探究するのに、極めて有効な歴史的事象であると思われるのである<sup>8</sup>。これまで、資本主義経済の展開過程との関連で中央銀行の原理を考察するにあたり、その具体的

<sup>8</sup> サフォーク・システムを運営する The Suffolk Bank の態様について、それが中央銀行としての機能を果たす存在であるかどうかについては、幾多の金融史家ならびに金融理論家たちの間でかねてから問題にされてきていた。例えば、Hammond [ 1957 ] や Trivoli [ 1979 ]、Dalzell [ 1987 ]、Calomiris & Kahn [ 1996 ] は、限定的ながらも「ニューイングランドにおける私的な中央銀行であった」という評価を示す。Hammond [ 1957 ] p.554. Trivoli [ 1979 ] pp.18-19. Dalzell [ 1987 ] pp.94-95. Calomiris & Kahn [ 1996 ] p.794. 一方で、Lake [ 1947 ] は、とりわけ地方諸銀行が過剰に発行しがちであった銀行券の量的制御ならびに発券の地域的集中化が完全に成し得なかったゆえ「中央銀行のラベルを貼れない」と述べている。Lake [ 1947 ] p.191. これと同様の見地から Selign [ 1988 ] は、銀行券の量的制御はできたものの発券の地域的集中化に失敗したという点で、中央銀行とはいえない、と評価されている。Selign [ 1988 ] pp.14-15. また、Walker [ 1857 ] や White [ 1894 ] は、「ニューイングランドに所在するすべての銀行の勘定を集中的に取り扱う大規模な交換所（Clearing House）に過ぎない」という見解を示している。Walker [ 1857 ] p.67. White [ 1894 ] p.211.

対象とされてきたのは、まさに今もって現存する各国中央銀行についてであり、なかでもその源流たるイングランド銀行の歴史的なパフォーマンスの過程であった。イングランド銀行を始めとするこれら各国中央銀行は、戦費調達や国内経済の勃興など国策遂行との関わりの中かで登場し、そのなかで民間としての銀行業務をも併せて遂行し徐々に発展させてきたという、特異なる歴史的背景を持ってきていた。それゆえ、そうした半官半民性を帯びた特殊な対象を原理的に解析するにあたっては、その半官半民性のうち特に「民」の部分に注視して、中央銀行としての自律的な動態性をどこまで明らかにしていけるか、それから、「官」の部分、すなわち国家論への繋がりをどう明らかにしていけるか、という目標のもとに、トータルな研鑽が進められてきていた。たしかに、半官半民性を抱えた現存の各国中央銀行の歴史的パフォーマンスを念頭に置きつつ、中央銀行なるものの本質的性格を問うことについては、まさに常套であると思われる。しかしながら、そうした中央銀行論の考察対象を最初から現存の各国中央銀行に絞るとするのは、かえって、中央銀行の本質的性格をえぐりうる射程を遮断してしまう、もしくは、狭隘にしてしまうのではないかとと思われる。広範な時間的空間的スパンで経済社会現象を展望してみると、公権力によるあからさまな企画先導もしくは直接的な介入が行なわれることなしに、信用貨幣の流通する圏域を当事者たる諸々の商業銀行や取引業者らの間で組織化を図り自発的に統轄してゆこうとした実例ないし実験が少なからず存在する。本論においていまから研究対象に据えようとしているサフォーク・システムは、まさにその顕著なる事例なのである。民間の一商業銀行たる The Suffolk Bank が、サフォーク・システムを自発的に構築しそれを私的に運営しつつ、「銀行間の上位に立つ銀行」としてそのパフォーマンスをどう自発的

に示すに至ってきたのか。そして、諸々の商業銀行がいかなるかたちで他の当事者達との利害性を勘案しつつ対策共同組織を形成し、不安定な通貨・信用秩序をどう自発的に統轄してゆこうとしたか。こうした実例ないし実験のなかに、一民間銀行が、自らの私益性をはらんだうえで、他の当事者達の恣意が交錯する組織的な階層性を帯びた通貨・信用構造を管理していきうるかどうかを見極めるうえでの、本質的性格が宿されているように思われるのである。こうしたかたちで本質的性格をつかみ出すその考察方法の過程においては、たしかに、具体的対象として各国中央銀行を直接その視座に据えるということをしていない。しかしながら、信用社会を管理してゆきうるものとして、民間銀行における自立的可能性がどこまでありうるのか、その臨界を探り出そうとすることはできるのであり、サフォーク・システムの歴史的実験の一部始終をめぐる現象ならびに構造の解析を通じ、中央銀行についての原理的分析に対して、新たな視座を開拓する契機になるのではないかとと思われるのである。

## 0.2 先行諸研究におけるサフォーク・システムへの評価

それでは、不安定な通貨・信用秩序の管理にあたり私的レベルないし当事者レベルでもって自発的に組成され一定期間ながらも効率的に運営され続けてきたという、この特異なる性質を帯びたサフォーク・システムの歴史的実験をめぐって、これまでどういう学問的な評価や扱いが施されてきたのであろうか。ここで、先行諸研究におけるサフォーク・システムへの学問的な評価の推移について、鳥瞰しておくこととしよう。

### (a) フリーバンキング論との関係

サフォーク・システムの歴史的実験は、いわゆるフリーバンキング論との関係において、

近年再び脚光を浴びるようになってきた。フリーバンキング論は、周知のように古典的命題としてかねてから長らく存在し論争され続けてきてはいたが、特に F.A.Hayek において打ち出された、『貨幣発行自由化論』( Hayek [ 1976 ] ) のなかで明示されたことを主たる契機として、改めて国際的にクローズ・アップされることとなった議論である。Hayek によって打ち出されたフリーバンキング論の内実とは、端的にいえば以下の通りである。すなわち、現代資本主義経済におけるインフレ体質の根本原因として、政府部門に貨幣製造の独占権が与えられている点を問題とする。そのうえで、複数の発券銀行による通貨の自由発行化を認めることとする。そうして得られた競争的通貨の態様は、異なった形態の貨幣の間において固定された交換比率が強制されていないならば、いわゆる「グレシャムの法則」によって自動崩壊に陥ってしまうというようなことはなく、むしろその競争性こそがかえって通貨価値の下落を妨げることとなり、したがって、通貨価値の良質性ならびに安定性がもたらされ維持されてゆきうる。そのうえで、通貨の自由発行をめぐる競争的合意な自由銀行論の存在意義を主張する、という議論である<sup>9</sup>。こうしたかたちで、F.A.Hayek によって復活ののろしがあげられたいわばフリーバンキング安定論 積極説は、例えば、各派ケインジアンなどによって主張される、中央銀行ないし政府部門による金融市場への介入的役割の有用性もしくは不可欠性を謳うことを基本視角とした歴史観(いう

<sup>9</sup> とりわけ、Hayek [ 1976 ] 第 9・16・25 章を参照されたい。なお、フリーバンキング論をめぐる理論史的脈流を整理概観されたものとしては、寺地 [ 1992 ] pp.81 - 88 を参照されたい。また、Hayek のフリーバンキング論については、竹内 [ 1996 ] ならびに大黒 [ 2000 ] が、マルクス経済学ないし宇野理論の立場から、貨幣数量説をめぐるポイントなどいくつかの原理的命題を論点に、その批判的検討を試みられている。竹内 [ 1996 ] pp.203

ならば、フリーバンキング不安定論 消極説) に対して、著しく批判的な立場を執ることとなる。そして、特に、従来において、第 1・第 2 合衆国銀行の中央銀行機能ならびにその中央銀行機能をサポートするべき連邦統治体制が「未整備」ゆえにうまく利かなかったことや土地投機の横行、それに、いわゆる山猫銀行の横行などを通じて、「混沌ないし不安定期」と極めてネガティブに評価されてきていた、南北戦争以前のアメリカにおける通貨・信用制度の史的態様について、これをむしろ、「競争通貨の自由発行に基づくフリーバンキングの歴史的实验」と位置付けて、銀行制度への(連邦)政府の不介入主義が貫かれれば一体どういう功罪が生ずるのかという点から、研究対象としてポジティブに再評価しようとする姿勢が打ち出されてくることとなったのである<sup>10</sup>。

こうした趨勢のなかで、Hayek によるフリーバンキング論をサポートしようとするかたちでサフォーク・システムの成果ならびに実績を積極的に取り上げ、サフォーク・システムの歴史的实验を、フリーバンキング積極説を後援する追加的論拠として意義付けて強調したのが、G.Trivoli であった( Trivoli [ 1979 ] )。Trivoli は、かつて、銀行券兌換システムにおける私的レベルないし民間レベルによる効率的な委託管理可能性を示唆するうえでの歴史の根拠としてサフォーク・システムを意義付けていた、Knox [ 1903 ] や White [ 1914 ] のサフォーク・システム観を汲み上げつつ、サフォーク・システムを「自由企業 ( Free-Enterprise ) による通貨決済システム」の顕著な成功例である、と捉えたのである。その後は、Fenstermaker & Filer [ 1986 ] によって、サフォーク・システムがニューイングランド地域の貨幣成長率に影響はせず、

207. 大黒 [ 2000 ] 第 4 章。

<sup>10</sup> 寺地 [ 1992 ] p.88.

したがって、The Suffolk Bank の債務自体がハイパワード・マネーとして必ずしも機能はしなかったものの、預金に対する銀行券の比率を押し上げることに寄与した、という評価が施され、銀行券の質を高めるシステムであったとする従来の完全なるポジティブな見方に対して一定の留保が促される。The Suffolk Bank の債務自体がハイパワード・マネーとして果たして機能しえなかったのかどうかについては議論の余地を残す点ではあるが、ともかく、その後は、Selig [ 1988 ]、White [ 1989 ]、Calomiris & Kahn [ 1996 ] などが、Hayek ならびに Trivoli の視角や成果を基本的に継承しつつ、フリーバンキング積極説に基づいたかたちでのサフォーク・システムの積極的意義に対して、特に、政府介入のない状態で「自由放任」のもとに効率的な私的決済システムが創出できた、という理解をあてがってゆく。そしてそのうえで、中央銀行における手形交換集中決済の役割に關しての発達途上過程にあったひとつの有益な歴史的現象として織り込みながら、通貨・信用論ならびに中央銀行論を発展させてきている。

しかしながら、こうした、フリーバンキング積極説に多かれ少なかれ依存したかたちでの、サフォーク・システムについてのポジティブ一辺倒の評価のされ方については、いくつかの疑問が浮かび上がってこざるをえない。すなわち、フリーバンキングの成功的事例として、南北戦争以前のアメリカの通貨・信用制度の態様を、彼らが積極的に評価するといったときに、そのアメリカの通貨・信用制度の特徴付けの前提として、1837 年恐慌のあとに各州に徐々に浸透してくることとなるフリーバンキング・アクトならびに自由銀行制度の成功的展開がおのずと念頭に置かれてきている。しかしながら、サフォーク・システムが組成され展開されたニューイングランド、とりわけマサチューセッツ州においては、

1851 年に自由銀行制度が導入されたもののそれが州全体に支配的に定着するまでには至らなかったという史実がある。むしろ、サフォーク・システムが存在していたがために自由銀行制度がマサチューセッツ州に根付かなかったのだ、といえるかもしれないのである。また、私的な銀行券決済システムとして露わにされた効率性のみが、過度にポジティブに凝視されてしまう。こうした一面的な見方が植え付けられることによって、恐慌ないし景気変容にさいなまれながら、また、システムを織り成しているコルレス関係のうちから滲み出てくる、信用統轄をめぐる管理する側と管理される側との軋轢の顕在化を通じて、実は紆余曲折を経ながら試行錯誤の末に展開されてきたという、サフォーク・システムの実態変遷について、そうした側面からの評価がないがしろにされてしまうこととなる。そうしたとき、Trivoli によって評価付けされたかたちで、サフォーク・システムを、自由銀行制度を基盤とする自由銀行業務の存在を基調とした、フリーバンキング積極説の有力なる論拠として位置付けるという方向性は果たして理に適っているのであろうか。こうした問題意識が顕在化してこざるをえないのである。

他方、こうしたフリーバンキング積極説ならびに消極説といった両極からはやや距離が置かれたかたちでの、いわばそれら両極の間隙を突こうとする独自の立場からの諸研究もまた、複数存在している。

まず、Hayek ならびに Trivoli の視角からはやや離れた立場を執ってフリーバンキング積極説批判を展開する C. Goodhart は、中央銀行機能の進化的組成を把持しようとする観点から、サフォーク・システムを、中央銀行における手形交換集中決済の役割に關して 19 世紀前半において自生的に組成された注目すべき歴史的現象のひとつとして、ポジティブなる位置付けを図っている ( Goodhart [ 1988 ] Chapter 3 )、

また、多少変わった側面からサフォーク・システムにおける展開と意義について論じられているのが、D.J.Mullineaux である (Mullineaux [1987])。Mullineaux は、Williamson [1975] に代表されてくる、取引費用論アプローチに基づいた市場・企業組織論、すなわち、いわゆる新制度学派アプローチをベースにしつつ、サフォーク・システムを、複数の契約関係の連鎖から成る組織構造の変容、という観点から解析する。彼によると、まず、フリーバンキング積極説に基づかれたサフォーク・システムの積極的評価について、そのシステム自体の遷移・変容に対する探究がないがしろにされてきた点が問題視される。そして、サフォーク・システムが、市場と企業組織との狭間に現出したその両者の合成体ともいえるべき、現代的な契約装置たるフランチャイズ・システムの萌芽を内包していた、という評価を付ける。つまり、Mullineaux は、各州法銀行が発行した各種銀行券について、それらがサフォーク・システムを通じて銷却を確実にされることによってその信用度が高まる、という形状を、サフォーク・システムの「ブランド」ないし「トレードマーク」が各種銀行券に付着してその信用度の高さを保つ、というかたちで捉えたうえで、これをフランチャイズという仕組みによって把握しようとしたわけである。更に、サフォーク・システムにおけるシステム自体の遷移について、彼のいうフランチャイズ・システムの型の相違から、「Suffolk」(1819~1824年)・「Suffolk」(1824~1858年)と識別して把持され、システム自体が失敗と成功とを経験しながら錯綜しつつ進展を遂げていった、という点が指摘される。そして、サフォーク・システムの有限性について触れ、サフォーク・システムがその対立的な私的競争相手たる BMR システムの抬頭と共に事実上消滅してしまったという点を受けて、サフォーク・システムにおいては、結

果的に見ると、フリーバンキング積極説を謳う論者達によって掲げられていた仮説とは裏腹に、むしろ、銀行券交換取引をめぐる市場秩序が銀行経営者を制御できなかったのだ、という点が主張される。それと同時に、この制御不可能性という点を重視するかたちで、自由銀行業務における政府規制の必要可能性ないし意義が、主張の射程のうちにしのばせられてくる、という立論になっている。

Mullineaux による立論のメリットとしては、その成功と失敗との両局面を孕んだサフォーク・システム自体の歴史的有限性をきちんと視軸に据えていることと、その錯綜した有限性を見つめたうえでサフォーク・システム自体の生成・発展・没落という一連の変容推移の過程をきちんと射程に据えて捕まえられる、という点にある。しかしながら、彼が「契約」という名称のもとに表層的に把持し表現してしまっている、いわばコルレス・ネットワークをめぐる銀行間関係について、そのコルレス・ネットワークのうちに潜む権力性や、その権力性が滲み出るかたちでコルレス諸銀行に対する通貨・信用統制が発生してきて次第にシステム自体のうちに軋轢を醸成させやがてシステム自体を内側から崩壊させてゆく、ということへの追究ないしは分析視角に欠けている。更には、Mullineaux 自身がせっかく射程に置かれたはずの、サフォーク・システム自体の生成から崩壊へと至る動的な変遷を、契約関係を介して編まれた組織の型の相違区分というかたちに、静態的にかつ矮小化されたかたちで把持されてしまった点に、極めて大きな問題を抱えていると思われるのである。

次に、A.J.Rolnick、B.D.Smith、それに W.E.Weber の 3 人を主たるメンバーとする、FRB in Minneapolis を中心的な発表舞台にした一連の研究が注目に値される (Rolnick & Weber [1998b] Smith & Weber [1999] Rolnick, Smith & Weber [1998]・[1999]・

[ 2000 ]。彼らの研究の特徴は、以下の通りである。すなわち、南北戦争以前のアメリカにおける錯綜した金融的状況の評価について、フリーバンキング論を視軸としたこれまでの評価をめぐる史観上の論争、つまり、フリーバンキングの安定・不安定ないしは積極説・消極説をめぐる対論の構図から、ひとまず相対化しようという姿勢を執る。そして、この独立した姿勢を基本的な視角として、南北戦争以前におけるアメリカの銀行システムの遷移をめぐる歴史的評価を尺度にしながらこれまでの経験主義に基づいた見地によって築き上げられてきていた、フリーバンキングの安定・不安定をめぐる両論の通念を払拭する目的で、当時のアメリカ各州銀行当局による報告書やそこに報告されてある財務諸表のデータを収集し、それらのデータをもとに、当時の実状を再考察する。そのうえで、当時のフリーバンキングといわれる状況がいったいどこまで成功しえてどこまで失敗したのか、その臨界を実状に則してきちんと見極めてゆこうという指針をもって探究を進めてきているのである（こうした指針は、Rolnick & Weber [ 1983 ]・[ 1984 ]・[ 1988a ] といった、彼らの早期段階における一連の諸研究においてすでに培われてきていて貫かれていた）。そして特に、1970年代末以降フリーバンキング信奉論者の積極的な歴史的論拠として位置付けられてきてしまっていたサフォーク・システムについて、その一定期間における成功の原因については、フリーバンキング信奉論者のような、政府介入のない自由競争の状態ゆえに効率的な支払決済システムがもたらされたということによるものではなく、むしろ、銀行券決済をめぐる競争的市場において The Suffolk Bank によって自然的独占を導かれたという点が重要であり、その自然的独占に基づいて The Suffolk Bank が莫大なる独占的利益を挙げていたのであって、このことがサフォーク・システムの成功を背後で支えた

のだ、という趣旨の論説を主張した。そして The Suffolk Bank によるこの独占的利益の実態を解明すべく、銀行間預金の保持総額、資産/資本比率、年次配当率について比較検討を施し、The Suffolk Bank が当時の他のボストン所在諸銀行を凌駕し続けていた点を明示してその論拠としたのである。

Rolnick, Smith & Weber による一連の諸研究から学ばれるべき点は、2つある。まず第1に、何よりも、フリーバンキングを軸点とする史観上のダイコトミーからひとまず相対化した立場でもって当時の実状を解析して再評価しようとする、まさにその姿勢においてである。第2に、サフォーク・システムについて、私的レベルで自発的に組成された決済システムというその形状を、その主導者であった The Suffolk Bank によって私的に経営管理されたシステムであったというかたちで認識される。そしてこの対象認識をもとに、その主導者であった The Suffolk Bank の当時の財務状態にメスを入れて、そのシステムを維持させうるだけの独占的な私益性がもたらされ続けてきていたことを解明し、また、その独占的な私益性こそがシステムを継続的に安定運営させてゆくことになる、という、サフォーク・システムの私的な牽引力の持続をめぐるいわばフィードバック構造の相貌をも明らかにした点である。

しかしながら、彼らの研究においては、サフォーク・システムにおける牽引力の源泉として、The Suffolk Bank 自体における独占的な利益性というものに焦点を絞り過ぎているのではないかと思われる。つまり、サフォーク・システムが私的に経営管理されたシステムとして継続し成功するに至ったその原因を、経営管理主体である The Suffolk Bank の独占利益によるものだと、単純に直結させてしまっている。こうした説明原理だと、サフォーク・システムの持続要因、いわばサフォーク・システム自体のポジティブな側面におい



では確かに有力な説明原理とはなるものの、それでは、ボストン所在諸銀行のなかでもトップレベルの年次配当率や収益高をそれぞれシステム消失の年まで計上し続け、そうした卓越した独占的利益性を堅実に継続させていたはずのサフォーク・システムが、なぜ、砂上の楼閣のように突如として崩壊されざるをえなくなってしまったのだろうか。つまり、サフォーク・システムを崩壊に至らしめる引き金とはいったい何だったのか、ということについて、全く説明が利かなくなってしまうのである。

こう見てくると、歴史的に実在したサフォーク・システムが、コルレス・ネットワークの構築と共に「銀行間の上位に立つ銀行」として自発的に成立され醸成されてゆき、ニューイングランドにおける通貨ならびに信用秩序を一定期間ながらも当事者たちの間でもって私的に管理することができたのは、果たしてどういう内実によってなのか。もっといえば、サフォーク・システムにおいて、その私的レベルによつての自発的な組成ならびに運営形態という、その独特な体裁を一定期間ながらも呈し続けられえたのは、その背後に、歴史性を帯びた社会構造や主体間関係、それに各種公権力がどういうかたちで複雑に横たわっていてそれらがどういったかたちでそうしたサフォーク・システムの体裁を影で支えていたことによるものなのか。更にいうならば、フリーバンキング信奉論者によって積極的な評価付けを与えられてしまうような様態を一定期間ながらも顕し得たのは、その背後にどういう支えがあったからなのか。こうした疑問に答えるためには、サフォーク・システムにおける歴史性を帯びた生成・発展・没落という一連の構造変化の推移および内実を問い詰めて重層的かつ立体的に把握してゆかなければならない。それゆえ、サフォーク・システムの内部構造の変遷を社会経済的な背

景との関わりのなかで把持してゆくための歴史的な分析視角がおのずと要請されてこざるをえなくなるのである。

## (b) 経済史学・金融史学との関係

それでは、サフォーク・システムの史的態様が、経済史学ないし金融史学の領域において、これまで全く問題されてこなかったのかということ、決してそのようなことはない。

例えば、アメリカの金融史学においては、まず、連邦統治による全国的な金融制度の構築・整備の進展が通貨・信用秩序の不安定性を払拭してゆくこととなる、という基本視角から、南北戦争以前のアメリカ金融制度の態様を、全国的な金融制度の構築の未完成ゆえに混沌したネガティブな状況として把持しようとしてされ、サフォーク・システムもそうしたネガティブなる状況のなかに存在した一事象として位置付ける Bray Hammond の研究 (Hammond [1957] Chapter 17) がある。また、それとは対極的な史的観点から、サフォーク・システムの自立的展開そのものをポジティブに捉えたいうでサフォーク・システムの終焉がなぜ生じたのかを実証的に解明しようと試みた W.S.Lake の研究もまた、存在している (Lake [1947])。更には、これら両論からはややスタンスの執られた立場として、学術誌『Sound Currency』を始めとするいくつかの研究発表媒体を柱としながら 1890 年代から 1900 年代にかけて盛り上がった、いわゆる健全通貨主義思想の立場からの研究がある。この立場からの諸研究は、サフォーク・システムを含む南北戦争以前のアメリカ諸州の金融制度について実態分析が施されており、そこから積極的にメリットを探るという見地から、このうちの一研究対象として、サフォーク・システムの実態が注目されてきてはいたのである (White [1894] Root [1895]・[1905] The Monetary Commission [1898] Stackpole [1900])。そしてこのいわゆる健

全通貨主義の流れを汲む金融史観を持った後進の研究者たちもまた、サフォーク・システムについての史的・実証的分析を行なっている（例えば、Redlich [1947] 第4章）。

他方、日本における金融史学において展望してみると、まず、奥田勲氏によるサフォーク・システムについての概括的な紹介がその端緒であるといえる（奥田 [1926] 第2章第2節）。ここでは、南北戦争以前のアメリカ金融制度の態様全般について、いわばフリーバンキング（自由銀行制度）の状況展開に関してポジティブなる評価を滲ませながらも、Conant [1909] に手掛かりを求めつつ、その背後における諸々の法制度の同時的展開にも併せて目を配っており、いうならば、サフォーク・システムならびにフリーバンキングの状況が呈されるその背後に各種公権力による下支えがあったという、そうした重層構造としての見方の萌芽が顕れている。もっとも、サフォーク・システムそのものについての分析は概要程度に留まってはいるものの、上記のような重層性を帯びる視角を顕示された点は、注目に値されるべき有益なポイントであると思われる。

次に、比較経済史学の見地からアメリカ資本主義の史的発展論を展開されてきた、楠井敏朗氏による評価が存在する（楠井 [1970]・[1997]）。

まず、楠井 [1970] においては、南北戦争以前の黎明期アメリカ資本主義の基本的方向について、これを、近代国家形成をめぐる連邦主義と州権主義、ないしは、国民経済の見地と地域経済の見地、という2つの経済的利害の対立・抗争に基づく交錯した展開であるという認識を示される。この基本視角から、黎明期アメリカの金融諸制度の展開において見受けられてきた交錯性についてもまた、捉えられる。こうした歴史的視角のもと、サフォーク・システムについては、（第2）合衆国銀行における中央銀行機能の限界と崩壊の流

れが進むなかでその反動的趨勢として州ないし地域レベルで州法諸銀行によって正貨準備が集中化され自主的な「銀行の銀行」が志向されてくるといふ、まさに注目すべきひとつの動きである、と把握される。そのうえで、サフォーク・システムの構築ならびに運営過程のうちに2つの経済的利害の対立、すなわち、ボストン所在諸商人と地方諸商人との対立、もしくは、ボストン所在諸銀行と地方諸銀行との対立が潜んでいる点を明示し、サフォーク・システムを、ニューイングランドの商取引中心地ボストンにおける商取引の円滑化と安定とを大義名分としながらも実はボストン所在銀行による地方銀行券の駆逐と預金銀行化の促進とを通じたボストンの支配的地位の確立を意図したものである、と論評されている（楠井 [1970] 第4章（B）（1））。

更に、楠井 [1997] においては、まず、Redlich [1947] に代表される、いわゆる健全通貨主義の流れを汲む見地からのアメリカ金融史観に対して、その批判・修正を目論む立場を示される。この前提的立場から、南北戦争以前のアメリカ州法銀行制度の態様について、後世の健全通貨主義者たちが主張するようないわゆる土地銀行の乱立・土地投機の横行が健全なる通貨や銀行業の展開を著しく歪めた、というのではなく、むしろ、その紆余曲折の呈された歴史的特徴を、投機性の高い「内部開発金融」と結びつけた「成長通貨」の供給が強烈に意識される地域と、「健全通貨」ならびに「健全な銀行業務」を模索する歴史的運動が展開される一部地域とが併存した構造になっている、という認識を示される。このうち、その後者の地域にあたるニューイングランドにおいて展開された事態のひとつがサフォーク・システムであった、とされる。そして、このサフォーク・システムについては、まちまちの減価率を見せる各州ないし各州所在銀行の銀行券のなかでニューイングランドの銀行券の減価率が極めて低減的な状

態をもたらしていたという背景を指摘されたうえで、その背景に横たわっていたシステムであったとして、「健全通貨供給の試み」の要求が都市所在の銀行家達の間から湧き上がってきて実現された、「健全通貨供給ならびに健全銀行業務を保証する制度」という歴史的意義を示されるに至っている（楠井 [1997] 第2章）。

また、高橋克巳氏は、不完全ながらも中央銀行機能を国民経済にもたらしていた（第2）合衆国銀行が廃止されたあとのアメリカ銀行制度の展開が、各地における新しい経済的利害の成長に対応するかたちでどう変化を遂げてきているか、という見地から、1830年代から1850年代を中心とした、自由銀行制度の拡張を基調とするアメリカ銀行制度の展開を説かれる。そうした視座のもと、ニューイングランドのサフォーク・システムについては、特許銀行制と自由銀行制との確執から自由銀行制のほうが勝利するに至るニューヨーク州の事態とは対照的に、そうした自由銀行制度の拡張基調が阻まれるかたちで、ボストン所在の商人資本家層の経済的利害をめぐる保守的傾向を代表した制度であり、特許銀行間での地方部と都市部との確執に留まる状況を呈したシステムであった、という評価を下される（高橋 [1974]・[1975]）。

他方、平井規之氏は、南北戦争以前の黎明期アメリカ資本主義における「中央銀行なき州法銀行制度」の自立的発展をめぐって、この自立性そのものに対して積極的な意義を探ろうとされる。こうしたポジティブな見地から、この時期における州法銀行制度の展開過程において注目に値されるべき現象として、地域レベルにおいて自生的にこしらえられた安全システムの存在をポジティブに取り上げられる。そしてこの安全システムの顕著な事例として、サフォーク・システムが意義付けられるのである。そこで、Redlich [1947] と Hammond [1957] とに拠りながら、サフ

ォーク・システムの概要が紹介されるかたちとなっている（平井 [1998] 3 b）。

しかしながら、わが国における経済史学ないし金融史学におけるこれら一連の先駆的な諸研究に共通して見受けられるのは、何よりもまず、サフォーク・システムの特徴ならびにその約40年に渡っての遷移をめぐる概論に終始してしまっているということである。これは、南北戦争以前のアメリカ金融構造における、連邦統治レベルの立場と州統治レベルの立場との交錯性を基底とするその紆余曲折を経た全体像について、その全体評価をめぐる論争や総体的な実状分析のほうに考察の焦点が置かれ続けてしまってきたことによって、サフォーク・システムそれ自体に対する分析対象としての注目度もしくは執着度が相対的に低くなってしまい、その結果、ニューイングランドという一地域において生じたにすぎない局地的な特異事象として、補足的にかつ概括的に扱われ位置付けられるに留まってきた、ということにあると思われる。第2に、サフォーク・システムの基本骨子となっている枠組みが一体どういう社会経済的な背景や地域的特性のなかから発案され育成されるに至ってきたのか、いわばサフォーク・システムにおけるシステム上のルーツならびにその端緒からの継承過程をめぐる動的な全体像が未だ解明されないままとなっている。第3に、アメリカ資本主義の勃興過程と共に現出されてこざるをえなくなる、恐慌ないしは景気循環の形態変化に関して、それにさいなまれつつも、サフォーク・システムそれ自体としてはニューイングランド地域の通貨・信用秩序の不安定性をどこまで食い止められえたのか、もしくはどこまで食い止められなかったのか。この臨界に関して、その内実と史的変容とをめぐる因果の連鎖を問い詰めてゆく分析視軸が欠如したままとなっている。第4に、サフォーク・システムの牽引者となっていった一商業銀行の The Suffolk

Bank そのものが一体どういう経営状況ないしは財務状況にあったうえで私的レベルでの通貨決済システムを運営し管理し続けられたのか、いわばシステムそのものの内部における経済的状況の推移が分からないままになっている。第5に、サフォーク・システムの崩壊ないし終焉にあたって、サフォーク・システムに対抗的なBMRシステムとの確執を契機とする点について指摘はされているものの、それではなぜ対抗的なBMRシステムが生まれてくるに至ったのか、その社会経済的な状況推移について、依然として、詳細なる具体的説明が施されていないままとなっているのである。

管見の限り、日本において、唯一、サフォーク・システムの史的変遷に論点を絞られつつ卓抜した分析を展開されているのは、佐合紘一氏である（佐合[1999]）。佐合氏は、上掲の楠井氏や高橋氏において「ボストン所在商人資本家層の経済的利害」という表現をもって指摘はされていたもののその具体的な関係性の追及が依然として残されたままであった、資本主義成立期ニューイングランドの経済勃興を資金面で支えたボストン所在の商人資本家層（いわゆる「ボストン・アソシエイツ」）との金融的な関連性という角度から、サフォーク・システムの機能、歴史的意義ならびにその盛衰を捉えられている。佐合氏の功績としては、まず、サフォーク・システムを、当該の経済主体たる「ボストン・アソシエイツ」のうちから自生的に形成されたものである、として、その自生的特性を強調されたところにある。そして、植民地時代から交易中心地であり金や銀が蓄積されていた、ボストンという土地の歴史的特性がサフォーク・システムの自生的形成を促す土壌になった、という点を明示された。加えて、サフォーク・システムの経営主体としてのThe Suffolk Bankの経営上の内実を、ひいては、その所有と経営とに深く関与している「ボストン・

アソシエイツ」の経営上の内実を把持してゆこうとしている点にもまた、メリットが存在している。

しかしながら、その一方で、佐合氏によるサフォーク・システムの評価付けにおいては、サフォーク・システムにおける自生的特性を過度に強調されるきらいがあるのではないか、と思われる。もちろん、サフォーク・システムの自生的特性を全面的に否定するつもりはないし、むしろ積極的特性として位置付けられるべきであると思われる。けれども、実は、その自生的展開が、時間の経過と共に、各種公権力によるサフォーク・システムの追認ならびに好意的評価が並べられてそれらが社会的に流布していったり、例えば発券の規制や過剰発券への課税といった、サフォーク・システムをサポートしうる内容を抱えた法的枠組みがニューイングランド各州において敷設されてゆくなど、各種公権力によって背後から追認され助長されていったという、いわば重層性を帯びた視座を看過されてはならないと思われる。なおかつ、そうした各種公権力による背後からの助長が次第に絡みついてゆくかたちでのサフォーク・システムの自生的展開は、アメリカ資本主義の勃興・進展に伴うマクロ的な景気循環の形態変化にさいなまれるなかで、システムそのものが順調さと限界とを交互に見せながら紆余曲折を経て修正され高度化されてゆくこととなるのであって、景気変動との関係を視野に収めつつ、サフォーク・システムの存立背景・組成・変容過程ならびにその総括的意義を、改めて展望してゆく必要があるように思われる。加えて、佐合氏による検討においては、私的なシステムとしてのサフォーク・システムの経営実態を把持してゆくうえでその分析が不可欠になると思われるThe Suffolk Bank自体の財務諸表について、この推移をめぐる分析がいまだ手付かずのままとなっている。サフォーク・システムの自生的特性を裏付ける

うえでも、The Suffolk Bank のバランス・シートがシステム運営期間中においてどういう遷移を遂げていて、景気循環の形態変化にさいなまれると共にシステム運営の順調さならびに限界がどうもたらされてゆくこととなったのか。こうした観点からの詳細なる実態分析が必要になってくるのではないかと考えられる。

更には、銀行間組織を纏っているコルレス・ネットワークの繋がりのうちから自発的に醸成されてきた、The Suffolk Bank によっての権力性をめぐる視角をもっと注視したうえで、景気循環の形態変化にさらされてゆくと共に、この権力性に基づく不安定性を抱えたシステムがニューイングランドの経済社会にどういうインパクトを与えながらサフォーク・システムそれ自体が歴史的にどう構造変化を遂げそして消滅を迎えていったのか、こうした側面における展開過程の実態推移を培り出してゆく必要があるのではないかとと思われる。ここでいう権力性というのは、The Suffolk Bank が、兌換準備を置くことを名目にコルレス関係を結ばせて銷却代行を集中化させたことを通じて、銀行券の減価防衛を実現させたことの見返りとして、かえって過剰発券ないし与信業務の制御を加盟諸銀行（ボストン所在諸銀行ならびに地方諸銀行）に行ない得ることとなり、ここから生じた確執ないし軋轢がシステム全体の統轄を内側から壊してしまうことになる、という点である。

かくして、先学による諸説を批判的に眺めてゆくに連れ、サフォーク・システムの歴史の実態を、景気変容にさいなまれシステムミック・リスクが顕在化する恐れが生じてくるなか当該の経済社会を防衛するための緩衝組織として社会経済的な背景と絡み合いながらどう展開されていったのか。こうした観点から、改めて詳細に解明する必要に駆られてくるわけである。

### 0.3 本論の分析視角と内容構成

さて、以上における分析的意義を有した、サフォーク・システムの歴史の実験、ひいては、黎明期アメリカ・ニューイングランドにおける自主的ないし自発的な通貨・信用管理の歴史の実態を解明してゆくにあたり、本稿においては、以下の手順でもって探究を進めてゆくこととする。

まず第1章において、サフォーク・システムの存立背景を辿るべく、1790年代から1810年代後半にかけてのニューイングランドの通貨・信用秩序をめぐる社会経済的な状況推移を明らかにする。そして、サフォーク・システムの存立以前に、ニューイングランドにおいて、不安定性を帯びた通貨ないしは信用秩序をできうる限り管理しようとするべく、銀行券銷却システムの自発的な創設ならびに運営がいかんにして試みられてきていたのか、その経緯についても明らかにしてゆく。この経緯を分析することを通じて、実は、サフォーク・システムの成立前夜においてすでに、当事者それぞれの私益性の模索を背景に、不安定性を帯びる通貨・信用秩序の自発的ないし自主的な管理を行なうための術が磨かれつつあり、加えて、その自発的な通貨・信用管理の存在や展開を背後から助長するいくつかの州政府レベルの法制度もいくつか出現していたということもあって、そうした自発的な通貨・信用管理の術が、経験の積み重ねを通じながらひとつの商慣行として徐々に馴染まれつつあった、ということを確認してゆきたい。

続く第2章において、The Suffolk Bank の創設、ならびに、銀行券仲買業務に起因する個別利潤動機をベースとした最初のサフォーク・システム（本稿においては、これを特に、サフォーク・システム（ ）と表現して位置付ける）を創設しようとした経緯、それにサフォーク・システム（ ）の創設後の経過とその失敗について、The Suffolk Bank のバラ

ンス・シート分析を軸としながらその態様の変遷を明らかにしてゆくこととする。

その後、第3章において、サフォーク・システム( )の失敗を受けつつその教訓から大幅な制度修正が施された新制サフォーク・システム(本稿においては、これを特に、サフォーク・システム( )と表現して位置付ける)が、The Suffolk Bank自身の私益追求と折り合いをつけながら、他のボストン所在諸銀行との提携関係と共にどう軌道に乗せられてゆくかについて探究してゆく。特に、それまで銀行券の仲買業務をベースに銀行券銷却システムが確立され修正されてきたのが、サフォーク・システム参加諸銀行の口座間決済でもってより効率的に、なおかつ最終決済手段としての正貨出動が極力抑えられるかたちでの、より洗練された革命的な銀行券銷却システムが自発的に創出されてゆく過程について解明する。加えて、そうして洗練化されたサフォーク・システム( )の運営に対して、コルレス・ネットワークを基盤として、過剰発券に伴う与信拡張への制御を The Suffolk Bank から指導されることに関し地方諸銀行の間からの確執が次第に顕れてくることと、そうした確執を生むこととなったサフォーク・システム( )の基本原則ならびに運営について、様々な公権力が次第に背後から追認してゆくという過程を辿ってゆくこととする。

第4章においては、1830年代に入っていっゆる「ジャクソニアン・デモクラシー」が浸透してゆき、州統治の裁量性が高まると共に、新設される州法銀行の数も全国的に一段と増してゆくなか、サフォーク・システムがどのような進展を遂げていったのかについて展開する。そして、イギリスより飛び火し当時のアメリカ本土全体に深刻なダメージを与えた1837-39年恐慌にさいなまれるなか、サフォーク・システムが、ニューイングランドの通貨・信用秩序の不安定性の顕在化を食い止め

て経済社会を守るひとつの緩衝組織としていかに働いたのか、そしてどこまで働きえたのかということについて解析する。次いで、その恐慌の後遺症から脱却し発展を遂げつつあったアメリカ経済ならびにニューイングランド経済において、サフォーク・システムもまたその組織規模を増大させてゆく過程について、そして、1837-39年恐慌を乗り切ったという大きな実績を背景に各州の公権力から更なる信認を勝ち得てゆく過程について、それぞれ分析を進める。

最後に第5章において、サフォーク・システムの終焉過程を解明する。これまで、紆余曲折を経ながら銀行券通貨の減価防衛に成功してニューイングランドの通貨ないし信用秩序の安定化に貢献し、当事者達による通貨・信用秩序の自主的ないし自発的な管理を試行錯誤の果てになんとか成功させてきたサフォーク・システムが、コルレス・ネットワークに基づいたその与信制御ゆえにかえって一部の地方諸銀行からの反発を再燃させ、やがてサフォーク・システムに対峙するための銀行、The Bank of Mutual Redemption(BMR)を創出させる状況に至らしめる過程について、そして、ボストン手形交換所の創設とそのボストン手形交換所を巻き込んでの The Suffolk Bank と BMR との軋轢と競争、それからそうした競争を経てのサフォーク・システムの停止と BMR の勝利について、その歴史の実態を丹念に解明してゆく。加えて、BMR システムの基本構成ならびにその運営がかつてのサフォーク・システムほどの信頼性を得られなかった原因について探る。そして、これまでニューイングランドにおける自発的ないし自主的な通貨・信用管理を登場させるまさにその基本的土壌となっていたアメリカの州法銀行制度そのものが、南北戦争を契機に国法銀行制度へと変容させられてゆく過程を眺望する。最後に分析を締め括るにあたって、一連の展開を見せたサフォーク・シ

システムの遺産が、国法銀行制度や連邦準備制度といった、その後におけるアメリカ金融制度の全国的展開のうちはどういったかたちで継承され反映されていったのか、ということについて論じてゆく。

債権・債務関係をめぐる不安定性の連鎖を絶えず孕みながらも止めど無く急速に拡張してゆき続け、手に負えないほどまでになってゆく通貨・信用秩序を眼前にして、これを敢えて当事者たちの間でもっていかに自発的に管理してゆこうとしていったのか。進んで、その自発的な管理システムが生み出されてゆく過程において、単なる民間の一商業銀行に過ぎなかった The Suffolk Bank が、どのような利害性を背景としながら、また、どのようなかたちでの各種公権力との関係性の存在を背景としながら、諸銀行間の上位に自発的に立ってゆき、自らの私益と、最終決済というかたちでの信用社会的な利益とをいかにして両立させていったのか。そして、どのようにして、コルレス・ネットワーク下にある他の州法諸銀行における過剰発券の状態を一定程度の範囲ながら認容して社会的に流動性を一時供給させつつ、その一方で最終決済ないし売却を着実に遂行していったのか。また、サフォーク・システムの運営を通じ、流動性の一時供給を緩めれば信用不安そして信用恐慌

の顕在化の危険性をはらむこととなり、逆に、最終決済ないし売却を強要すれば信用収縮ならびに与信活動を執拗なまでに強制するものとして他の諸銀行からの反発を買うこととなるなか、The Suffolk Bank は、この両端のバランスをどうとりながら組織運営のスタビライジングを図っていったのか。また、その組織運営が、結果的に、諸々の州法銀行券における価値振幅の制御を、端的にいえば、減価の防衛を、どういう因果でもって呈してゆくことになっていったのか。それから、一定期間において持続されていたはずのサフォーク・システムがなにゆえに突如とした崩壊を余儀なくされてしまったのか。こうした諸点が、本稿の展開過程においてこれからまさに浮き彫りにされてゆくこととなろう。それと共に、サフォーク・システムが、黎明期アメリカ資本主義の進行と共に一定期間ながら地域レベルで信用を統轄できた特異なるシステムとして、また、コルレス関係をめぐる内部軋轢から崩壊をきたしてしまっただけの特異なるシステムとして、複雑な歴史的経路を辿ってきたがゆえに、いわゆるフリーバンキング信奉者によって評価付けられているような“自由放任のもとで組成され成功した信用統轄システム”とはいえない、ということもまた、明らかにされてゆくこととなろう。

## 1. サフォーク・システムの存立背景

サフォーク・システムの実態を分析するにあたっては、何よりもまず、通貨・信用秩序の自主的ないし自発的な統轄構想が生み出されるに至ったその歴史的背景とはどのようなものであったのか、明らかにしておく必要がある。それゆえ、本章においては、サフォーク・システムが醸成されるに至った、18世紀突入前後における、黎明期アメリカ・ニューイングランドの通貨・信用構造の実態について、分析を施してゆくこととする。

独立革命以降のアメリカは、各州における統治の自主権を尊重しつつ対外的脅威のために連帯するという、極めて特殊なる連邦国家の枠組みを呈してきた。このため、金融制度のレベルにおいても、州統治に拠るものと連邦統治に拠るものとで並立し、その二元的性格を醸成させてきた。銀行にしても、連邦政府の主導のもとで1791年に敷設された国立の合衆国銀行と、各州政府から州特別法に基づいた営業特許を交付されてその州域内において独自に業務を行なう州法銀行とが混在した。国立銀行が合衆国銀行わずか1行のみでそれ以降は各地において増殖しなかったのに対し<sup>11</sup>、州法銀行のほうは、アメリカ各州な

<sup>11</sup> 合衆国銀行とは、南北戦争を契機に国法銀行制度が成立する以前、2度に渡って登場した国立銀行である。独立革命以降、全国的な通貨・金融制度の構築を試みる連邦主義者らの手によって、合衆国銀行は、イングランド銀行に倣い、1791年に創設された（本店：ペンシルベニア州フィラデルフィア）。だが、20年の特許期間を経たのち、連邦議会においてわずか1票差で存続反対が決定され、1811年に消滅の憂き目に逢う。しかしながら、米英戦争を経てインフレを経験し、連邦としての全国的な通貨・金融制度体系の構築の必要性を再び痛感した連邦政府が、1816年、再度、合衆国銀行

らびに各準州において、急激にその設立数を増大させてゆくこととなる。

19世紀突入前後のニューイングランド地域は、黎明期のアメリカにおける政治経済上の先進地域となっていた。この地域の貿易ならびに金融の要衝となっていたのは、マサチューセッツ州の州都ボストンであった<sup>12</sup>。そもそもボストンは、植民地時代から中国やアフリカなどとの外国貿易や各州域間の内国貿易がとみに活発な場所であり、他の諸々の植民地域に比して、金や銀も集まりやすく、実際に、金鑄貨や銀鑄貨といった正貨<sup>13</sup>が集積

を敷設する。ところが、その後、20年の特許期間の期限がせまり始めてきたとき、州主権を最大限尊重したかたちでの連邦統治推進を掲げた Andrew Jackson がおりしも政権を担っていた。Jackson は合衆国銀行の存在を否定する立場を執って存続賛成派と争議を繰り返した（いわゆる「バンク・ウォー」の端緒）。そして1836年、特許期限と共に合衆国銀行はまたしても廃止に追いやられることとなる。

合衆国銀行が容易には全国的に増殖されえなかった理由としては、そもそも銀行業務というのが州統治の自立した裁量性を下敷きに展開されるべき特権的性格のものである、という認識が、各州住民の間に根強くあり、銀行業務に触手を伸ばすことで連邦政府が各州統治に介入してくることに對する、各州関係者による社会的嫌悪が利いていたものと考えられる。なお、合衆国銀行の歴史的展開については、Clark & Hall [ 1832 ]、Holdworth & Dewey [ 1910 ] を参照されたい。

<sup>12</sup> ボストンの金融中心街 State Street は、早くも1792年頃からニューイングランドにおける銀行・金融・貿易業務の中心地となっていた。Spencer [ 1947 ] p.14. 岡田編 [ 1988 ] p.16.

<sup>13</sup> アメリカにおいては、独立革命後の1792年、連邦議会を通じて連邦貨幣法が制定される。これにより、アメリカの通貨単位として「ドル」を採用すること、十進法の原則を使用すること、それに、金銀比価 1:15 を基準に複本位制をとることが正式に決められた。Nussbaum [ 1957 ] pp.52-53. (訳) pp.50-51.



されてきていた場所であった<sup>14</sup>。

上記の特性に加えて、ニューイングランド地域は、植民地時代の18世紀中において、信用貨幣としての銀行券をめぐる一大論争を経験してきていた。すなわち、遡ること18世紀前半に、銀行業の開設ならびに展開が、ニューイングランド・ヴァージニア・サウスカロライナの各植民地に対して、宗主国イギリスより初めて許可される。そして、この許可を契機として、「マサチューセッツ州土地銀行興業計画会社」が創設されることとなるのであるが、この事業展開をめぐる、推進派たるこの会社関係者およびニューイングランド植民地域統括の最高評議会メンバーと、反対派たるボストン所在諸商人との間で激しい争議が繰り広げられたのである。「マサチューセッツ州土地銀行興業計画会社」は、自社株主に対して、名目金利の支払を条件に、銀行券の発行を認めていて、発券担保には各株主の不動産を充てていた。そして、各株主はこの銀行券でもって自らの債務を履行できるようにした。もともとボストンは、植民地貿易において入超状態にあって金属貨幣の流出が進み、慢性的な貨幣不足の状況下にあったのであるが、土地銀行の創設・展開を通じ、銀行券の乱発とそれに伴うインフレーションが生じてしまうこととなる。ボストン所在諸商人は、対外貿易において相手国側の取引先がリスクをさほど感じずに受け取られうる通貨や、商品取引時点から代金決済時点までの信用期間中にあっても購買力が減退しにくい通貨を求めていたために、減価した銀行券の横行という現況に対して真向から批判していったのである。18世紀前半に生じたこの論争が契機となって、以後、独立革命が進むまで、18世紀後半の植民地時代のアメリカ各地には、銀行が一切設立されないこととなる<sup>15</sup>。

<sup>14</sup> 佐合 [1999] pp.17,23.

<sup>15</sup> Galbraith [1975] (訳) pp.91-92. また、植民

ともかく、ボストン所在諸商人における通貨価値の振幅に対しての敏感なる防衛意識は、すでに植民地時代において醸成され根付いてきていたのであった。

こうした歴史的特性ならびに歴史的背景を備えていたニューイングランドの中心地ボストンにあって、このボストンに所在する州法諸銀行は、発券業務に依拠した与信活動を主としつつも、ボストン所在諸商人を相手にした当座預金勘定の取扱業務についてもまた、展開してきていた<sup>16</sup>。他方、ボストン以外の各地に所在する州法諸銀行は、発券業務における資金創造をベースに、活発な与信活動を展開していた。ボストン所在諸商人は、支払手段ないし決済手段としておもに小切手を利用した。これに対し、ボストンと他の内国諸地域とを商品取引を通じて結びつけている交易商人や職人、それに、観光などでボストンにやってきたニューイングランド各地の在住者は、各々在住する地域に所在する諸銀行の銀行券を、支払手段ないし決済手段として、ボストンにおいて用いた。そして、各地の商人や職人は、賃金支払についても、それぞれの地元で所在する銀行の銀行券を利用して行なった。また、ボストン以外の諸地域に所在する各州法銀行、すなわち各地方銀行は、それぞれの地元においてもさることながらボストンにおいても商業手形割引を行なっていて、ボストンにおいて各自の銀行券を振り出していた<sup>17</sup>。加えて、地方農場主や地方商人層が、

---

地時代のニューイングランドにおける公立や私立の土地銀行設立企画の状況一覧については、浅羽 [1989] p.57.を参照されたい。

<sup>16</sup> The Massachusetts Bankの預金者達は、1791年1月より小切手を利用していた。Gras [1937] p.49. La Force [1966] pp.161. また、La Force [1966]やTrivoli [1979]は、マサチューセッツでは1800年頃からすでに小切手の利用が確認されており、当時の司法判断をめぐる資料からそれが裏付けられる、と指摘される。La Force [1966] p.161. Trivoli [1979] p.12.

<sup>17</sup> White [1914] p.293.

ボストンを中心とする都市部の商人層や資本家層に対して負債を抱えており、その返済のために、各々が居住する各地域において流通していた各地方銀行券を、債務支払手段として使用した<sup>18</sup>。この結果、ボストンの流通部面において、これら地方銀行券が多量に流入し流通してくようになる。このため、ボストン市中においては、鑄造貨幣（金鑄貨ならびに銀鑄貨）の流通もさることながら、ボストン所在諸銀行によって発行された銀行券と各地の地方諸銀行によって発行された銀行券とが混交し、いわゆる二重通貨の現象が呈されたのであった<sup>19</sup>。市中において流通する銀行券の種類は、厳密に言えば、発行元の数とその各発行元が発行する額面金種の数との総数分だけ存在しており、その形状や大きさ、レイアウトやデザインなどもまた、発行元ならびに金種の総数だけまちまちに存在していたのであるが、当時のボストン在住者たちは、ボストンにおいて流通するこれら銀行券について、ボストン所在諸銀行によって発行された銀行券と、ボストン域外たる各地の地方諸銀行によって発行された銀行券とを、それぞれボストン・マネー、フォーリン・マネーと、大別して呼称したのである。

それでは、18世紀末から19世紀初頭にかけての黎明期アメリカ・ニューイングランドにおいて、こうした二重通貨の現象が発生しボストン市中に流通する諸々の銀行券の兌換

<sup>18</sup> Redlich [1947] p.67.

<sup>19</sup> いわゆる二重通貨の現象は、ボストンのみならず、フィラデルフィアやニューヨーク市など、当時主要であった諸々の経済中心地においても見られた。Dewey [1910] pp.96-99。ボストンのみならず、二重通貨の現象が呈された諸々の経済中心地においても、ブローカーや州法銀行などの関係者が中心となって、二重通貨の現象を克服する試みが展開されていった。特にニューヨーク市においての諸関係者による試みは、本稿において後ほど展開されてゆく通り、のちのサフォーク・システムを考案するさいのヒントにまでされていくこととなる。Whitney [1878] p.15. Redlich [1947] p.73. p.81.

可能性についてその不安定性が拡張してくるなか、それに対応するかたちでボストン所在諸銀行やボストン所在諸商人、マネー・ブローカーなどといった当事者達が、いったいどのような対策システムないし管理システムを自発的に講じてくることとなったのであろうか。のちのサフォーク・システムを生み出してゆくこととなるこうした実態について、本章においては分析を施しつつ辿ってゆくこととしたい。

### 1.1 二重通貨の現象

すでに1790年代半ばの段階で、きちんと決済されずにボストンにおいて流通されたままの状態にあるフォーリン・マネーへの対策の必要性が、ボストン所在の諸銀行の間で共有されてきていた。この頃ボストンに所在していた銀行というと、州法銀行に関しては、The Massachusetts Bank（1784年創設）とThe Union Bank（1792年創設）<sup>20</sup>との2行であり、あとは、国立銀行として、合衆国銀行ボストン支店（1792年創設）が存在した。そもそもこれら3つのボストン所在諸銀行は、フォーリン・マネーなるものがあからさまに問題視されてくる以前から、ボストン・マネー、フォーリン・マネーの如何に拘わらず、自己宛債務としての銀行券そのものが未決済のまま流通し続けることによる通貨・信用秩序の不安定性の顕在化と、そうした不安定性に対する管理施策の必要性とを意識していた。現に、最古参のボストン所在銀行、The Massachusetts Bankは、1792年6月の時点で、通常業務のなかで手許に入ってくる合衆国銀行ボストン支店の銀行券を預託金として

<sup>20</sup> The Union Bankが創設される際にマサチューセッツ州政府から交付された特許条項のなかには、「銀行券発行総額ならびに信用貸付総額は、預託金総額の2倍を上限とする」旨の条項が初めて盛り込まれた。この条項は、さきに創設されていたThe Massachusetts Bankの特許条項のなかにも、追加的に編入された。奥田 [1926] p.74.

受け入れるかどうかについて、その預託金が請求時には正貨のひとつである銀をもって支払われるということを条件提示したうえで、慎重に同意していた<sup>21</sup>。更に、それからおよそ半年後の 1792 年 12 月 24 日には、The Union Bank と合衆国銀行ボストン支店とに対し、手許に入ってきていた両行の銀行券を毎週土曜日にそれぞれの窓口へ送還して呈示し、正貨との兌換を額面通りに求める、もしくは、The Massachusetts Bank が発行した銀行券との額面通りの交換を求める、旨の取り決めを提示している<sup>22</sup>。つまり、ボストン・マネーを対象とした当事者間による私的な銀行券銷却システムが、最古参のボストン所在銀行である、The Massachusetts Bank によって主導されるかたちで、すでに 1792 年の段階において自発的に組成され、組織的に遂行されてきていたのである。

その後、ボストンからは比較的離れたところの各地、例えば、マサチューセッツ州のセーラム (Salem) やニューベリーポート (Newbury-port)、ニューハンプシャー州の州都プロビデンス (Providence)、ポーツマス (Portsmouth)、ポートランド (Portland)、ロードアイランド州のグロセスター (Gloucester) それに、コネチカット州のニューロンドン (New London)、ノーウィッチ (Norwich) といった各地に、州法銀行が相次いで設立されてゆくこととなる。これら新規州法銀行の多くは、自らきちんと銷却できる見込みがなくなるほどの多額の自行銀行券、すなわち、多額のフォーリン・マネーを際限なく発行して与信活動を行ない、銀行券におけるその過剰流動性の状態を流通部面にもたらしてゆくこととなったのである。そして、これまでおもに鑄造貨幣とボストン・マネーとが流通していたボストン市中においても、

フォーリン・マネーがかなり多量に入り込んできて、二重通貨の現象がもたらされてゆくこととなる。ボストンの流通部面は、金鑄貨ならびに銀鑄貨から成る鑄造貨幣とボストン・マネーとの流通に加え、フォーリン・マネーが大量に流入されてくることによって、更に混沌の度合を増していつてしまうのであった。

もっとも、これらの新規地方銀行のなかには、ごくまれながらも、自行銀行券の健全なる銷却に尽力する姿勢を見せる地方銀行もまた、存在していた。例えば、コネチカット州において 2 番目に設立された The Union Bank of New London は、自行銀行券をボストンにおいて銷却するために、ボストンにおける銀行券兌換の代理人として、ボストン所在の The Union Bank に正貨を送付し、いわば銷却用資金の供給を行なうという実践を始めていたのである。しかしながら、そうした、通貨・信用秩序全体の健全性を念頭に置く行動を執った一地方銀行の真摯なる姿勢および実践が、他の地方諸銀行の間に全面的に普及するというところまでは行かなかったようである<sup>23</sup>。

こうした状況のもと、当時、これらのボストン所在諸銀行は、とりあえず、フォーリン・マネーを預託金として受け入れて取り扱っていた。だが、なかなか決済されないまま流通し続けるなかで自らの価値をじりじりと減ら

---

<sup>23</sup> Magee [ 1923a ]によれば、ボストン所在の The Union Bank がコネチカット州所在の The Union Bank of New London に宛てた 1796 年 4 月付の書簡において、以下の内容が示されている。「ボストン所在の諸銀行は、フォーリン・マネーの増大にたいそう不都合を被ってまいりました。それゆえ、ボストン所在以外の諸銀行の銀行券は受け取らないできたのであり、The Union Bank of New London の事例についてもその慣行を適用されざるをえなくなることをいたく残念に思います。もし他の諸銀行が、貴行のように自分達の銀行券の兌換に気を配っているのであれば、そういった規制など何の必要もなかったのでしょうか。」 Magee [ 1923a ] p.347.

---

<sup>21</sup> Redlich [ 1951 ] p.45.

<sup>22</sup> Gras [ 1937 ] p.73. Redlich [ 1951 ] p.48.

し、自らの額面価格との乖離を次第に大きくさせてゆくフォーリン・マネーに対して、上記3行は、フォーリン・マネーを預託金として受け入れられるかどうかについて、1796年3月21日、初の対策協議を行なった<sup>24</sup>。しかしながらこの協議による成果はそれほど上がらなかった。とはいえ、ボストン所在諸銀行がフォーリン・マネーを特別に問題視してアメリカ史上初のフォーリン・マネー対策協議を行なったということ自体、極めて意義深い事柄であり、通貨ないし信用の自発的管理をめぐるこの時期のこうした活動経験は、のちのサフォーク・システムの組成に向けて脈々と繋がる、まさにその端緒として把持されるべき事象なのではないかと考えられる。

アメリカ史上初のフォーリン・マネー対策協議からおおよそ3年後の1799年、The Massachusetts Bankは、フォーリン・マネー対策協議の再度発足を、The Union Bankと合衆国銀行ボストン支店とに対して呼びかけた。このときThe Massachusetts Bankは、「フォーリン・マネーを特殊の預託金として基本的に受け入れるものの、ただし期日支払のために多量にフォーリン・マネーが呈示されてきた場合、0.5%の割引を行なったうえでこれを受け入れる」ということを勧告したのであった<sup>25</sup>。そして1799年8月12日、上記3行によって2度目の対策協議が施される。ここで、The Massachusetts Bankによる上掲の勧告が、The Union Bankと合衆国銀行ボストン支店とにおいて受け入れられた<sup>26</sup>。この基本合意を踏まえたうえで、それからおおよそ1年後の1800年9月8日、The Massachusetts Bankは、フォーリン・マネーの受取をめぐっての自主ルールを策定した。その自主ルールとは、すなわち、支払総額が400ドル以上に達したケースについてのみ、

そのとき支払手段として呈示されたフォーリン・マネーを、特殊の預託金として額面通りに受け取られるものとする。支払総額が400ドルまでに達しないあらゆるケースについては、呈示されたフォーリン・マネーの総額の0.5%分を受取手数料として別途請求することができる。また、支払総額が400ドル以上となったケースにおいても、そのうち、支払を行おうとするところの当該銀行について、その支払総額がボストン所在銀行に置いてある自らの残高勘定を完全に超えてしまっている場合、その支払総額の0.5%に相当される分が別途請求されるものとする。以上である<sup>27</sup>。

ところが、この自主ルールは、わずか1ヶ月しか持たないまま、1800年10月6日、破棄されてしまうこととなるのである<sup>28</sup>。

## 1.2 マネー・ブローカーの登場

The Massachusetts Bankの主導のもとボストン所在諸銀行によって協調的に試みられた、アメリカ史上初のフォーリン・マネー対策計画は、かくして失敗に終わった。その後は、ボストン所在諸銀行がそれぞれ個別に、ボストン市中において未決済のまま流通し続けるフォーリン・マネーを割引購入し各発行元の窓口において額面通りの正貨兌換を直接請求する、という、フォーリン・マネー割引購入・売却業務を行ない始めた。このときの割引レートは、おおよそ1%~5%であった。フォーリン・マネー割引購入・売却業務の遂行は、ボストンの流通部面からフォーリン・マネーを除去する効果をもたらすと同時に、割引購入したそのフォーリン・マネーについてその額面通りの正貨兌換が実現された場合、フォーリン・マネーの額面価格と割引購入価格との差額分、つまり、割引レートの額分だけ利鞘が、そこから送還経費を除いたうえで

<sup>24</sup> Gras [ 1937 ] p.368. Redlich [ 1947 ] p.67.

<sup>25</sup> Gras [ 1937 ] p.74. p.376. Redlich [ 1947 ] p.67.

<sup>26</sup> Gras [ 1937 ] p.376.

<sup>27</sup> Gras [ 1937 ] p.378.

もたらされるものであった。しかしながら、こうした、個別によるフォーリン・マネー割引購入・銷却業務の遂行にも拘わらず、ボストン所在諸銀行は、ボストンにおいて過度に流通するフォーリン・マネーの弊害をいまだ拭えていなかった。その理由として、銀行券を送還したあとの段階で、もしくは、銀行券を送還する以前の段階で、とても額面通りの正貨兌換を遂行しえる財務状況になさそうな地方銀行がいくつか現れてきたことと、フォーリン・マネーに対する執拗なまでの銷却請求は、与信拡張という、地方銀行にとって有力な利益獲得上の「権限」を一方向的に抑制するものである、として、自行窓口での正貨兌換の回避を意図的に行なおうとする地方銀行が現れてきたこと、とがあった。

そこで、それまで個別にフォーリン・マネー割引購入・銷却業務を展開してきたボストン所在諸銀行は、ボストン市中における、フォーリン・マネーの「駆逐」<sup>29</sup>とそれに伴な

<sup>28</sup> Gras [1937] pp.378-379.

<sup>29</sup> なお、19世紀の第1・2四半期において、フォーリン・マネーを悪貨、ボストン・マネーを良貨と見立てたうえで、ボストンの流通部面においていわゆるグレシャムの法則が働いたか否かという論点が存在する。この論点については、White [1914]やKniffin[1923]、Magee[1923a・b]、Rufener[1934]、Redlich[1947]、Hammond[1957]、Prochow ed. [1960]、Klise[1964]、楠井[1970]・[1997]、塩谷[1975]、平井[1998]など、数多くの論者が、「悪貨は良貨を駆逐した」という論断ないし表現を明確にしている。これに対しては、La Force [1966]による批判を皮切りに、Trivoli [1979]やMullineaux [1987]が、ボストン・マネーは現実には完全に駆逐されえなくなり残存したこと、各銀行券はそれぞれの兌換リスク評価に相応して割引されて市場で取引され、悪貨が良貨かというのはその割引のバラツキ程度においてしか現れないこと、都市諸銀行が銀行券債務よりも預金債務のほうを選好し始めていたこと、以上の理由から、批判的立場をとっている。また、同じく批判的立場から、佐合[1999]も、La Force [1966]の議論を踏まえつつ、ボストン所在諸銀行によって「悪貨は良貨を駆逐する」とみなされた現象の背後には、ボストン所在諸銀行の大規模顧客における預金通貨への移行と、地

方ボストン・マネーの流通量の相対的拡大とに道を付ける、という目論みから、1803年、三たび協力してフォーリン・マネー対策を講ずることとなった<sup>30</sup>。具体的には、フォーリン・マネーの割引購入・銷却業務を協調して行なうこととしたのである。それと同時に、これまでボストン所在諸銀行それぞれが認容してきていた、フォーリン・マネーを特殊の預託金として受け入れるということを、完全に停止した。

だが、ボストン所在諸銀行によるそうした目論みとは裏腹に、フォーリン・マネーは、ボストンの流通部面から容易には「駆逐」されなかった。フォーリン・マネーは依然としてボストンの流通部面に根強く残ったままとなり、それどころか、皮肉にも、それらフォ

---

方諸銀行間によるボストン市内においての貸付競争の激化という、経済構造をめぐる2つの変化があった、として、重層的な把握の必要性を明示されている。佐合[1999] pp.25-26.

これらの論争に対して私見を述べておくと、少なくとも、フォーリン・マネーとボストン・マネーとをそれぞれ一括して悪貨と良貨とに見たてつつ、グレシャムの法則が明瞭に働いたとは、つまりは「悪貨は良貨を駆逐した」とはいえないのではないかと思われる。ただし、否定説において掲げられた上記の論拠に関して、都市諸銀行が預金債務のほうを選好して完全に預金銀行化の方針を執ったとされる評価については留保されるべきだと思われる。本論付表B-2を見ると、1803年から1839年までの間において、たしかにボストン所在銀行においては預金債務総額が銀行券債務を凌駕してはいるものの、銀行券債務の総額自体もまたかなりの伸張トレンドを示しており、また、本稿において後述されることとなるが(本稿3.3を参照)1825年から1828年にかけては利付銀行券を大量発行する態様を見せたりするなど、完全に銀行券発行のほうを見切ってしまうとはいえないからである。

<sup>30</sup> これと同時期の1803年、3番目のボストン所在銀行、The Boston Bankが創設されている。The Boston Bankの創設時にマサチューセッツ州政府より交付された特許条項において、「借入または貸付総額は、払込資本金総額の2倍を上限とする」旨の特許条項が新たに盛り込まれた。この特許条項は、既存のマサチューセッツ州所在諸銀行について、各行の特許条項のなかにも編入されていた。奥田[1926] p.74.

ーリン・マネーを格好の利益対象と感じた、マネー・ブローカーという極めて強力な競争相手の登場を、かえって促してしまうこととなったのである。

それでは、マネー・ブローカーは、フォーリン・マネーを元手にしてどうやって利益を実現していったのであろうか。その基本構造は、以下の通りである。

まず、当時のボストン市中におけるボストン・マネーならびにフォーリン・マネーの価値評価に関していうと、ボストン・マネーがフォーリン・マネーよりも1%程度高いという状況にあった<sup>31</sup>。つまり、市中における通貨のレートが、“<ボストン・マネー> = <フォーリン・マネー> + 1%”という、二重通貨を帯びるレートの状態にあったのである。ボストン市中においては、正貨兌換の確実度が極めて高いボストン・マネーへの需要の高さもさることながら、上述したように、一般的な支払手段としてのフォーリン・マネーの利用が社会的に幅広く浸透していて、フォーリン・マネーに対する需要もまた高い状態にあった。そこで、マネー・ブローカーは、手許にあるフォーリン・マネー（ここでは、このフォーリン・マネーが割引購入されて調達されるのに要されたコストの存在についてひとまず不問としておく）に、市中レートに則して1%のプレミアムを付して、市中にあるボストン・マネーとの交換を求めようとする。そしてこの交換が成立すると、マネー・ブローカーは、そのボストン・マネーを取得し手許に置くこととなる。いま、この段階においては、マネー・ブローカーは、当初手許にあったフォーリン・マネーに1%のプレミアムを付けて市中のボストン・マネーと交換を成立させたわけであるから、実質的には、当初の状態から比較してみれば、マネー・ブローカーは1%の損失を計上して市中からボストン・

マネーを取得したという状態にある。さて、今度は、マネー・ブローカーは、さきほど1%の実損でもって交換を求めそして取得したボストン・マネーを、再び市中へと、「両替」という名のもとに転売を図ることとなる。上記したように、ボストン・マネーは、正貨兌換の確実度が極めて高く、保有資産としての価値も高い状態にある。これに加え、上述したように、1803年以降、ボストン所在諸銀行がフォーリン・マネーによる入金取扱を完全に拒否するという施策を執り続けてしまっている。このために、地方諸銀行や地方諸商人などがボストンにおいてボストン所在諸銀行を利用するかたちでフォーリン・マネーによる支払を行おうとしても、ボストン所在諸銀行はいずれもフォーリン・マネーを支払手段として受け取ってくれないままの状態にある。したがって、主なる支払手段としてフォーリン・マネーを用いている地方諸銀行や地方諸商人にとってみれば、交換に要せられる1%のプレミアムというのはいわば重課税ともいえるような代物であったが、しかしながら所定期日までに円滑に決済を行なわざるをえないために、しぶしぶプレミアムを支払ってまでもボストン・マネーを支払手段として「両替」によって取得する必要にかられる。こうした構造的背景が横たわっているがゆえに、ボストン・マネーについては、ボストン市中における取得需要がかなり高い状態のままにある。そこで、“<ボストン・マネー> = <フォーリン・マネー> + 1%”という市中レートに則して、手許にあるボストン・マネーを、市中において「両替」ないし転売し、市中にある別のフォーリン・マネーに1%のプレミアムが加えられたものとの交換が実現されてゆくこととなる。この「両替」ないし転売が実現された結果、マネー・ブローカーの手許には、その「両替」ないし転売によって得られた、当初手許にあったものとは別のフォーリン・マネーと1%のプレミアムとがもたら

<sup>31</sup> Appleton [ 1831 ] p.11.

される。このとき、「両替」手数料として、マネー・ブローカーは、0.25%の手数料を請求し取得することとなる。したがって、この段階で、マネー・ブローカーの手許には、転売によって新たに取得されたフォーリン・マネーと計  $1.25( ; 1 + 0.25 )$  %のプレミアムとがもたらされていることとなる。ただし、転売前は1%の実損を出してポストン・マネーを取得していたわけであるから、最終的には、転売によって新たに得られた別のフォーリン・マネーと  $0.25( ; 1.25 - 1 )$  %のプレミアムとが、マネー・ブローカーの手許に残ることとなる。したがって、マネー・ブローカーは、ポストン・マネーとフォーリン・マネーとの交換業務を遂行すると共に0.25%の利益をも獲得することとなるのである。

上記のような利益獲得のロジックを基礎としたうえで、その利益獲得の元手となるフォーリン・マネーをより多量に手許に置こうとすべく、マネー・ブローカー達は、フォーリン・マネーの割引購入を併せて行なった。このときの割引レートは、マネー・ブローカー各々が、フォーリン・マネーそれぞれについて、各発行元の財務状況を背景に付けられた兌換可能性に関するリスク評価と、正貨兌換のさいにおける送還経費とを見込んだかたちで算出された。最終的には、ポストン所在諸銀行がそれぞれ個別にフォーリン・マネーの割引購入を行っていたときのレートにほぼ同等のレート、すなわち、平均して1%~5%の範囲でもって割引レートが付けられて購入されたのであった。なかでも、マネー・ブローカー達が特に好んで利益の対象としていたのは、マサチューセッツ州最北部のメイン地区<sup>32</sup>ならびにニューハンプシャー州に所在する諸銀行が発行した、減価の著しい、極めて安価な状態になってしまっているフォーリ

<sup>32</sup> メイン地区がマサチューセッツ州から分離独立してメイン州として連邦に参画するのは、1820年

ン・マネーであった。ポストン市中においてフォーリン・マネーの取得需要が高い状態のままにあるうちは、マネー・ブローカーにとって、利益獲得のための元手となるフォーリン・マネーが安価になってしまっていればいるほど、より大きな割引を施すことによって、比較的低廉なる購入コストで調達可能となる。これを元手にして「両替」業務を遂行すれば、取得しうる利鞘の幅が更に拡がることとなるのである。

しかしながら、1803年に取り決められた、ポストン所在諸銀行によるフォーリン・マネーでの入金取扱の完全拒否と、それに加え、州法銀行の増設が各地においていっそう進んでゆくこととを通じて、フォーリン・マネーの流通高が急増してくることとなる。表B 2、B 3、図C 1において明らかにされるように、1803年から1805年頃にかけて、ポストン・マネーの発行高は、約71万ドルから約25万ドルにまで下がっていたのに対し、フォーリン・マネー（ただし、上掲した参照すべき諸図表からいくと、この場合、特にマサチューセッツ州所在の地方銀行券のことに限って指してしまうことになるのであるが）のほうは、約85万ドルから約130万ドルにまで著しく増大してきていたのである。こうした、フォーリン・マネーというかたちでの過剰な流動性供給によって、市中におけるフォーリン・マネーの取得需要が次第に頭打ちになってきて、マネー・ブローカーによるフォーリン・マネーの転売実現が次第に難しくなってくる。すると、マネー・ブローカー達は、「両替」による利益獲得のための元手として大量に割引購入しておいたあと手付かずのかたちでいまだ手許に堆積したままの状態にあったフォーリン・マネーを、額面通りによる即座の正貨兌換を請求してその差益を実現すべく、各発行元に対して執拗に送還し始めた

3月になってからのことである。

のであった。

また、フォーリン・マネーを扱って利鞘を稼ぐ方策に長けてきたマネー・ブローカーのなかには、もっと効率的に儲けられることを目論み、代理人提携契約を結んで、各地方銀行のボストン在住代理人（エージェント）に納まる者も現れ始めた。この代理人の業務というのは、まず、ボストン在住者に対して、フォーリン・マネーによる低利貸付の手筈を整えてフォーリン・マネーを振り出す、というかたちで、ボストン市中において資金を弾力的に供給する。次いで、ボストン市中に出回ったそれらフォーリン・マネーを再び割引購入して、提携契約先である発行元に額面通りの正貨兌換を請求して利鞘を稼ぐ、というものであった。マネー・ブローカーと手を組むということは、地方諸銀行にとってみても、ボストン市中における自行銀行券の流通を確保するという点において、利益競争上のメリットがあったのであり、特に、ボストンから遠隔の諸地域に所在する地方諸銀行の間において、マネー・ブローカーを雇い入れて提携する、という商慣行が次第に広がってゆくこととなるのである<sup>33</sup>。

### 1.3 The Boston Exchange Office とフォーリン・マネー対策共同組織の出現

こうして、マネー・ブローカー達によるフォーリン・マネーの商業的利用が徐々に拓かれてゆくなか、1804年6月23日、ボストン所在の小規模商人層の有志が、請願の末、マサチューセッツ州議会からの特許交付を受けて、The Boston Exchange Office (Bank) を設立した。The Boston Exchange Office の設立目的はというと、ボストン所在諸銀行が1803年からフォーリン・マネーを受け取らなくなっていたということ为背景として、ボストンにおけるフォーリン・マネーの受託関係

をもっと開拓し増やしていこうとするところにあった<sup>34</sup>。

The Boston Exchange Office は、フォーリン・マネーを専門的に取り扱うこととして、それを預託金として受け入れて決済を行ったり、預託金として受け入れたそのフォーリン・マネーによる残高を担保にしたうえでその残高を置いた実業家や商人達に対して融通手形を振り出すことによって与信業務を展開する、という、極めて特殊な銀行機関であった。The Boston Exchange Office の払込資本金総額は、表 A 1 に示されたバランス・シートからも明らかのように、20万ドルである。払込資本金総額20万ドルの内訳は、フォーリン・マネー（そのなかでも、マサチューセッツ州所在の州法諸銀行が発行した銀行券に限定される）が15万ドル、正貨が5万ドルであった。いったんある銀行に持ち込まれたフォーリン・マネーは、その銀行から The Boston Exchange Office のほうに再度預託されて、The Boston Exchange Office に開設されたその当該銀行の口座のほうに入れておかれる。実業家や商人達は、この残高を担保にしつつ、他の諸銀行において得るときよりも更に安価で融通手形をここで得られることができた。このように、The Boston Exchange Office において比較的安価なかたちで得られた融通手形は、実業家や商人達への有力なる資金貸付手段として利用されたのである<sup>35</sup>。

ところで、The Boston Exchange Office は、自行銀行券の発行が認められていなかった。表 A 1 のバランス・シートにおいて銀行券債務の総額がゼロであり続けているのは、こうした理由からである。加えて、受け入れられるフォーリン・マネーについて、それを他の銀行券や正貨で決済することを見越しつつ手数料を課したり割引を行ったりする、と

<sup>33</sup> Chadbourne [ 1936 ] p.41.

<sup>34</sup> Redlich [ 1947 ] p.67.

<sup>35</sup> Redlich [ 1947 ] p.68.



いったことが、原則として認められなかった。つまり、フォーリン・マネーによる額面通りの受取ならびに決済が原則だったのである。ただし、期日支払の目的で呈示されたフォーリン・マネーに対して、割引を行なうのは、例外的に認められた。The Boston Exchange Office がこの例外的な割引を行なうさい、その割引が施されうる総額の範囲は、割引の対象となるフォーリン・マネーを発行したその当該地方銀行が、The Boston Exchange Office のほうに実際に預託されている各種地方銀行券（フォーリン・マネー）ならびに正貨から成る残高総額のうち、その 33.3%、つまり 3 分の 1 を超えない程度の範囲までに制限されたのであった<sup>36</sup>。

しかしながら、The Boston Exchange Office は、開業からわずか 1 年後の 1805 年に、ボストン所在の投機家 Andrew Dexter Jr.によって、その株式の殆ど全部をかなり大きなプレミアムが付けられるかたちで取得され、結局乗っ取られてしまうこととなる<sup>37</sup>。この Andrew Dexter Jr.は、The Boston Exchange Office を乗っ取る以前、ロードアイランド州グロセスター（Gloucester）所在の The Farmers' Exchange Bank of Gloucester（1804 年 2 月創設）の取得を皮切りに、いずれもマサチューセッツ州所在の地方銀行である、The Bangor Bank（所在地；バンガー（Bangor））と The Berkshire Bank（所在地；ピッツフィールド（Pittsfield））とを既に手中に収めていた。彼は、自ら取得した諸銀行についてそれらの系列展開を試みるかたちで投機的利得を求めようとする。そして、通常ならば長期投資が見込まなければならないはずの、こうした系列展開のための資金繰りを、実に短期資金で賄い<sup>38</sup>、信用をめぐ

る不安定性を大きくはらませてゆくこととなる。こうして、投機的に諸銀行の系列展開を進めてゆくなかで、Andrew Dexter Jr.が、更なる乗っ取りの対象として The Boston Exchange Office にねらいをつけたのは、彼によってさきに取得されていた州法諸銀行について、それら諸銀行が発行した各銀行券の円滑な相互交換を行ない得るための組織機関を求めていたということと<sup>39</sup>、その円滑なる相互交換を通じ、彼自身、ニューイングランドにおいて流通するあらゆる銀行券通貨を制御し管理しようとする野心的な企てとがあったからである<sup>40</sup>。

The Boston Exchange Office とボストン所在諸銀行とにおける当時の関係はというと、そもそもボストン所在諸銀行が揃って入金取扱を拒否したフォーリン・マネーについて、その取扱先ないし受託先を開拓する意図のもとに The Boston Exchange Office が創設され運営されるに至ってきたわけであるから、両者は業務機能を相互補完しあういわば友好的な棲み分けの関係にあった。ところが、それまで例外的にしか認められていなかった、The Boston Exchange Office によるフォーリン・マネーの割引購入・売却業務が、次第にその規模を大きくさせてきて表沙汰になってくると、フォーリン・マネーの割引業務をめぐる競争意識がボストン所在諸銀行のなかに芽生えてくることとなった。この結果として、1807 年には、最古参の The Massachusetts Bank が、The Boston Exchange Office における小切手の受取を拒否するという施策を執った<sup>41</sup>。The Boston Exchange Office への競争意識が高まると共に、ボストン所在諸銀行は、The Union Bank を中心にフォーリン・マネーの割引購入・売却業務を協調して遂行

<sup>36</sup> Magee [ 1923a ] p.347. Redlich [ 1947 ] p.41.

<sup>37</sup> Andrew Dexter Jr.は、もとはボストン所在の法律家であった。Redlich [ 1947 ] p.41.

<sup>38</sup> Redlich [ 1947 ] p.68.

<sup>39</sup> White [ 1904 ] p.293.

<sup>40</sup> Summner ed. [ 1896 ] p.36. Redlich [ 1947 ] p.68.

<sup>41</sup> Gras [ 1937 ] p.68. p.392.

してゆくこととなり、The Boston Exchange Office との競争に挑んでゆくこととなったのである。

また、この頃、送還経費の負担増に起因する銷却の困難性の高さを見越したうえで、敢えてフォーリン・マネーを創造して貸付利益を獲得する、ということを目論んだ、投機的な諸商人やブローカー達による、遠隔地においての銀行創設が増えていった。これらの地方諸銀行は、自ら発行したフォーリン・マネーの更なる銷却遅延を図るために、ひとまず、銷却請求先に対して、地方諸銀行それぞれのボストン在住代理人を通じ、10日～30日間の振出手形を出す。そしてそれは次第に長期間の振出手形の利用へと移ってゆき、最終的には、60日～90日間でその振出手形の期間範囲が延ばされていったのである<sup>42</sup>。この頃、The Boston Exchange Office、ならびに、他のマネー・ブローカー達、それからボストン所在諸銀行によって、フォーリン・マネーは、およそ4%～5%の範囲のレートで割引購入されて受け取られ、各発行元の窓口を送還して額面通りに銷却されていた。しかしながら、そうした業務が遂行されるのにも関わらず、市中におけるフォーリン・マネーの流通量は、一向に減ることがなかったのであった。

1808年秋、フォーリン・マネーが円滑に銷却されないまま減価しながら多量に流通し続けているという、極めて混沌とした状況に対処すべく、当時ボストンにおいて極めて有力な商人資本家となっていた Nathan Appleton を中心に、ボストン所在有力貿易商の有志によって、ひとつの対策共同組織が生まれた。この対策共同組織の創設目的は、彼らボストン所在の商人資本家たちが交易商務を展開するなかで支払手段として多量に受け取られて自らの手許に堆積してしまっていたフォー

リン・マネーを、各発行元に対して送還し着実に銷却してゆくというところにあった<sup>43</sup>。この対策共同組織の運営資金にあたっては、当該のボストン所在諸商人の有志による資金拠出のほか、減価が進行し続けているフォーリン・マネーを支払手段としてつかまされることによってこれまで幾度となく損害を被ってきていた何百もの被害者達が、それぞれ100ドルずつ資金を拠出しあって支援したのであった<sup>44</sup>。この対策共同組織の代表者には、ボストン所在のマネー・ブローカー、William Cochran が雇われるかたちで就任した。この対策共同組織においては、フォーリン・マネーはおよそ2%～5%の範囲のレートで割引購入された<sup>45</sup>。そして、その対策共同組織を通じて割引購入されたそれぞれのフォーリン・マネーを銷却すべく、代表者 William Cochran が送達人を派遣し、その送達人が各発行元の地方諸銀行の窓口はそのフォーリン・マネーを持参して現れるかたちで正貨との兌換を直接せまった。そして、正貨兌換の要求にもし応じなければ訴訟を起こすことも辞さない、と、極めて強い姿勢で望んでいったのである<sup>46</sup>。

なお、この対策共同組織の活動には、のちにボストンにおいてサフォーク・システムを私的に管理運営することとなる The Suffolk Bank の初代頭取 Ebenzer Fransis が、この当時加わっていた<sup>47</sup>。これは、たいへん興味深い事柄である。サフォーク・システムの形成過程については、のちほど本稿第2章ならびに第3章において順次説明されてゆくこととなるが、ともかく、減価したフォーリン・マネーにさいなまれる当事者達が自発的に行動を起こし、フォーリン・マネーを割引購入

<sup>42</sup> Appleton [ 1831 ] p.13.

<sup>43</sup> Appleton [ 1831 ] pp.13 14.

<sup>44</sup> Redlich [ 1947 ] p.69.

<sup>45</sup> Sumner ed. [ 1896 ] pp.36 37.

<sup>46</sup> Appleton [ 1831 ] p.14.

<sup>47</sup> Redlich [ 1947 ] p.69.

してそれらの銷却を目的に各発行元へ送還する、という一連の施策を遂行するための資金を拠出しあって対策共同組織を運営するということと、この対策共同組織においてのフォーリン・マネーの銷却請求をめぐる強靱な姿勢とは、のちに、サフォーク・システムが組成され運営されてゆくうえでの有意義な経験として活かされ、それと同時に、ここでの経験のエッセンスがのちのちサフォーク・システムに反映されてゆくことになっていったのではないかと考えられる。

#### 1.4 1809年恐慌の影響

1809年、アメリカ史上初の信用恐慌が現出した。1809年3月25日、ロードアイランド州所在の The Farmers' Exchange Bank of Gloucester の破綻を契機として、ニューイングランド全域において信用不安が連鎖的に波及したのである<sup>48</sup>。The Farmers' Exchange Bank of Gloucester は、アメリカ史上初の破綻銀行となった<sup>49</sup>。本稿 1.3 において既述したとおり、この The Farmers' Exchange Bank of Gloucester は、ボストン所在の投機家 Andrew Dexter Jr. の手中にあった銀行であった。この信用恐慌は、なかなか銷却されないまま市中に大量に氾濫し出回り続けていたフォーリン・マネーについて、上記した、Nathan Appleton を中心とした有力なボストン商人資本家たちによる、フォーリン・マネー銷却促進のための対策共同組織による活動が活発化して、各発行元の窓口においての即座の正貨兌換が唐突にかつ執拗なまでに請求されてゆき、その結果、意図せざる急激なる信用収縮を誘発させたことをその主因とする。そして、The Farmers' Exchange Bank of

Gloucester が破綻したあとすぐ、同じく Andrew Dexter Jr. によって買収されていたマサチューセッツ州所在の地方銀行、The Berkshire Bank が、続いて、The Boston Exchange Office が、連鎖的に破綻をきたしてゆくこととなるのである<sup>50</sup>。表 A 1 において明らかのように、1807年1月から1809年1月にかけての The Boston Exchange Office のバランス・シートを眺めてみると、準備率が異常に低い状態のままできているのが分かる。何よりも、正貨保有高の希少さが著しく目立つ。このバランス・シートによれば、破綻の年にあたる1809年1月1日時点で、正貨保有高は、わずか384ドル程度にすぎず、このときの準備率においても、0.19%と極めて低いものであった。実に、1805年に Andrew Dexter Jr. に買収されてから1809年6月に破綻を迎える<sup>51</sup>までに、極めて不安定な財務状況のまま、The Boston Exchange Office は運営され続けてきていたのである。そして、The Boston Exchange Office が破綻を迎えた瞬間、それまでニューイングランドにおける通貨の制御ならびに管理を目論んでいた投機家 Andrew Dexter Jr. の野望は、藻屑と消えてしまったのであった。

1809年恐慌は、全面的な正貨支払停止にこそ陥らせはしなかったものの、この信用恐慌にさいなまれたことによって、メイン地区を含むマサチューセッツ州、それにニューハンプシャー州に所在する地方諸銀行は、各自が

<sup>48</sup> The Farmers' Exchange Bank of Gloucester の破綻日については、Hammond [ 1957 ] p.176. を参照されたい。

<sup>49</sup> FDIC [ 1983 ] p.13. FDIC [ 1998 ] p.7. Hammond [ 1957 ] p.551.

<sup>50</sup> 佐合 [ 1999 ] は、The Boston Exchange Office について、「6月に提出した報告書を最後に兌換準備金が不足して事実上倒産し、他の銀行 ( Farmers' Exchange Bank ) に吸収された」と論じられている。佐合 [ 1999 ] p.26. しかしながら、この叙述は誤りであると思われる。管見の限り、Farmers' Exchange Bank は3月25日に破綻が報告されていて、The Boston Exchange Office のほうは6月以降に破綻を迎えているからである。

<sup>51</sup> The Boston Exchange Office によるマサチューセッツ州当局への定期報告は、1809年6月で途絶えている。Gras [ 1937 ] p.75.

発行した銀行券の銷却を頑なに拒絶した<sup>52</sup>。また、コネチカット州においても、例えば、ニューロンドン（New London）所在の州法銀行、The New Heaven Bank が、ニューロンドン（New London）、ブリジョリット（Bridgeport）、ノーウィッチ（Norwich）の各都市以外に所在する諸銀行の銀行券を受け取らないことを定めるなど<sup>53</sup>、フォーリン・マネーの流通部面での滞留を助長しかねない姿勢が、各地において見受けられた。

それゆえ、未決済のまま流通部面に滞留するフォーリン・マネーが、相対的に増えてゆくこととなる。こうした状況に対し、さきにフォーリン・マネーの割引購入・正貨兌換を行なうための対策共同組織の設営に尽力した有力な商人資本家 Nathan Appleton と彼の友人達とが、各地方銀行に各自の銀行券をきちんと銷却するよう果敢に説得を試みていった。しかしながら、その説得活動は徒労に終わってしまった<sup>54</sup>。他方、1810年時点で、ボストン所在諸銀行は、さきの1803年に取り決めていたフォーリン・マネーによる入金取扱の拒否を、依然として解除していなかった。このこともまた、フォーリン・マネー自体の過剰流動性を助長してしまう有力な構造的要因になっていたと考えられる。

こうして、円滑に銷却されないままフォーリン・マネーがボストン市中に滞留するという状況のなか、マネー・ブローカー達の間で、フォーリン・マネーの割引購入・銷却請求をめぐる競争が一段と進行してゆくこととなる。そして、この競争が進行してゆくと共に、フォーリン・マネーの割引レートが低減し始めた。この頃、割引レートの平均に関して、メイン地区を除くマサチューセッツ州所在諸銀行のフォーリン・マネーについては、およそ

0.5%前後で推移した。また、マサチューセッツ州以外における、メイン地区を含むニューイングランド各州に所在する諸銀行のフォーリン・マネーについては、実際のところ、およそ2%前後から12%強までという、かなり幅広い範囲を呈しつつ動いたのであった<sup>55</sup>。

なお、1809年恐慌の波及に伴って、地方諸銀行が各自の銀行券の銷却を頑なに拒絶し続けたという事態がもたらされてしまったことを教訓に、1810年、マサチューセッツ州議会においてひとつの法案が可決されている。それは、「各州法銀行が自行銀行券の銷却に応じない場合には、当該銀行における銀行券発行総額につき月2%の罰則金を課す」という内容の州法条項であった。この条項は、その後の新設銀行に付与される特許条項のうちに盛り込まれてゆくこととなり、また、既存のマサチューセッツ州法銀行における特許条項のなかにも編入されていった<sup>56</sup>。この、1810年マサチューセッツ州法は、1810年代ならば

<sup>55</sup> Felt [1839]は、この時期におけるフォーリン・マネーの割引レートについて、その一例を明示している。Feltによれば、The Lincoln Bank、The Kennebec Bank、The Hallowell Bank、それにThe Augusta Bank（いずれもメイン地区所在）の銀行券は2~3%、The Northampton Bankが12%、The Penobscot Bank（メイン地区所在）の銀行券は12.5%であった。Felt [1839] p.216。ちなみに、上記の銀行のうち、割引レートが極めて高いThe Northampton BankとThe Penobscot Bankは、1810年代中にいずれも破綻に陥ることとなる。また、この2行以外の銀行のうち、The Kennebec Bankは、1822年に破綻に陥った。1810年代ならびに1820年代に破綻したニューイングランド所在諸銀行については、本稿付表A 2を参照されたい。

他方、この時期における地方諸銀行の割引レートが最大で約50~60%程度にまで及んだ、とされる見解もある。Baily [1876]や佐合 [1999]によれば、The Lincoln & Kennebec Bank...3~4%、The Penobscot Bank ...10~13%、The Northampton Bank...15%、The Vermont Bank...15~16%、The Berkshire Bank...20~50%、The Hillsborough Bank...30~50%、The Coos Bank...40~60%であった。Baily [1876] p.119。佐合 [1999] p.36。

<sup>56</sup> 奥田 [1926] p.75。

<sup>52</sup> Appleton [1831] p.14。Dewey [1910] p.81。Chadbourne [1936] p.40。

<sup>53</sup> Redlich [1947] p.260。

<sup>54</sup> Redlich [1947] p.69。

に 1820 年代を通じて引き続きゆくこととなる。後述するように、信用貨幣の不安定性、とりわけ、減価をめぐる銀行券流通の不安定性に対する当事者達によつての自発的な管理システムは、システムの枠組みとしては、その後、The New England Bank や The Suffolk Bank などボストン所在の州法商業銀行が中軸となるかたちで徐々に高度化され洗練されつつ受け継がれてゆくこととなるのであるが、上記の、「銀行券銷却の遅延に対する罰則金徴収」という州法条項は、その後の、The New England Bank による銀行券兌換システムならびにサフォーク・システムの組織運営に対しても、すべてのマサチューセッツ州法銀行に自行銀行券の円滑な銷却を促すという点において、公権力による背後からのバックアップを呈し続けてゆくこととなった、といえるのではないだろうか。

### 1.5 「ボストン・アソシエイツ」の顕在化

破綻後の The Boston Exchange Office のスペースは、The Boston Exchange Coffee House として<sup>57</sup>、ボストン界隈を賑わす商人資本家達を中心に彼らの意見交換の場としての役割を果たしてゆくこととなる。本稿 1.3 ならびに 1.4 において既述してきたように、Nathan Appleton を筆頭とする有力なボストン所在貿易商の一部は、フォーリン・マネー対策共同組織を即座にこしらえて、未決済の各銀行券が市中において減価しつつ大量に流通し続けるという事態に迅速に対応するという、まさにその主導的役割を發揮した。そして、まさにこの迅速な対応こそが、1809 年信用恐慌を招来する主因となつてきていたのであった。行動力溢れるこれら有力なボストン所在貿易商たちは、おもに 1812 年 1815 年の期間に渡つた米英戦争を背景に巨額の利益を稼ぎ出し、更に有力かつ富裕な商人資本家

<sup>57</sup> Appleton [ 1831 ] p.13.

へといつそうの変貌を遂げてゆく。かくして彼らは、「ボストン・アソシエイツ」と呼ばれてゆくこととなるのである<sup>58</sup>。

「ボストン・アソシエイツ」の面々には、The Appletons、The Lawrences、The Lowells、The Parkins、The Jacksons、The Cabots、The Goddards、The Duttons、The Brooks などの一族が名を連ねていた<sup>59</sup>。これらの一族は、互いに意見交換を行なったり一部は姻戚関係によって結ばれてゆくなど<sup>60</sup>、互いに密接に関わりあつていた。

「ボストン・アソシエイツ」は、協調して、金融業への株式投資を積極的に行なつて商業銀行や貯蓄銀行などの金融機関を次々と創設させてゆく。加えて、新設した各金融機関に会社役員を多数送りこんでお互いに役員職を占有しあい、いわば、所有のみならず経営のほうにも深く携わつてゆくこととなつたのである。更に、「ボストン・アソシエイツ」のリーダー格にあつた Nathan Appleton は、1811 年に、同じく有力なボストン所在貿易商であつた Francis C. Lowell に、綿工業への投資をめぐつて話し合いを持ちかける<sup>61</sup>。そして米英戦争を介して巨額の富を得るやいなや、綿工業への重点投資が一挙に進み出すこととなるのである。この結果、1813 年には、Nathan Appleton、Francis C. Lowell、Patrick J. Jackson という、「ボストン・アソシエイツ」の代表格ともいえるべき 3 人が The Boston Exchange Coffee House に集まって会合し、その結果、アメリカ史上初の綿業株式会社、The Boston Manufacturing Company が創設されるに至つた。こうした、「ボストン・ア

<sup>58</sup> 鈴木編 [ 1972 ] pp.233 234.

<sup>59</sup> 1813 年から 1865 年までの時期にかけての、「ボストン・アソシエイツ」全メンバーの投資活動状態の概観については、Dalzell [ 1987 ] pp.233 238.において記載されてある付録図表を参照されたい。

<sup>60</sup> Vatter [ 1961 ] p.218.

<sup>61</sup> Appleton [ 1858 ] p.7.

ソシエイツ」による金融業ならびに綿工業への重点投資は、ニューイングランド綿工業の投資・勃興の原動力となり、ひいては、アメリカ産業革命の、そしてアメリカ資本主義の勃興の中心を担ってゆくこととなるのである。

のちにおいて明らかにされることとなるが、その後ボストン所在銀行として創設されてくることとなる、The New England Bank と、サフォーク・システムの運営主体となってゆく The Suffolk Bank とは、実は、共に、The Boston Exchange Coffee House に集っていたこれら「ボストン・アソシエイツ」のなかから創設の動きが出てくることとなるのである。その意味において、The Boston Exchange Coffee House ならびに「ボストン・アソシエイツ」は、その後のサフォーク・システムの出現をもたらすに至るまさに重要なファクターとして認識されるべき対象となるのであり、「当事者達による通貨・信用秩序の自発的な管理」といったばあいの、まさにその「当事者」に該当する具体的な対象になってゆくこととなるのである。

## 1.6 The New England Bank による兌換組織の確立

フォーリン・マネーの割引購入・銷却請求をめぐる私益追求競争がマネー・ブローカー達の間で活発化してくるなか、ボストン所在諸銀行のなかにおいてもフォーリン・マネー対策をめぐる動きが再び顕れてきた。1803 年以降、いまだ一貫してフォーリン・マネーを受け取らない方針を続けていたボストン所在銀行、The Massachusetts Bank と The Boston Bank とが、各種銀行券の割引をめぐる徐々に協議を行ない始めたのである<sup>62</sup>。しかしながら、この協議から具体策にまで発展的に展開されるには至らなかった。ちなみにこのとき、マネー・ブローカー達によるフ

<sup>62</sup> Gras [ 1937 ] p.91.

ォーリン・マネーの割引の大きさは、通常において銷却に必要とされる経費分をかなり大きく上回って付けられるという状態にあった。

こうしたなか、1813 年 6 月 6 日、The New England Bank が、マサチューセッツ州議会より特許交付の承認を受けた<sup>63</sup>。The New England Bank は、本稿 1.5 において述べた、「ボストン・アソシエイツ」によって、金融業へ重点的に投資されるかたちで創設された銀行のひとつであった。この The New England Bank という名前の由来は、ニューイングランド所在の諸銀行に対して通貨に関して力になれるように、そして利益となれるように、という意味合いが込められていたことにある<sup>64</sup>。特許交付からおおよそ 4 ヶ月後の 1813 年 10 月 5 日、The New England Bank は業務を開始することとなる。The New England Bank は、The Massachusetts Bank (創設年度: 1784 年) The Union Bank (同: 1792 年) The Boston Bank (同: 1803 年) The State Bank (同: 1811 年) に続く 5 番目のボストン所在の州法銀行であり、払込資本金総額 100 万ドルでもってスタートした。株主には、The Appletons、The Lowells、The Cabots、The Goddards、Patrick J. Jackson、Fransis C. Lowell などの、当時極めて有力であった「ボストン・アソシエイツ」の面々が名を連ねていた<sup>65</sup>。そして初代頭取には、これもまた「ボストン・アソシエイツ」の一角に名を連ねる The Goddards から、Nathaniel Goddard が就任した。彼は、おもに東インド地域を拠点に船荷商業を手がけてきていた有力な商人資本家であった<sup>66</sup>。The New England Bank は、「ボストン・アソシエイツ」を柱としたボストン所在諸商人のなかでも当時特に最高位にあった複数の商人達の代

<sup>63</sup> Summner ed. [ 1896 ] p.82.

<sup>64</sup> Felt [ 1839 ] p.217.

<sup>65</sup> Redlich [ 1947 ] p.69.

<sup>66</sup> Redlich [ 1947 ] p.260.

理人を務めてゆくこととなる。

翌 1814 年の 8 月から 9 月にかけて、米英戦争による影響、具体的には、イギリスによるワシントン市への攻撃を契機として、ワシントン市ならびにメリーランド州ボルティモア所在の諸銀行が支払停止に陥った。そしてこの支払停止事態が次第に連鎖的に拡延するかたちで、ニューイングランドを除く合衆国全土の州法諸銀行が、自行銀行券の銷却を停止せざるをえなくなってくる<sup>67</sup>。こうした正貨支払停止の状況を唯一免れていた 1814 年のニューイングランドのもと、The New England Bank は、株主達や有力顧客層からの要求を受けるかたちで、フォーリン・マネーの割引購入・銷却業務に参入し、マネー・ブローカー達との競争に挑むこととなった。The New England Bank は、フォーリン・マネー担当部局を行内に設けて、ニューイングランドに所在するすべての州法銀行の銀行券ならびに小切手を、諸商人や個人、それに他の諸銀行から、最大でも 1% を超えない程度の割引レートでもって購入した。それらのなかでもマサチューセッツ州所在諸銀行によって発行された各銀行券ならびに小切手に関しては、0.5% 程度という、極めて低廉なる割引レートを施した<sup>68</sup>。それらに加えて、とりわけ The New England Bank に預金口座を開設し残高を保持している地方諸銀行については、兌換可能性をめぐるリスク評価の大小に関係なく、The New England Bank 自らが提示した優遇割引レート（およそ 0.25% ~ 0.75%）でもって購入されることとなったのである。

なお、The New England Bank によって割引購入の対象として扱われたフォーリン・マネーのなかには、ニューイングランド各州に

所在する諸銀行の銀行券に加えて、ニューヨーク市所在諸銀行が発行した銀行券もまた含まれていた<sup>69</sup>。もっとも、この頃における、The New England Bank とニューヨーク市所在諸銀行との関係については、あまり良好なものとはいえなかったようである。例えば、1814 年に、The New England Bank による銀行券の額面通りの正貨兌換請求に基づいて、ニューヨーク市からボストンに向けて移送される正貨を積んだ 3 つの荷物が、ニューヨーク市当局の取締官によって押収されるという事件が発生している。押収をめぐる取締官側のそのときの口実とは、その貨幣をカナダ方面へ送付するという The New England Bank の意図があったから差し押さえたのだ、というものであった。しかしながら、ニューヨーク市当局によるその押収という事態にまで至らしめられた背景として、The New England Bank を中心とするニューイングランドの執拗な正貨兌換施策に対するニューヨーク市所在の諸銀行サイドの敵対心が伏在していたということは充分明白であったといわれている。結局、その正貨の The New England Bank への返還は、わざわざマサチューセッツ州議会による連邦政府大統領への請願を介することを通じて政治決着が計られ、長い時間を擁してようやく執り行なわれるに至ったのである<sup>70</sup>。

ところで、The New England Bank によるこの銀行券銷却システムは、1800 年頃からすでに運営されてきていた、ニューヨーク市所在の The Mechanics Bank の銀行券銷却システムに倣って組成されたものであったといわれている<sup>71</sup>。フォーリン・マネーの割引購入をめぐる優遇条件を与えることによって The New England Bank とコルレス関係を結ぶこ

<sup>67</sup> Nussbaum [ 1957 ] pp.64 - 65. ( 訳 ) p.66. Myers [ 1966 ] ( 訳 ) p.106. 楠井 [ 1970 ] p.346. Galbraith [ 1975 ] ( 訳 ) p.118.

<sup>68</sup> Kniffin [ 1923 ] p.107.

<sup>69</sup> Redlich [ 1947 ] p.69.

<sup>70</sup> Magee [ 1923a ] pp.348 - 349.

との、すなわち銀行間決済のために預金口座を持つことのメリットを前面に出すという、The New England Bank によってアレンジされたこの銷却システムの特徴は、The Suffolk Bank が模倣するかたちで、のちのサフォーク・システムにおいてもまた、取り入れられ反映されてくることとなる。

このように、フォーリン・マネーの割引購入・銷却業務の分野において、The New England Bank が次第に幅を利かせてくるなか、この業務分野に、6 番目のボストン所在銀行、The Manufactures & Mechanics Bank (のちに The Tremont Bank へと改名される)<sup>72</sup>が、業務を開始するやいなや一時的に参入し、2 行の間で競争状態となる。このとき、一時的ながら、フォーリン・マネーの割引レート平均がおよそ 0.25% にまで低落した。しかしながら、その後すぐに The Manufactures & Mechanics Bank がこの業務分野から撤退し、フォーリン・マネーの平均割引レートは、およそ 1% にまで戻した。結果的に見れば、フォーリン・マネーの平均割引レートは、The New England Bank が業務参入した当初の、1814 年時点における平均 3% から更に低減して、平均 1% にまで下がったということになる。

かくして、The New England Bank は、フ

---

<sup>71</sup> Redlich [ 1947 ] p.70.

<sup>72</sup> The Manufactures & Mechanics Bank の創設中心メンバーは、いわゆる「ボストン・アソシエイツ」の一員、William Cochrun、William Appleton、John Bellows であった。William Cochrun は、本稿 1.3 においてすでに論じた通り、1808 年に Nathan Appleton 主導で立ち上げられたフォーリン・マネー対策共同組織の代表者として活動していた人物である。William Appleton は、「ボストン・アソシエイツ」の代表格 Nathan Appleton の従弟にあたる有力商人であり、かつては 1809 年恐慌後にフォーリン・マネーの銷却請求活動にあたったという経験を持つ(この活動については、本稿 1.4 参照)。なお、彼は、後述されるサフォーク・システムの企図にも携わってゆくこととなり、その後は、合衆国銀行ボストン支店の頭取まで務

オーリン・マネーの割引購入・銷却をめぐる市場を席卷することとなった。この市場を席卷するやいなや、The New England Bank は、自らの名前の由来どおりに、ニューイングランドにおける通貨を制御しようと目論んでゆくこととなる。まず、ニューイングランド所在の地方諸銀行とひとつの取り決めを施した。その取り決めというのは、すなわち、バランス・シートの内容が比較的良好なニューイングランド所在諸銀行の銀行券について、銷却を施すうえで最低限に必要なとされる送還経費の額のみに対応して評価付けされた、極めて低廉なる割引レートでもって購入し、そのうち、The New England Bank に預金口座を保持している諸銀行の銀行券については、額面価格ではなくその割引購入された価格でもってそれら銀行券を決済するサービスを行なう、という内容のものである<sup>73</sup>。そして、この取り決めに基づいて The New England Bank が提供した銀行券決済サービスを、実に多くのニューイングランド所在諸銀行が利用したのであった。

上記の取り決めに加えて、The New England Bank は、割引購入して手許に置かれた様々なフォーリン・マネーのうち、The New England Bank に預金口座を保持していない諸銀行の銀行券に関しては、それらの各発行元に送還して執拗なまでに窓口による銷却をせまった。例えば、州都ボストンからかなり遠隔の場所にあるマサチューセッツ州メイン地区所在の The Kennebec Bank に対して、The New England Bank は、以下のような銷却請求を行なっている。すなわち、The New England Bank は The Kennebec Bank に対して、The Kennebec Bank の銀行券を、直ちに正貨兌換するか、ボストン(マサチューセッツ州) ポートランド (Portland: メ

---

めることとなる。Redlich [ 1947 ] p.259.

<sup>73</sup> Redlich [ 1947 ] p.69. 佐合 [ 1999 ] p.27.



ーン地区)間に所在する諸地域、具体的には、ニューハンプシャー州ポーツマス (Portsmouth) やマサチューセッツ州ニューベリーポート (Newbury-port)、セーラム (Salem) といった地域に所在する諸銀行の銀行券、もしくはボストン所在諸銀行宛ての振出手形と交換するよう、頑なに求めたのであった。こうした、The New England Bank による執拗なまでの銷却請求に対し、メイン地区のケネベック (Kennebec) に所在する地方諸銀行の間から抗議活動が湧き上がってくる。この抗議活動に加わった地方銀行は、具体的には、The Augusta Bank、The Kennebec Bank、The Hallowell & Augusta Bank、The Waterville Bank の計 4 行であった。これら 4 行は、協議の結果、1817 年 9 月 2 日、以下の 2 つの事柄を提携して行なってゆくことを決めた。すなわち、1 つ目の内容は、自行銀行券の流通を確保すべく、ボストン所在のマナー・ブローカーを代理人として雇い入れることである。2 つ目は、自分達の与信活動そのものに過度の支障をきたしてしまうであろうことを承知の上で、敢えて、自分達の窓口で自行銀行券の銷却をきちんと遂行しようという内容である<sup>74</sup>。

このように、コルレス・ネットワークを基盤とした、フォーリン・マナーを対象とした銀行券銷却をめぐるボストン所在銀行と地方諸銀行との間の確執が、サフォーク・システムが組成される以前の段階で、すでに萌芽を見せていたという点については、のちのちサフォーク・システムが、まさに銀行券銷却をめぐるコルレス・ネットワークを通じての地方諸銀行との確執をもってそのシステム運営に不安定性が強く醸し出され遂にはその終焉を導かれることになる (サフォーク・システムの終焉過程については、のちの本稿第 5 章にて解明される) ということを考えると、こ

の時点において極めて注視されておくべき社会的事象なのではないかと思われる。

以上、サフォーク・システムの存立背景についてその全貌を展開してきた。ここまでの論究過程から少なくとも言えることは以下の通りである。まず、黎明期アメリカの先進地域であったニューイングランドの中心地ボストンにおいては、あらゆる種類の銀行券が流入し減価しつつ流通してきていた。そうしたなか、ボストン所在諸銀行やボストン所在の有力な商人資本家層といった諸々の当事者達が、各種銀行券通貨の減価防衛のために、19 世紀突入前後から、互いに競合しつつ、自発的に対策組織を企てて通貨・信用秩序の組織的な管理を試みてきていた、ということである。更に、ボストン所在の商人資本家層によって出資されたボストン所在の商業銀行が、コルレス関係の締結によるメリットをちらつかせながら各発券銀行とコルレス・ネットワークを組成し、各種銀行券の割引購入・銷却代行業務を体系的に展開させ、併せて、銀行券の減価度合も小さくなってきた、ということである。加えて、そうしたコルレス・ネットワークを基盤とした体系的な銀行券銷却システムの展開を通じ、システム未参加の地方諸銀行との間にすでに軋轢をもたらし始めてきていた、ということである。こうした、自発的な通貨・信用管理をめぐる経験的実績の積み重ねが、のちのサフォーク・システムを醸成させてゆく礎となるのである。

<sup>74</sup> Chadbourne [ 1936 ] pp.41 42.

## 2. サフォーク・システム( )の展開と限界

### 2.1 The Suffolk Bank の出現

ボストンでも目抜き金融街、State Street<sup>75</sup>沿いの The Boston Exchange Coffee House に集っていた有力なボストン所在諸商人、すなわち、いわゆる「ボストン・アソシエイツ」<sup>76</sup>のなかから、ひとつの銀行を編成する動きが現れた。この銀行は、1818年2月10日、7番目のボストン所在銀行としてマサチューセッツ州議会から特許交付を受けることとなる(特許期限;1831年10月1日まで)。そして特許交付を受けてからから 17日後の1818年2月27日、ついに The Suffolk Bank は、銀行組織として編成され現実にその姿を見せることとなった。

The Suffolk Bank の創設までにこぎつけられた政治経済的な社会背景には、いわゆる「ボストン・アソシエイツ」による経済活動と、彼らが大規模かつ重点的に投資を行っていた分野のひとつでのちのちアメリカ産業革命の核心となってゆくこととなる、ニューイングランドの綿工業の進展とが密接に関係している。実際のところ、The Suffolk Bank の創設時における株主ならびに役員の中には、ニューイングランドにおける綿工業界の実力者達が複数加担していた。つまり、The Suffolk Bank 創設時の株主ならびに役員には、いわゆる「ボストン・アソシエイツ」の面々が名を連ねていたのである<sup>77</sup>。表 A 3 に

おいて掲げられた The Suffolk Bank の株主名簿一覧表を眺めてみると、保有株総数が300株にもものぼる The Suffolk Bank の筆頭株主のなかには、さきに本稿 1.3 ならびに 1.5 において論じられてきた、ニューイングランド綿工業の先駆的主導者でありなおかつフォーリン・マネー対策共同組織の設営に尽力してきた有力な商人資本家 Nathan Appleton<sup>78</sup> や、当時フォーリン・マネーの割引購入・銷却業務を独占していた The New England Bank の有力株主でありなおかつ極めて有力なボストン所在商人であった Patrick J. Jackson など、「ボストン・アソシエイツ」の面々が多数含まれている。また、The Suffolk Bank の創設時に就任した総勢 11 名の役員のうち、実に 7 名までもが「ボストン・アソシエイツ」のメンバーであった<sup>79</sup>。そして、「ボストン・アソシエイツ」のメンバーのなかでも、のちにサフォーク・システムの企図に直接携わってゆくこととなる 2 人の役員、J.A.Lowell と William Lawrence (表 A 3 によれば、William Lawrence は The Suffolk Bank の筆頭株主(保有株数:300株)の一人でもあった)とは、当時、ニューイングランドにおける綿工業界のリーダー的存在でもあったのである<sup>80</sup>。

<sup>75</sup> この時期からおよそ 16 年後の 1834 年、この State Street において正式にボストン証券取引所が開設され、金融中心地としての性格をいっそう強めてゆくこととなる。尾上 [1959] p.43.

<sup>76</sup> 「ボストン・アソシエイツ」については、本稿 1.5 を参照されたい。

<sup>77</sup> Dalzell によれば、「The Suffolk Bank は最初から最後までボストン・アソシエイツによるプロジ

ェクトであった。Dalzell [1987] p.95.

<sup>78</sup> Nathan Appleton は、この当時、多数の綿業株式会社に出資しそれらの創設に加担していた。石崎 [1962] p.50.

<sup>79</sup> Dalzell [1987] p.95. 佐合 [1999] p.27.

<sup>80</sup> Whitney [1878] p.11. 楠井 [1970] p.382. 楠井 [1997] p.222. また、Vatter [1961] ならびに Conant [1909] によれば、J.A.Lowell は、Fransis C.Lowell (本稿 1.5 を参照) の甥であり、当時マ

The Suffolk Bank は、1818年4月1日よりその業務が開始された。額面価格 1,000 ドルの株式 5,000 株を発行し割り当てられた総額 50 万ドルの払込資本金をもって、発券業務、預金取扱業務、それに貸付業務を展開し始めたのである<sup>81</sup>。そして銀行が誕生してからわずか 1 年後の 1819 年 2 月、役員会において、当時 The New England Bank によって席卷されていたフォーリン・マネー割引購入・銷却業務への参入をめぐって議論が湧き上がった

---

サチューセッツ州 Waltham に所在した綿業株式会社、The Boston Manufacturing Company の経理担当であった。彼は、The Suffolk Bank においては 48 年もの長きに渡って役員を務め、そのうち 24 年間、サフォーク・システムの要衝たるフォーリン・マネー担当委員会（のちの担当部局）に奉職することとなる。Vatter [ 1961 ] p.218. Conant [ 1909 ] p.367.

<sup>81</sup> The Suffolk Bank の設立と同じ年の 1818 年、やはり「ボストン・アソシエイツ」の面々が重点的に株式投資し取締役ポストの殆どを持ち合うかたちで、The Massachusetts Hospital Life Company が創設された。The Massachusetts Hospital Life Company はいわば機関投資家としての顔を色濃くのぞかせた生命保険会社であり、その特性上、おもに長期資金の融通を、綿工業を中心とする諸産業に対して行なっていた。The Massachusetts Hospital Life Company の設立発起人のなかに、当時 The Suffolk Bank の初代頭取に就任したばかりであった Ebenezer Fransis がいたということは、たいへん興味深い。ところで、The Massachusetts Hospital Life Company においては、自ら抱えた保険ファンドの投資先を決定する機関として、アクチュアリー（保険数理人機関；リスク評価計算を担当する部門）と財務委員会という 2 つの機関が存在していたが、これら重要なセクションのメンバーのなかには、The Suffolk Bank とゆかりの深い人々が名を連ねていた。例えば、アクチュアリーには、The Suffolk Bank の有力株主かつ役員であり、サフォーク・システムの発起人でもあった、J.A.Lowell の叔父、Fransis C. Lowell (Fransis C. Lowell については、本稿 1.5 ならびに脚注 80 を参照) がいたし、財務委員会のメンバーのなかには、やはり The Suffolk Bank の有力株主であった Nathan Appleton や Daniel Parker が名を連ねていた（本稿付表 A 3 と比較参照されたい）。The Massachusetts Hospital Life Company の沿革とその財務施策の展開については、White [ 1955 ] ならびに植藤 [ 1984 ] を参照されたい。

てきた<sup>82</sup>。そして、この業務参入問題について調査ならびに集中討議を行なうために、当時 The Suffolk Bank の頭取であった Ebenezer Fransis と、Ebenezar Breed、それに William Appleton の計 3 人によって、2 月 17 日、調査特別委員会が発足する。この調査特別委員会による集中討議の末、委員会の発足からちょうど 1 週間後の 2 月 24 日に、フォーリン・マネー割引購入・銷却業務への参入を積極視する旨の答申が提起され、併せて、この業務を体系的に遂行するうえでの基本的な取り決め、すなわち、いわゆるサフォーク・システムの基本構想もまた提起された（この基本構想の内容は、以下本稿 2.2 において明らかにされる）<sup>83</sup>。更にこの答申においては、フォーリン・マネーの割引購入・銷却業務に関し、The Suffolk Bank は、以下の本稿 2.2 において掲げられる諸要件を満たす州法諸銀行の銀行券について、諸商人や個人、それに各銀行から購入するにあたって、競争相手 The New England Bank が課したのと同じ割引レートでもって行なう、ということについてもまた、勧告されていた<sup>84</sup>。

業務取扱の対象となるフォーリン・マネーについては、競争相手の The New England Bank が取扱対象にしていたものと同様で、ニューイングランド各州に所在する諸銀行の

---

<sup>82</sup> Shultz & Caine [ 1937 ] Nussbaum [ 1957 ] 塩谷 [ 1975 ] ならびに稲田 [ 1976 ] は、1819 年恐慌ないし経済危機の煽りが The Suffolk Bank におけるフォーリン・マネー割引購入・銷却業務への参入動機になった、と指摘されている。Shultz & Caine [ 1937 ] p.183. Nussbaum [ 1957 ] pp.67-68. (訳) p.69. 塩谷 [ 1975 ] p.31. 稲田 [ 1976 ] p.134. しかしながら、この、1819 年恐慌とサフォーク・システム組成との因果関係については、いまだ不明瞭であり、追究の余地が多分に残されている。

<sup>83</sup> Paul & Krooss [ 1963 ] ならびに Trescott [ 1963 ] は、「The Suffolk Bank は 1818 年に銀行券の銷却業務を始めた」と述べられているが、これは 1819 年の誤りであると思われる。Paul & Krooss [ 1963 ] p.89. Trescott [ 1963 ] pp.9-10.

銀行券に加えて、ニューヨーク市所在諸銀行の銀行券もまた包含されることとなった<sup>85</sup>。ちなみに、この調査特別委員会のメンバーのうち、The Suffolk Bank 初代頭取の Ebenezer Fransis と William Appleton とは、本稿 1.3 および 1.4 においてすでに指摘しておいたように、かつて 1808 年頃から 1810 年頃にかけて Nathan Appleton と共にフォーリン・マネーの銷却要請のために地方諸銀行を執拗なまでに説得して廻っていたという経歴を有する人物であり、なおかつ、有力な「ボストン・アソシエイツ」の一員であった<sup>86</sup>。以下において明らかにされる、The Suffolk Bank によるフォーリン・マネー割引購入・銷却システムの組成に際しては、この 1809 年恐慌の前後をめぐる一連の経験の一端が色濃く活かされているものと考えられる。

以後、The Suffolk Bank の主要な利益源泉は、 ロンドン国際金融市場における手形の売買取引業務<sup>87</sup>と、 フォーリン・マネーの割引購入・銷却業務、 商業手形割引に基づいて自行銀行券を振り出すことよっての貸付業務、という、以上の 3 本柱でもって展開されてゆくこととなった。

## 2.2 サフォーク・システム( )の基本構成

1819 年 2 月 24 日付の、The Suffolk Bank 内における調査特別委員会による報告書において初めて披露された、フォーリン・マネーの割引購入・銷却業務を体系的に遂行するための基本構想、すなわち、いわゆるサフォ

<sup>84</sup> Whitney [ 1878 ] p.7.

<sup>85</sup> Gras [ 1937 ] p.102.

<sup>86</sup> William Appleton については、本稿脚注 72 のほうも参照されたい。

<sup>87</sup> The Suffolk Bank は、ロンドン国際金融市場において、通常の手形取引に加えてやがて外国為替にも興味を示し始め、1818 年 8 月 15 日に準備委員会を発足したあと業務に参入し、合衆国の有価証券やドルを売買取引してゆくこととなる。

ク・システムの基本的な取り決めというのは、以下のとおりであった。

要件 The Suffolk Bank のほうに 5,000 ドル分の現金準備を、「永久預託金 ( permanent deposit )」として置くこと。ただし、The Suffolk Bank のほうに自らの抱える他行預金の全額を託すのであるならば、上記した、「永久預託金」を置くという要件は免除される。なお、「永久預託金」の利子については、The Suffolk Bank による銷却代行業務のための手数料として相殺されるかたちで把握され、事実上、無利子の準備とみなされる。

要件 上記の「永久預託金」の保持に加え、The Suffolk Bank が割引購入して正貨兌換を行なうのにさしあたり必要とされる相当額の資金を、「追加預託金」というかたちで置いておくこと。

ただし、すでに The Suffolk Bank に口座を開設して預託金を置いていた総数 23 の諸銀行、ならびに、ニューハンプシャー州の主要都市プロビデンス ( Providence ) とニューポート ( Newport ) とに所在する諸銀行については、各々が抱える他行預金の全額を The Suffolk Bank のほうに託すのであるならば、要件 が共に免除される。

これらの基本的な取り決めを前提としたうえで、割引購入されて The Suffolk Bank の手許に入ってくる様々なフォーリン・マネーが、

Whitney [ 1878 ] p.6.

The Suffolk Bank 内に設置されたフォーリン・マネー担当特別委員会(これについては、下述参照)によって、以下の2種類に選別されることとなった。すなわち、(1)上記の参加資格をパスしたうえで自発的にシステムへの参加を表明した諸銀行の銀行券。これについては、The Suffolk Bank によって、競争相手 The New England Bank が課していたのと同じ割引レートに基づいて割引購入され、額面価格を下回るその割引購入価格でもって、The Suffolk Bank 内において銷却が代行された。(2)上記の参加資格に値しない、あるいは、システムへの参加を拒否した諸銀行の銀行券。これについては、兌換可能性に関するリスク評価ならびに兌換にかかる諸経費を計算したうえで各々付けられた割引レートでもって、それぞれ割引購入されたあと、そのまま即座に、それぞれの銀行券における発行元の窓口へ送還して額面通りの正貨兌換を直接請求することとなった。ここに、サフォーク・システム( )が完成することとなったのである。

サフォーク・システム( )は、流通する銀行券を割引購入してその額面価格に相当する分の正貨兌換を請求し実現させて利鞘を稼ぐ、という、銀行券の仲買業務をメインとしつつ、その背後で、The Suffolk Bank が割引上の優遇条件を提示しつつも実は正貨をふくむ現金準備そのものを自らに集中させ、コルレス関係を広めてゆくかたちで自発的に組成されていったという、特異なる銀行券銷却システムなのであった。銀行券の仲買業務をメインにするということは、すなわち、フォーリン・マネーに関して、その発行元たる各州法銀行と The Suffolk Bank との、それぞれ個別的な、マンツーマンでの対応関係をベースに当該銀行券の銷却業務が逐次展開され、そのマンツーマンの対応関係に則した逐次の銷却業務が複数織り成されたその総体として、システム全体としてグロス決済が展開される、

という特徴を呈するものであった。

なお、サフォーク・システム参加諸銀行が、システム参加への証として、The Suffolk Bank のほうに預金勘定として置くことを義務付けられた現金準備に関して、その現金準備というものがいったい何によって預託されたのか、その正確な種類については、具体的史料に乏しく依然として不明瞭なままであり、いまのところ明示的に断言できるまでには至っていない<sup>88</sup>。したがって、この点は今後の追究課題として残されることとなる。とはいえ、現時点での追究段階を踏まえたとうえで、推測の域を出ない限りで述べておくと、現金というのは、理論的には、正貨ならびに銀行券のことを指すので<sup>89</sup>、このときの現金準備は、正貨ならびに各種銀行券によって預託され構成されていたものではないかと考えられる。そうなると、正貨以外にこういった種類の銀行券を準備として置いておいたのかどうか、ということが問題となる。この当時、商業・決済中心地であったボストンにおいてボストン所在諸銀行が何の前提条件も施すことなく額面通りに受け取っていた銀行券ということ、いわゆるボストン・マネーと合衆国銀行の銀行券だけであったので、これらの銀行券を正貨と共に準備として置いておいたのでは

<sup>88</sup> 例えば、Hunts' Merchants' Magazine に掲載された論説においては、「The Suffolk Bank に無利子の預託を正貨で (in specie) 行なうべきこととされた」と記されている。Hunts' Merchants' Magazine. Vol.5. [1841] p.261. しかしながら他方で、Rufener [1934] のように、この預託金を現金で (in cash) 置いた、とされる見解もある。Rufener [1934] p.410. とはいえ、The Suffolk Bank の唯一の公式史料としての価値を誇る Whitney [1878] を始めとして、参考諸文献の大半が、「無利子の預金勘定を置いた」と示すのみであり、残高がそもそも何によって置かれたのかは、いまだ不明瞭となっている。

<sup>89</sup> 「銀行資本は、(1)現金、すなわち金または銀行券と、(2)有価証券とから成っている。」Marx [1894] 原書 481 ページ。

ないかと考えられる<sup>90</sup>。地方諸銀行が自行銀行券をふくむフォーリン・マネーをこの準備の一部として置いておいたのかどうか。そして、もし、フォーリン・マネーが準備の一部として置かれていたのであるならば、どれくらい額面総額から割り引かれ評価されつつ各自の残高に繰り入れられたのか。こうした諸点が依然として追究されるべき課題として残されていることを、ここで銘記しておきたい。

ところで、サフォーク・システム( )における実質的な管理運営は、The Suffolk Bank の行内に設けられた、フォーリン・マネー担当特別委員会によって施されてゆくこととなった。この、フォーリン・マネー担当特別委員会は、当初時点において、Ebenezar Fransis (頭取)、Ebenezar Breed、John Belknap の計3人によって構成されていた。彼ら3人によるこのフォーリン・マネー担当特別委員会というのは、そもそもは、ロンドン国際金融市場への有価証券売買業務の参入をめぐる準備委員会として1818年8月15日の段階ですでに発足されその後は実際にこの業務分野を専門的に担当する部局として存続していた委員会が、その母体となっていた。ところが、1819年10月16日、この委員会に対して、The Suffolk Bank の役員会は、委員会自体が独立して、それまでのロンドン国際金融市場における有価証券売買業務に加えてフォーリン・マネー割引購入・売却業務についても独自の裁量の下に遂行しえるよう、以下の諸権限を、追加的に付与することとなったのであった。付与された諸権限の内容事項については、以下のとおりである。すなわち、The Suffolk Bank 自体にとって最善の利益となりうる程度の量額までフォーリ

<sup>90</sup> ただし、Catterall [ 1902 ]ならびに稲田 [ 1976 ]によれば、19世紀第1四半期のボストンにおける合衆国銀行券の流通量は、総じてかなり少なかったという。Catterall [ 1902 ] pp.408 409. 稲田 [ 1976 ] p.149.

ン・マネーの受取や購入を行ないうる権限と、そうやって得られたフォーリン・マネーについて窓口による額面通りの正貨兌換を請求すべく各発行元に送還するという権限、それから、フォーリン・マネーを各発行元の窓口へ送還するにあたって委員会独自の判断でもって当該の州法諸銀行からの同意を取りつける作業を行なえるという権限とであった<sup>91</sup>。

こうして、The Suffolk Bank は、民間の一商業銀行として、フォーリン・マネーをめぐる割引市場で競りながら、フォーリン・マネーを割引購入して正貨兌換を請求し実現することによって私益を追求してゆくこととなる。そして、この私益追求と同時並行して、信用社会的には、サフォーク・システム( )の中枢として、ニューイングランド所在諸銀行およびニューヨーク市所在諸銀行の各銀行券の最終決済を、グロス決済というかたちで、体系的に遂行した。この最終決済を着実に遂行することによって、それまで、自己宛債務としての銀行券が減価しつつ流通部面に残存し続けたままで絶えず不安定性を醸し出しがちであった、ニューイングランドにおける通貨・信用秩序のいわば箍というものが、背後からしっかりと締められてゆこうとされたのである。

## 2.3 サフォーク・システム( )の行き詰まり

しかしながら、上記の参加諸要件を提示して参加銀行を募ったサフォーク・システム( )は、システムとしての不安定性を抱えてしまい、その運営に四苦八苦することとなるのである。なお、この点に関して、Nussbaum [ 1957 ]は、1819年から1824年にかけての時期におけるサフォーク・システムの評価について、「この制度は成功を収めた」と、まさに、一言を以ってこれ

<sup>91</sup> Whitney [ 1878 ] p.8. Lake [ 1947 ] p.185.

を蔽っている<sup>92</sup>。そこで以下では、Nussbaumによるこの指摘に対する批判を特に念頭に置いたうえで、サフォーク・システム( )の展開が、成功ではなくむしろ行き詰まりをきたしていったという点について、論じ明らかにしてゆくこととしたい。

システムの基本構想の初披露からおおよそ1年半が経過した1820年6月までの段階で、サフォーク・システム( )への新規参入行数は、わずか2行にすぎなかった。しかも、この新規参入の2行というのは、The Suffolk Bankがそれら2行の銀行券を購入しない、ということのみを定めた取り決めを通じてようやく獲得され参入させることのできた州法諸銀行であった<sup>93</sup>。サフォーク・システム( )が運営を行き詰まらせてしまうに至った根本原因としては、以下の2点に集約されるのではないと思われる。

第1に、フォーリン・マネー割引購入・銷却業務をめぐってThe New England Bankとの私益追求競争が激化した結果、フォーリン・マネーの割引レートが、1818年時点の平均1%から更に進んで平均0.5%以下にまで低減した、ということが挙げられる。このことがサフォーク・システム( )の運営を窮屈にさせたというのは、すなわち、フォーリン・マネーの割引レートをめぐる競争的低減によって、The Suffolk Bankにおいて、フォーリン・マネーにおける割引された部分の総額と、割引購入されたそのフォーリン・マネーのうち、特にシステム未参加の銀行の銀行券をその発行元の窓口において正貨との兌換を額面通り請求するのに必要とされる送還経費の総額とが、殆ど変わらないレベルになってきた、ということによってである。割引された部分の総額というのは、請求した正貨兌

換がきちんと額面通りに実現すればそのままThe Suffolk Bankの私益となりうる総額であり、そこから送還経費総額を差し引いた額分が、実際にThe Suffolk Bankの懐に入る。したがって、割引レートの競争的低減によって、割引される幅ないしは割引されるところの額分が縮小してしまったばあい、もしくは、兌換リスク評価ならびに送還経費が高いついてしまったばあい、The Suffolk Bankの私益はそれだけ相対的に縮減することとなる。

第2に、The Suffolk Bankが受け取ったフォーリン・マネーについて、それらの各発行元のうち、破綻をきたす銀行が、更には、自らの与信活動が執拗に制限されてしまうゆえに額面通りの正貨兌換にはなかなか応じようとせずに反発する銀行が、それぞれ続出てきたということが挙げられる。例えば、1820年3月にマサチューセッツ州から分離独立したばかりのメイン州において、そこに所在していたThe Castine Bankは、未決済のままの自行銀行券債務おおよそ17万709ドル分(1820年1月1日時点)を抱えたまま、1820年5月18日、破綻に陥ってしまった<sup>94</sup>。また、同じくメイン州バス(Bath)に所在するThe Lincoln Bankは、The Suffolk Bankから執拗に請求された自行銀行券3,000ドル分についての額面通りの正貨兌換に際し、当初は、とりあえずの決済手段として、ボストン振出手形(ボストン所在の一銀行に宛てられた振出手形)を呈示した。ところが、The Suffolk Bankは、あくまで正貨との兌換にこだわり、このボストン振出手形によっての決済を拒否した。そこで、The Lincoln Bankは、やむなく正貨兌換に応じたものの、わざわざ25セント以下という小額の金種の鑄貨でもって3,000ドル分を抛出して、その勘定を手間取らせるようわざと仕向け、兌換作業の遅延を敢えてねらったのであった。The Lincoln

<sup>92</sup> Nussbaum [1957] pp.67-68. (訳) p.69.

<sup>93</sup> Lake [1947] p.185.

<sup>94</sup> Chadbourne [1936] p.29.

Bank と The Suffolk Bank とによるこの争議は、1821 年 5 月、メイン州ポートランド (Portland) において、裁判による調停にまで持ち込まれてゆくこととなる。そして結局、The Suffolk Bank が、3,000 ドル分の正貨と、1810 年マサチューセッツ州法 (この 1810 年マサチューセッツ州法については、本稿 1.4 を参照されたい) に基づくかたちで、銀行券債務の総額に対する 2% の賦課金 とを手にする事となったのである<sup>95</sup>。このように、破綻する銀行や、自行銀行券の額面通りの正貨兌換を敢えて遅延させる銀行が続出してきただのを受けて、1820 年末、The Suffolk Bank の役員会は、特に、サフォーク・システム ( ) への参加資格を満たしていない、ならびに、参加を拒絶している諸銀行の銀行券について、それらの割引購入を完全に拒否するという業務判断を下した。なお、The Suffolk Bank によるこの業務停止対応の決定を見届けたうえで、競争相手の The New England Bank もまた、同様の業務停止措置をすぐに施すこととなったのであるが<sup>96</sup>、こうしたところを見ると、The Suffolk Bank と The New England Bank との間における、銀行券の割引購入・銷却をめぐる競争がいかに熾烈なものであったかということ窺わせる。

表 A 4 は、The Suffolk Bank のバランス・シートを表したものである。これによると、1820 年 1 月 1 日時点から 1822 年 6 月 1 日時点までの間に、The Suffolk Bank の正貨保有高が、およそ 13 万 4,500 ドルからおよそ 1 万 6,300 ドルへと著しく落ち込んでいるのが分かる。資産総額についても、約 95 万 4,000 ドルから約 74 万 6,000 ドルへと極度の落ち込

<sup>95</sup> Magee [ 1923b ] pp.440 - 442. Spahr [ 1926 ] pp.75 - 76. なお、Dewey も、The Suffolk Bank と The Lincoln Bank との確執について触れられてはいるものの、Bath 所在であるはずの The Lincoln Bank の所在位置を Wiscasset と誤記していると思われる。Dewey [ 1910 ] p.83.

<sup>96</sup> Trivoli [ 1979 ] p.14.

みを示している。更に、1819 年 1 月 1 日時点においてはおよそ 3,400 ドル程度計上されていた剰余が、1820 年 1 月 1 日から 1823 年 1 月 1 日までの間において、全く計上されていなかった。また、表 A 5 によれば、The Suffolk Bank は、1819 年と 1820 年とに年 7% の配当を出していたのが、1821 年には年 5.5%、1822 年と 1823 年はそれぞれ年 5% の配当と、2% 程度の落ち込みを示している。続けて表 A 6 を見ると、The Suffolk Bank の準備率が 1820 年 1 月 1 日時点での 33.9% から 1822 年 6 月 1 日時点においてはわずか 7.7% にまで急落している。このように、サフォーク・システム ( ) の運営が開始されてから、The Suffolk Bank の財務内容は、悪化の方向をずっと辿ってきていたのである。

1822 年の時点で、The Suffolk Bank の業務利益が著しく低減していたことを重く見た役員達は、経費縮小のための対策委員会を急遽発足させてその方策を協議した<sup>97</sup>。そしてついに、この協議において、いっさいのフォーリン・マネーの割引購入を一時的に停止することが決められたのであった。1818 年以降、ニューイングランド諸州政府のなかには、各州法銀行に対して銀行券発行高の上限を規定してフォーリン・マネーの過剰流通を阻止しようという動きが実際に出てきてはいたのだが、結局のところ、フォーリン・マネーの過剰流通に対する総体的な歯止めとなるまでには至らなかったようである<sup>98</sup>。

<sup>97</sup> Whitney [ 1878 ] pp.8 - 9. なお、既述したとおり、「ポストン・アソシエイツ」の代表格でありなおかつ多数の綿業株式会社に投資を行っていた、The Suffolk Bank の有力株主 Nathan Appleton は、1822 年 3 月から 1823 年 1 月までの期間、つまりこの頃、The Suffolk Bank の役員を務めていた。更に Nathan Appleton は、当時大規模なポストン所在銀行のひとつであった、The Boston Bank ( 1803 年創設 ) の役員を 48 年もの長きに渡って務めていた。Vatter [ 1961 ] p.219.

<sup>98</sup> マサチューセッツ州以外にも、州法諸銀行に対する銀行券発行高を制約する取り決めが、各州に



1822年には、すでに1810年に州法諸銀行の銀行券発行高に対する上限（資本金総額の200%以内）を立法化していたマサチューセッツ州が、その州都かつ商業中心地たるボストンから50マイル以上離れた州法銀行について、その上限を131%にまで圧縮するということを、新たに州法として定めるに至っている<sup>99</sup>。この立法による影響からか、表B 2ならびに表B 3、それから図C 3において明らかのように、ボストン以外のマサチューセッツ州法諸銀行における銀行券発行高は、1822年時点の約194万ドルから1823年時点では約177万5,000ドルにまで、一時的には減少した。1823年になって、フォーリン・マネーの流通高全体が減ってきたことを受けて、The Suffolk Bankは、フォーリン・マネーの割引購入を再開することとなる。このときThe Suffolk Bankは、0.375%の割引レートを公表した。だが、1824年には、再度、フォーリン・マネーの流通高が全体的に増えてきた。表B 3によれば、マサチューセッツ州における地方諸銀行の銀行券発行高は、1823年時点の約177万5,000ドルから1824年時点においては約204万6,000ドルへと一気に跳ね上がっている。こうした状況に対し、The Suffolk Bankは、1824年1月から3月までの3ヶ月間で、総額100万ドルにも及ぶ大規模なフォーリン・マネーの割引購入を施したのであるが、フォーリン・マネーの流通高全体が再急増するという由々しき事態にヤキモキしていた。

1824年初頭、The Suffolk Bankは、マサチューセッツ州スプリングフィールド（Springfield）所在の地方銀行、The

---

において施された。例えば、ニューハンプシャー州は、1818年に、南東部の港湾都市Portsmouthから50マイル以上離れた州法銀行について、銀行券発行高を資本金総額の165%までとすることを決めていた。Helderman [1931] p.32.

<sup>99</sup> Helderman [1931] p.32.

Springfield Bank に対して、窓口による即座の正貨兌換を額面通りに請求すべく、手許にあった、The Springfield Bank 発行の銀行券総額2万2,600ドル分を送還する。だが、The Springfield Bank は、意図されざる急激な信用収縮をきたさざるをえなくなってしまうことから、呈示された自行銀行券における額面通りの正貨兌換を拒否する姿勢を示した。結局このときは、5,000ドル分にあたるボストン所在の一企業に宛てた振出手形を、0.375%の割引を施すことによって決済手段として利用し、さしあたり銀行券の決済を行なう、ということで、ひとまず合意した。この合意に基づいて、The Springfield Bank は、期日通りにこの振出手形を呈示して支払に応じた。

このThe Springfield Bank の事例に際して、決済手段としてのボストン宛て振出手形に0.375%もの割引が施されたことについて、振出を受けた先の企業からThe Suffolk Bank の出納係に疑義を訴えるという事態が生じた。この事態に対し、The Suffolk Bank は役員会において、自分達の方針の正当性を確認すると共に、他のボストン所在諸銀行に対してその正当性の旨を記した書簡を送付する。この書簡の内容の一部において、以下の文章が盛り込まれていた。

我々役員が考えるのは、ある企業が別の企業による債務弁済の要求をしなければならない、という正義に関して何かの意見を施す必要などない、ということである。そして、自らの銀行業務において、我々役員は、すべての銀行業務機関にとって相互的に良好となる健全な規制およびルールで統轄することを、公言はしないかたちで企図するのである<sup>100</sup>。

この文章内容こそが、のちのサフォーク・

---

<sup>100</sup> Whitney [1878] p.10.

システム( )を織り成す基本原則における、まさに理念上の礎石となってゆくものなのである。

以上、サフォーク・システム( )の展開と挫折について、その全体像が明らかにされ

た。この、サフォーク・システム( )の歴史的实验とその失敗とは、その後のサフォーク・システム( )を織り成すうえでの有益なる糧として、発展的に継承されてゆくこととなるのである。

### 3. サフォーク・システム（ ）の形成

#### 3.1 サフォーク・システム修正の試み

さきに本稿 2.3 において触れてきたとおり、The Suffolk Bank は、フォーリン・マネーの割引購入を再開して以降、1824 年に入って再びフォーリン・マネーの流通高全体の急増に頭を悩ました。それと共に、サフォーク・システム（ ）を運営していた The Suffolk Bank の手許には、メイン州所在諸銀行による名義のもとに発行されたフォーリン・マネーを中心に、欠損した銀行券や偽造された銀行券が多く入り混じってきていた。そもそもフォーリン・マネー割引購入・銷却業務に利益性を感じて参入を果たした The Suffolk Bank であったが、しかしながら思ったほどその業務利益は上がってこなかった。これに加え、地方諸銀行のボストン在住代理人となっていたマネー・ブローカー達が、フォーリン・マネーを使用した低利の要求払貸付（コール・ローン）を次々に提供し始めていた。この要求払貸付は、ボストン所在諸銀行のものよりも低利のうえになおかつ簡素な貸付契約内容でもって柔軟に提供されていたため、The Suffolk Bank を始めとするボストン所在諸銀行は、利益獲得の柱となっていた貸付業務において非常に苦戦を強いられていたのであった<sup>101</sup>。

銀行券の振出・流通に関する市場競争をめぐってのこうした困難な背景のもと、ついに 1824 年 4 月 10 日、The Suffolk Bank は、ひとつの書簡を他のボストン所在諸銀行（当時全 11 行）それぞれに対して送付するという思

いきった行動に出た<sup>102</sup>。このときの書簡内容は、フォーリン・マネーの莫大な流通量が一瞥されるほどの異常な信用拡張に対する警告を大義としたうえで、そのフォーリン・マネーを割引購入して額面通りの正貨兌換を請求すべく送還するための共同運営資金をこしらえるよう、協力を乞う、という旨のものであった<sup>103</sup>。この書簡は、当時 The Suffolk Bank における有力な役員であった J.A.Lowell と William Lawrence との名義で送付されているものの、この書簡送付の企画と内容とを全面的に準備したのは、William Lawrence のほうであった<sup>104</sup>。先にも述べたとおり（本稿 2.1 を参照）彼らはいずれも、いわゆる「ボストン・アソシエイツ」の主力メンバーの一員として、ニューイングランドの綿工業界における実力者でありながら同時に The Suffolk Bank の役員をも務めていた人物達である。

The Suffolk Bank によるこの協力要請に対して、The Massachusetts Bank、The

<sup>101</sup> Redlich [ 1947 ] p.72. Trivoli [ 1979 ] p.8. 佐合 [ 1999 ] p.28.

<sup>102</sup> Whitney [ 1878 ] p.11. なお、佐合 [ 1999 ] は、この書簡が「市内 6 銀行に送付された」と述べられているが、これは誤りなのではないかと思われる。佐合 [ 1999 ] p.28.

<sup>103</sup> Redlich [ 1947 ] によれば、The Suffolk Bank によるこの提案の基本骨子は、1800～1810 年代のニューヨーク市におけるフォーリン・マネー対策の経験に照らして作られた。Redlich [ 1947 ] p.73. なお、この書簡の全容は、Whitney [ 1878 ] p.15. に記載されてある（また、書簡内容については、Samuelson & Krooss [ 1969 ] pp.630～632. についても参照）。この書簡の全容を解読してみると、上記の Redlich の見解は、この書簡の第 3 段落の箇所を特に強く意識したうえで提起されているものと思われる。

<sup>104</sup> Conant [ 1909 ] p.367.

Union Bank、The State Bank、The Manufacturers and Mechanics Bank (のちの The Tremont Bank)、The Columbian Bank、The Eagle Bank という、以上 6 行のボストン所在諸銀行が同意した<sup>105</sup>。そこで、1824 年 4 月 24 日、その同意した 6 つのボストン所在諸銀行に対して代表者の召集を呼びかけるかたちで、The Suffolk Bank が会議を取り持った。このうち、The Columbian Bank を除く上記 5 行の代表者たちが集まった。この会議における The Suffolk Bank からの代表者は、その当時頭取に就任していた Ebenezer Fransis であった<sup>106</sup>。この会議における決定事項は以下の 3 点である。

第 1 に、未決済ゆえにボストンの流通部面に残存したままのフォーリン・マネーを、0.25% の割引レートでもって購入して銷却を進行させること<sup>107</sup>。このフォーリン・マネーの割引購入・銷却業務は、フォーリン・マネーがボストンにおいての流通をやめることとなるまで無限に行なわれるものとする<sup>108</sup>。

第 2 に、The Suffolk Bank を含む 7 つのボストン所在銀行が、3 万ドルにも及ぶ無利子の「永久預託金」を現金準備としてそれぞれ The Suffolk Bank に置いたうえで、なおかつ、フォーリン・マネーの割引購入ならびに正貨

兌換請求を行なうための総額 30 万ドルの出資金を、各々の銀行券によって拠出しあうこと。この 30 万ドルの出資金の割当については、以下のとおりである。

The Columbian Bank...3 万ドル。  
The Eagle Bank...3 万ドル。  
The Manufacturers and Mechanics Bank (The Tremont Bank) ...4 万ドル。  
The Union Bank...4 万ドル。  
The Massachusetts Bank... 5 万ドル。  
The State Bank...5 万ドル。  
The Suffolk Bank...6 万ドル。

第 3 に、上記 7 つのボストン所在諸銀行による共同組織 (<The Associated Banks>) <sup>109</sup>の代表者として、The Suffolk Bank の線で詰めること。

1824 年 5 月 15 日、The Suffolk Bank が、<The Associated Banks> の代表者ならびに決済上の代理人に就任することを受諾した。それから 9 日後の 5 月 24 日、The Suffolk Bank を中核として <The Associated Banks> を主軸としたサフォーク・システム ( ) が施され、その運営が開始される。そこでは、<The Associated Banks> が通常業務の過程で手許に入ってきた各フォーリン・マネーを、代表者たる The Suffolk Bank が、当時の競争相手であった The New England Bank やその他独自に銀行券の割引購入・銷却業務を遂行していた一部のボストン所在諸銀行と同等の、もしくは、それ以下の割引でもって購入されて集められ、The Suffolk Bank のもとで

<sup>105</sup> The Suffolk Bank によるこの申出に対し、最初に受諾したのは、最古参のボストン所在銀行、The Massachusetts Bank であった。Gras [ 1937 ] p.91.

<sup>106</sup> Whitney [ 1878 ] pp.13 14.

<sup>107</sup> 書簡内容によると、0.25% という数値決定の根拠は以下のように説明された。「我々が考えるのは、0.25% の割引が、提示された目標に効率的に応えることになるということと、それと同時に、もし賢明に運営されるのであるならば、どんなに遠隔の諸銀行の銀行券でさえも発行元へ送還するときに付随する総経費を支払うのにおよそ十分なものとなろう」。Whitney [ 1878 ] p.15. また、塩谷 [ 1975 ] によれば、この 0.25% という割引レートの値は、当時 The Suffolk Bank の最大の競争相手であった The New England Bank と同レベルであった。塩谷 [ 1975 ] p.33.

<sup>108</sup> Rolnick & Weber [ 1998 ] p.3.

<sup>109</sup> <The Associated Banks> という名称については、Whitney [ 1878 ] において表現されている。Whitney [ 1878 ] は、The Suffolk National Bank から示された唯一の公式史料ということもあるので、ひとまず本稿においてもこの表現に従うこととした。ちなみに、Hale [ 1826 ] においては、<Allied Banks> と表現されている。Hale [ 1826 ] p.15.

最終決済が施されるようになった<sup>110</sup>。この、<The Associated Banks>を主軸としたサフォーク・システム( )の確立によって、発行元の如何を問わずあらゆるフォーリン・マネーが、<The Associated Banks>を経由するかたちで、事実上、ボストンにおいて兌換可能となったのであり、あらゆるフォーリン・マネーに対してそれらの兌換可能性をめぐる確実度を上げることとなった。それゆえ、信用貨幣としての信用力のレベルを下げ止まらせることとなったのである。この最終決済業務の遂行にあたっては、役員会において、The Suffolk Bankの行内にフォーリン・マネー担当部局を設けることが決められた<sup>111</sup>。さきに<The Associated Banks>によって各々の銀行券で拠出された総額 30 万ドル分の共同運営資金は、サフォーク・システム( )を司るこのフォーリン・マネー担当部局の運営資金に、全面的に充てられることとなった。更に、この業務において計上された利益額と配当額、それに損失額は、出資金額の割合に応じて、<The Associated Banks>の各行に対して割り当てられた。

なお、この頃、<The Associated Banks>の各行は、The Suffolk Bankに対して、The Suffolk Bankに預金勘定を置く諸銀行があらゆるフォーリン・マネーだけでもってすべてを預託できるようにすることを、早く容認するよう、提起している<sup>112</sup>。この提起をめぐる背景には、1803年以降いまだフォーリン・マネーの完全なる入金取扱を拒否する旨の慣行が続いている、ボストン所在諸銀行によるこの慣行の持続があったのである。

<sup>110</sup> Whitney [ 1878 ] pp.14 15.

<sup>111</sup> フォーリン・マネー担当部局は創設時、わずが行員 2 名( : ( 責任者 ) William Grubb Jr. ( 補佐役 ) P.H.White ) のみでもって構成された。Whitney [ 1878 ] pp.17 18. その後は、銷却高の急増と共に部局自体の規模が逐次拡大されてゆくこととなる。

<sup>112</sup> Rolnick, Smith & Weber [ 1998 ] p.13.

### 3.2 サフォーク・システム( )の基本構成

1824年5月24日より、<The Associated Banks>を中軸として、サフォーク・システム( )は運営を開始した。この、サフォーク・システム( )によるサービスを楽しんでもらうにあたって、The Suffolk Bankが各州法銀行に対して突き付けたシステム参加要件というのは、以下のとおりである。

要件 各地方銀行は、自身の資本金規模に応じて、最低 2,000 ドル以上の無利子の「永久預託金 ( permanent deposit )」を現金準備として The Suffolk Bank に置くこと。最低 2,000 ドルという金額の対象となるのは、資本金 10 万ドル以下の銀行についてである。なおかつ、上記の「永久預託金」に加えて、「当座の銷却に必要な平均相当額」の資金を預託金のかたちで置いておくこと。

要件 ボストン所在諸銀行は、3 万ドルの無利子の「永久預託金」のみを現金準備として The Suffolk Bank に置くこと。( ちなみに、この預託金総額は、その後漸次引き下げられてゆくこととなる。1833 年には 1 万 5,000 ドル、1834 年 9 月には 1 万ドル、そして 1835 年に 5,000 ドルで最終的に落ち着くこととなる )。

要件 各地方銀行が The Suffolk Bank に置くこととなる預託金総額、すなわち、「永久預託金」と「当座の銷却に要せられる平均相当額の預託金」との総額のうち、「当座の銷却に要せられる平均相当額の預託金」総額をその当該の地方銀行券の銷却額が上回ってしまいその「平均相当額の

預託金」総額が事実上の不足状態に陥った場合、その差額超過分について、これをその当該の地方銀行による貸付分と見なし、The Suffolk Bank は、これに利息を課すこととする。更に進んで、その当該の地方銀行券の銷却額がさきに置いてある「永久預託金」の額にまで食い込むほどまでに超過してしまった場合には、即座に、その当該の地方銀行券を発行元へ送還して窓口による額面通りの正貨兌換請求を行なうことと、「永久預託金」総額のうち食い込んでしまったその欠損額分の補填とを求めることとする。

なお、「永久預託金」を引き出すにあたっては、15 日間に渡る事前予告期間がもたらされなければならないこととする<sup>113</sup>。

上記の諸要件を了承したうえで、それでも参加意思のある諸銀行が、サフォーク・システム( )に自発的に参加するかたちとなる。サフォーク・システム( )に自発的に参加する諸銀行が増えてくるにつれ、ボストンならびに The Suffolk Bank に、各自の銀行券を銷却することを名目として、つまり兌換準備を名目として、正貨ないし現金準備が集中されてくると同時に、The Suffolk Bank を中心にして複数のコルレス・ネットワークが自発的に結ばれてゆく。サフォーク・システムに参加した諸銀行は、各自の銀行券を商業中心地ボストンにおいて再購入してもらいボストンにおいて銷却を代行してもらおうというサービスを受けられるほか、その派生として以下 2 つの便宜がもたらされることとなった。すなわち、第 1 に、システム参加諸銀行に対

し、銀行券債務の過剰発行に伴う債務超過状態というものが、ある程度の範囲において容認される、という便宜である。ただし、これは、過剰発券を全面的に容認してしまう、ということではない。上記要件 で示したとおり、過剰発券にあたるどころの総額が「永久預託金」を食い込んでしまうほどまでに至れば即座にその銀行の銀行券を正貨兌換請求のために窓口へと送還する、という、いわば「縛り」をも併せて付けられる。つまり、自行銀行券の過剰発行を通じて過度の債務超過状態を作り出すことが各銀行にとっての有効な利益源泉となるのは The Suffolk Bank において認められつつも、その、過剰発券の状態の規模と銀行券流通の期間とに関しては、「通貨・信用秩序が安定的である」と合理的に判断される範囲までに留めておくものとされたのである。また、第 2 に、受け取る銀行券の種類については、その発行元における財務内容が良質なものであるならば、The Suffolk Bank とコルレス関係下にあるとなかろうと、すなわち、サフォーク・システムに参加していようとまいと、発行元にこだわらないかたちで、ニューイングランド所在のあらゆる銀行の銀行券を 0.25% の割引レートによって受け入れたうえで購入する。なおかつ、購入したその日にその購入代金を購入先の口座に入金する。以上の便宜である。

また、The Suffolk Bank が購入するかたちで The Suffolk Bank の手許に入ってくる各地方銀行券に関し、そのうち、サフォーク・システムによって決済が施された地方銀行券について、それらを各発行元に請求するペースを、原則として週 1 回とする。ただし、正貨兌換が必要とされる銀行券総額が一定水準を超えてしまった場合には、その都度、正貨兌換の請求を実施する。

かくして、サフォーク・システム( )は、コルレス・ネットワークの構築を通じ、各コルレス銀行(システム参加諸銀行)に対して、

<sup>113</sup> Hunts' Merchants' Magazine.Vol.5. [ 1841 ] p.261.

合理的だと判断される範囲内において過剰発券を一定程度ながらも認容し流動性供給の弾力性を一時的ながら高めつつ、他方で最終決済の確たる遂行を保証することによって、各銀行券における信用貨幣としての信用力の低落に歯止めをかけるという効果をもたらすこととなった。つまり、不安定な通貨・信用秩序の安定化に向けた制御管理を、私益追求を個別に目論む当事者（商業銀行）達のレベルでもって自主的ないし自発的に行なうという、より高度化された枠組みが、ここに確立されることとなったのである。

ただし、これでもってサフォーク・システム（ ）の完成とはまだ言いきれない。サフォーク・システム（ ）の完成は、のちの本稿 3.4 において明らかにされる、1825 年 5 月 16 日の、システム参加諸銀行の各口座間を通じたネット決済の確立まで待たねばならないのである。

### 3.3 サフォーク・システム（ ）の動揺

フォーリン・マネーの発行および流通総額を減らしボストン・マネーの発行および流通総額を相対的に増やそうとするうえでの、サフォーク・システム（ ）の効力は、その運営開始直後においてひとまずはすぐに顕れ始めたようである。

ロードアイランド州当局の銀行委員会によって 1826 年に提出された報告書によれば、マサチューセッツ州所在の地方諸銀行のうち、16 行の銀行券の流通高が、半年間で 38 万 2,731 ドルほど低減され、そのうち、最も銀行券の流通高が減った銀行については、21 万 3,566 ドルから 11 万 7,143 ドルへとほぼ半減するまでに至ったという<sup>114</sup>。また、表 B 5 によれば、メイン州所在諸銀行における銀行券発行高は、1824 年には約 109 万 4,000 ドルあったのが、1825 年には約 102 万 9,000 ドル

へと至り、翌 1826 年には約 55 万 9,000 ドルへとほぼ半減している。これに対し、ボストン所在諸銀行の銀行券、すなわちボストン・マネーの発行高は、表 B 2 によれば、1824 年時点で 179 万 6,601 ドルだったのが、翌 1825 年には 377 万 536 ドルと激増した。その後は、394 万 2,651 ドル（1826 年）、368 万 1,665 ドル（1827 年）、444 万 5,600 ドル（1828 年）と、およそ 4 年に渡って極めて高い水準で推移してゆくこととなる。

ただし、1825 年から 1828 年までの 4 年にかけての、こうしたボストン・マネーの発行高における異常なる高揚については、全面的にサフォーク・システム（ ）の影響ないし成果によるものである、とは言い難い。というのは、この時期においてボストン所在諸銀行が積極的に発行した、利付銀行券の存在に起因するところもまた大きかったからである。この利付銀行券は、おもにボストン所在諸銀行によって、1825 年から 1828 年までのおよそ 4 年もの間、発行されていた。ボストン所在諸銀行が、そもそもこの利付銀行券を発行しようとした目的というのは、本稿 3.1 において既述した、地方諸銀行のボストン在住代理人と化していたマネー・ブローカー達による、フォーリン・マネーを利用したより低利かつより簡便なる要求払貸付の隆盛に対抗するためであり、地方諸銀行ないしマネー・ブローカー達のほうに流れてしまっていた顧客層を取り返すための苦肉の策だったというわけである<sup>115</sup>。

いずれにしても、上述の如く、表面的には順調な滑り出しを見せたかにみえていた、< The Associated Banks > による共同運営のサフォーク・システム（ ）ではあったが、しかしながら、そのシステム内部のほうには早くも暗雲が立ち込めてくることとなる。すなわち、< The Associated Banks > 内において

<sup>114</sup> Magee [ 1923a ] p.351.

<sup>115</sup> Trivoli [ 1979 ] p.10.

確執が顕れ、メンバーを脱退する銀行が出始めてきたのである。

当初、当該のボストン所在諸銀行が、<The Associated Banks>として提携契約を結ぶさいに、ボストンの流通部面からフォーリン・マネーが完全に除去されるまでフォーリン・マネーの割引購入・銷却を永續させるのだ、という取り決めが施されていたのを想起されたい(本稿 3.1 を参照)。しかしながら、当初におけるこうした取り決めとは裏腹に、<The Associated Banks>のメンバーの間に、フォーリン・マネーの流通高は一向に急減しないし自行の私益追求においてもメリットがないという認識が高まり始めたのである。上述したように、ボストン・マネーの流通高は、利付銀行券の発行という特殊なる事態とも相俟って、1825 年以降、飛躍的に高まってはきていた。しかしながらその一方で、この時期、マサチューセッツ州域内におけるボストン近郊の諸地域、具体的には、ケンブリッジ (Cambridge) やチャールズタウン (Chalestown) ロックスバリー (Roxbury) などの諸地域に新規の州法銀行が次々と創設されてきており、これらの新規銀行は、おもに発券に偏重した与信業務を次々に行ない始めてきていたのである。表 B 3 によれば、マサチューセッツ所在諸銀行のフォーリン・マネーは、ボストン・マネーが急増傾向を示した 1825 年から 1828 年にかけて、それぞれ、222 万 3,728 ドル、246 万 2,229 ドル、298 万 3,659 ドル、303 万 8,226 ドルと、低減するどころかむしろ増大する趨勢を示している。これに加え、流通部面に出たままになっているボストン所在諸銀行による発行銀行券、すなわちボストン・マネーが、その兌換確実性の高さゆえに、地方諸銀行によって即座に流通部面から回収されてしまい、発行元のボストン所在諸銀行に、正貨による銷却請求のためにすぐに窓口を持ち込まれてしまうという状況が依然として続いていた。それ

ゆえ、フォーリン・マネーに対するボストン・マネーの完全なる流通量拡大へとは、なかなか結びついてゆかなかったのである<sup>116</sup>。こうした諸々の状況が、<The Associated Banks>としてフォーリン・マネー銷却の共同作業を遂行してフォーリン・マネーの流通高を減らしてゆく、ということの無意味さを、メンバー各行のなかに募らせる契機になっていったのであった<sup>117</sup>。

<The Associated Banks>のメンバーから撤退する時には 30 日間に及ぶ事前の予告通知期間を置く、ということが、当初の提携契約が施される時点において取り決められていた<sup>118</sup>。このため、この、30 日の予告通知期間を経たうえで、まず、老舗のボストン所在銀行、The Union Bank が、1824 年 9 月 3 日に、<The Associated Banks>からの撤退を早々と決断した。そして The Suffolk Bank への報告のあと、1824 年 10 月 4 日に正式に撤退した。続いて、これまた老舗のボストン所在銀行、The Massachusetts Bank が、1824 年 12 月 27 日に自行の役員会において撤退を決めて The Suffolk Bank に報告し、翌 1825 年 1 月 28 日に正式撤退したのであった<sup>119</sup>。

実は、The Massachusetts Bank は、<The Associated Banks>の一員であった期間中、<The Associated Banks>における協調目的の意に反し、独自の業務判断のもとに、フォーリン・マネーを殆ど受け取っていなかったのであった<sup>120</sup>。この The Massachusetts Bank が<The Associated Banks>を脱退し The Suffolk Bank との提携関係を破棄する、という行為にまで踏み切ることができた要因というのは、以下の 3 点にまとめられる。すなわち、第 1 点は、後進のボストン所在銀行、

<sup>116</sup> Dewey [ 1910 ] p.92.

<sup>117</sup> Appleton [ 1831 ] p.23.

<sup>118</sup> Whitney [ 1878 ] p.17.

<sup>119</sup> Gras [ 1937 ] p.436.

<sup>120</sup> Gras [ 1937 ] p.117.



The Suffolk Bank が主導権を握るかたちでニューイングランドの通貨ならびに信用秩序が統轄されてゆくことについて、最古参のボストン所在銀行としての沽券に関わるという、いわば感情的な観点である<sup>121</sup>。すでに本稿 1.1 において論じられてきたとおり、The Massachusetts Bank は、古くから、未決済のまま流通し続ける銀行券の減価に対して鋭い問題意識を持ち、独自にかつ主導的に管理施策を模索し展開してきた。こうした過去の実績を背景に持っていたという自負が、The Suffolk Bank との提携において水を差すこととなり、The Suffolk Bank に対するライバルとしての見方を著しく強める契機となったのではないかと考えられる。第 2 に、The Massachusetts Bank は、自ら抱えている顧客ないし取引先というのが、おもに、ボストン市中において取引を行なっている人々であり、あとは、ペンシルベニア州フィラデルフィアにおいて、あるいは、海外において取引を行なっている人々であった。つまり、The Massachusetts Bank にとってみて、フォーリン・マネーを主なる支払手段として利用する自らの顧客層というのが皆無に近かったのである。このため、サフォーク・システムに参加して The Suffolk Bank に無利子の「永久預託金」を正貨ないし現金準備として託してしまうということは、地方諸都市に顧客層を有していない The Massachusetts Bank にとって、それだけ貸付可能な資金総額の減少を招くこととなり、したがって、銀行経営としての効率性を阻害し自身の収益低下を招くことになる、という経営判断があったのである<sup>122</sup>。そして第 3 に、表 A 5 から明らかなように、1822 年から 1826 年にかけて、The Massachusetts Bank は、平均しておよそ 6% 強の年次配当を出し続けていて、同じ時期に

<sup>121</sup> Gras [ 1937 ] p.104.

<sup>122</sup> Gras [ 1937 ] p.104. 高橋 [ 1974 ] p.73.

おける The Suffolk Bank の年次配当の平均 5% 強をおよそ 1% 程度上回り続けていた。したがって、The Suffolk Bank によって計上されるどころの利益高を更に上回る財務内容を The Massachusetts Bank が誇っていたために、それが有力なる裏付けとなって、提携破棄という強い姿勢に結びついていったのではないかと考えられる。

### 3.4 ネット決済の確立によるサフォーク・システムの洗練化

サフォーク・システム( )にとって、1825 年は、システムの洗練化に向けた動きという点に関して、かなり重要なターニング・ポイントを迎えた年になったといえる。

1825 年 2 月下旬、まず、以下の取り決めが施されることとなる。すなわち、ボストン所在諸銀行のなかから、預金者ないし顧客を通じて支払手段として呈示されたり預託されたりするニューイングランド所在諸銀行のあらゆる銀行券について、これらを額面通りに受け取る旨の取り決めを行なってその実践を始める、という動きが自発的に顕れてきたのである。すでに本稿 1.2 において述べられたように、1803 年以降、ボストン所在諸銀行においては、フォーリン・マネー全般の入金取扱を完全に拒否する旨の施策を執り続けてきた。しかしながら、この実践によって、ボストン所在諸銀行の一部においては、ボストン・マネー、フォーリン・マネーの区別なく、各行の銀行券が一様に額面通りに受け取られるようになったのである<sup>123</sup>。こうした取り決

<sup>123</sup> Hale [ 1826 ] によれば、1825 年 2 月下旬時点で、この行動に参加したボストン所在銀行は計 8 行であった。Hale [ 1826 ] p.15. Hale はこの 8 行の内訳を明示していないが、この 8 行の内訳を表 A 5 と共に推察してみると、さきに <The Associated Banks> のメンバーから外れていた The Massachusetts Bank ・ The Union Bank と、サフォーク・システムの競争相手であった The New England Bank とを除くボストン所在諸銀行

めを实践したボストン所在諸銀行に口座を開設し残高を置いていた人々は、これまでのように、ボストンでの支払ないし決済のために手許のフォーリン・マネーをボストン・マネーもしくは(第2)合衆国銀行券へとプレミアムを支払ってまでいちいち「両替」を強いられる、ということがなくなった。もっとも、ボストン所在の諸銀行のなかでも、この施策に賛同しなかったボストン所在諸銀行や、貯蓄銀行を始めとする商業銀行以外の諸銀行における預金者については、依然として、この便宜を受けることができなかった。とはいえ、一部のボストン所在諸銀行によるこの実践によって、それまで市中において長らく存在していた二重通貨をめぐるレートが存在が、事実上消滅へと向かい始めることとなった。それと同時に、これまで、地方諸銀行のボストン在住代理人となって、この二重通貨のレート上に生じてくる乖離を利用しつつ「両替」による私益追求を行なってきた、マネー・ブローカー達も、その存在意味が事実上なくなってゆくこととなったのである<sup>124</sup>。

こうして、ボストン所在諸銀行の一部によって、フォーリン・マネー全般が額面通りに受け取られ始めるにつれ、これらの銀行の手許には、持ち込まれるフォーリン・マネーがいつそう堆積してくることとなる。そこで、これらの施策を執ったボストン所在諸銀行のうち、<The Associated Banks>に属していた諸銀行は、手許に堆積したフォーリン・マネーについて、額面通りの受け取りや預託金への繰入、ならびに銷却を、<The Associated Banks>の決済上の代理人たる The Suffolk Bank に対して要求するようになる。これま

---

なのではないか。すなわち、The Columbian Bank、The Eagle Bank、The Tremont Bank、The State Bank、The Suffolk Bank、The Boston Bank、The City Bank、The Globe Bank の各行だったのではないかと思われる。

<sup>124</sup> Hale [1826] p.15.

では、銷却にあたり、<The Associated Banks>から The Suffolk Bank へとフォーリン・マネーが再購入されるのに際して0.25%の割引が施されていたのであるが、これを、支払手段として額面通りに受け取ったうえで、購入されるよう、The Suffolk Bank のほうに要求したのである。こうした申出を受けるかたちで、1825年5月16日、ついに The Suffolk Bank は、フォーリン・マネーを含むあらゆる銀行券を額面通りに購入し収集するという取り決めを、<The Associated Banks>のメンバー各行と取り交わしたのであった。とはいえ、この、<The Associated Banks>と The Suffolk Bank との取り決めが結ばれるにあたっては、The Suffolk Bank のほうからいくつかの見返条件が提示された。この見返条件の内容については後述するが(本稿 3.5 を参照されたい)ともかく、これら見返条件の提示は、その後、The Suffolk Bank を中心とする<The Associated Banks>において、全面的な提携破棄へと繋がる亀裂を生じさせてゆくこととなるのである。

なお、上記の過程において、フォーリン・マネーを含むあらゆる銀行券を受け取って額面通りに購入する、という取り決めが施されたことそれ自体については、すでに基本構成が確立していたサフォーク・システム( )の特徴に新風を巻き込み更にいつそう洗練化させたという点で、極めて有意義な事柄である。つまり、サフォーク・システムにおいて、あらゆるフォーリン・マネーを額面通りに購入するということが全面的に容認されたことによって、<The Associated Banks>のメンバー各行を通じて支払や預託を行うすべての人々に対して波及的に便宜がもたらされる。その便宜というのは、具体的には、ボストン・マネー、フォーリン・マネーそれぞれ専用の口座をわざわざ併せ持つ必要がなくなったということと、<The Associated Banks>のメンバー各行においてボストン・マネーのみを

支払手段として要求されたときに手持ちのフォーリン・マネーとの「両替」をめぐる困難に直面しなくてすむようになったこと、それに、その「両替」のさいにいちいち支払わざるをえなかったプレミアムないし手数料経費をすべて削減できるようになったこととである。こうした諸々の便宜を受けるかたちで、The Suffolk Bankの手許には、各所からあらゆる銀行券が、すなわち、あらゆるフォーリン・マネーならびにボストン・マネーが集まってくることとなる。The Suffolk Bankは、毎日、手許に集まってきたあらゆる銀行券を選別して、サフォーク・システム参加諸銀行の銀行券とそうでない銀行券とに振り分ける。まず、サフォーク・システムに参加していない諸銀行の銀行券については、従来どおり、各発行元に即座に送還して窓口による額面通りの正貨兌換を請求してゆく。他方、サフォーク・システム参加諸銀行の銀行券については、The Suffolk Bankに保持している各口座間の帳簿繰入操作を通じて、それらのフォーリン・マネーを相互交換しあうかたちで集中的にネット決済した。そして決済した日の翌日に、その集中決済を介したのち結果的に現れてきた交換戻、すなわちその正味金額が、適当な銀行の口座のほうに帳簿転記されることによって、体系的な銀行券の銷却が施されていったのである<sup>125</sup>。こうしたネット決済の確立によって、銀行券債務の最終決済手段としての正貨の出動機会ならびに出動総額が極めて節約され、最終決済手段としての正貨の需要が社会的に抑制されることとなった。それと同時に、ダイレクトに正貨兌換されるフォーリン・マネーの総額自体もまた、かなり少量化された。つまり、銀行券全般における正貨への依存度合がかなり低められることとなったのであり、The Suffolk Bankならびに

<sup>125</sup> Rolnick & Weber [ 1998 ] p.15. Rolnick, Smith & Weber [ 2000 ] p.5.

地方諸銀行の双方にとってみて、銀行券にかかる銷却経費が効果的に節減されることとなったのである。それまでは、サフォーク・システムにおいては、銀行券をめぐる仲買業務のプロセスをメインとしながらコルレス・ネットワークの構築を介し、発行元の各州法銀行と The Suffolk Bank とのそれぞれ個別的な、マンツーマンでの対応関係をベースに、逐次の銷却業務が展開されていた。そして、そのマンツーマンでの対応関係に基づく逐次の銷却業務の総体として、グロス決済が織り成されるというかたちの、体系的な銀行券決済システムを整え育成してきたのであった。だが、ここに、銀行間預金を通じての各口座間の帳簿操作に基づくネット決済をメインとした銀行券最終決済システム、として、いわば洗練されたサフォーク・システムが露わにされることとなったのである。ネット決済をメインにした体系的な銀行券最終決済システムとしては、サフォーク・システムがアメリカ史上初のシステムであった<sup>126</sup>。同じ頃、アメリカ唯一の国立銀行、(第2)合衆国銀行<sup>127</sup>も、フィラデルフィア本店ならびにボストン支店を始めとする各支店においてフォーリン・マネーの銷却業務に従事していたのではあるが、その中身はというと、かつてのサフォーク・システムの形状のように、割引購入した手許のフォーリン・マネーをひとつひとつ各発行元に送還して窓口による額面通りの正貨兌換を請求し実現させていっていたのであり、ネット決済による方法はいまだ執られていなかったのである。

<sup>126</sup> ネット決済をメインにした銀行券決済システムは、実は、サフォーク・システムの登場以前に、スコットランドにおいてすでに創設され運営されていた。なお、このスコットランドの銀行券相互決済システムについては、例えば、Smith [ 1936 ] 第3章や、Marx [ 1894 ] 第5篇、丸山 [ 1984 ]、Shenfield [ 1984 ]、Kroszner [ 1996 ] などにおいて触れられたり論じられている。

<sup>127</sup> 合衆国銀行については、本稿脚注 11 を参照さ

上記の仕組みを備えた、ネット決済を通じたサフォーク・システム( )の完成を受けるかたちで、The Suffolk Bankのもとには、コルレス・ネットワークの構築に基づいて銀行間預金の総額が著しく増えてゆくこととなった。表 A 7によると、The Suffolk Bank が抱える銀行間預金の総額は、1825年6月1日時点においてはわずか2万5,000ドル足らずであったのが、翌1826年1月1日の時点においては、52万4,180ドル28セントと、極めて著しい伸張を見せている。また、表 A 8において示されるとおり、マサチューセッツ州所在の全銀行における銀行間預金の保有高において、1826年に突如として1位に踊り出てからは、1854年の2位を除いて、1858年に至るまでおよそ30年ほど首位の座を堅持してゆくこととなる。つまり、ネット決済を柱としたサフォーク・システムの洗練化を契機として、ニューイングランドにおいて、正貨をふくむ現金準備、ならびに銀行間預金が、商業・決済中心地であったボストンに、とりわけ The Suffolk Bankのもとに著しく集中されてゆくこととなったのである。

上述のような、ニューイングランドの通貨・信用構造における、サフォーク・システムを介した商業・決済中心地ボストンへの準備ないし銀行間預金の集中、という事態は、奇しくも、イングランドの通貨・信用構造においてロンドン所在の個人銀行家達によるイングランド銀行に対する準備集中が呈された時期と、ほぼ同じタイミングにあった。イングランドにおいては、1825年恐慌にさいなまれたことを契機に、ロンドン所在の個人銀行家達が、金融逼迫時における緊急の資金調達手段として、イングランド銀行への手形再割引請求という従来の慣行に代わり、準備を保有するという慣行が普及していった。その準備というのは2通りの方法から成った。

すなわち、一部は、イングランド銀行券ならびにごく少量の金を常時手許に置いておくというものである。更に一部は、イングランド銀行のほうに預金勘定のかたちで置いておくというものであった<sup>128</sup>。

こうしたイングランドの通貨・信用構造とニューイングランドのサフォーク・システムとにおいて、仕組みのうえで異なっている点というのは、以下のとおりである。すなわち、イングランドのばあいは、個人銀行家達による手許準備に関してイングランド銀行券の重要性が極めて高くなっている。更には、当時、ロンドン域外所在の地方諸銀行による発券活動が継続されていたために、完全に銀行券流通におけるイングランド銀行券の独占が示されていたというわけではなかったものの、とはいえ、すでに18世紀末の段階でロンドン所在諸銀行は発券業務をやめていたのであり、ロンドン市中銀行間におけるイングランド銀行の発券集中がもたらされていた<sup>129</sup>。それゆえ、ロンドン市中の銀行券流通におけるイングランド銀行券の寡占化が着実に進行してきており、イングランド銀行券の信用貨幣としての信用力が如実に高まってきていたのである。それからしばし経った1833年になって、イングランド銀行券には法貨としての枠組みが与えられることとなり、その通用力が法的に支えられ強制されてゆくこととなる<sup>130</sup>。これに対して、ニューイングランドのサフォーク・システムのばあいは、各銀行券の兌換準備を名目としつつそれを契機として The Suffolk Bank への預金勘定が増えていったという態様こそあったものの、管見の限り、サフォーク・システム参加諸銀行が各々の手許に The Suffolk Bank 発行の銀行券をそれこそ最重要の準備手段として認識されつつ保有していたのか、ということについては、必

<sup>128</sup> 金井 [1989] pp.20-21.

<sup>129</sup> 金井 [1989] pp.33-34.

りたい。

ずしも明白でない。また、The Suffolk Bank の銀行券が、イングランド銀行券のように銀行券流通における寡占性を帯びてきてニューイングランドにおける最有力の信用貨幣となってきたのか、ということについても、必ずしも明白ではないのである。

さて、ネット決済を柱とする洗練されたサフォーク・システムが稼働し始めると共に、The Suffolk Bank によって受け取られるフォーリン・マネーの総額もまた、増えてゆくこととなる。〈The Associated Banks〉のメンバー各行を介しつつ The Suffolk Bank によって額面通りに受け取られたフォーリン・マネーの総額は、1824年6月時点においては月額でおよそ33万ドルにすぎなかったのが、1825年末時点においては月額でおよそ200万ドルへと、一気に急増することとなった<sup>131</sup>。このうち、あらゆるフォーリン・マネーにおける額面通りの受け取りを開始した1825年3月から、1826年1月までの期間における、〈The Associated Banks〉によるフォーリン・マネー受取総額を示したものが、表A9である。これによると、1825年5月ならびに6月はやや落ち込みを示しているものの、特に9月以降において飛躍的な伸びを見せ、その後は月額200万ドル前後を保ちつつ推移している。とりわけ上記の期間において〈The Associated Banks〉が受け取ったフォーリン・マネーの総額は、実に1,738万8,313ドルにまでのぼったのであった<sup>132</sup>。この頃におけるThe Suffolk Bank によつての銀行券受

取総額は、当時マサチューセッツ州において流通していた株式証券総額のおよそ半分まで達していたという<sup>133</sup>。まさに、The Suffolk Bank のもとにフォーリン・マネーが殺到するという状況へと、転変していったのである。

こうした、The Suffolk Bank におけるフォーリン・マネーの受取総額の激増を受けて、The Suffolk Bank は、いくつかの急場策を執ってゆくこととなる。まず、1825年12月上旬には、〈The Associated Banks〉のメンバー各行がそれぞれ抱えている顧客のフォーリン・マネー預金についてこれを引き出させるのを遅延させるよう、〈The Associated Banks〉のメンバー各行と取り決めを施した<sup>134</sup>。更に、サフォーク・システムを司っているThe Suffolk Bank 行内のフォーリン・マネー担当委員会は、1826年早々に、The Suffolk Bank の役員会に対して、ひとつの報告書を提出している。この報告書において、フォーリン・マネー担当委員会の人員について、出納係1名と出納係補助3名、それに各行窓口への正貨兌換請求を行なう送達人1名、というかたちでの体制規模の拡張を訴え、そしてひとつの部局として実現させることとなったのである<sup>135</sup>。

〈The Associated Banks〉による、フォーリン・マネーの額面通りの受け取りならびに購入施策は、システミック・リスクの現実化を食い止めることにも寄与した。例えば、1825年夏、コネチカット州ニューヘブン（New Heaven）に所在する州法銀行、The Eagle Bank of New Heaven（資本金総額50万ドル）がまさに破綻を迎えようとする状況に陥ったさい、〈The Associated Banks〉は、The Eagle Bank of New Heaven の銀行券が流通部に溢れたままになってしまうことを懸念し、破綻状態に陥るまさにその直前の数

<sup>130</sup> 西川 [1984] p.13.

<sup>131</sup> Lake [1947] p.186.

<sup>132</sup> 佐合 [1999] は、〈The Associated Banks〉によって受け取られたフォーリン・マネーの総額について、「年間に換算すると2,400万ドル」と述べられている。佐合 [1999] p.31. 1825年1月ならびに2月の受取総額のデータがないので1825年の年間受取総額全体の正確な数字は依然として分からないままなのであるが、しかしながら、本稿付表A9から推断すると、実際は2,400万ドルを下回っていたのではないかと思われる。

<sup>133</sup> Rolnick, Smith & Weber [1998] p.14.

<sup>134</sup> Whitney [1878] p.17.

ヶ月間で、The Eagle Bank of New Heaven の銀行券およそ 13 万 2,000 ドル分を急遽かき集めて購入し予め銷却を行っていた。この迅速なる対処行動によって、The Eagle Bank of New Heaven の債権保有者(銀行券保有者)にまさにふりかかろうとしていたシステムック・リスクの現実化を、事前にあるていど防衛することができたのである<sup>135</sup>。

### 3.5 サフォーク・システム内外の確執

かくして、The Suffolk Bank を中心に一部のボストン所在諸銀行においてフォーリン・マネーの受取高が急増し、ボストンの <The Associated Banks> による、ニューイングランドにおける通貨・信用管理の積極的な役割が顕在化してくることとなる。しかしながらその一方で、サフォーク・システムの展開と共に、The Suffolk Bank と <The Associated Banks> との間の確執、それに、The Suffolk Bank と一部の地方諸銀行との間の確執が、それぞれ深まってゆくこととなった。

まず、The Suffolk Bank と <The Associated Banks> との確執についてであるが、1824 年末から 1825 年初頭に至るまでに The Union Bank と The Massachusetts Bank とが脱退(本稿 3.3 を参照)したあと、<The Associated Banks> 内部における確執を更に助長させることとなった 2 つの事件が勃発した。

このうち、まず 1 つ目の事件は、以下の通りである。すなわち、さきに少し触れたように(本稿 3.4 を参照) 1825 年 5 月 16 日に <The Associated Banks> と The Suffolk Bank との間で取り交わされた、フォーリン・マネーを額面通りに受け取って購入しそれを当該各行によって The Suffolk Bank に置かれた残高でもって The Suffolk Bank が

決済する、という取り決めの際し、The Suffolk Bank はいくつかの見返条件を一方的に突き付けてきていた。そして、これら見返条件の提示が <The Associated Banks> のうちに亀裂をもたらすこととなったのである。そもそも、フォーリン・マネーを額面通りに受け取って購入せよという、この取り決めは、<The Associated Banks> のメンバー各行のほうから The Suffolk Bank へと持ちかけられてきたものであった<sup>137</sup>。The Suffolk Bank は、フォーリン・マネーを額面通りに受け取って購入するというこの提案を飲んだものの、その見返条件として、そのフォーリン・マネーが購入された際にはその購入金額と同額にあたる分の預託金を即座に入れて補填する、という義務を課した。更に、この義務を課す期間は原則として 60 日間とするものの、現在 30 万ドル分ほどあるサフォーク・システムの共同運営資金について(この共同運営資金については、本稿 3.1 を参照) さらに 20 万ドル分の追加を行なうということに協力しないならば、この義務遂行期間を 6 ヶ月、9 ヶ月もしくは 1 年に延長する、と、The Suffolk Bank が <The Associated Banks> のメンバー各行に対して一方的に通告してきたのであった。

2 つ目の事件とは、以下の通りである。すなわち、1825 年 11 月初頭、フォーリン・マネーのネット決済を通じた銷却業務が繁忙になってゆくにつれ、The Suffolk Bank の役員会は、サフォーク・システムを実質的に管理運営していた、The Suffolk Bank 行内のフォーリン・マネー担当部局に所属している各銀行員に対して、総額 7 万ドルの臨時ボーナスを出すことを決定した<sup>138</sup>。だが、その臨時ボ

<sup>135</sup> Whitney [ 1878 ] pp.17 18.

<sup>136</sup> Hale [ 1826 ] pp.13, 21.

<sup>137</sup> Redlich [ 1947 ] によれば、<The Associated Banks> によってこの提案が持ちかけられたことが、1825 年 6 月 16 日付の The Suffolk Bank の役員記録から確認される。Redlich [ 1947 ] p.74.

<sup>138</sup> この当時、The Suffolk Bank の役員会は、手

一ナスの源泉のうち実に6万ドルまでの拠出を、<The Associated Banks>のメンバー各行に対して求めたのであった<sup>139</sup>。The Suffolk Bankの役員会は、<The Associated Banks>の各行が、提携の見返りとして受けている便宜ないしサービスがThe Suffolk Bankのほうにさきに拠出していた共同出資金ならびに預託金総額に見合っていない、と不満をもたらしていたことを、かねてから認知していた<sup>140</sup>。こうした上記2つの事件を踏まえ、結局、1826年末までに、<The Associated Banks>としての協調関係は全面的に破棄されるに至ったのであった。

次に、The Suffolk Bankと一部の地方諸銀行とにおけるいくつかの確執について目を遣ってみよう。

まず第1に、銀行券についてThe Suffolk

---

許に多量のフォーリン・マネーが入ってくるにつれ、そこに入り混じった偽造・欠陥銀行券が増量して損失をきたしてきたことに頭を悩ましていた。そこで、さきに1825年5月、フォーリン・マネー担当部局の責任者として選出され雇用されていたWilliam Grubb Jr.と、更なる特別の契約を結んだ。その特別の契約とは、William Grubb Jr.と、フォーリン・マネー担当部局の責任者として通常の俸給に加えて更なる特別手当を出すという、高額待遇の雇用契約を結ぶ代わりに、フォーリン・マネーの選別そして決済業務の過程で偽造・欠陥銀行券がきちんと識別されぬまま決済時に発覚して結果的にThe Suffolk Bankに損失を被らせてしまうこととなったばあい、それは責任者であるWilliam Grubb Jr.の業務上の責任として問われ、その損失填補を自腹で行なってもらおう、というものであった。Whitney [1878] p.18.

<sup>139</sup> Whitney [1878] pp.16-17.

<sup>140</sup> Mullineauxによれば、1826年3月14日付のThe Suffolk Bank役員記録においてこのことが記されている。Mullineaux [1987] p.890. サフォーク・システムに参加しているボストン所在諸銀行は、こうした、The Suffolk Bankに対するシステム参加への便宜不足についての抗議をその後も重ねてゆく。これに伴ない、次第に、The Suffolk Bankに預託されるべき必要総額(3万ドル)の限度における漸次引き下げを勝ち取ってゆくこととなる(最終的には、1835年時点における5,000ドルまで引き下げられることとなる。この漸次的な必要総額の引下げについては、本稿4.1のほうも参

Bankによる執拗なまでの額面通りの正貨兌換請求に対して、地方諸銀行からの反発が生じた。反発の理由というのは、とりわけ地方諸銀行にとって有力な利益源泉であった、資金創造としての銀行券発行が著しく制限されてしまうことと、現存以上にもっと大規模な正貨準備の必要が催促されてしまうこととにあった。したがって、サフォーク・システム( )に反発する地方諸銀行は、執拗なまでに請求された自行銀行券の額面通りの正貨兌換について、その意図的な遅延や回避を繰り返した。例えば、コネチカット州の州都ハートフォードに所在する老舗の州法銀行、The Hartford Bank(1792年創設)は、サフォーク・システムについて、「不公正な制度であり、銀行券通貨による利益を不必要に縮減するものである」と、激しく非難するほどであった<sup>141</sup>。そして、The Suffolk Bankから正貨兌換を執拗に請求された5万ドル分の自行銀行券についてしぶしぶ兌換に応じたあと、ボストン・マネーをかき集めるために約19万ドル分ものボストン・マネーによる借入を実施し、そうやってかき集めたボストン・マネーについて、これらの正貨への兌換を即座に請求し、それらボストン・マネーの発行元たる当該のボストン所在諸銀行に対して急激なる信用収縮を生じさせるという、いわば「仕返し」を行ったのであった<sup>142</sup>。

加えて、1826年1月16日、サフォーク・システムに反感を抱いていた地方諸銀行の株主たちが、ボストンのThe Boston Exchange Coffee Houseに終結し、集会を開いた<sup>143</sup>。この集会の座長には、マサチューセッツ州所在の地方銀行、The Lanesbrough Bankの有力株主、Herry Shawが選出された。書記には、

---

照されたい)。

<sup>141</sup> Dewey [1910] p.85.

<sup>142</sup> Lake [1947] p.192.

<sup>143</sup> この集会の内容については、Hale[1826] pp.23-26.を参照されたい。

同じくマサチューセッツ州所在の地方銀行、The New Bedford Bank の有力株主、Thomas Rotch が選出された。それから、決議文を起草するために、上記の座長・書記の 2 名を含む総勢 3 名の代表委員が選出された。この決議文は、以下に掲げるような 5 つの決議内容から成った。

決議。我々は、< Allied Banks ><sup>144</sup>によって求められた施策を、その地域にとっての最善の利益に関して敵対的なものであると考え、強制的かつ不自然に、通貨を導き入れるべく意図されたものであると考える。

決議。我々は、地方諸銀行ならびにそれら地域にとって不正なシステムに対抗するために、地方諸銀行による連帯を生み出すあらゆる活動を行うことを誓う。

決議。上述の決議内容を達成するために、地方諸銀行の役員達に対して、The Suffolk Bank ならびに < Allied Banks > の別のメンバー各行から直ちに預金を引き出すよう勧告する。そして、その後は、各自の窓口のみにおいて自分達の銀行券を銷却することを勧告する。

決議。地方諸銀行の頭取たちに対して、< Allied Banks > という現行のシステムが続けられる限り、我々は、自ら上記のような交換決済を行なうことを、そして、ボストンにある自分達の銀行券の蓄積を減じさせる別のあらゆる方策を導入することを勧告する。

決議。上述の前文ならびに決議は、議長と書記とによって署名され印刷される。そして、同様のものがマサチューセッツ州ならびに近隣諸州の数多くの銀

行に伝えられることとなっている。そのさい、これらの方策において我々と共に彼らの提携連合と今後における我々の列席とを要請して、この会合は閉幕される<sup>145</sup>。

この決議文は 2 日後の 1 月 18 日に満場一致で採決される。しかしながら、地方諸銀行の有力株主たちによるこれらの勧告は、当事者たる地方諸銀行の間において必ずしも十分には受け入れられず、結局、失敗に終わったのであった<sup>146</sup>。

こうした、地方諸銀行の一部株主たちによる、サフォーク・システム反発行動に続いて、マサチューセッツ州所在の一部の地方諸銀行によって、サフォーク・システムに反抗すべく、サフォーク・システムと同様の機能を施すことを目論んだボストン所在の新規銀行の特許交付が、マサチューセッツ州議会で請願された。この請願運動は、そもそも、いくつかの地方紙が、地方諸銀行によるサフォーク・システム反対同盟の組成を扇動するかたちで行なわれたものである<sup>147</sup>。

更に、1826 年 7 月 26 日、マサチューセッツ州ウスター (Worcester) 所在の地方銀行、The Worcester Bank は、自行窓口においての銷却を請求する目的で、The Suffolk Bank のほうから自行銀行券 4 万 8,000 ドル分を呈示された。このとき The Worcester Bank は、The Suffolk Bank にとって当時まさに最大の競争相手であるボストン所在の The New England Bank に、約 3 万 9,000 ドル分の当座預金を置いていた。そのため、The New England Bank 宛てのボストン振出手形を The Suffolk Bank に呈示してこの振出手形による決済を求めた。だが、The Suffolk Bank は、自分の所への預託を確約すればこのボス

<sup>144</sup> < Allied Banks > の名称については、本稿脚注 109 を参照されたい。

<sup>145</sup> Hale [ 1826 ] pp.23 - 24.

<sup>146</sup> Redlich [ 1947 ] p.73.



トン振出手形での決済を認める、と返答する。この申出を The Worcester Bank は断り、ひとまず 2 万 8,000 ドル分を正貨でもって支払おうとした。ところが The Suffolk Bank はこれを拒否し、The Worcester Bank の所有する不動産を差し押さえようとした。The Worcester Bank と The Suffolk Bank との争議は、その後、The Suffolk Bank が The Worcester Bank を提訴するかたちで訴訟沙汰にまで発展してゆくこととなったのである<sup>148</sup>。この訴訟は、のちの 1827 年 3 月にボストンにおいて開かれることとなるが、ここにおいて、The Worcester Bank は、当時の実状を踏まえ、自行銀行券の兌換のさいに振出手形による決済を認めるよう頑なに主張してゆくこととなるのである。

この頃、サフォーク・システムに反発する地方諸銀行は、The Suffolk Bank のことを「the Six-Tailed Bashaw (6 つの尻尾を持ったお偉方)」と揶揄し、The Suffolk Bank に同調した 6 つのボストン所在諸銀行、つまり <The Associated Banks> のメンバー各行のことを「Holly Alliance (神聖同盟)」と形容して非難していたという<sup>149</sup>。特に、「Holly Alliance (神聖同盟)」と形容されてしまうに至ったのは、<The Associated Banks> のメンバー各行が The Suffolk Bank に集中的にフォーリン・マネーを銷却してもらおうと無利子の準備預託金を託したという点に関して、その無利子での預託という点がいわば「献呈」というべき特性である、と理解されたため

<sup>147</sup> Hale [ 1826 ] p.26.

<sup>148</sup> Magee [ 1923b ] pp.433 445. Spahr [ 1926 ] pp.76 77. Helderman [ 1931 ] p.31. なお、Dewey [ 1910 ] もこの出来事について触れているが、そのなかで、The Suffolk Bank が兌換請求した The Worcester Bank の銀行券の総額について、これを 3 万 8,000 ドルと明示している。しかしながらこれは、4 万 8,000 ドルの誤りなのではないかと考えられる。Dewey [ 1910 ] p.85.

<sup>149</sup> Whitney [ 1878 ] p.15.

ある<sup>150</sup>。

かくして、<The Associated Banks> としての協調関係が 1826 年末に全面破棄されたあとは、The Suffolk Bank が主導的に牽引するかたちでサフォーク・システム ( ) の運営が続行されることとなった。事実上、「銀行間の上位に立つ銀行」としての性格を帯びることとなった The Suffolk Bank は、1826 年、資本金について総額 75 万ドルにまで増資を行なっている。そもそもこの増資に至っては、The Suffolk Bank のほうとしては 100 万ドルの増資を目論んでいた。だが、マサチューセッツ州議会への増資申請後、州議会において、100 万ドルの増資は行き過ぎであるとしてその申請が却下されたのであった。また、同じ頃の 1826 年 4 月、これまで The Suffolk Bank における利益源泉の 3 本柱の 1 つを担っていた、ロンドン国際金融市場における手形ならびに外国為替の売買取引業務を、採算不都合の見地から、全面的に停止することが決められた<sup>151</sup>。こうして、1826 年末に <The Associated Banks> との協調関係が破棄されたあと、それまで <The Associated Banks> に加わっていたボストン所在諸銀行のうち、サフォーク・システムに同意的な立場を執る銀行については、サフォーク・システム加盟銀行として、The Suffolk Bank とのコレレス・ネットワークを継続してゆくこととなった。逆に、The Suffolk Bank とのコレレス関係を破棄したボストン所在諸銀行については、各々独自に地方諸銀行とコレレス・ネットワークを結んでフォーリン・マネー受入・銷却業務を独立して個別的に展開してゆくこととなったのである。

### 3.6 公権力による追い風

<The Associated Banks> との協調関係が

<sup>150</sup> Hale [ 1826 ] p.16.

<sup>151</sup> Whitney [ 1878 ] p.6.

全面的に破棄されたあと、The Suffolk Bank が主導的に牽引するかたちとなったサフォーク・システム( )の運営に関して、タイミングよく諸々の公権力が、以下に示されるとおり、背後から間接的に後押ししてゆくこととなる。

まず第 1 に、上記した、The Suffolk Bank が The Worcester Bank を相手取って起こした訴訟の判決において、1827 年 3 月、マサチューセッツ州最高裁は、銀行券債務に関して額面通りの正貨兌換を執拗なまでに請求するという The Suffolk Bank の業務行為について、これを全面的に支持する旨の司法判断を下した。これによって、事実上、サフォーク・システムの運営方針に関して司法上の正当性が確保されることになったのであった。

第 2 に、サフォーク・システムと同様の機能を、すなわち、フォーリン・マネーの最終決済業務を行なうために地方諸銀行の一部有志がボストン所在の新規銀行の設立を申請していたことについて、マサチューセッツ州議会がその申請を受理しないことを決めた。州議会によるこの判断を受けて、1828 年、マサチューセッツ州所在の地方銀行、The Lowell Bank の出納係をしていた J.G.Carney は、サフォーク・システムに反対する諸銀行を結集して、自分達の手によるボストン所在銀行の設立運営を声高に提唱した<sup>152</sup>。しかしながら、それ以上の盛り上がりを見せることもなく、地方諸銀行によるサフォーク・システム反発の嵐はひとまず沈静化したのであった。

第 3 に、地方諸銀行による反発運動が漸く落ち着いた頃の 1829 年 2 月 28 日、マサチューセッツ州議会によって、包括的な州銀行法が可決し制定された。この銀行法は、1831 年 10 月 1 日をもって既存の州法銀行の殆どが特許期限を迎えるという事態を勘案して、特許更新を受ける諸銀行ならびに 1831 年 10 月 1

日以降に新設されてゆく諸銀行に対して適用されることを見越しつつ、立法化されたものである。この 1829 年マサチューセッツ州銀行法の内容は、サフォーク・システムの展開に特に深く関係するものとしては、以下の諸内容が挙げられる。すなわち、銀行券の発行総額については、払込資本金総額の 125% を上限とする。「他行への債権」総額が、払込資本金総額の 200% までに制限される。なお、債務総額が法定限度を超えてしまったばあい、その超過総額については、当該銀行の各役員が個人的責任を連帯して負うものとする。利付の銀行券債務の発行を禁止する<sup>153</sup>。以上のような内容を持つ 1829 年マサチューセッツ州銀行法によって、各銀行における銀行券債務の過剰発行に対して幾らかのブレーキがかけられてゆくこととなり、したがって、サフォーク・システムのなかに織り込まれてくることが必至の、銀行券債務のデフォルト・リスクについて、その軽減を背後から助長することとなったのではないかと思われる。なお、上記 に関連して敷衍しておく、表 A 4 における The Suffolk Bank のバランス・シートにおいて、利付銀行券債務の項目の数字が 1829 年 8 月 1 日時点のものから計上されていないのは、この、マサチューセッツ州銀行法に基づく影響によるものである。

表 A 5 によると、1824 年から 1830 年にかけて、The Suffolk Bank の年次配当率は、5.5% から 6% 程度を示すに留まっていた。サフォーク・システム( )を立ち上げてから、一面では The Suffolk Bank に銀行間預金が飛躍的に集中しコルレス・ネットワークならびにこのネットワークを基盤とした各銀行券の効率的なネット決済の仕組みが整えられてきた。とはいえ、これまで本章において解明

<sup>152</sup> Redlich [ 1947 ] p.75.

<sup>153</sup> Conant [ 1909 ] pp.361 362.

されてきたように、< The Associated Banks > の解散や地方諸銀行からの反発など、制度運営をめぐる各種の軋轢も影響して、銀行券決済をめぐる利益稼得が思うように伸びてこず、事業主体としての The Suffolk Bank からしてみれば、システムとしての成功の青写真をいまだ描ける状況にはなかったといえよう。このため、特許更新を控えた 1830 年前後の時点においては、サフォーク・システムの運営継続が懸念されるのもさることながら、The Suffolk Bank 自体がこのまま低落していつてしまうのではないかという懸念もまた、各関係方面から醸し出されていたのである<sup>154</sup>。

---

<sup>154</sup> Redlich[ 1947 ]p.75. また、The Suffolk Bank の有力株主であり、かつてボストンでのフォーリン・マネー銷却のための対策共同組織運営に主導的に関わってきた Nathan Appleton は、サフォーク・システムがボストンの流通部面からフォーリン・マネーを完全駆逐するという当初の私益目的を達成できなかったこともあって、このとき、サフォーク・システムを含む既存の銀行制度の改革と銀行税の改革とを主張していた。Appleton [ 1831 ] p.23.

## 4. サフォーク・システム( )の進展

<The Associated Banks>としての相互提携が全面的に破棄され解消されたあと、The Suffolk Bank が主導的に牽引するかたちで担われたサフォーク・システム( )(以下、これを、サフォーク・システムと略記する)は、1830年代に入ってから、いわゆる「ジャクソニアン・デモクラシー」と総括されている一連の時代のなかで、州主権を重視した連邦統治の抬頭、州法銀行数の急増、過度の債務超過状態に陥りつつもなお発券業務に依存した与信活動を継続展開する州法諸銀行の増長、それに、1837年恐慌に伴う全国的な正貨支払の一時停止、といった諸障害に悩まされながらも、なんとか進展を遂げてゆくこととなる。

特に本章においては、上記のような諸障害にさいなまれて不安定性を顕在化させてゆくこととなるニューイングランドの通貨・信用秩序に対して、The Suffolk Bank ならびにサフォーク・システムが、そうした不安定性を緩和させる緩衝組織としてどのような役割を果たしていったのか。また、そういった緩衝性を帯びる組織として、サフォーク・システムが、システムとしてどのように洗練されてゆき高度化されてゆくこととなるのか。以上の事柄について、説明を施してゆくこととする。

### 4.1 サフォーク・システム( )の不安定な進展

1831年10月、マサチューセッツ州所在の諸銀行に特許期限が訪れる。The Suffolk Bank を始めとするボストン所在諸銀行においては、特に目立った問題もなく、その特許更新がマサチューセッツ州議会によって認可

された。The Suffolk Bank も例外なく特許更新を受け、引き続きサフォーク・システムが運営されてゆくこととなる。

同じく1831年、ロードアイランド州所在の諸銀行について、The Merchants' Bank of Providence をThe Suffolk Bank の提携代理店としてそこを通じ銀行券の購入・銷却業務を行なう、という特殊な取り決めが、The Merchants' Bank of Providence とThe Suffolk Bank との間で交わされることとなった。

そもそもこのロードアイランド州域内においては、サフォーク・システムに倣ったかたちでの独自の通貨・信用管理システムが、州都プロビデンスに所在するThe Merchants' Bank of Providence の主導のもとで、自発的に構築されてきていた。ロードアイランド州における独自の通貨・信用管理システムというのは、以下の通りである。すなわち、4行を除くすべてのロードアイランド州所在諸銀行が、州都プロビデンスに所在する一州法銀行、The Merchants' Bank of Providence に対し、各々の資本金総額の大きさに則して1,000ドルから3,000ドル程度の「永久預託金」を、兌換目的の現金準備として、託すことを求められる。そしてThe Merchants' Bank of Providence は、このシステム参加の各銀行からニューイングランド所在のあらゆる銀行券を額面通りに受け取る。また、システム参加の各銀行から託された「永久預託金」を含む残高全体をベースに、すべてのロードアイランド州法銀行の銀行券について、これを額面通りに購入して銷却を代行する。更に、システム参加諸銀行について、The Merchants' Bank of Providence のほうに置いてある残高

総額が「永久預託金」の総額を下回ってしまったばあい、その差額分について付利を行なう。以上のようなシステムである。一見したところこの管理システムは、サフォーク・システムの制度的枠組みと軌を一にしているように思われる。しかしながら、サフォーク・システムと制度上異なっているのは、遠隔地にある当時 4 つのロードアイランド州法諸銀行( ; The Cranston Bank, The Kent Bank, The Village Bank, The Fall River Union Bank )についてはこのシステム参加の対象外とされてしまっている点にある<sup>155</sup>。この管理システムの創設を通じ、The Merchants' Bank of Providence のもとには、総額にしておよそ 6 万ドルもの「永久預託金」が銀行間預金というかたちで集まるに至った<sup>156</sup>。

ロードアイランド州域内に、The Merchants' Bank of Providence を中心とした上記のようなシステムが創設され運営されてきていたことによって、このシステムに参加しているロードアイランド州所在諸銀行は、わざわざ遠方地であるボストンの The Suffolk Bank のほうにじかに兌換準備用の残高を保持しておくという必要がなかった。それゆえ、サフォーク・システムに直接的に参加する必要に駆られてはいなかったのである。したがって、サフォーク・システムは、この時期、ニューイングランド諸州を網羅する信用貨幣の流通圏域を統轄しようとするかたちになってきてはいたものの、そのニューイングランドのうちロードアイランド州においてだけは、ユニークにも、サフォーク・シ

ステムのうちに完全に従属した形態とはならず、州域内の独自のシステムとサフォーク・システムとの相互提携的な代理店関係を実現するかたちとなったのである。

かくして、The Merchants' Bank of Providence と The Suffolk Bank とによる、この特殊なる提携代理店契約に基づいて、The Suffolk Bank は、手許に入ってきたロードアイランド州所在諸銀行の銀行券を、額面通りに銷却してもらおうべく、それらに内包されているデフォルト・リスクをも一緒に添えつつ、The Merchants' Bank of Providence のほうへと送還するようになった。他方、The Merchants' Bank of Providence のほうは、自らの手許に入ってくる、ロードアイランド州域外に所在する諸銀行が発行した銀行券について、これらをボストンにおいて銷却代行してもらおうために、The Suffolk Bank へと送還するようになった<sup>157</sup>。

このように、ユニークなシステムを抱えたロードアイランド州所在の諸銀行とも提携関係を結びながらサフォーク・システムの影響する圏域を順調に拡張させてゆく The Suffolk Bank に対して、他のボストン所在諸銀行のなかから牽制の動きが現れてくる。特に、かねてから The Suffolk Bank に対する競争意識の高かった最古参のボストン所在銀行、The Massachusetts Bank は、いち早く <The Associated Banks> を脱退したあと、独自に銀行券の受取・銷却業務を展開していた。そしてついに 1832 年、競争相手たるサフォーク・システムに参加しているボストン所在諸

<sup>155</sup> ロードアイランド州域内における独自の通貨・信用システムについては、Magee [ 1923a ] p.355. Redlich [ 1947 ] p.260. ならびに The Monetary Commission [ 1898 ] p.151. を参照されたい。なお、The Monetary Commission [ 1898 ] においては、ロードアイランド州域内のこのシステムを、サフォーク・システムのうちのサブシステムである、という認識が示されている。

<sup>156</sup> Magee [ 1923a ] p.355.

<sup>157</sup> Whitney [ 1878 ] p.20. なお、The Suffolk Bank と The Merchants' Bank of Providence とは、1831 年の提携代理店契約を結ぶ以前にも、フォーリン・マネーの銷却をめぐる緊密な関係にあったようである。そのことを示唆している事例として、提携契約の締結以前の 1829 年、The Merchants' Bank of Providence へとフォーリン・マネーを移送している最中に、The Suffolk Bank 史上初の強盗事件が発生している。

銀行の銀行券を受け取らないことを決めたのであった<sup>158</sup>。

1831年から1833年にかけて、ニューイングランド各州において州法銀行の数が飛躍的に増大した。表 B 1 によると、特にマサチューセッツ州全体においては、銀行総数が、1831年時点の70行から1833年時点においては102行へと一挙に増殖している。こうした、州法銀行についての劇的な増殖現象の背後には、時の連邦政府大統領 Andrew Jackson が州主権を最大限尊重したかたちでの連邦統治を遂行し、それに伴って州統治の裁量性が増してきたという、いわゆる「ジャクソニアン・デモクラシー」の影響が関与している。いわゆる「バンク・ウォー」を経るなかで、(第2)合衆国銀行における国民経済を統轄するだけの規制力どころかその存立根拠自体を裏付ける力が弱まってきたことと、それに連動したかたちでの州法銀行の相対的な急増、それに州統治の裁量性の増大とに伴ない、信用秩序の健全規制が緩慢な諸州を中心に、おもに銀行券の過剰発行に起因する過度の債務超過状態に陥った州法銀行が増えてくることとなったのである。こうした過剰発券の趨勢が高まると共に、それら銀行券を最終決済する、The Suffolk Bank によるフォーリン・マネーの銷却業務もまた、繁忙を極めてゆくこととなる。これを受けて、すでに1831年の時点で、The Suffolk Bank の手許に入ってきたサフォーク・システム未参加の地方銀行券について、ならびに、サフォーク・システム参加の地方諸銀行のうち、「当座の銷却に要せられる平均相当額」を超えて「永久預託金」総額にまで食い込むまでに過剰な発券を行なってきていた地方諸銀行の銀行券について、それらの正貨兌換請求ペースならびに送還ペースが、それまでの原則週1回から1日1回へと変更されるに至ったのであった

<sup>158</sup> Gras [ 1937 ] p.103.

<sup>159</sup>。

おもに過剰発券に起因する過度の債務超過状態に陥った州法銀行が横行してきた、という現況に対し、The Suffolk Bank は、以下に示されるような過剰発券対策を講じてゆくこととなる。すなわち、1833年、そうした過度の債務超過状態にあるサフォーク・システム参加諸銀行に対して、各自の財務内容を健全化するよう、その旨を記した回状を送付する。1833年、同じくサフォーク・システム参加諸銀行に対して、過剰発券の総額を1万ドルまでに抑えることと、フォーリン・マネーによつての預託金受入を毎日午後1時までとすることとから成る、新規ルールを導入する。1833年9月、さきに回状を送付した後もいまだそうした過度の債務超過状態を脱していないサフォーク・システム参加諸銀行に対して、その債務超過の状態を早急に改善するよう催促するに至った。そして一向に改善の兆しが見られない場合には、その銀行が発行した銀行券を、The Suffolk Bank 行内のフォーリン・マネー担当部局において決済ないし銷却代行しないで、窓口による額面通りの正貨兌換を請求するために各発行元のほうに強制送還させる、といった旨の督促状を再度送付したのであった<sup>160</sup>。

こうした、サフォーク・システム参加諸銀行に対する過剰発券の抑制施策を展開してゆくと共に、The Suffolk Bank は、システムへの参加を拒否し続ける諸銀行についても、いわば専横的な脅迫態度として受け取られかねないほどの強い姿勢で、執拗なる説得を施していった。例えば、1832年にバーモント州所在の州法銀行、The Bank of Rutland に対して The Suffolk Bank が送付した書簡は、以下の内容となっていた。

<sup>159</sup> Dewey [ 1910 ] p.87.

<sup>160</sup> Whitney [ 1878 ] pp.23 24.

貴行自身のものを除いて、我々は、The Suffolk Bank において貴行が持ち込まれた各銀行券の銷却を決して行なわなかった。それに、貴行の銀行券を勘定するさいにおいて、我々はかつて“法外な値段”を要求してもこなかった。あなた方が永久預託金を置くか否かで、それら銀行券は本行において受け取られ勘定されるかどうかということとなる。我々は貴行に永久預託金を求める。その永久預託金は、貴行自身の銀行券と額面通りに交換するさいに他のすべてのニューイングランド所在諸銀行による銀行券を貴行から受け取る、ということの対価として求められるものである。ニューイングランド所在諸銀行のなかには、我々によって1.5%割引かれて正貨で兌換されるものもあった。加えて、それら銀行券が我々の手中に置かれてしまったあと、我々はそれらの銀行券におけるリスク全体を引き取る。いま我々の手元には、The Burrillville Bank の銀行券が1万8,005ドル分ある。それらは最近になって兌換不能をきたした。それら銀行券での支払を我々が行うこととなるかどうかについては、大変疑わしい。我々が貴行の業務を取り扱うさいに求める価格が法外であるといまだに貴行が思っているのならば、そして、貴行自身の所の窓口で貴行の銀行券の支払を好むべきとするならば、我々はそれら銀行券をそこに送還するのに何の反対もしない。だが、我々が望むのは、貴行が、額面通りに銀行券で支払を行なうさいニューイングランド所在の別の諸銀行すべてにおける銀行券を受け取るというのを我々に期待しないで頂きたい、ということである。地方諸銀行のなかで進行している離反において、別の源泉から、我々は何の脅迫も行なわない。

我々が脅迫をしたばあい、理に適った埋め合わせがあって、それらの業務を扱わざるをえないと我々はまさに感じてきたのである。他方で、その業務開始時に、我々が求めてきたサフォーク・システムにたいそう反対した紳士の方々は、現在では賛成の意と、システムが廃止されるべきだとする以上にシステムの支持に貢献する旨の意思とを述べている<sup>161</sup>。

1834年、The Suffolk Bank において施された銀行券の銷却高が、それまでの1日あたり約8万ドルから約40万ドルへと、およそ5倍ほど急増した。表A 5によると、この年、The Suffolk Bank の年次配当率が、当時としては至上最高の8%へと一気に上がった。また、表A 10によれば、この年のThe Suffolk Bank による各銀行券の年間銷却高は、7,624万8,000ドルにまで達した。おもに過剰発券に起因する過度の債務超過状態というものが各銀行ならびに信用社会全体のうちに蔓延し、過剰発券にあたる分の総額が増大してゆくに つれ、信用過熱が進み信用量が膨脹し、信用恐慌に対する懸念が現れてくる。過剰発券にあたる分の総額がニューイングランド、ひいては合衆国全体の流通部面において増えてゆき、その増大に引きつられるかたちで銷却高もまた比例的に急増していったのである。そこでThe Suffolk Bank は、サフォーク・システム参加諸銀行、すなわち、The Suffolk Bank とコルレス関係下にあるボストン所在諸銀行ならびに地方諸銀行に対して、以下に掲げる内容を持つ、よりいっそう厳格な施策を展開した。すなわち、まず、ボストン所在諸銀行に対しては、各ボストン所在銀行から持ち込まれてThe Suffolk Bank が額面通りに受け取ることのできるフォーリン・マネーの1日当たりの総額を、これまでの際限なき

<sup>161</sup> Whitney [ 1878 ] p.22.

状態から、各行が The Suffolk Bank に置く「永久預託金」総額の半分に相当する金額分までとする、というかたちで、一定の線引きを施すことを決めた。そしてこの線引きに加えて、ボストン所在諸銀行から The Suffolk Bank によって額面通りに受け取られうるフォーリン・マネーは、諸他の銀行やブローカーによって置かれた口座に入ってくるものを除いて、各ボストン所在銀行が通常業務の過程で手許に入ってきたものに限られることとなった。また、過剰発券によって債務超過となっている総額分について月 0.1%の賦課を求めたのであった。その一方で、ボストン所在諸銀行に対してこれらの修正施策を課す代わりに、サフォーク・システムの便宜にあずかりたいとするボストン所在諸銀行が The Suffolk Bank に置くことを義務付けられていた「永久預託金」の総額について、これを、従来の 3 万ドルから 1833 年には 1 万 5,000 ドルに、そして、1834 年 9 月には 1 万ドルに、そして最終的には 1835 年時点で 5,000 ドルにまで引き下げられることとなった。他方、地方諸銀行に対しては、同じく過剰発券によって債務超過となっている総額分について、月 2%の賦課を行なうということを決めたのであった<sup>162</sup>。

こうした、サフォーク・システム参加諸銀行に対する、過剰発券の抑制に向けた厳格なる道義的説得ならびに窓口指導を、民間の一商業銀行にすぎないはずの The Suffolk Bank が執拗なまでに展開するに至っていたというのは、The Suffolk Bank がボストン所在の一商業銀行という立場ながらも「銀行間の上位に立つ銀行」としての振る舞いを名実共に示していた、という点で、特筆すべき事柄であったといえよう。

## 4.2 The Suffolk Bank による道義的説得

<sup>162</sup> Redlich [ 1947 ] p.71.

## への反発

上記のような、The Suffolk Bank による、過剰発券を抑制するための道義的説得が次第に強まってゆくにつれ、それまでしばらく沈静化していた地方諸銀行からの反発が、再び湧き上がってくることとなった。

1835 年、The Suffolk Bank を中心とするコルレス・ネットワークを利用した、The Suffolk Bank による通貨・信用管理の厳格性と強権性との反発してきていた一部のマサチューセッツ州所在諸銀行は、サフォーク・システムと同様の銀行券決済サービスを行なう新規銀行を設立すべく、マサチューセッツ州議会に特許交付を請願し、陳情書を送付した。ただし、この反発運動に、かつて 1828 年に同様の趣旨によっていち早く新規銀行設立運動を行なっていた J.G.Carney が加担していたのかどうかについては定かではない（J.G.Carney による反発運動については、本稿 3.5 を参照）<sup>163</sup>。しかしながら、この銀行特許の交付をめぐる州議会の審議においては、州下院議会で「先送り」が勧告され、下院による決議において 102 対 86 の僅差で「先送り」が決定された。The Suffolk Bank ならびにサフォーク・システムを支持する立場の下院議員達によってその議案の凍結が勝ち取られたのである<sup>164</sup>。それ以後、1836 年に The Suffolk Bank 側の代表者を呼び出して聴取を施した以外は、州議会による特に目立った行動は見られなかった。そして結局、議案は「棚上げ」されたまま二度と議題には上らなかったのであった<sup>165</sup>。

他方、メイン州議会においても、1835 年に、サフォーク・システムの展開をめぐるひとつの抗議活動が勃発した。

そもそもメイン州においては、1832 年頃から、州のバンク・コミッショナーによって、

<sup>163</sup> Redlich [ 1947 ] p.75.

<sup>164</sup> Kroszner [ 1996 ] p.801.



サフォーク・システムの存在ならびに動向が注視されるようになってきていた。1832年のバンク・コミッショナーによる報告書においては、まず、「メイン州所在の諸銀行における手許正貨保有高がなぜ希少なのか」という問題が立てられる。そのうえで、1832年度におけるメイン州所在諸銀行に関して、未決済の銀行券通貨の総額が122万633ドルなのに対し、自行銀行券の銷却用資金として有用と考えられる資金の総額が50万741ドル58セント（内訳；ボストンに置かれた預託金＝29万8,457ドル54セント、手許保有正貨＝13万763ドル58セント、ボストン所在諸銀行からの短期融通資金＝7万1,930ドル46セント）であり、実際のところ、確保が見込まれる、銀行券の銷却用資金は、銀行券通貨総額の40%以上にのぼる、と指摘される。それゆえ、メイン州所在諸銀行の手許保有正貨が希少なものは、むしろ、ボストンに置かれる銀行間預金のほうが増大し、サフォーク・システムの便宜に基づくかたちで銀行券の銷却用資金があるていど確保されているからである、と論じた。このように、1832年から33年にかけては、メイン州のバンク・コミッショナーにおけるサフォーク・システムへの評価は、概ね良好であった。

ところが、新規銀行が活発に創設されて与信業務の過熱化が顕著となり始める1834年を契機として、上述したような、The Suffolk Bankによる、コルレス・ネットワークを利用した、過剰発券抑制に向けた道義的説得が進む。これに伴ない、メイン州所在諸銀行のところにも、各自窓口による額面通りの銷却を求め、自行銀行券がThe Suffolk Bankから次々と送還されてくるようになる。そして、この執拗なまでの銷却請求によって、各自への与信活動が否応なく制御されてくることとなる。そこで、こうした窮屈な現況に

反発するかたちで、一部の人々からメイン州下院議会に対してひとつの陳情が出されるに至ったのである。この陳情の内容とは、これ以上の銀行特許の許可を行なわないこと、

現行の銀行制度が続く限り、既存諸銀行の増資を認めないこと、メイン州所在諸銀行にメイン州法への忠誠を高めさせるべく、自行銀行券の各行窓口による銷却を義務付けるとともに、各銀行の州外での活動に対し州当局の権限を強めさせること、通貨の弊害の阻止をめぐる、他のニューイングランド諸州当局と協議を行なうようにすること、であった<sup>166</sup>。しかしながらその後、メイン州議会はこの委員会勧告に対して何の行動を起こさないままとなる。結局、この委員会勧告は、上述のマサチューセッツ州の事例と同様に、「棚上げ」となってしまったのであった<sup>167</sup>。

1835年から1836年にかけて、連邦統治レベルで（第2）合衆国銀行の消滅が決定されるという状況のなか、マサチューセッツ州においてだけで更に32もの新規銀行が創設された。留まるところを知らずに次々に増設され続けてゆく新規の州法銀行の数、そして次々に増大され続けてゆく過剰発券の量に対し、異常な信用過熱のスピードを感じ取ったThe Suffolk Bankは、1836年4月、依然として、過剰発券に起因する過度な債務超過状態のままにある44のサフォーク・システム参加諸銀行に対して、3度目の回状を送付し、警告する。これら44のサフォーク・システム参加諸銀行における、過剰発券に起因する債務超過総額は、1836年時点で66万4,000ドルにまで達していた<sup>168</sup>。サフォーク・システム参加諸銀行が、過剰発券に起因する過度の債務超過の状態にあった場合、その過度の債務超過をきたしている額分だけThe Suffolk Bankが余計に支えてゆかなければならない。

<sup>166</sup> Stackpole [1900] pp.72-73.

<sup>167</sup> Chadbourne [1936] pp.43-44.

<sup>165</sup> Lake [1947] p.193. Mullineaux [1987] p.894.

信用過剰と共に信用恐慌への懸念が膨らむなか、1836年11月、The Suffolk Bankは、自らの貸付総額を約141万ドルから約50万ドルへと一挙に縮減させるという、積極的な信用引締め施策を執ったのであった<sup>169</sup>。

### 4.3 1837年恐慌とサフォーク・システム

ついに1837年5月、イギリスより恐慌が波及し、アメリカ全土において正貨支払が一時停止されざるをえないこととなる。すなわち、1837年恐慌の到来である。1837年恐慌をめぐる根本要因については諸説あるが<sup>170</sup>、

<sup>168</sup> Whitney [1878] p.25.

<sup>169</sup> Whitney [1878] p.26.

<sup>170</sup> 1837年恐慌の根本原因については、それ自体深遠なテーマであり先行研究も多岐に渡るため、その探究については別稿の機会に譲らざるを得ない。ひとまずこの時点においては、1837年恐慌の根本原因をめぐる諸説をいくつか紹介しておくに留めることとする。

まず、アメリカ国内要因説については、以下のとおりである。「(第2)合衆国銀行廃止」説(Hammond [1957])。これは、(第2)合衆国銀行の廃止 これまで実施していたフォーリン・マネー受取・銷却業務の停止 フォーリン・マネー横行による投機的信用の拡張 銀行の支払能力低下、という因果である。「綿花価格下落」説(Temin [1969])。これは、綿花価格下落 農業所得低下 抵当権付貸付の不履行 銀行の支払能力低下、という因果である。「正貨回状」説(Timberlake [1960])。これは、1836年7月の連邦政府による「正貨回状(；国庫支払を正貨のみに限る)」の発布 諸銀行における正貨保有高の減少 銀行の支払能力低下、という因果である。

次に、英米貿易・信用取引の連鎖を背景とした、1837年恐慌の国際的波及説については、「イギリス支配 合衆国従属」説(寺地 [1988])が挙げられる。すなわち、[イギリス]; 銀行設立や合衆国州債を中心とした投機ブーム 地方銀行券の過剰発行とインフレの惹起 物価上昇・地金流出 銀行への取り付け・産業全般への恐慌。こうしてイギリスにおいて恐慌過程が先行する一方、[アメリカ]; イギリス金融市場における合衆国州債の売却の好調さと、公有地売却の好調さによる投機ブーム、ならびに、銀行券の過剰発行 かねてからの妥協的関税率の実施に伴うイギリス製品の大量輸入・マーチャントバンカーによる引受手形の大量流入 (第2)合衆国銀行の「正貨回状」イギリスからの正貨流入の増大。こうしたアメ

ともかく、1837年恐慌なるものがアメリカ全土を震撼させたこれまでにない激発性を帯びた恐慌であったという点については、ほぼ見解が統一されているように思われる。したがって、こうした激発性を帯びた1837年恐慌の襲来に立ち向かうというのは、サフォーク・システムにとってこれまでにない大試練であったといえる。

恐慌の波及に伴って、アメリカ各地で銀行の支払停止が伝染し、なかには破綻をきたす銀行も現れ始めた。支払停止ならびに銀行破綻は、南部地域でまず現れ、5月4日にはアラバマ州の州都モンゴメリーへ、更に9日には北部地域へと伝播してきた。翌10日にはニューヨーク市において正貨支払が停止し、11日には、メリーランド州の港湾都市ボルティモアやニューヨーク州の州都オルバニー、それにロードアイランド州へと移った。そして5月12日、ついにボストンへと飛び火した。The Suffolk Bankもまた、1837年5月12日、やむなく正貨支払の停止措置を執ったのである。

しかしながら、正貨支払が一時停止された期間中も、サフォーク・システムは、ネット決済を通じたフォーリン・マネーの相互決済ないし銷却業務そのものを継続させたのであった。正貨支払停止の期間中、The Suffolk Bankは、できうる限り、未決済の銀行券通貨総額に対する正貨総額の比率を相対的に大きくしようという対応を執ることとなる。そこで、手許に残ったままの未決済の各銀行券をできうるかぎり銷却したのであった<sup>171</sup>。表A 10によれば、この時期におけるThe Suffolk Bankによる銀行券銷却高は、1837

リカの事態を受けて、[イギリス]; イングランド銀行による諸政策(バンクレート引き上げによる正貨流出の抑制と、マーチャントバンカーによる引受手形再割引の拒否と合衆国への返送) [アメリカ]; 国内における銀行支払停止 産業全般への恐慌。以上のような重層的な因果である。

<sup>171</sup> Rolnick, Smith & Weber [2000] p.7.

年時点で1億545万7,000ドルであり、最も正貨支払停止の後遺症を受けたと思われる1838年時点でさえも、7,663万4,000ドルもの数字を上げていたのである。

更に、The Suffolk Bankは、正貨支払停止の期間中もずっと、サフォーク・システム参加諸銀行によって託されたままのそれぞれの「永久預託金」(無利子)を保持し続けていた。そしてこの無利子の「永久預託金」の総額が相当量に及び貸付準備となって、The Suffolk Bankは、コルレス・ネットワークの下に組み込まれているニューイングランド所在諸銀行に対して継続的に貸付を施し、逼迫傾向の続くニューイングランドの信用秩序において安定的な流動性供給を確保したのであった。表A 4において、1837年恐慌前後におけるThe Suffolk Bankのバランス・シートの内容を見てみると、「他行への債権」総額が、1837年(9月1日)の時点では117万1,193ドルであり、1838年(10月1日)の時点では108万9,555ドル、そして1839年(11月2日)の時点では116万1,945ドルと、その他の諸々の時期よりも突出して高くなっているのが分かる。また、企業ならびに商人・個人向けの与信が含まれている「手形割引・貸付」の項目を見ても、1837年の時点と1838年の時点とにおいては、いずれも約138万ドルと高い水準を維持している。1839年の時点では約64万ドルと半減してはいるものの、翌1840年の時点では一挙に約179万6,000ドルにまで達した。加えて、「銀行券債務」の項目において、The Suffolk Bankが同じ時期にどれくらい自行銀行券を振り出していたのかを見てみると、1837年の時点では約2万3,000ドルと沈滞してはいるものの、翌1838年の時点においては21万9,661ドルにまで急激に跳ね上がっている。つまり、恐慌期において、ボストン所在の一商業銀行にすぎないThe Suffolk Bankが、各個人や商人、各企業に対してもさることながら、コルレス・ネットワ

ーク下にある他の諸銀行、すなわちサフォーク・システム参加諸銀行に対して、逼迫気味の資金還流に潤いを与え続けるという、いわば、「最後の貸し手」機能を、自発的に展開し発揮していたというわけである。

続いて、同じくThe Suffolk Bankのバランス・シートを見てゆくと、負債・資本項目の「他行への債務」総額、すなわちThe Suffolk Bankによって保持される銀行間預金の総額が、1837年恐慌に突入したあとも依然として196万8,748ドル(1837年時点)161万4,185ドル(1838年時点)という高い水準を保っていたのが分かる。恐慌ならびに正貨支払停止の期間中、無利子の「永久預託金」を含む「他行預金」の多量にわたっての保持継続を踏まえたうえで、The Suffolk Bankは、サフォーク・システム参加諸銀行間についての決済ないし支払システムを運営し続けたのであった。つまり、アメリカ全土を震撼させた未曾有の恐慌のさなかにあっても、そして、その後の不況のさなかにあっても、サフォーク・システムが決済ないし支払システムを継続し、フォーリン・マネーの体系的な最終決済ないし銷却を継続したことによって、ボストンにおける決済の遂行が保証され続けた、というわけである。ボストンにおいて銀行券の体系的な決済遂行を継続されうる、ということの保証が後押しとなって、恐慌ならびに正貨支払停止の期間中、サフォーク・システムに参加しているニューイングランド所在諸銀行の銀行券は、兌換性の高さに基づくより信用力の高い信用貨幣として、アメリカ全土はおろかカナダ方面にまで極めて幅広く流通していったのである<sup>172</sup>。しかもそのうちいくつかの地

<sup>172</sup> 奥田 [1926] p.89. Kilborne & Woodworth [1937] p.75. Kilborne [1932] p.166. また、Hildreth [1837] は、サフォーク・システムを中軸としたニューイングランドの信用システム(彼のいわゆる New England System) が合衆国全土に拡張させて適用することが必要である、と主張していた。Hildreth [1837] pp.141-142.

域においては、サフォーク・システム参加諸銀行の銀行券が、プレミアムが付けられるまでに高く評価されながら次々に受け取られて流通するに至ったのであった<sup>173</sup>。

かくして、大試練であった 1837 年恐慌の襲来に対し、The Suffolk Bank は、銀行間預金の集中的保持をベースに「最後の貸し手」としてその役割を發揮した。The Suffolk Bank 自身の債務は、いわばニューイングランド地域全体を支えるハイパワード・マネーとなった。そして、コルレス・ネットワークを介した他行預金の受入を継続してサフォーク・システム参加諸銀行間の支払ないし決済システムを滞らせずに遂行させた。また、フォーリン・マネーの最終決済についても、正貨出動を極力抑えた効率的なネット決済をベースに、フォーリン・マネーに対する正貨総額の比率を相対的に大きくすべく、フォーリン・マネーを次々に相互決済しながら銷却し続けたのであった。こうして、サフォーク・システムは、1837 年恐慌のさなかにあって、それに絶えきれずに自らの存在を消滅させてしまうどころか、むしろ、恐慌によるニューイングランドの通貨・信用秩序への悪影響を最小限に食い止めるひとつの緩衝組織として、果敢に、かつ有効にその役割を發揮したのであった。

#### 4.4 1837 年恐慌後の対応

1837 年恐慌にさいなまれたあと、上述してきたとおり、サフォーク・システムは、見事にニューイングランドの信用秩序を安定化させて通貨価値の下落を防衛すると共に、システムック・リスクの現実化を防衛する役割をも果たした。他方、同じ頃、マサチューセッツ州議会のほうにおいても、1837 年恐慌の教訓を受けていくつかの対策が執られた。それは、マサチューセッツ州所在の州法銀行のう

<sup>173</sup>Whitney [ 1878 ] p.28.

ち、銀行券発行総額が払込資本金総額の 75% を超えておらず、なおかつ、ボストンにおいて 5 ドル以下の、その他のマサチューセッツ州域内の各地において 3 ドル以下の、それぞれの金種の銀行券を銷却することに従う諸銀行については、1839 年 1 月 1 日までの間、「過剰発券に対する月 2% の賦課」規定を免除する、という取り決めであった<sup>174</sup>。加えて、翌 1838 年には、州銀行監督局が年に 1 度、あるいは、州知事の要請があればいつでもすべての州法諸銀行の財務内容を監査するという、マサチューセッツ州独自の銀行監査制度が導入された<sup>175</sup>。

およそ 1 年後の 1838 年 4 月頃から、The Suffolk Bank は、正貨支払の再開に向けた準備作業を開始する<sup>176</sup>。このとき、すべてのサフォーク・システム参加諸銀行に対して、およそ 3 ヶ月後の 1838 年 7 月までに、過剰発券に起因する債務超過状態を解消して各々の財務内容を健全化するよう、告知した<sup>177</sup>。そして、イギリスから次第に正貨が流入してくるにつれ、5 ドル以下の小さな額面価格を持つ銀行券から、徐々に正貨兌換が再開されていった。1838 年 4 月 16 日、2 つのボストン所在銀行がいち早く正貨支払を再開した。そして、全面的な正貨支払停止からおよそ 1 年後にあたる 1838 年 5 月末までに、ニューイングランド全域ならびにニューヨーク市にお

<sup>174</sup> 奥田 [ 1926 ] p.79.

<sup>175</sup> この銀行監督制度は、1843 年に廃止されたものの、州銀行監督局が必要と判断すればいつでも監査できるようになってゆき、事実上残存していた。町田 [ 1962 ] p.99.

<sup>176</sup> 1838 年初頭、The Suffolk Bank は、1836 年に解散し消滅した(第 2)合衆国銀行の残高の一部を譲り受けている。Whitney [ 1878 ] p.31. このこともまた、正貨支払準備の再開をアシストしたのではないかと考えられる。ちなみに、(第 2)合衆国銀行は、解散後は、ペンシルベニア州所在の一州法銀行として再出発した。しかしながら、1839 年恐慌にさいなまれてしまい、破綻の憂き目に遭うこととなる。

<sup>177</sup> Whitney [ 1878 ] p.30.

いて、正貨支払が完全に再開されたのであった。

正貨支払が回復されてゆくと共に、当時 321 行あったニューイングランド各州の諸銀行は、仕切り直しというかたちで、サフォーク・システムへの参加の可否を改めて問われることとなった。The Suffolk Bank によるこの問いかけに対し、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州、バーモント州、コネチカット州所在の諸銀行は、参加継続を即座に表明した<sup>178</sup>。特にマサチューセッツ州においては、州ウィッグ党 (Massachusetts Whig Party) が、サフォーク・システムが 1837 年恐慌から自らの州の銀行制度を見事守り抜いたという状況認識を鑑みて、サフォーク・システムの存在を積極的に守ってゆこうとする姿勢を鮮明にした。そして、コルレス・ネットワークの下にサフォーク・システムを統轄する The Suffolk Bank の独占的なパフォーマンスを牽制し抑制しようとする目論んでいたマサチューセッツ州最高裁について、その姿勢を断固止めようと、政治レベルで動いたのである<sup>179</sup>。

メイン州所在の諸銀行については、過剰発券の抑制や執拗なまでの正貨兌換請求が行なわれてしまい、したがって与信拡張を求めようとする活動にブレーキがかけられたことのために、かねてからサフォーク・システムの存在に反目していた銀行が数多く存在していた。メイン州所在の諸銀行は、いわゆる西漸運動の進行を背景とした、投機性が高く価値の不安定な土地ないし不動産を担保に自行銀行券を振り出して融資を行なうという、いわば伝統的な土地銀行業務の営業形態に根ざし

ているものが多く、なおかつ、自行銀行券の銷却に対してはかなりルーズであったという<sup>180</sup>。そのうえ、さきに本稿 4.2 において論じられてきたとおり、1834 年頃から銀行業において経営の過熱化が進み、おもに過剰発券に依存した与信業務の拡張を展開し続けてきていたために、サフォーク・システムの存在がかえってそうした与信拡張の足枷となっている、という認識が、メイン州所在銀行の多くに浸透していた。そして、サフォーク・システムに反発する一部の勢力が、州下院議会に対して、The Suffolk Bank ないしサフォーク・システムに依存しないかたちで自行銀行券の自行窓口による銷却を義務付けるなどの陳情を行なっていたのも、本稿 4.2 において既述したとおりである。こうしたサフォーク・システムに対する批判的な気運は、1837 年に入ってからも続いていた。すなわち、このときバンク・コミッショナーによる調査対象となった 55 のメイン州所在銀行のうち、サフォーク・システムに参加していた、つまり、The Suffolk Bank に「永久預託金」を預託していたのは、わずか 14 行に過ぎないまでになってきていたのである<sup>181</sup>。また、メイン州のバンク・コミッショナー自体も、1837 年時点においては、サフォーク・システムに対してかなり批判的であった。このとき、バンク・コミッショナーは、上記した 14 行のサフォーク・システム参加諸銀行のうち、メイン州 Bangor に所在する 2 つの州法銀行 (The Mercantile Bank of Bangor と The Eastern Bank of Bangor) が The Suffolk Bank から「永久預託金」を引き出して自行窓口におい

<sup>178</sup> ところで Myers [1931] は、コネチカット州所在の諸銀行については、1825 年以降その殆どがサフォーク・システムに参加していたものの、1835 年までに、ニューイングランドの中心地ボストンよりもニューヨーク市との関係のほうが一層強くなっていったと指摘している。Myers [1931] p.110.

<sup>179</sup> Dalzell [1987] pp.187-188.

<sup>180</sup> Redlich [1947] p.75.

<sup>181</sup> サフォーク・システムへの参画を継続させた 14 行の内訳は、メイン州 Portland に所在する 9 行、The South Berwick Bank、The Augusta Bank、それに Bangor 所在の 2 行 (The Mercantile Bank、The Eastern Bank) として Brewer 所在の The Agricultural Bank であった。Stackpole [1900] p.73.

て自行銀行券の銷却を遂行しようとした態様について、その姿勢を好意的に評価している。そのうえで、現行のサフォーク・システムに対して、その運営方法の在り方や改善の余地があるかないかについて、ならびに、サフォーク・システムに参加することの意義などについて、いま一度考え直さなければならない、という見解を下したのである<sup>182</sup>。メイン州バンク・コミッショナーによるサフォーク・システム批判の報告を受けるかたちで、サフォーク・システムに反発する勢力を中心に議会工作が進んだ。そしてついにメイン州議会は、メイン州以外の諸地域でメイン州所在諸銀行の銀行券を銷却することの便宜性について検討するための合同選任委員会を発足させるに至ったのであった。この委員会メンバーのうち、その大部分の委員達は、サフォーク・システムの存在を敵対視する旨の報告書を提出した。その報告書には、自行銀行券の銷却に関してメイン州域外に代理人を設けることを諸銀行に対して禁止する法律や、銀行券通貨に対する正貨の比率を規制する法律といった、諸法案の草稿が添付された。サフォーク・システムを敵対視する彼らの論拠は、サフォーク・システムが銀行券通貨の与信制御と地元メイン州への流動性供給を阻害しているという点、ならびに、サフォーク・システムにおいての銀行券に対する正貨の比率がおよそ 6 対 1 に過ぎず、健全だとされる比率（彼らに

---

<sup>182</sup> Stackpole [ 1900 ] p.73. Chadbourne [ 1936 ] p.44. なお、Helderman [ 1931 ] は、1838 年時点でメイン州のバンク・コミッショナーがサフォーク・システムを健全なるシステムであると評価した、と記している。Helderman [ 1931 ] p.31. しかしながら、本稿 4.5 においてこれから明らかにされてくるように、1838 年から 1841 年頃までにかけては、サフォーク・システムに対する評価が善悪両面において併在されていたのであり、したがって、メイン州のバンク・コミッショナーによるサフォーク・システムの評価が完全に良質なものと覆ったのは、1842 年以降のことなのではないかと思われる。

よれば、およそ 3 対 1) にまで達していないという点にあった。他方、その委員会メンバーのうち、ごく少数の委員達は、サフォーク・システムへの支持を主張した。彼らの論拠は、ボストンがニューイングランドの商業中心地となってしまっているいじょう、メイン州所在諸銀行の銀行券がボストンへと向かってゆくその流れについては、それにどういった法律を施したとしても逆らえない構造となってしまっているのであり、むしろ、サフォーク・システムによって放たれる便宜を利用しつつ、メイン州所在諸銀行の銀行券が減価することなく額面通りに流通されることのほうが重要である、というものであった<sup>183</sup>。このように、1837 年の時点では、メイン州においては、サフォーク・システムを敵対視する見方が依然として優勢であった。しかしながら、サフォーク・システムによる銀行券の最終決済をめぐる公益性を重視したかたちで、The Suffolk Bank のほうもまた、メイン州所在諸銀行に対し、書簡を送付してサフォーク・システムに継続して参加するよう繰り返し説得を続けた<sup>184</sup>。そしてついに、サフォーク・システムへの参加継続をしぶしぶ決定することとなったのであった。

また、本稿 4.1 において既述したとおり、独自の銀行間ネットワークシステムを展開してサフォーク・システムと相互提携してきていたロードアイランド州所在の諸銀行についても、メイン州と同様に、即座には、継続した提携参加を表明するには至らなかった。そこで、1838 年夏、The Suffolk Bank は、それまで自らの提携先であった、ロードアイランド州の州都プロビデンスに所在する The

---

<sup>183</sup> Stackpole [ 1900 ] p.73.

<sup>184</sup> The Suffolk Bank がメイン州所在銀行、The Mercantile Bank of Bangor に対して説得のために記した書簡の内容から、銀行券の体系的な最終決済についてその公益性を強く主張するという、The Suffolk Bank の説得戦略の一端が伺える。Whitney [ 1878 ] pp.28 29.

Merchants' Bank of Providence と、改めて提携をめぐる交渉を行なう。この交渉過程において、The Suffolk Bank は、The Merchants' Bank of Providence 自体の、過剰発券に起因する債務超過状態を是正することと、他のロードアイランド州所在諸銀行に対して、サフォーク・システムとの提携の必要性を説得してもらうこととを要請する。The Merchants' Bank of Providence における、過剰発券に起因する債務超過総額は、当時約 35 万ドルであった。1838 年 7 月と 9 月の 2 回に渡って、The Suffolk Bank は、その債務超過総額を少なくとも 10 万ドルにまで抑制するよう、The Merchants' Bank of Providence に通達を出した。その後も交渉が続けられ、その結果、1838 年 12 月、以下の取り決めが施された。すなわち、過剰発券に起因する債務超過の総額を 5 万ドルにまで縮減することと、ロードアイランド州所在の諸銀行がこの制限範囲を超えて債務超過の状態を続けていたばあい、これらの銀行の銀行券を、提携先たる The Merchants' Bank of Providence のほうに移送して銷却する、ということとをせず、ダイレクトに額面通りの正貨兌換を請求すべく各発行元の窓口へ送還することとである<sup>185</sup>。結局、ロードアイランド州所在の諸銀行も、サフォーク・システムとの提携参加を継続させる旨の意思を示したのであった。

1838 年の時点で、サフォーク・システムに参加した銀行の総数は、実に 300 あまりに上った。これは、ニューイングランド全域のほぼ 9 割以上もの銀行がサフォーク・システムに加担したことを現す数字である。この高いシステム加担率は、上述したような、The Suffolk Bank によるシステム継続参加に向けた執拗なまでの説得が奏効したということのほか、すでにネット決済を柱とした効率的な銀行券の最終決済システムがボストン所在

のサフォーク・システムにおいて展開されていたということで、地方諸銀行にとって、各々の地元においてよりもボストンにおいて銷却したほうが安く付くのではないかと認識されたことが影響している、と考えられる。1837 年恐慌を経てからおよそ 1 年後に正貨支払が再開されたあとの、この、サフォーク・システムならびに The Suffolk Bank に対する信認の集中ならびに高まりは、ニューイングランドの銀行券における信用貨幣としての信用力のレベルを正貨に迫るくらいにまで押し上げて高めることに寄与したのであった。

1839 年 10 月 9 日から 10 日にかけて、アメリカ全土は再び正貨支払停止の憂き目に遭うこととなる。ところが、このときニューイングランドだけは、正貨支払停止を完全に回避することができた。この回避を可能にさせた背景のひとつとして、ネット決済を軸とする、銀行券通貨の兌換に関する正貨への依存を効率的に抑制させる枠組みを持ったサフォーク・システムの影響は、看過しえないであろう。アメリカ全土を襲った 2 度目の正貨支払停止は 1839 年末まで続いた。しかしながらこの間、ニューイングランドの通貨・信用秩序だけは殆ど動揺を見せることがなかった。1837 年から 1840 年までの期間中、ロードアイランド州においては、未決済の銀行券通貨総額ならびに諸銀行の貸付総額が共に減少した。この期間中において、ロードアイランド州およびコネチカット州においては、支払不能による銀行破綻は、1 件たりとも起きなかったのである<sup>186</sup>。

#### 4.5 1837 39 年恐慌からの脱却とその後の進展

表 A 5 によれば、1830 年代に入ってから The Suffolk Bank の年次配当率は、1818 年の銀行創設時から 1820 年代の時期に比べ

<sup>185</sup> Whitney [ 1878 ] pp.30 31.

<sup>186</sup> Hepburn [ 1924 ] p.142.

て、高い水準を維持してきた。特に、1834 年を契機として年次配当率の水準が高まっている。そして、1839 年には、10%の年次通常配当に加えて 33.3%もの臨時追加配当が行なわれた<sup>187</sup>。表 A 5 を見渡してみれば明快なように、The Suffolk Bank における年次配当率の平均推移は、ボストン所在諸銀行のなかでも最高位に据えられるものであった。ここに、1837 年恐慌を乗り越えた The Suffolk Bank において、ボストン所在諸銀行のなかでもその利益高のずば抜けた大きさが窺える。加えて、表 A 11 によれば、ボストン証券市場における The Suffolk Bank の株価は、1839 年に一度だけわずかに額面割れを経験したものの(額面 = 100 として、99.75 の最安値を付ける) 1818 年から 1863 年までの業務期間全体において、一貫して高い水準でもって推移してきていた。このように、The Suffolk Bank の業務運営における収益率の高さと期待感の高さとは、1837 年恐慌にさいなまれてもさほど侵食されることがなかったのである。

1824 年よりサフォーク・システム( )が運営されて以降、The Suffolk Bank の利益源泉は、以下の 2 つが柱となっていた。すなわち、まず第 1 に、サフォーク・システムへの参加を通じて諸銀行から集められた総額 100 万ドル以上の無利子の準備預託金(すなわち「永久預託金」)を基礎とする貸付収益である。Rolnick,Smith & Weber [1998]によれば、The Suffolk Bank は、すでに 1831 年の段階で銀行間貸付高が他のボストン所在諸銀行のおよそ 7 倍にまで達していたという。更に、1833 年からサフォーク・システムが事実上停止される 1858 年までの時期において、The Suffolk Bank は、ボストン所在全銀行における銀行間貸付総額のうち少なくとも 15%から 20%を占有していたとされるのである<sup>188</sup>。

<sup>187</sup> Whitney [1878] p.31.

<sup>188</sup> Rolnick,Smith & Weber [1998] p.15.

そして第 2 に、1834 年より実施されている、システム参加諸銀行における、過剰発券に起因する債務超過総額分に対する賦課収益(ボストン所在銀行 月 0.1%、地方諸銀行 月 2%)である。1839 年、The Suffolk Bank は、システム参加諸銀行における過剰発券の容認限度額を従来の 1 万ドルから 2 万ドルへと、大幅に引き上げた。The Suffolk Bank によるこの対応は、限度額の引き上げを通じ賦課収益の増収を図るねらいが織り込まれていたとは思われるが、その真偽は定かでない<sup>189</sup>。こうして、The Suffolk Bank の利益寡占状態が呈されるなか、1839 年、The Suffolk Bank の役員会において 100 万ドルへの増資が提起され、マサチューセッツ州議会においてその増資が認可された。

表 A 10 から見てとれるとおり、The Suffolk Bank における銀行券の銷却高は、年を追うごとに非常に高い伸びを示していった。これは、州法銀行の創設がニューイングランド各州で急増したことと、過剰発券に伴なう過度の債務超過の状態にある諸銀行がまだまだ多かったこととに起因すると考えられる。1841 年 12 月、いまだそうした過度の債務超過状態にある計 103 のサフォーク・システム参加諸銀行に対して、The Suffolk Bank は、そうした過度の債務超過状態を改善できなければその銀行が発行した銀行券を自行窓口での銷却請求のために送還する、と、今までに

<sup>189</sup> Walker [1857] は、サフォーク・システムの運営主体たる The Suffolk Bank の対応に反目する立場から、この、過剰発券に起因する債務超過限度額に利子を課しうることができるのは、The Suffolk Bank がボストンでの銀行券銷却を遂行しう排他的特権を有しているからだ、と主張している。また、Lake [1947] は、コルレス諸銀行に対するその債務超過総額への付利というものが The Suffolk Bank の私益追求動機に由来するものかも知れない、と指摘したうえで、この私益追求動機がその債務超過限度額の引き上げへと直接に結びついたのかどうかについて、留保を付けている。Walker [1857] p.67. Lake [1947] p.190.



なく強い姿勢で回状を送付することとなる。また、1842年10月、バーモント州所在のサフォーク・システム参加諸銀行のうち、融通手形の振出に起因する債務超過状態に陥っているものに対して、The Suffolk Bank は警告を発した。

こうした、コルレス・ネットワークを基盤とした、The Suffolk Bank による、民間の一商業銀行に過ぎない立場としては異例とも言うべき介入的な業務改善指導に対して、当該の地方諸銀行が見せる態度とは裏腹に、ニューイングランド各州当局は、賛同の意を表し始めていた。1837-39年恐慌ならびに正貨支払停止の危機を乗り越えてきたサフォーク・システムの運営実績を目の当たりにして、様々な公権力がサフォーク・システムの信頼性そのものに対して、間接的な後押しを施してゆくこととなったのである。

1842年には、バーモント州において、サフォーク・システム参加諸銀行に対して税優遇措置が発令された<sup>190</sup>。また、バーモント州においては、すべての銀行券が30日毎にボストンにおいて、すなわち、The Suffolk Bank において最終決済ないし銷却された。その後、バーモント州法において、ボストンにおいての銀行券銷却を、つまり、サフォーク・システムにおいての銀行券銷却を州法諸銀行が拒絶したばあい、その当該銀行の銀行券総額に対して1%の賦課を行なう、ということが定められた<sup>191</sup>。また、コネチカット州のバンク・コミッショナーも、サフォーク・システムがフォーリン・マネーの減価防止に寄与した、と弁明した<sup>192</sup>。そして、1849年時点で、コネチカット州所在銀行のすべての銀行券が60日毎にThe Suffolk Bank によって銷却されるにまで至ったのであった<sup>193</sup>。

---

<sup>190</sup> Lockwood [ 1958 ] p.10.

<sup>191</sup> Helderman [ 1931 ] p.32.

<sup>192</sup> Dewey [ 1910 ] p.90.

<sup>193</sup> Sumner ed. [ 1896 ] p.417.

他方、メイン州のバンク・コミッショナーは、1837年恐慌直後においても依然としてサフォーク・システムに対して批判的な姿勢を示し続けていた。しかしながらその後は、自らの立場を次第に揺るがせ、そして徐々に反転させてゆくこととなる。既述してきたとおり、1837年恐慌にさいなまれて正貨支払が全面的に停止されているという、いわば非常事態の期間中も、商業中心地ボストンにおいて決済機能を継続させたことによって、メイン州所在諸銀行における自行銀行券の決済用資金の供給をストップさせずに済ませることができ、メイン州においての流動性供給もまた円滑化させてきたサフォーク・システムの成果に対して、これまでのような批判的な評価一辺倒の趨勢に、少しづつ疑義が呈されていたのである。

メイン州のバンク・コミッショナーによる1838年の報告書においては、サフォーク・システムの効能について、公正かつ適切な範囲内においてその通貨を制限すること、それから、ある統一された基準にその通貨価値を保持することにあると評価し、その効能が公衆に対してプラスの影響をもたらすと論断して、従来の頑ななまでの批判的立場から、次第に脱却へと向かう兆しが見せられつつあった。この時期、ボストンにおいて自行銀行券の銷却を実施したメイン州所在諸銀行は全部で40行にのぼっていたが、これらの銀行によるボストンでの銷却高は、平均にして、各々の銀行券通貨総額のおよそ40%を占めるまでになっていた<sup>194</sup>。更には、1839年の時点において、メイン州所在の諸銀行について、ボストン所在のすべての銀行(当時全17行)に関してボストンに置いてある預託金総額は213万5,000ドルであり、そのうちのおよそ半分にあたる106万4,898ドルがThe Suffolk

---

<sup>194</sup> Stackpole [ 1900 ] p.74.

Bank のほうに無利子で置かれていた<sup>195</sup>。つまり、1837 年恐慌以降、サフォーク・システムに対する依存度が、メイン州法諸銀行の行動レベルにおいては事実上高まってきていたのである。

続いて、1839 年におけるバンク・コミッショナーによる報告書においては、再びサフォーク・システムへの批判的内容が盛り込まれ、批判そのものが多少なりとも復活を見ることとなる。とはいえ、その批判の骨格を成す問題点についてはわずかに 2 点を掲げるのみであった。それら 2 つの問題点とは以下のとおりである。すなわち、実際のところ、近接しあう諸銀行間同士で銀行券の交換が行なわれているものの、その多くが、近隣の諸銀行の銀行券をわざわざ遠方にあるボストンの The Suffolk Bank に送っている。それゆえ、サフォーク・システムは、近隣の諸銀行における各銀行券通貨を保護ないし安定化させることを通じて、かえって、相互競争の必然性をメイン州所在諸銀行にもたらすことになっている。過去 3 年間に於いて、ボストン所在銀行のうち 6 行（総額：約 230 万ドル）が破綻に陥ったのに対し、メイン州においては破綻がわずか 1 行（総額：約 85 万ドル）に過ぎなかった。ここから、普段はそこに準備預託金を置いてこの預託金集中に伴った諸々の便宜を受けているはずのボストン所在諸銀行について、実は、銀行破綻に関する不安定性がメイン州よりも高く、したがって、メイン州所在諸銀行との資金融通をめぐる不安定性ならびに損失可能性をはらんでいる。以上の内容である。更にこれら 2 つの問題点の提起に加えて、サフォーク・システムの強権性を主張すべく、メイン州ブリュワー（Brewer）所在の The Agricultural Bank の事例を引き合いに出してくるのである。ちなみに、この The Agricultural Bank というのは、これま

<sup>195</sup> Chadbourne [ 1936 ] p.44.

で、サフォーク・システムに参加せずに、一貫して、自行銀行券の銷却を自行窓口のみにおいて長らく行ない続けた、数少ないメイン州所在銀行のひとつであった。しかしながら、1837 年 6 月 26 日までの時点で 3 万 3,000 ドル分にも及ぶ正貨兌換請求を The Suffolk Bank から突き付けられたことを契機に、5,000 ドル分の「永久預託金」を置くことを執拗に迫られ、したがって、サフォーク・システムへの参加を強いられた、という、苦々しい経緯を持っていたのであった<sup>196</sup>。

更に 1840 年のメイン州バンク・コミッショナーによる報告書においても、依然として、サフォーク・システムへの賞賛と非難とが同居する評価内容となっていた。「The Suffolk Bank に銷却用準備を名目とした預託金を無利子で置くことというのは不当なる害悪であり、それによって The Suffolk Bank は莫大なる利益配当を計上している」と、サフォーク・システムをいまだ痛烈に非難していたのである<sup>197</sup>。

しかしながら、1842 年末、メイン州バンク・コミッショナーは、一転して、サフォーク・システムに全面的に賛同する姿勢を表明した。1842 年 12 月 31 日付のバンク・コミッショナーによる報告書において、「サフォーク・システムは、専制的ならびに圧制的であると信じられてきたが、その後、ニューイングランド姉妹諸州を襲った全般的危機から我々の金融機関を保護してくれたのは、サフォーク・システムだけであった」という評価を下したのである<sup>198</sup>。1842 年当時、サフォーク・システムに依存することなく自行窓口による自行銀行券の銷却を独自にかつ頑なに行ない続けていたメイン州所在諸銀行は、計 3 行であった（The Calais Bank（所在地；カ

<sup>196</sup> Stackpole [ 1900 ] p.74.

<sup>197</sup> Chadbourne [ 1936 ] p.44.

<sup>198</sup> Magee [ 1923a ] pp.355 356. Chadbourne [ 1936 ] p.45.

レー (Calais)) The Mercantile Bank (所在地 ; バンガー (Bangor)) The Westbrook Bank (所在地 ; ウエストブルック (Westbrook))。これら 3 つのメイン州所在諸銀行は、各々の経営が比較的健全であったにも拘わらず、これらの自行銀行券が 1%から 8%もの割引を施されてしまうほど低廉に評価されて流通され続けていたという<sup>199</sup>。その後、メイン州は、健全な銀行制度の構築に努めてゆくこととなる。そして 1846 年 8 月 10 日、メイン州議会は、各州法銀行に対し、払込資本金総額の 50%を超える額分の銀行券発行に対しては、その超過発行総額につき 3 分の 1 の正貨準備を義務付ける、という修正法案を可決させたのであった<sup>200</sup>。

また、マサチューセッツ州においては、1845 年、マサチューセッツ州議会において、「どの銀行についても自行銀行券で支払を行なわねばならず、それ以外での支払は認められない」という旨の州法が制定された。マサチューセッツ州に所在する The Suffolk Bank は、制定されたこの法律に基づいて、サフォーク・システム参加諸銀行に対して、自行銀行券以外の銀行券を銷却請求のために各発行元の窓口へと送還した<sup>201</sup>。この 1845 年マサチューセッツ州法は、サフォーク・システムがそれまで施してきた機能を更に強化させサポートするという点において、大いに貢献した。それまで、支払手段としてあらゆる銀行の銀行券が額面通りに受け取られて通用していたのであるが、このマサチューセッツ州法によって、各州法銀行に対して支払手段が自行銀行券のみに限定されることになったわけである。この 1845 年マサチューセッツ州法が制定されて以降、銀行券が未決済のまま流通する期間が、平均でおおよそ 5 週間程度にまで短縮された。なおかつ、すべての銀

行券が減価することなくきちんと額面通りに流通してゆくこととなったのである<sup>202</sup>。

表 A 10 から明らかのように、1847 年には、サフォーク・システムにおける銷却高が総額にして 1 億 6,500 万ドルを超え、The Suffolk Bank 行内のフォーリン・マネー担当部局におけるフォーリン・マネーの銷却実施は、日毎のペースとしなければ追いつかないほどまでになった。メイン州バンク・コミッションナーによる 1848 年の報告書によると、この時点でサフォーク・システムに参加していないメイン州所在諸銀行はわずか 2 行に留まるほどまでになっていた。この 2 行というのは、上述した、1842 年時点でサフォーク・システムに未参加であったメイン州所在諸銀行 3 行のうち、The Calais Bank と The Mercantile Bank とであった。1848 年時点で、これらの銀行の銀行券は、各々の所在地から 50 マイル以上離れた諸地域においては、もはや大幅な減価なしには流通しえないという状態になっていた<sup>203</sup>。こうした事態と、他のメイン州所在諸銀行が、サフォーク・システムによる効能を受けることによってそれぞれの所在地からかなり遠隔の諸地域においてまで減価することなく額面通りに流通していたという事態とを比較勘案してみれば、この時期における、サフォーク・システムの強靱なる影響力の一端を窺い知ることができよう。

1849 年には、銷却高がついに総額 2 億ドルに届きそうな所にまで達した (表 A 10 を参照)。この年の 10 月、The Suffolk Bank は役員会を開き、フォーリン・マネー担当部局に対する資金充当の拡大とスペースの拡張とを決めた<sup>204</sup>。また、このとき、サフォーク・

<sup>199</sup> Magee [ 1923a ] p.354.

<sup>200</sup> 奥田 [ 1926 ] p.82.

<sup>201</sup> White [ 1914 ] p.295.

<sup>202</sup> Holdworth [ 1928 ] p.211.

<sup>203</sup> Magee [ 1923a ] p.354.

<sup>204</sup> なお、このスペース拡張にあたっては、同じボストン所在銀行の The Atlas Bank の一部スペースを間借りして対処された。Whitney [ 1878 ] p.43.

システム参加諸銀行に対して、The Suffolk Bank のほうに銷却目的で銀行券を持ちこむばあい、フォーリン・マネーとボストン・マネーとであらかじめ分類されておいたうえで呈示しなければ銷却業務を行なわない、という姿勢を示した。この姿勢を打ち出したその背景には、銀行券の最終決済ないし銷却業務の繁忙さゆえに業務の効率化をできるだけ促そうとする、The Suffolk Bank サイドの意図があったと思われるが、しかしながら、サフォーク・システム参加諸銀行にとってみれば、The Suffolk Bank によるそういった姿勢は、逆に、サフォーク・システムを通じ信用秩序を独占的に統轄する The Suffolk Bank がその強権性を更に増幅させたもの、として、映ってゆくこととなるのである。

かくして、サフォーク・システムは、1837-39 年恐慌を乗り越きりそして 1840 年代において、ニューイングランドの通貨・信用秩序を安定化させ通貨価値の下落や激しい振幅を防衛するひとつの緩衝組織として、その役割を見事に発揮していった。

当時におけるサフォーク・システムの機能性の高さとその強靱性とは、以下の事柄からも浮き彫りにされる。すなわち、当時、ボストンに比肩し更には凌駕する勢いでアメリカ金融市場の軸点としての位置を鮮明にし始めてきていたニューヨーク市において、そこに残高を置いていた諸銀行のうち、ニューイングランド所在の諸銀行の残高総額は、他の諸地域のそれに比較して著しく少なかった<sup>205</sup>。これは、ニューイングランド所在の諸銀行がサフォーク・システムを通じてボストンのほうに残高を集中的に置いていたためであり、サフォーク・システムが円滑に機能しまたシステムに対する強固なる信認が寄せられていたからこそそうした状況が露わになっ

ていたのだと考えられる。

しかしながら、更なる強靱性と堅実性とを備えた運営ならびに展開を呈してゆくかに見えたサフォーク・システムも、1850 年代に突入して以降、組織運営ならびにコルレス・ネットワークの内部から燻り始めていた軋みが、次第に表面化してくることとなるのである。

---

<sup>205</sup> Myers [ 1931 ] p.109.

## 5. サフォーク・システムの終焉

1831年10月に州法特許の更新を受けた既存のマサチューセッツ州法諸銀行は、1851年までに特許期限が訪れ、その殆どが各自の州法特許を再更新した<sup>206</sup>。The Suffolk Bank もまた例外なく再更新し、1850年代に入ってからサフォーク・システムが継続されてゆくこととなる。前章において解明されてきたとおり、支払・決済システムを継続させて1837

39年恐慌からニューイングランドの通貨ないし信用秩序の不安定性を防衛し、アメリカ全土そしてカナダにまで兌換性の高さに基づく信用力の高い銀行券を幅広く流通させる基盤とさえなったサフォーク・システムならびにThe Suffolk Bank に対しては、当事者たる各経済主体および各種公権力から寄せられる信頼性が益々高まってゆく、という状況にあった。1850年代に突入しても、The Suffolk Bank の年次配当率は、1847年に引き上げられた10%というラインを堅持したまま推移し(表A 5を参照)<sup>207</sup>、The Suffolk Bank の経営ならびにサフォーク・システムの運営は一見したところ順調そうに見えた。

しかしながらその一方で、それまで、コルレス・ネットワークを基盤としたThe Suffolk

Bank による厳格かつ介入的な与信行動の管理規制に対して沈静を余儀なくされてきていた地方諸銀行のなかから、にわかには反発的な対応が再び顕れてくることとなるのである。

以下、本章においては、サフォーク・システムの終焉に至る経緯、ならびに、サフォーク・システム終焉後にその遺産が連邦金融統治にどう反映されてゆくことになるのかについて、論究してゆくこととする。

### 5.1 地方諸銀行による反発の再燃

1852年にひとつの事件が生じた。それは、The Suffolk Bank のロードアイランド州における提携先であった、The Merchants' Bank of Providence からの地方銀行券の移送受け入れに対し、The Suffolk Bank が、受入額1,000ドルあたり最低50セントの賦課金を押しつける、ということ、突如として表明したのである。サフォーク・システムにおいて銀行券銷却にかかる平均経費は、受入額1,000ドルあたり約10セント<sup>208</sup>であったから、受入額1,000ドルあたり最低50セントなる賦課金というのは、The Merchants' Bank of Providence に対して必要以上に強い負担感が与えられることとなった。The Merchants' Bank of Providence は、一時的ながらもこの賦課金の支払をボイコットした。そうしたなか、The Suffolk Bank の強権性に反感を抱いたロードアイランド州所在諸銀行のなかから、サフォーク・システムと同等の機能を提供しうるボストン所在の新規銀行の創設を目論む動きが復活してきた<sup>209</sup>。

<sup>206</sup> 1851年の特許更新時に、それまで存続していた「銀行券銷却請求に応じない銀行は、その超過発行総額に対して月2%の罰則金を課す」という規定に代わって、「各株主に対しそれぞれが保有する株式資本金総額を上限として銀行券を銷却する責任を負わせる」という規定が、各銀行特許の条項に盛り込まれた。奥田 [1926] p.80.

<sup>207</sup> Rolnick, Smith & Weber [1998] は、年次配当率を平均10%にまで押し上げ持続させてきた有力な要因として、The Suffolk Bank の実質的な経営パフォーマンスの高さもさることながら、1848年のカリフォルニア金鉱発見による名目金利上昇のインセンティブが絡んできている可能性を指摘している。Rolnick, Smith & Weber [1998] p.18.

<sup>208</sup> Whitney [1878] p.54.

<sup>209</sup> Lake [1947] p.193.

同じく 1852 年夏、バーモント州所在の、サフォーク・システム未参加の銀行、The South Royalston Bank と The Suffolk Bank との間にひとつの争議が発生した。この争議は、正貨兌換請求のために The Suffolk Bank が送達人を派遣しておよそ 2 万 7,000 ドル分の銀行券を The South Royalston Bank に持って行ったところ、バーモント州法に基づいてその送達人が一方的に逮捕拘留されてしまった、ということに由来する。その後、調停によって事は収まるのであるが、この事件後、The South Royalston Bank は、不本意ながらも The Suffolk Bank に対してコルレス関係をしぶしぶ結ぶこととなった<sup>210</sup>。なお、1853 年になって、バーモント州政府は、各州法銀行に対して法定準備率を従来の 20% から 25% へと引き上げる旨の州法改正を行なったのであるが、サフォーク・システム参加の州法銀行に対しては 5% の準備率で構わないとする付帯条項を添えたのであり、サフォーク・システムへの強い支持を明確にする見解を執ったのであった<sup>211</sup>。

1853 年早春、これまたサフォーク・システム未参加のコネチカット州所在銀行、The Eastern Bank of West Killingly と The Woodbury Bank of Coneticut とが債務不履行をきたした。The Suffolk Bank は、自らの手許に入ってきていた両行の銀行券を、銷却のために、さきに両行とコルレス関係を結んでボストン所在の銷却代理人機関となっていた The Boston Bank のほうに移送した。ところが、The Boston Bank のほうが、これら銀行券の受け取りを拒否した。

<sup>210</sup> Sumner ed. [ 1896 ] p.417.

<sup>211</sup> Helderman [ 1931 ] p.32. ただし、バーモント州政府によるサフォーク・システム支持の動きとは裏腹に、バーモント州法銀行のなかには、銀行間預金を置く拠点をボストンからニューヨーク市に移す動きがはじめてきていた。Myers [ 1931 ] p.110.この点については、のちに本稿 5.7 において触れられる。

同じく 1853 年の早期、ボストンに所在する The Exchange Bank と The Suffolk Bank との確執が表面化してくる。The Exchange Bank というのは、1847 年に創設され、サフォーク・システムに対峙する地方諸銀行など 20 の銀行とコルレス・ネットワークを構築していたボストン所在銀行であった。The Exchange Bank は、創設以来、自らとコルレス関係を結んだ諸銀行に対して、それぞれの銀行券を額面通りに受け入れて銷却を行ない続けていた。The Exchange Bank とそうしたコルレス関係を結んでいた 2 つのコネチカット州所在銀行の銀行券<sup>212</sup>が The Suffolk Bank の手許に入ってきて、The Suffolk Bank はこれを銷却のために The Exchange Bank に移送した。だが、リスクーだとして The Exchange Bank がこれら銀行券の受取を拒否したのである。The Suffolk Bank は、The Exchange Bank に、ならびに The Exchange Bank とコルレス関係にあった諸銀行にそれぞれ書簡を送付して、これらの銀行券を受け取るよう説得に当たる<sup>213</sup>。だが、The Exchange Bank は、受取拒否の姿勢を崩さなかった。自らのコルレス・ネットワークのメンバーの銀行券でありながら、高リスクゆえに受け取らないとする、こうした The

<sup>212</sup> Myers [ 1931 ] によれば、コネチカット州に所在する諸銀行は、1850 年代突入した頃の時点においては、銀行券銷却についてはサフォーク・システムを始めとしてボストン所在諸銀行において行なってもらようようしていたが、銀行業務自体はというと、州北部の小規模な諸銀行を除いて、ニューヨーク市で行ない始めていた。Myers [ 1931 ] p.110. こうした、1850 年代以降のボストンとニューヨーク市との銀行業務をめぐる拠点関係については、本稿 5.7 において再度触れられる。

<sup>213</sup> The Suffolk Bank が The Exchange Bank ならびにそのコルレス諸銀行に対して行なった説得はおおよそ 1 年に渡って続けられ、その往復書簡の全容が The Exchange Bank の承諾なしに一方的に小冊子で公刊されてしまった。Whitney [ 1878 ] p.48. Lake [ 1947 ] p.194. この一連の経緯もまた、The Exchange Bank の The Suffolk Bank への憤りを大いに助長したと考えられる。

Exchange Bank の消極的な姿勢を目の当たりにしつつ、10 以上の銀行が The Suffolk Bank のほうへと預金口座を移すこととなった。

このように、債務履行をめぐるのリスクな地方銀行券について、その受取を拒否するボストン所在諸銀行の態様が顕著となってくるなか、1853 年 3 月 21 日、The Suffolk Bank は、ひとつの回状を、ボストンに所在するすべての銀行に送付した。その回状の内容とは、すなわち、ニューイングランド所在銀行すべての銀行券を今までどおりに受け取りはするものの、銷却請求を行なうべく、その当該発券銀行の銷却代理人機関となっている他のボストン所在諸銀行に銀行券を送還することもまた促進させてゆく、というものであった。この回状送付は The Exchange Bank を憤らせることとなり、The Exchange Bank は The Suffolk Bank に対して抗議文を送付した。こうしたなか、地方諸銀行のなかから、サフォーク・システムに対峙するための銀行設立を求める活動が再燃してくることとなる。この銀行の名前は、The Bank of Mutual Redemption (以下、BMR と略記する) と称された。上記の 3 月 21 日の回状をめぐる一件を通じ、The Exchange Bank は BMR の創設運動に積極的に参画してゆくこととなった。The Exchange Bank を筆頭にサフォーク・システムに反目する地方諸銀行が、BMR の特許請願をマサチューセッツ州議会に働きかけることとなる。

ところで、メイン州においては、1853 年の晩春から初夏にかけて、メイン州バンガー (Bangor) 所在の州法銀行、The Veazie Bank と、The Suffolk Bank との間にひとつの確執が生じた。The Veazie Bank は、メイン州所在諸銀行のなかでも最も激烈なサフォーク・システム批判者であった。その The Veazie Bank が積極的に議会工作を行ない、メイン州議会においてひとつの州法を成立させたの

である。その州法というのは、メイン州所在の諸銀行について、それぞれの自行銀行券が額面通りの正貨兌換請求のために各行の窓口に送還されてきて呈示されたばあい、正貨兌換を要求された時点から銷却するまでの間に一定期間のモラトリアムが与えられる、という内容のものであった。The Veazie Bank は、成立したばかりのこのメイン州法を、The Suffolk Bank を苛立たせるために戦略的に利用した。そして、The Suffolk Bank から送還されてきた自行銀行券に関し、その執拗な正貨兌換請求に対して、「合法的」な遅延を主張し実行したのであった<sup>214</sup>。

他方、同じく 1853 年、The Suffolk Bank によつての更なる強硬策が遂行された。表 A 10 から見てとれるように、1850 年に 2 億 2,000 万ドルを突破して以降、年を追うごとに、The Suffolk Bank における地方銀行券の銷却高が急増してゆく。これに伴ない、1853 年になって、The Suffolk Bank の役員会が、フォーリン・マネー担当部局における業務規模を拡張するためにスペースと資金充当との拡大を決定した。また、フォーリン・マネーの銷却高における更なる急増に伴ない、The Suffolk Bank 行内のフォーリン・マネー担当部局において受取・選別業務が繁忙さゆえに満足に遂行できなくなる。それゆえ、1 業務日におけるフォーリン・マネーの受け入れ時間の制限を、それまでの午後 2 時半から正午にまで一気に繰り上げるという強硬策が実行されたのである。この強硬策は、他の諸銀行との事前折衝が行なわれないまま見切り発車されたため、各銀行のひんしゆくを買った。これに対し、The Suffolk Bank を除くボストン所在諸銀行が寄り合つて会議が開かれた。そこで以下の申し合わせが行なわれた。すなわち、The Suffolk Bank がフォーリン・マネ

<sup>214</sup> Whitney [ 1878 ] pp.48 49. Chadbourne [ 1936 ] pp.45 46.

一担当部局における業務規模の拡張を容易に行ない得るだけの莫大な利益を上げてきているという認識を根拠にしたうえで、The Suffolk Bank が一方的に提起してきたこの強硬策の内容は受け入れられない。そのうえで、日々のフォーリン・マネーの受入を午後2時までとし、もしこれに同意しないならば、The Suffolk Bank に置き続けている、「永久預託金」を含む預託金残高の全額を引き出し、さきの1851年に制定されていたマサチューセッツ州自由銀行法<sup>215</sup>に基づいて新規の銀行を設立することも辞さない。以上である。この申し合わせに対し、The Suffolk Bank は以下のような妥協策を提示して譲歩し、示談が成立した。その妥協策とは、すなわち、午後1時までには持ち込まれた銀行券についてはそのすべてを受け取って決済する。午後1時から2時までには持ちこまれた銀行券は、銷却しないでただ持っておくだけとして翌朝 The Suffolk Bank に移すこととし、事実上、午後2時までの銀行券受入を認めることとする。そして、受入当日から翌朝 The Suffolk Bank に移すまでの間においては、受入当日に支払可能な The Suffolk Bank 自身の資金を供与して一時的に肩代わりすることとする<sup>216</sup>。以

<sup>215</sup> マサチューセッツ州自由銀行法は、一定額の資本金さえ用意していれば、発券のために州監督官に対して各種債券（合衆国債・ニューイングランド諸州債・ニューヨーク市債・マサチューセッツ諸都市債）の預託を条件とする代わりに、準則主義に基づいて自由銀行の創設を容認する旨の法律であった。この法律は、1838年より施行され続けているニューヨーク州自由銀行法を範としていた。しかしながら、自由銀行法に基づく銀行制度の確立が幅広く進んだニューヨーク州とは裏腹に、マサチューセッツ州においては、この自由銀行法に基づいて設立された銀行は、1855年までは1行たりとも存在しなかった。この自由銀行法は国法銀行制度が確立されてくると共にその役目を終えることとなる。最終的には、マサチューセッツ州自由銀行法に基づいて設立された銀行は、わずか7行に留まったのであった。Sumner ed. [1896] p.417.

<sup>216</sup> Whitney [1878] p.50.

上である。

上記の一連の出来事を通じ、The Suffolk Bank の孤高な権力性が他の諸銀行によって認識されてゆくこととなる。表 A 7 によると、The Suffolk Bank の銀行間預金（「他行への債務」）総額は、1853年10月1日時点における242万2,656ドルから1854年8月1日時点においてはわずか79万9,613ドルとへ著しく減少した。このとき、1825年以降首位であり続けた The Suffolk Bank の銀行間預金総額は、ついにその座を明け渡さざるをえなくなった（表 A 8 を参照）。こうして、The Suffolk Bank ならびにサフォーク・システムへの信頼性が大きく揺らぐなか、ついに、1855年5月21日、マサチューセッツ州議会において BMR の特許交付が実現した。BMR の特許交付という現実を目の当たりにしたうえで、1855年12月、The Suffolk Bank にとって、サフォーク・システムの運営継続の存否をめぐる最初の岐路が訪れた。すでに、フォーリン・マネー担当部局（この当時は総勢70名の行員で構成されていた）における業務処理能力の限界に直面していた The Suffolk Bank は、役員会において、サフォーク・システムの全体運営を放棄するか、システム運営を2つの銀行でもって業務分割するかで、深刻な議論が施された。結局、今までどおりにサフォーク・システムを継続するという結論が下された<sup>217</sup>。サフォーク・システムを継続するというこの業務判断に基づいて、The Suffolk Bank は、フォーリン・マネー担当部局の業務規模を拡張する目的で、増築認可をマサチューセッツ州議会に申請している。このとき、上院においては可決されたものの下院においては否決され、結局、認可は下りなかった<sup>218</sup>。下院議会がおもにマサチューセッツ州の地方経済主体との利害を反映したもの

<sup>217</sup> Whitney [1878] p.52.

<sup>218</sup> Whitney [1878] p.52.



であったと推察されるならば、この政治判断は、The Suffolk Bank をめぐる向かい風を背景として、The Suffolk Bank に対する地方諸銀行の利害が如実に影響を与えた、という可能性があるのであると思われる。

## 5.2 ポストン手形交換所の創設とサフォーク・システム

サフォーク・システムへの批判が強まっていた 1856 年 3 月 29 日、ポストン手形交換所 (Boston Clearing House) が創設されている<sup>219</sup>。ポストン手形交換所は、さきの 1853 年 10 月に創設され運営されていたニューヨーク手形交換所の成功を背景に、その創設が推進されることとなる。ニューヨーク手形交換所の創設からおよそ半年後の 1854 年 4 月 19 日、一部のポストン所在諸銀行が会合を開いた。この会合において、ニューヨーク手形交換所の運営方式を調査するための委員会の設置が決められた。この創設には、サフォーク・システム反対運動における古くからの主導者であった J.G.Carney もまた、大いに関与していた (J.G.Carney については、本稿 3.5 を参照されたい)。ポストン手形交換所は、業務開始時点においては 29 の銀行が加盟し、1856 年中には更に 3 行が加盟を認められた<sup>220</sup>。

ところで、このポストン手形交換所が創設されたことについては、こうした政治的な意味とは別に、経済的な意味において、サフォーク・システムとの間に重要な役割関係が潜んでいる。すなわち、手形交換所というのは、銀行券債務をバックに発行された自行銀行券のみならず、商業手形や、各振出元の預金債

務をバックに発行され振り出された小切手ないし振出手形についても、そこに加盟している諸銀行が、自らの業務過程でそれらが手許に堆積してきたために相互交換決済を依頼し行なわれる所である。これまで展開してきたように、サフォーク・システムの基本原則というのは、まず、ポストン所在の商業銀行のひとつ、The Suffolk Bank のもとに、銷却準備を名目とした準備金が自発的にないしは自発性を強いられるかたちで預託される。そこで、正貨をふくむ現金準備の集中がもたらされ、同時に The Suffolk Bank を中軸としたコルレス・ネットワークが施されて、ポストンへの正貨準備ならびに現金準備の集中がもたらされる。そうした、銀行券の兌換を確実にするという基盤がもたらされることを通じて、ニューイングランド各行の銀行券を額面通りのまま広域的に流通させる効果を発揮する、というものであった。したがって、サフォーク・システムというのは、不安定性を醸し出す信用貨幣について、そのうち、自己宛債務として振り出された銀行券を特にその対象にして、その最終決済を確実にすることを通じてその不安定性を緩和するという、ひとつの緩衝組織であった。他方、ポストン手形交換所というのは、信用貨幣のなかでも、銀行券についてもさることながら、各銀行の十分な預金量を背景にその預金債務をバックに振り出された小切手ないし振出手形、いわゆる預金通貨についても、その最終決済を確実にすることでその不安定性を緩和した緩衝組織だったといえるのである。

マサチューセッツ州においては、すでに本稿 1.1 において論じられてきたように、かねてから支払手段として銀行券通貨と預金通貨との両方で行なわれてきてはいたものの、しかしながら、州全体としては、地方諸銀行を中心に銀行券通貨による支払が優勢を占めてきていた。表 B 1 を眺めてゆくと、1803 年から 1850 年代後半までは、時に預金残高総

<sup>219</sup> Hepburn [ 1924 ] p.162.

<sup>220</sup> ポストン手形交換所において最初の加盟銀行となったのは、The Massachusetts Bank であった。Spencer [ 1947 ] p.15. ちなみに、1856 年度におけるポストン手形交換所の決済高はおよそ 10 億ドルであり、これは、同じ年のニューヨーク手形交換所における決済高のおよそ 7 分の 1 の規模に過ぎなかった。Winsor ed. [ 1881 ] p.170.

額が銀行券発行総額を上回ることはあっても、銀行券発行総額のほうが預金残高総額を一定程度上回るかたちで概して推移してきている。マサチューセッツ州全体において、預金残高が銀行券発行総額を絶えず凌駕するに至る状況を呈するのは、1857年恐慌にさいなまれてからあとのことである<sup>221</sup>。とはいえ、1840年代そして特に1850年代に入ってから、預金残高の上昇に伴うかたちで預金通貨による支払ないし決済がかなり伸張してきていたという背景もまた、ボストン手形交換所の創設を後押しするに至ってきた有力な要因なのではないかと考えられる。

The Suffolk Bank は、サフォーク・システムを主導的に牽引すると共にボストン手形交換所にも加盟した。かくして、The Suffolk Bank は、サフォーク・システムをめぐる批判の嵐が一部の地方諸銀行を中心に沸き起こるなか、ニューイングランドを中心とした、銀行券通貨と預金通貨との両方における、信用貨幣の流通をめぐる不安定性を緩和し制御することによって、より効果的な通貨・信用管理を行なってゆくこととなるのであった。

### 5.3 1857年恐慌による影響

1857年恐慌の足音が聞こえてきていた。1852年から1857年までの5年間でニューイングランド所在銀行の総数が361から504にまで達していた<sup>222</sup>。商品価格は暴騰してゆき、

<sup>221</sup> 町田 [1962] は、マサチューセッツ州所在の諸銀行が支払手段としておもに預金通貨を利用し預金銀行化の傾向が顕著に見られてくるのが1837年恐慌後のことである、と述べられている。町田 [1962] p.105。だが、本稿の附表B 1・2・3を見るかぎり、たしかに預金残高総額は年を追うごとに増大し続けてはいるものの、1837年恐慌後も、依然として、マサチューセッツ州所在銀行の全体においては、銀行券発行総額が預金残高総額を上回る傾向を示している。したがって、「預金銀行化が1837年恐慌後に顕著に見られた」とは、必ずしも一般的に論断できないのではないと思われる。

<sup>222</sup> 奥田 [1926] は、「1857年時点でサフォーク・システムの加盟行が504に達した」と述べられて

諸銀行の貸付総額もまた増大していった。銀行数の絶えざる増大にリンクしたかたちでの過剰発券総額の拡張を懸念したからか、1857年4月、The Suffolk Bank はフォーリン・マネー担当部局に対する資金割当を4万ドルへと引き上げて万全の態勢を執った。表A 10によると、The Suffolk Bank による銷却高は、1855年から1858年にかけて、それぞれ3億4,100万ドル、3億9,700万ドル、3億7,600万ドル、4億ドルと、まさに4億ドルの大台に達するほどまでに凄まじい勢いで伸張していつてきていた。こうした事態に対し、The Suffolk Bank は、かつての1837年恐慌のときと同様に、1857年恐慌への事前防止策を展開してゆくこととなる。すなわち、まず、The Suffolk Bank は自らの貸付総額を縮減した。4月1日時点で総額200万9,646ドル69セントだったのを、半年後の10月1日には、140万9,641ドル74セントにまで縮減した<sup>223</sup>。そして、1857年10月14日、ボストン手形交換所の行動に追従するかたちで、正貨支払の一時停止の措置をやむなく執った。それから翌1858年まで、正貨支払の再開が保留されてしまうこととなる。

1857年恐慌にさいなまれた後の1858年、マサチューセッツ州は、各州法銀行に対し、預金債務と銀行券債務の両方についてそれぞれ15%の正貨準備を義務付ける州法を可決し制定した。この決定に銀行家サイドは反対したものの、世論が支持し、法律化にこぎ付けられたのであった<sup>224</sup>。更にこの1858年マ

いる。奥田 [1926] p.92。しかしながら、1857年当時のニューイングランドにおける州法銀行総数が504であったからといって、それらの銀行のすべてがサフォーク・システムに参加してはいなかったものであり、したがって、この当時のサフォーク・システム加盟行数が504行であるとは必ずしも言いきれない。

<sup>223</sup> Whitney [1878] p.56。

<sup>224</sup> White [1914] p.299。ちなみに、この州法の立案ならびに立法化に最も尽力した人物は、Samuel Hooper である。彼は、その後マサチューセッツ州

サチューセッツ州法においては、各州法銀行に対し、The Suffolk Bank に置いた各行の預金残高について、それを自行の正貨準備の一部と見なして帳簿に計上する、ということが認められた。この州法制定は、すでにサフォーク・システムの運営を介してボストンに正貨準備ならびに銀行間預金が集中し自発的にコルレス・ネットワークが展開されてきていたという、まさにその現象に対して、マサチューセッツ州法が背後から追認したということの意味するものであった<sup>225</sup>。

同じく 1857 年恐慌に見舞われたメイン州においても、恐慌後、上記のマサチューセッツ州法に類似したひとつの州法が成立した。それは、サフォーク・システムに参加しているメイン州所在の州法諸銀行について、The Suffolk Bank に託した、「永久預託金」を含む残高総額のうち、最大 3,000 ドルまで各行自身の正貨準備の一部として帳簿に計上できる、旨の法律であった<sup>226</sup>。こうしたサフォーク・システムを擁護する州法が出て来ることのできた背景のひとつとして、1857 年 9 月に提示されていたメイン州のバンク・コミッションナーによる報告書において、The Suffolk Bank ならびにサフォーク・システムがメイン州所在諸銀行による銀行券の流通を安全な範囲に保ってくれているという点でメイン州民に対する偉大なる安全装置である、という、サフォーク・システムに対する絶大な評価が示されていた、ということが挙げられる<sup>227</sup>。

こうして、1857 年恐慌後は、サフォーク・システムに参加しているマサチューセッツ州ならびにメイン州所在諸銀行について、The Suffolk Bank への銀行間預金の全部もしくは

は一部が各自の正貨準備としてみなされる、という内容が、州議会ならびに州政府によって州法として追認され、こうした公権力の後押しを通じてサフォーク・システムへの信頼性が一段と強調されたのであった。これらのマサチューセッツ州法ならびにメイン州法は、一部の地方諸銀行との確執の表面化を通じてすでにその揺らぎを見せ始めていた、サフォーク・システムへの信認に対して、マサチューセッツ州ならびにメイン州政府によってのいわば「助け船」の役割を果たしてゆくこととなったのである。

#### 5.4 BMR の業務開始の遅延

ところで、さきの本稿 5.1 において述べられたとおり、1855 年に州法銀行特許が交付された BMR であるが、その業務開始は、それから 3 年後の 1858 年 8 月 23 日であった。BMR の業務開始がほぼ 3 年もの長きに渡って遅延した理由は、1857 年恐慌との関係もありえようが、もっと直接的な要因として、以下の 2 つの事柄が挙げられる。

第 1 に、BMR は、各銀行家達が株主となったかたちで運営される、アメリカ史上初の“銀行家による銀行 (Bankers' Bank)”であった<sup>228</sup>。この形態は、現在の銀行持株会社の形態を先取りしていたというべきものであり、南北戦争以前の時期において、この形態がすでに体現されていたというのは、極めて興味深い。したがって、アメリカ初の“銀行家による銀行”の形態が醸し出しされていたゆえに、BMR の特許については、これまでの州法銀行特許においては見受けられなかった様々な特別条項が数多く盛り込まれたのである。それら特別条項とは以下の通りである。すなわち、

BMR は資本金総額 300 万ドルの株式割当を行なったが、業務開始までに 100 万ドル分の払込資本金を備えていることが必要であっ

選出の連邦議員として、1862 年連邦法貨法、1863 年国法通貨法、そして 1864 年の国法銀行法の制定に尽力してゆくこととなる。楠井 [1996] p.396.

<sup>225</sup> 楠井 [1970] p.397.

<sup>226</sup> Sumner ed.[1896] p.419. Chadbourne[1936] p.85.

<sup>227</sup> Knox [1903] p.333. 佐合 [1999] p.32.

<sup>228</sup> Redlich[1947] p.76. Mullineaux[1987] p.894.

た。また、50万ドル分の払込資本金がないと組織編成すらしてはならないと特許条項で決められていた（なお、なかなかこの払込資本金収集のハードルをクリアできなかったことを受けて、1857年5月20日、業務開始までに備わられるべき最低限の払込資本金総額が、これまでの100万ドルから50万ドルへと引き下げられた<sup>229</sup>）。BMRの株式の50%はマサチューセッツ州所在の諸銀行によって、もう50%はマサチューセッツ州以外のニューイングランド所在諸銀行によって保有されなければならなかった。株主の4分の3がマサチューセッツ州民とされることがやはり条項で決められていた。BMRの株式譲渡は、銀行間同士においてのみ認められた。払込資本金に対しては、常に10%の正貨準備を施すことを求められた。銀行券の割引購入を禁止し、額面通りの購入が義務付けられた。

自行銀行券の発行は、資本金総額の50%までに制限され、なおかつ、10ドル以上の金種に制限された。各々への貸付総額の上限が2万ドルまでとされた。

これらの特別条項の存在に加えて、第2に、BMRは、ボストン所在諸銀行のみならず地方諸銀行の一部においても、サフォーク・システムに比べて、堅実な信頼性をなかなか得られなかったということが挙げられる。BMRが払込資本金の獲得に悪戦苦闘していたこともその一端を示すものであるが、何よりも、ボストン手形交換所に当時加盟していた諸銀行もまた、BMRを非難する側に回って、BMRのボストン手形交換所への加盟を拒否していたのである。その経緯とは以下のとおりである。すなわち、1858年2月9日そして13日、ボストン手形交換所において、フォーリン・マネー対策についての協議が持たれたあと、BMRがボストン手形交換所に加盟申請を行った。そこで、すでにボストン手形交換所

に加盟していたThe Suffolk Bankとこれからボストン手形交換所に加盟しようとするBMRとの対立が、ボストン手形交換所内において生じた。このとき、ボストン手形交換所としては、両者の対立には動揺しつつも、おおかたThe Suffolk Bankのほうを支持した。その後、ボストン手形交換所は、特許は交付されたもののいまだ業務運営を開始していないBMRの代表として、J.G.Carney（彼については本稿3.5のほうも参照されたい）を呼んで事情聴取を行なった。だが、そのとき、対立相手たるThe Suffolk Bank自身が思ったほど強い排他的な姿勢を見せなかったこともあって、ボストン手形交換所としては、BMRに対して強権的な態度を執れなかった。ボストン手形交換所に加盟していたボストン所在諸銀行のうち、The Exchange Bankの頭取G.W.Thayerと、The Tremont Bankの頭取A.T.Hallが、BMRを支持した。彼らは、ボストン手形交換所の創設メンバーの一員であったもののしかしながらそこでの有力者というわけではなかった。かくして、BMR加盟問題は、ボストン手形交換所の運営全体を司る、手形交換所協会のほうへと回された。そして、協会において、The Suffolk Bankならびにサフォーク・システムを支持することとBMRの加盟延期とについて、18対4という票決をもって採択された。このときの反対票、つまりBMR加盟支持票を投じたのは、The Exchange Bank、The Webster Bank、The Howard Banking Company、The Marverick Bankの計4行であり、これらの銀行はいずれも1847年以降に創設された比較的新しい銀行であった<sup>230</sup>。更に、1858年夏、BMR賛

<sup>230</sup> Redlich[1947]によれば、これら4行は、BMRのこれからの未曾有の実現可能性に対してかなりの期待を寄せていたという。Redlich[1947]p.87. なお、The Webster Bankは、1853年に業務開始し、その後、ボストン手形交換所の創設当初における加盟諸銀行(全29行)のなかにも名を連ねた。Hagemann[1958]p.13.

<sup>229</sup> Helderman[1931]p.33.

成論者の The Exchange Bank と The Webster Bank は、ボストン手形交換所に加盟していないボストン所在諸銀行と会議を持った。この会議の出席者は、The Exchange Bank、The Webster Bank に加えて、The New England Bank、The Tremont Bank、The Shoe & Leather Bank の計 5 行であった。この会議の趣旨は、サフォーク・システムに対する調査と、その調査をベースにサフォーク・システムへの支持が適切であるかどうかを、そして、BMR への評価を判断することであった。会議の結果、The New England Bank、The Tremont Bank、The Shoe & Leather Bank の 3 行は BMR への不支持を、The Exchange Bank と The Webster Bank の 2 行が BMR への支持を、それぞれ表明するという結果となった。さきに本稿第 2 章において論究されたように、かつての The Suffolk Bank の強力なる競争相手であった The New England Bank がサフォーク・システムを支持し BMR を支持しないという立場を執ったということに、もはや隔世の感さえ覚えるが、ともかく、この会議での成果は、ボストン手形交換所においてその年の秋（10 月 8 日）に報告されることとなる。

BMR 運営に株主として参加予定の各銀行は、上記のとおり、様々な特別条項の壁に突き当たったこととボストン手形交換所からの信頼をなかなか得られない、といった向かい風の状況の中、100 万ドルの払込資本金の獲得を求めて地方諸銀行への執拗な説得にあたっていった。すでに本稿 5.3 のところで少し触れたが、1857 年 5 月 20 日に、払込資本金の獲得ノルマが半分以下の最低 50 万ドル以上に引き下げられたものの、それでもなお、BMR は、払込資本金の獲得に苦労した。

BMR に出資する各銀行は、資本金総額の 5% を超えない程度に、もしくは、総額で 1 万 2,000 ドルを超えない程度に出資すること

ができる、という取り決めが施されていた<sup>231</sup>。そして 50 万ドルの払込資本金を集めるのに、結局 3 年もの年月が費やされることとなったのである。

## 5.5 サフォーク・システム vs. BMR

1858 年 8 月 23 日、ついに BMR が業務を開始した。この業務開始時点で 143 もの銀行が BMR の株主となっていた<sup>232</sup>。BMR の株主となった諸銀行は、BMR の役員となる資格を有した。BMR の役員数は、9 人以上 13 人以下という範囲内のもとで構成された。なお、役員総数のうち 4 分の 3 以上がマサチューセッツ州在住者であることと、なおかつ、役員全員がニューイングランド各州に在住していることが、条件として付けられていた<sup>233</sup>。創業時の役員メンバーのなかには、数年前までサフォーク・システム批判の先鋭となっていた、ボストン所在の The Exchange Bank の頭取、G.W.Thayer も含まれた（本稿 5.1 を参照）<sup>234</sup>。彼は、BMR の創設に最も尽力したうちの一人であった。なお、BMR の初代頭取には、The Lowell Institution for Savings の出納係をしていた人物が就任した。ちなみに The Lowell Institution for Savings は、既述のごとく古くからのサフォーク・システム反対運動の主導者、J.G.Carney が支援するかたちで設立されていた銀行である。また、BMR の初代出納係には、H.P.Shed と C.B.Bradbury とが就任した。H.P.Shed は、それまで、マサチューセッツ州のバンク・コミッショナーであった。他方、C.B.Bradbury は、それまで、The Suffolk Bank のフォーリン・マネー担当部局に勤める銀行員であった<sup>235</sup>。The Suffolk Bank のフォーリン・マネー

<sup>231</sup> Dewey [ 1910 ] p.95. Chadbourne [ 1936 ] p.84.

<sup>232</sup> Dewey [ 1910 ] p.95.

<sup>233</sup> Chadbourne [ 1936 ] p.84.

<sup>234</sup> Lake [ 1947 ] p.195.

<sup>235</sup> Redlich [ 1947 ] p.76.

担当部局といえ、これまで見てきたとおり、サフォーク・システムの運営を司る要衝である。この要衝に以前勤めていてそのノウハウを知り尽くした人物が、ライバルの BMR の出納係に就任したというのは、特筆すべき事柄である。実際、C.B.Bradbury は、BMR のコルレス関係部門の指導管理者としてその能力を発揮してゆくこととなったのである。

これまでにない前衛的な対抗馬の出現に、The Suffolk Bank から「永久預託金」を含む残高総額を引き出して BMR のほうに口座を移管する地方諸銀行の動きも顕在化し始めた。表 A 8 によれば、設立わずか 1 年目にして、BMR の銀行間預金総額が、The Suffolk Bank に次いで一気に 2 位にまでのぼり詰めている。表 A 4 ならびに表 A 12 によれば、1858 年 10 月 1 日時点における銀行間預金総額について、The Suffolk Bank が 136 万 9,899 ドルであったのに対して BMR は 99 万 6,825 ドルと、急速に肉薄してきたのであった。

BMR は、The Suffolk Bank ならびにサフォーク・システムに反発した地方諸銀行の手によって、極めて有力なシステム形態を現出したのではあるが、システムの運営にあたっては、仮想敵である The Suffolk Bank がサフォーク・システムの運営において執ってきた有効な運営諸方法を模倣し取り入れるところもあった。例えば、すでに本稿 4.1 において述べたとおり、The Suffolk Bank は、1831 年にロードアイランド州所在の The Merchants' Bank of Providence と特別の提携契約を結んでいて、ロードアイランド州所在諸銀行によって発行された銀行券を額面通りに受け取って効率的に最終決済していた。この態様に倣ったのか、BMR は、ロードアイランド州の州都プロビデンス所在の銀行、The Bank of North America in Providence と協力支援関係を結び、銀行券最終決済シス

テムを展開した<sup>236</sup>。また、1850 年代に入ってから、ニューヨーク市やニューヨーク州の州都オルバニーにおいても、州法諸銀行による銀行券最終決済システムの再構築の動きを見せていたのであるが、この過程において出現してきた The Metropolitan Bank in N.Y. や Albany Sorting House と、BMR は、銀行券決済に関する諸々の取り決めを結んだのである<sup>237</sup>。

こうした状況のもと、The Suffolk Bank と BMR との間でトラブルが相次いで生じ始めた。まず、1858 年 9 月 2 日から 8 日にかけての、両者による書簡交換をめぐる確執が表面化した。これは、最初に BMR が The

<sup>236</sup> Redlich [ 1947 ] p.77.

<sup>237</sup> ニューヨーク市においては、さきに本稿脚注 19 において触れられたように、19 世紀突入前後の極めて早い段階から、当該の州法諸銀行が、共同作業に基づく銀行券最終決済システムを創設し運営してきていた。そして 1820 年代に入ってからしばらくは、サフォーク・システムの基本原則を取り入れて、ニューヨーク市所在の諸銀行によって銀行券最終決済システムが運営されてきた。その後 1829 年に時の州知事 Martin Van Buren によってニューヨーク・セイフティ・ファンドが導入され、1830 年代は、特許銀行制とセイフティ・ファンドとから成る二重体制で銀行システムが展開される。それから 1837 年恐慌にさいなまれたあと、1838 年に自由銀行制度が導入され、その後は自由銀行制度が中心となるかたちで銀行システムが継続されてきた。そうしたなか、ボストンのサフォーク・システムの運営推移を長らく目の当たりにしてきたニューヨーク市所在の仲買業者グループのなかから、サフォーク・システムに倣った銀行券最終決済システムの構築を目指す動きが現れ、1851 年、The Metropolitan Bank in N.Y.の特許交付へと至ったのであった。The Metropolitan Bank in N.Y. は、ニューヨーク州所在の地方諸銀行の銀行券を 0.25% で、また、ボストン所在の The Suffolk Bank の銀行券を 0.067 (15 分の 1) % で、割引して受け入れた。その後、The Metropolitan Bank in N.Y. の業務活動に反発を抱いたニューヨーク州所在の地方銀行、The Merchants' Bank と The Bank of Interior とが手を組んで、Albany Sorting House を州都オルバニーに創設し運営した。The Metropolitan Bank in N.Y. と Albany Sorting House とは激しい競争を繰り広げた。Sumner ed. [ 1896 ] p.422. Lake [ 1947 ] p.189. Redlich [ 1947 ] p.79.

Suffolk Bank に 1858 年 9 月 2 日付で書簡を宛てたことに始まる。この書簡のなかで、BMR は、The Suffolk Bank に対し、ポストン手形交換所において互いの銀行券を交換決済し合うことを提案した。BMR によるこの提案に対し、9 月 8 日付で The Suffolk Bank から返事が来る。その返事においては、The Suffolk Bank は前向きな姿勢を示していた。しかしながらその後すぐに掌を返して頑なに反対を主張したのであった<sup>238</sup>。このような、BMR と The Suffolk Bank とにおける銀行券交換をめぐる断絶は、以下に描述される、The Souhegan Bank そして The Merchants' Bank in Lowell をめぐる両者の確執をももたらしてゆくこととなった。

BMR が業務を開始したあと、結局、ニューイングランド所在諸銀行のおよそ半数までが BMR のほうに預金口座を移管させてきていた。BMR の株主となったサフォーク・システム参加諸銀行が、ポストン手形交換所を通じて BMR と The Suffolk Bank とが銀行券を交換しあうことを望みつつ BMR へ預金口座を移管させる、ということについて、これを The Suffolk Bank が頑なに拒否した。なおかつ、移管要望の諸銀行の銀行券を The Suffolk Bank 行内のフォーリン・マネー担当部局において銷却しないで正貨兌換請求のためにそれら諸銀行の窓口へ送還する、という、なかば脅迫じみた強い措置を執ってゆくこととなった。The Souhegan Bank もまた、そうした銀行のひとつであった。1858 年 9 月 9 日、The Suffolk Bank は、預金口座の移管を要望する The Souhegan Bank に対し、総額 1 万 4,000 ドル分の銀行券を送還した。この送還時に、もし預金口座の保持を継続するのであれば窓口による正貨兌換を請求しない、と The Suffolk Bank が脅しをかけていた。実は The Souhegan Bank が秘密裏に 2 万ドルの

預託金を BMR に保持していたことがその後露呈することになるのであるが、この事実が The Suffolk Bank によるその脅迫じみた措置の契機となった可能性がある。他方、The Merchants' Bank in Lowell の場合も、上記と同じ手口で総額 1 万 5,000 ドル分の銀行券を送還して脅しをかけていたのである。

The Souhegan Bank と The Merchants' Bank in Lowell との件を通じ、コルレス・ネットワークの保持・利用を逆手に取ってシステム参加銀行を故意に支払不能に陥れようとした The Suffolk Bank の対応について、社会的に物議が醸されてゆくこととなった。1858 年 9 月 24 日には、「The Suffolk Bank は専制的で暴君じみており不公正である」という旨の論説を掲載する機関紙も現れてきていたのである<sup>239</sup>。

## 5.6 The Suffolk Bank の敗北とその後の混乱

社会的な逆風に立たされた The Suffolk Bank の態様を更に追及すべく、マサチューセッツ州当局による対策委員会が発足された。また、1858 年 9 月 29 日、地方諸銀行の代表者たちおよそ 20 名による会合が、マサチューセッツ州南部の都市スプリングフィールド (Springfield) において開催された。このとき集った地方諸銀行には、BMR 支持派が大勢を占めた。この会合の結果、BMR を支持する地方諸銀行が、それまで The Suffolk Bank に置き続けてあった「永久預託金」を引き出すという行為に出た<sup>240</sup>。こうした事態に対し、ポストン所在諸銀行のほうも独自に対策会議（これは代表者 5 人で構成される）を持った。そして、The Suffolk Bank の業務行為の妥当性を、代表者 5 人のうち 3 人の連名によって、

<sup>238</sup> Redlich [ 1947 ] p.76.

<sup>239</sup> Mullineaux [ 1987 ] によれば、こうした論説を掲載したのは、Boston Atlas & Daily Bee 紙であった。Mullineaux [ 1987 ] p.895.

<sup>240</sup> Redlich [ 1947 ] p.76.

膨大な報告書を提示しつつ表明した。地元ボストン紙(The Boston Post)も、サフォーク・システムがニューイングランドの通貨・信用秩序における試行錯誤ながらも安定した管理を担ってきたというこれまでの実績を注視して、The Suffolk Bank を支持する旨の論説を載せた。他方、BMR は、3人の弁護士に所感を述べさせるという形式で、サフォーク・システムの脱退行動に対し圧力をかけつつ当該銀行の窓口にて額面通りの正貨兌換請求をせまるという、The Suffolk Bank の対応について、非難声明を続行した。この非難については、The Suffolk Bank も、各発行元への窓口による正貨兌換請求は通常の業務判断の範囲内にあるとして、即座に反論した。The Suffolk Bank は、サフォーク・システム脱退の諸銀行の銀行券を、ならびに、サフォーク・システム未参加の諸銀行の銀行券を、各発行元の窓口へ送還して額面通りの正貨兌換を請求し続けた。こうした状況について、地方銀行よりの各紙は、“Suffolk Boar Enraged(サフォーク猪の憤慨)” “Suffolk Bank Itinerants (サフォーク銀行の遊歴)” “Suffolk Bank Tyranny Rebuked(サフォーク帝国の叱責)”などと揶揄していった<sup>241</sup>。

1858年10月8日、マサチューセッツ州当局の対策委員会が報告書を提出した。その報告書には、The Suffolk Bank の業務判断に対し一定の理解を示しつつも、The Suffolk Bank の「熱心さ」ゆえに過度の正貨兌換請求を施して必要以上の信用収縮を惹起させてしまい地方諸銀行の反発を誘発した、ということが記載された。窮地に追い込まれた The Suffolk Bank は、翌10月9日、極秘に役員会を開くこととなる。ここでついに、7対3の票決をもって、サフォーク・システムの運営放棄が正式に決定されたのであった<sup>242</sup>。た

だし、サフォーク・システムの運営が放棄されたあとも個別的には銀行券の最終決済業務を継続する、と表明した。10月9日付でこの決定事項を記した書簡を、ニューイングランド所在の諸銀行に郵送した。この役員会決定がまだ公にされていない10月11日、マサチューセッツ州のバンク・コミッショナーが以下のような勧告を出して、BMR と The Suffolk Bank との仲裁を図ろうとした。その勧告とは、「The Suffolk Bank は BMR に預金口座を移したすべての銀行の銀行券を受け入れるか、辞退するかのいずれかにすべきである」という旨のものであり、BMR の社会的意義を認めるよう The Suffolk Bank を諭す立場のものであった。すでにサフォーク・システムの運営放棄を内密に決断していた The Suffolk Bank は、この勧告に対して特に異を立てることもなく、ひとまず表面的には同意した。

更に、同じ10月11日、ボストン手形交換所においても、サフォーク・システムの運営放棄決定に追い討ちをかける事態が生じた。さきに本稿 5.4 において触れたように、ボストン手形交換所は、BMR の加盟問題をめぐって白熱した議論が交わされてきていた。このときは BMR 加盟反対が多数を占めていた。さきに述べたとおり、当時の熱烈な BMR 賛成論者であったボストン所在銀行の The Exchange Bank と The Webster Bank とが中心となって、ボストン手形交換所に未参加のボストン所在諸銀行とひとつの会議を設けていたのであるが、この成果が10月8日にボストン手形交換所において報告されていた。その報告を受けた時点においては、ボストン手形交換所協会は、従来どおり The Suffolk Bank への支持を表明した。これに対し、The Webster Bank の頭取 Willam Thomas が、

<sup>241</sup> Lake [ 1947 ] pp.198 - 199.

<sup>242</sup> Lake [ 1947 ] p.201. なお、Redlich [ 1947 ]

は、このときの議決数を「9対3」であったと記している。Redlich [ 1947 ] p.76.



「サフォーク・システムに反対する銀行について手形交換所からの撤退を認めるべきである」と主張した。The Exchange Bank の頭取 G.W.Thayer も、この意見に賛同したうえで、ボストン手形交換所とは全く異なる、ニューイングランド所在諸銀行すべての銀行券を交換決済できることを目的とした、ニューイングランド銀行券交換所の創設を提唱するまでに至った。結局、G.W.Thayer は、ボストン手形交換所協会に対して、サフォーク・システムならびにBMRの更なる調査を要請した。ところがその後、もうひとつ別の激的なBMR賛成論者であった The Howard Banking Company が、BMR 加盟拒否に対する猛烈な反対運動を開始する。この運動に The Exchange Bank や The Tremont Bank も加担した。そして10月11日、それまでBMRを一貫して反対視し続けていたボストン手形交換所が、ついにBMRの存在を容認して加盟を許可したのであった<sup>243</sup>。

1858年10月16日、The Suffolk Bank が以下の事柄を公表した。すなわち、1858年11月30日以降、フォーリン・マネーの体系的な受入・選別業務すらも放棄する。ただし、送金のためにThe Suffolk Bankの手許に入ってきたフォーリン・マネーについては、継続して受け入れることとする。以上の公表内容である。The Suffolk Bankによるこの公表については、BMRの銀行券最終決済システムがサフォーク・システムほどの安定性を遂行しえないであろうという推断をおさえておいたうえで、サフォーク・システムの存立意義を改めて強く再確認させようとする、確信犯的な行動だったのではないかという見方がある<sup>244</sup>。現に、この公表を受けたあと、ボストン所在諸銀行は、慌ててニューヨーク州の州都オルバニーに調査団を派遣している。そ

して、Albany Sorting House<sup>245</sup>に倣ったかたちで、サフォーク・システムに代わる代替システム、The New England Sorting House の構築可能性を真摯に探るという行為にまで及ばせた<sup>246</sup>。そして、当時29あったボストン所在諸銀行のうち、その8割以上の実に24行がBMRに不安定性を感じると表明し、その旨を記した書簡を地方諸銀行に送付した。これらのボストン所在諸銀行は、The Suffolk Bank に対して1859年2月28日までの業務延長を申し入れるのだが、あっさり拒否されることとなる。

サフォーク・システムとしての包括的な運営の放棄をすでに決めてしまっていた The Suffolk Bank は、1858年11月1日、各銀行に対し、フォーリン・マネーの最終決済ないし銷却代行業務に関して、BMR か The Suffolk Bank かのどちらかを個別に選択してもらうこととした。そして The Suffolk Bank のほうを選択したボストン所在諸銀行と改めて銀行券銷却に関する特殊個別的な取り決めを結んだ。その特殊個別的な取り決めというのは、銷却を求めて The Suffolk Bank に持ち込まれてくるそのフォーリン・マネーの受入総額に対して、1,000ドルあたり25セントの手数料を支払わせたいというものであった<sup>247</sup>。

続いて、かねてから懸案事項となっていた、

<sup>245</sup> Albany Sorting House については、本稿脚注237を参照されたい。

<sup>246</sup> Selgin [1988]によれば、The New England Sorting House は、ボストン所在諸銀行によって創設され業務開始されたあと、かつて The Suffolk Bank が受取を拒否していたBMRシステム参加諸銀行の銀行券を受け取ってBMRのほうに移送するなど、ボストン所在諸銀行にとりサフォーク・システムの代替機構として、その機能が発揮されていった。Selgin [1988] p.180 .

<sup>247</sup> 最古参のボストン所在銀行、The Massachusetts Bank が、The Suffolk Bank との、フォーリン・マネー銷却をめぐるこの特殊個別的な取り決めを結んだというのが、Gras [1937]によって確認できる。Gras [1937] p.507.

<sup>243</sup> Redlich [1947] p.87.

<sup>244</sup> Lake [1947] p.202.

BMR と The Suffolk Bank との間における銀行券の交換関係をめぐる取り決めが、ついに両行の間で結ばれた。この取り決めは、1859年3月22日、ロードアイランド州の The Merchants' Bank of Providence ( The Suffolk Bank のロードアイランド州における業務提携先 ) をめぐる争議を契機として提携関係が破棄されるまで継続されることとなった<sup>248</sup>。

なお、1859年1月8日時点で、BMR は 135 のシステム参加銀行を抱えるまでになっていた。そのうち、「永久預託金」を置いた銀行、すなわち、BMR の株主にはなっていないものの BMR システムに参加している銀行は、38 行にも上った<sup>249</sup>。

## 5.7 BMR システムの基本構成とその信頼性

ところで、アメリカ初の“銀行家の銀行”、BMR によるコルレス・ネットワークを基盤とした銀行券銷却システムは、以下のような仕組みとなっていた。すなわち、システムに参加しようとする諸銀行のうち、株主となっている諸銀行については、銀行券銷却のための「永久預託金」を BMR に置くことを不要とする。他方、BMR の株主となっていない諸銀行のうち、ボストン所在銀行については、5,000 ドル分の「永久預託金」を置くことを求めた。他方、ボストン以外の地域に所在する諸銀行のうち、資本金 10 万ドル以上の銀行については 3,000 ドル分の「永久預託金」を、資本金 10 万ドル以下の銀行については 2,000 ドル分の「永久預託金」を、それぞれ求めた。また、託されたすべての「永久預託金」に対しては、ボストン所在諸銀行と地方諸銀行とでそれぞれ異なる利率でもって利払が約束さ

れた<sup>250</sup>。そのうち、地方諸銀行については、それぞれの抱える資本金規模に応じて利率が多様なかたちで決められた。また、銀行券の受入に関しては、さきに本稿 5.4 において既述したとおり、BMR の特許条項において銀行券の割引購入が禁止されていたために、BMR の株主諸銀行ならびに BMR に「永久預託金」を置く諸銀行の銀行券については、額面通りに受け取られた。また、それ以外のニューイングランド所在諸銀行の銀行券については、受取額 1,000 ドルあたり 20 セントの手数料を付けて受け取られた。

BMR システムがサフォーク・システムと根本的に違うのは、株主となっている各銀行に対する「永久預託金」の免除と、株主以外の BMR システム参加銀行すべてによって納められた「永久預託金」に対する利払の実施という点であった。特に、「永久預託金」に対する利払というのは、実は、遡ること 1840 年代早々において、サフォーク・システムの存在に反発を抱く一部の地方諸銀行によって The Suffolk Bank に執拗に要求されてきていた内容であった<sup>251</sup>。したがって、サフォーク・システムに対峙するための機関としての BMR システムにおいて、「永久預託金」への利払実施が盛り込まれたというのは、至極当然の成り行きであったといえよう。

BMR システムに特有の、上記 2 つの要因は、サフォーク・システムに比して BMR システムの不安定性を醸し出す根源となった。

まず、すべての「永久預託金」に対する利払というのは、サフォーク・システム参加諸銀行を含むニューイングランド所在諸銀行に対して、BMR とのコルレス関係を結ぶことの

<sup>248</sup> Mullineaux [ 1987 ] p.895.

<sup>249</sup> この時点で、BMR の株主となっていたメーン州所在銀行は、13 行ほど存在した。Chadbourne [ 1936 ] p.84.

<sup>250</sup> Redlich [ 1947 ] p.77. しかしながら一方で、Lake [ 1947 ] は、BMR に「永久預託金」を託した、BMR の株主となっていない諸銀行について、そのすべてが 3% の預金金利を約束された、と論じている。Lake [ 1947 ] p.202.

<sup>251</sup> Whitney [ 1878 ] p.36. Redlich [ 1951 ] p.18.

メリットを宣伝するうえでの有力な施策であったと考えられる。ところがその後、この預金利払がBMRの利益を圧迫するものである、との認識が、BMRの役員達の間で高まってくることとなる<sup>252</sup>。かくして、BMRシステムの目玉となっていたはずの預金利払は、結局一度も支払われないまま、1年後の1859年3月16日、この利払取り決めに廃止する旨の提案が、BMRの役員G.W.Thayer(The Exchange Bankの元頭取)によって役員会に提起された。そして、役員会において可決されたあとの4月4日に、その預金利払の取り決めが廃止されたのであった<sup>253</sup>。

これに加えて、BMRは、株主に対して、1860年10月まで最初の配当を払い込まなかった。そのうえ、漸く払い込まれた最初の配当は、半年次でわずか2%に過ぎなかったのである<sup>254</sup>。表A 5からも明らかなように、これまでサフォーク・システムを運営してきたThe Suffolk Bankは、1818年の業務開始時から1863年の国法銀行への転換に至るまで、一貫して一定レベル以上の高い配当をきちんと出し続けていて、特に1830年代に入ってから年次配当率を極めて高い水準に保ち、この44年間で単純平均して8%強の年次配当率を誇ってきたのであり、BMRの配当施策は、The Suffolk Bankの配当施策とは比較にならないほど劣悪の状態であった、といえよう<sup>255</sup>。

---

<sup>252</sup> Mullineaux [1987] p.895.

<sup>253</sup> Redlich [1947] p.77.

<sup>254</sup> Rolnick, Smith & Weber [1998] p.14. しかしながら他方で、BMRは、株主に対する配慮を別の見地から行なっている。すなわち、1859年にBMRの特許条項の一部が改正され、BMRの株主となっている諸銀行について、彼らに割り当てられたBMRの株式が、彼らが抱える負債の担保としてBMRによって保有される、ということが認められたのであった。Redlich [1947] p.77.

<sup>255</sup> Kniffin [1923] は、The Suffolk Bankの年次配当率の平均を11.5%だと示しているが、これは過大評価であると思われる。本稿の表A 5からも明らかなように、最も配当率が高かった1847年

ところで、1859年、メイン州において、サフォーク・システムの運営放棄という事態と、州外の銀行株式を購入し取得するにあたり既存の法的枠組みを疑問視する声が沸きあがってきたことを受けて、BMRシステムを背後から支援する内容を抱えた州法が、州議会において論議され制定された。その内容とは以下の通りである。すなわち、メイン州所在銀行は、BMRの株主となっている各銀行の票決を踏まえたうえで、BMRの資本金総額の5%ないしは総額1万ドルを上限に、マサチューセッツ州法銀行たるBMRの株式を引き受けてもよい、というものであった。もっとも、メイン州のバンク・コミッショナーは、この州法の内容を疑問視していたのであり、この点は、メイン州のバンク・コミッショナーが通貨・信用統轄の堅実性という点でサフォーク・システムとBMRシステムとを依然として同等視していなかった、ということを示すものとして、興味深い事象である<sup>256</sup>。ともかく、この1859年メイン州法が制定されると共に、それまで、サフォーク・システム参加諸銀行に対する、The Suffolk Bankへの預託金総額のうち最大3,000ドル分まで自行の正貨準備のほうに繰り入れて評価できるという優遇内容を謳った1857年メイン州法(本稿5.3を参照)は、廃止されることとなった<sup>257</sup>。これによって、メイン州においては、サフォーク・システムないしはThe Suffolk Bankに代わるかたちでのBMRの存在が、公権力によって事実上追認されることとなったのである。

---

以降の推移を見てもせいぜい10%前後である。1839年時点において計上されたといわれている33.3%の年次特別配当のことを勘案したとしても、平均11.5%までには遠く及ばない。Kniffin[1923] p.109-110. とはいえ、ボストン所在諸銀行のなかでは極めてトップクラスの配当率であったということは間違いはない。

<sup>256</sup> Chadbourne [1936] p.85.

<sup>257</sup> Chadbourne [1936] p.84.

BMR システムの運営が開始されサフォーク・システムの運営が放棄された 1858 年から 1859 年にかけて、フォーリン・マネーの流通高が 1,369 万 7,000 ドルから 1,507 万 4,000 ドルへと一気に上昇してしまう。これに対し、ボストン・マネーは 714 万 2,000 ドルから 701 万 3,000 ドルへと低減した<sup>258</sup>。子の時期においてフォーリン・マネーの流通高が急上昇した要因としては、サフォーク・システムなきあと BMR がその代替として余りある運営を展開できていなかった、ということの他に、1859 年 3 月 22 日、1831 年から 1859 年に至るまで長らく提携代理店として銀行券銷却をめぐる特別の取引関係を結んでいたロードアイランド州所在の The Merchants' Bank of Providence が、The Suffolk Bank とのその提携関係を破棄したということの影響もまた、考えられる。1859 年に入って、フォーリン・マネーの流通高の急上昇を受けるかたちで、ニューイングランド各州政府は、銀行券発行総額に対する正貨についての法定準備率を定める旨の州法を制定していった。メイン州、ロードアイランド州、コネチカット州においては、銀行券に対する正貨の準備比率を 10% に、ニューハンプシャー州においては同じく 7.5% に、バーモント州においては同じく 6% に定められた<sup>259</sup>。

BMR も The Suffolk Bank も、過剰発券に基づく過度の債務超過状態にある諸銀行を、もはや効果的には制御しえなくなっていた。1859 年 5 月、遅まきながらようやく、BMR の幹部達の間には危険性の認識が広がってきた。だが、処策はというと、過度の過剰発券を施す地方諸銀行に対し、「過剰発券が“特別の場合を除いて”認められない」としたうえで BMR に置かれている預金口座の閉鎖と銀行券受入の停止とを警告する、という

程度のものであった。それからおよそ半年後の 1859 年 10 月、BMR は、いまだ過度の過剰発券を続ける諸銀行に対し、当座預金における送金取扱をめぐる帳簿信用を一日遅らす、という具体的措置を執った。しかしながら、かつてサフォーク・システムが展開していた厳格なる道義的な説得活動ならびに監視活動からすれば、いずれも手ぬるいものであった。

1860 年に入ると、BMR に主役の座を取って代わられた The Suffolk Bank のほうはといえば、それまで、サフォーク・システムを放棄した直後から 1,000 ドルあたり 25 セントの手数料をとって独自に展開していたフォーリン・マネー受入・銷却業務を、事実上、あきらめるに至った<sup>260</sup>。これによって、ニューイングランドにおけるフォーリン・マネー受入・銷却業務分野において、ついに BMR が独占状態を呈することとなった。

しかしながら、BMR は、独占者とはなったものの、依然として、過剰発券に基づく債務超過気味のシステム参加諸銀行に対する道義的説得や制御に不安を抱えていた。そして、BMR にとりそうした制御不安を生み出す有力なる背景として、ニューイングランド所在諸銀行におけるコルレス・ネットワークを介した銀行券銷却システムへの信認が、もはや、かつてのサフォーク・システムに見られたほどの信認の集中とまでにはいかず、特に BMR においては、システムへの信認が集中されるどころかかえって分散化され薄弱化する傾向にあった、という点を押さえておかなければならない。

つまり、それまで、サフォーク・システムが試行錯誤しながらも順調に運営されている間は、ニューイングランド所在の諸銀行は、銀行券銷却のほぼ全体をボストンで集中的に行なってきた。しかしながら、これまで

<sup>258</sup> Lake [ 1947 ] p.204.

<sup>259</sup> White [ 1914 ] p.299. 奥田 [ 1926 ] p.94.

<sup>260</sup> Redlich [ 1947 ] p.77.

見てきたように、1850年代に入ってから、サフォーク・システムへの反対運動が再び活発化しやがてサフォーク・システムが廃止されBMRシステムが抬頭してきたという、混沌とした状況にさらされてきたまさにその間、ニューイングランド所在諸銀行のなかに、銀行券銷却の拠点をボストンからニューヨーク市のほうへと移す動きがはじめてきていたのである。そうした動きは、ニューイングランドのなかでも、コネチカット州やバーモント州など、ニューヨーク州に隣接した、かねてからニューヨーク市との交易関係が深かった州の諸銀行においてすでに現れ始めていた。バーモント州においては、1852年までに州西部の殆どの銀行がニューヨーク市所在諸銀行のほうに預金口座を開設して預託金を置くようになってきていた。コネチカット州においては、銀行券の銷却についてはサフォーク・システムを利用していたものの、州北部の小規模な諸銀行を除いて、銀行業務はほぼニューヨーク市において行なわれてきていた。また、ニューハンプシャー州所在の一部の諸銀行は、1857年までに、銀行券銷却の拠点をボストンからニューヨーク市のほうに移しつつあったのである<sup>261</sup>。こうした、銀行券銷却の拠点がボストンからニューヨーク市へと遷移してゆく傾向は、1860年に入ってからますます顕著になってきた。すなわち、それまでサフォーク・システムによる影響力の強かったメイン州ならびにマサチューセッツ州所在の諸銀行においてもそうした傾向が浸透してきたのである。とりわけメイン州においては、1860年以降、ニューヨーク市所在諸銀行への預託金が増えてくると共に、BMRに対する信頼性が次第に頭打ちになってくる。1861年時点で、BMRのほうに預金口座を保持しているメイン州所在銀行は、全71行中わずか12行に過ぎなかった。そして、実に28にも上るメイン

<sup>261</sup> Myers [1931] pp.109-110.

州所在諸銀行が、いまだ The Suffolk Bank のほうに預金口座を保持し続けていたのであった<sup>262</sup> (メイン州の銀行総数の推移については、表B-5を参照)。また、マサチューセッツ州所在諸銀行においても、1860年に入ってから、BMRにではなくむしろニューヨーク市所在諸銀行への預託金ならびに銀行券銷却が増え始めてきた<sup>263</sup>。このように、銀行券銷却の拠点としてのニューヨーク市の抬頭、それから依然として根強く残ったままであった The Suffolk Bank に対する信頼性の存在によるために、もはや、BMRシステムにおいては、かつての最盛期のサフォーク・システムに見られたほどの信託を集められる状況にはなかったのである。

## 5.8 南北戦争と州法銀行制度の終焉

サフォーク・システムが事実上停止しBMRシステムもまた信用統轄面で不安を見せ続けるなか、連邦レベルでは、南北戦争に突入してゆくこととなる。The Suffolk Bank を始めとして、ボストン所在銀行の多くは、連邦政府(北軍)に対して協調的な立場を執り、資金面に関してたびたび支援を行なった<sup>264</sup>。南

<sup>262</sup> Chadbourne [1936] p.86.

<sup>263</sup> Myers [1931] は、一部のマサチューセッツ州所在諸銀行が地元ボストンではなくニューヨーク市のほうへ銀行間預金ならびに銀行券銷却の拠点を移し始めた理由について、「負担感のある交換レート」の存在を挙げている。Myers [1931] p.110.

<sup>264</sup> The Suffolk Bank は、南北戦争に関し、連邦政府(北軍)に対して資金面で以下6度に渡る支援策を展開している。すなわち、1861年4月17日、マサチューセッツ州に10万ドルを融資。1861年7月24日、連邦政府に対し、60日間の融資を10万ドル行なう。1861年8月19日、10万ドルの合衆国債を引受。1861年10月5日、連邦政府に5000万ドルの融資。1861年11月20日、20年物の合衆国債30万ドルを引受。1863年9月、連邦政府に25万ドルの新規融資。Whitney [1878] pp.60-61. その他ボストン所在諸銀行による資金支援行動の一例を挙げると、The Webster Bank と The Atlas Bank は、マサチューセッツ州政府にそれぞれ5万ドル・10万ドルの融資を申し出ていた。Hagemann [1958] p.14.

北戦争が勃発したあとの1861年12月、時の連邦財務長官 S.P.Chase によって、戦費調達を目的とした政府紙幣が発行され、これを受けかたちで全国的に正貨支払が停止された。こうして全面的な正貨支払停止の状況へと入っていくなか、BMR は、正貨保有高を著しく低減させてしまい、準備率を異常な落差でもって低下させることとなった。表 A 12 によれば、BMR の正貨保有高は、1860年10月1日時点においては10万4,547ドルであったのが、ちょうど1年後の1861年10月1日時点においては、わずか9,761ドルしか残存していなかった。全国的に正貨支払停止となる以前の段階ですでに自らの準備率を著しく下げている状況にあった BMR は、全国的に正貨支払が停止されるやいなや、体系的な銀行券の最終決済ないし銷却業務を、もはや取りやめざるをえなくなった。まさに、BMR システムに終止符が打たれた瞬間である。

正貨準備が著しく低下し、コルレス・ネットワークを通じた銀行券銷却システムを放棄した BMR は、1862年に入ってから、ボストン手形交換所と摩擦を引き起こすこととなった。事の発端は、1862年1月10日、ボストン手形交換所における正貨による残高決済を、BMR が拒否し、正貨ではなく要求払い約束手形での決済を頑なに求めたことにある。こうした BMR の対応について、ボストン手形交換所協会は、「規約違反である」と指摘した。こうした BMR の状況を受けて、マサチューセッツ州のバンク・コミッショナーが、BMR の行動差し止め命令を裁判所に申請した。だが、BMR は一向に意に介さず、1862年3月、またしても、要求払い約束手形によ

---

なお、北部諸州の州法諸銀行が連邦政府（北軍）に対してこうした資金面での支援を行っていた動機について、西川・松井 [1989] は、合衆国債を引き受けるのを慣行化することで連邦政府資金との結びつきが復活することを目論んでいた、と指摘されている。西川・松井 [1989] p.27.

る決済を要求したのである。そしてついに4月3日、ボストン手形交換所は、BMR の除名を決定した<sup>265</sup>。

BMR システムは、当該の州法諸銀行による自発的ないし自主的な最終決済制度としては、サフォーク・システムに比して脆弱であった。この点は、本稿 5.7 で既述したような、BMR システムの基本構成における諸々の不安定性の存在に加え、新たに、BMR のバランス・シートの状況からもまた、理解することができる。

表 A 12 から明らかなように、BMR の財務内容は、「他行への債務」すなわち BMR システムにおける銀行間預金の総額を除いた、銀行券ならびに預金債務総額に対する正貨の比率は、必ずしもそう劣悪なものというわけではなかった。しかしながら、BMR の銀行券債務ならびに預金債務の総額に銀行間預金総額を加えた、いわば BMR の総債務に対する正貨の比率、すなわち準備率は、著しく低くなるものであった。表 A 6 と表 A 12 とをもとにして、サフォーク・システムが廃止され BMR システムが実質的に運営された1858年から1861年までについて、The Suffolk Bank と BMR との準備率を比較してみると、The Suffolk Bank の準備率が23、12.4、9.6、11.9(%)と推移しているのに対し、BMR の準備率のほうは15.3、7.7、6.1、0.5(%)と、急激な下落基調を呈している。また、本稿 5.7 において明らかにされてきたとおり、ボストン所在諸銀行や、銀行券銷却の拠点をすでにニューヨーク市のほうに置き始めていたニューイングランド所在諸銀行の態様から見て取れるように、当該の諸銀行における BMR システムへの信認の度合は、サフォーク・システムのそれよりも低いレベルにあった。加えて、BMR に関して、フォーリン・マネーにお

---

<sup>265</sup> なお、BMR は、除名処分からおおよそ9ヶ月後の1863年1月19日、ボストン手形交換所への再

ける額面通りの流通を保持しつつ着実な銷却を図るための、システム参加諸銀行に対する強力かつ綿密な道義的説得が、サフォーク・システムの執拗さに比較してみると著しく粗雑であり、なおかつ、回数的にも著しく欠如していたのである。

しかしながら、サフォーク・システムならびに BMR システムの復活ないし進展の存否を見届ける間もなく、州法銀行制度そのものの終焉が到来してしまうこととなった。すなわち、連邦金融統治のレベルで構築が目論まれた、国法銀行制度の到来である。

南北戦争が長引くにつれ、連邦政府（北軍）は、より有効な戦費調達の手組みの必要性を痛感し出してきていた。そして、財政負担が増やされるなか、増税だけでは賄いきれない分をどう有効に調達するかが考案されてゆくこととなる。1862年2月25日には、連邦法貨法が制定されて不換紙幣（いわゆるグリーンバック）が1億5,000万ドルほど発行される。しかしながら、グリーンバックに代わりうる、統一かつ弾力的に供給可能で、なおかつ、兌換性の高さに裏打ちされた相対的安定性を持ち得る通貨の存在が、連邦政府・連邦議会において模索されてゆく。それからちょうど1年後の1863年2月25日、国法銀行法の原型となる国法通貨法が成立した。翌1864年6月3日には、ついにその国法銀行法が成立したのである。そして、さきの1862年に成立していた国内収入法において、各州法銀行に対し、国法銀行への転換を促すべく、各自が発行した銀行券債務の平均残高について2%の連邦政府課税がかけられていたのであるが、国法銀行法のもとでもこの課税を引き続き踏襲することによって、州法銀行券の除去が図られることとなった<sup>266</sup>。こうした流

加盟を果たした。Redlich [1947] p.87.

<sup>266</sup> 小野 [1971] p.6. 西川・松井 [1989] pp.29

30. ただし、この1864年国法銀行法の制定によっても、なお全国レベルでは州法銀行券の完全除

れのなかで、The Suffolk Bank そして BMR は、共に、州法銀行としての組織形態そのものを自主的に解散させたのであった。この解散決定を踏まえて、1864年6月以降、The Suffolk Bank は The Suffolk National Bank に、BMR は The National Bank of Redemption へと、やむなく国法銀行へ姿態を変えることになったのである<sup>267</sup>。

なお、ボストン所在の諸銀行は、他の諸州に比べて国法銀行への転換が早かったが、これは、国法銀行制度を構築しようとするさいの理念が、南北戦争における更なる有効な戦費調達手段の構築というところにあった点と、かねてから連邦政府資金との結託を目論んで連邦政府（北軍）に資金支援を行なってきて

---

去には繋がらなかった。その後、国法銀行法が逐次改訂されてゆき、1865年3月3日、各州法銀行における州法銀行券の平均残高に対する禁止的課税のレートが10%にまで引き上げられた。この禁止的課税の引き上げによって、1866年以降、全国レベルでの州法銀行券の除去が一気に進んだのである。

<sup>267</sup> 楠井 [1970] は、「サフォーク制度は国法銀行法の制定と共に解散した」と述べられている。楠井 [1970] p.382. しかしながら、本稿において説明されてきたように、サフォーク・システムは1858年10月30日の時点で事実上停止している。楠井氏が「サフォーク制度」と言われるさいにどこまでを対象範囲として指されているのかについては不明瞭であるが、仮に、The Suffolk Bank がシステム解散後1,000ドルあたり20セントの手数料をとりながらコルレス・ネットワークを継承しつつ個別に銀行券の受入ならびに銷却を行っていたという事態をも包含して「サフォーク制度」と呼ばれるにしても、本稿において論じられてきたとおり、The Suffolk Bank は、1860年の時点でそうした業務を取りやめている。したがって、国法銀行法の制定と共に解散したのは州法銀行としての The Suffolk Bank そのものなのであって、国法銀行法の制定時においては、サフォーク・システムはすでに「解散」されていると思われる。

同様の見解として、稲田 [1976] は、「同（サフォーク 論者註）制度は、国法銀行制度の成立まで存続」したと述べられ、また、Kniffin [1923] も、「サフォーク・システムは1865年まで強制的に続いた」と述べられているが、やはりこの叙述も誤りなのではないかと思われる。稲田 [1976] p.145. Kniffin [1923] p.110.

いたという経緯<sup>268</sup>とが、背景にあったからだと思われる。

1865年1月1日、国法銀行 The Suffolk National Bank が運営を開始する。ここで、かつて、州法銀行であった The Suffolk Bank の時代において極めて重要な役割を担ってきた、コルレス・ネットワークを基盤とした各銀行券の効率的なネット決済ならびに銷却業務のノウハウが、今度は、商業手形の割引業務という分野において引き継がれ活かされてゆくこととなったのである。かつて州法銀行であった The Suffolk Bank の時代に、サフォーク・システムの組織運営を司る要衝として、その役割を長らく担ってきたフォーリン・マネー担当部局は、国法銀行に変更されたあとも役割を変えて残存した。すなわち、商業手形の割引業務を扱う要衝というかたちで担当部局による運営が施されたのであり、これは、1866年5月まで存続することとなったのであった。

### 5.9 サフォーク・システムの遺産

かくして、南北戦争の展開と共に、州法銀行制度が次第に侵食される一方で、国法銀行制度の構築が着々と進んでゆくなか、当然のことながら、州法銀行券の自発的な兌換共同組織の存立意義そのものもまた、次第に失われていった。しかしながら、サフォーク・システムにおいて展開された仕組み、すなわち、個別利潤動機を擁した単独の商業銀行のもとに現金準備を銀行間預金として置かれつつコルレス・ネットワークが構築されて、複数の銀行券における額面通りの受取・購入・兌換業務の集中代行を、低費用でもって効率的に遂行し、価値の不安定な信用貨幣としての銀行券について、その額面通りの流通をなんとか維持し統轄しようとする、当事者達による

<sup>268</sup> 特に The Suffolk Bank におけるこの点の具体的な経緯については、本稿脚注 264 を参照されたい。

自発的管理の歴史的展開は、連邦統治のレベルにおいて、その後の国法銀行制度や、その国法銀行制度の欠陥性を踏まえつつ組成されて現代のアメリカ通貨・金融制度の基礎となっている連邦準備制度のなかに発展的に反映されてゆくこととなる。

それでは、具体的にはいったいどういった意味において発展的に継承され反映されたかと見ることができるのであろうか<sup>269</sup>。

サフォーク・システムの遺産として重要なポイントとなるのは3点ある。すなわち、第1に、それぞれの発券銀行が複数の金種の自行銀行券を乱発して流通部に氾濫させてゆく状況下において、各発券銀行に対して、兌換準備名目を呼び水にひとつの都市商業銀行に銀行間預金を集中させてコルレス・ネットワークを組成し、コルレス関係下にある各銀行の銀行券を額面通りに受け取って、これら銀行券の口座間集中決済を、紆余曲折を経ながらもなんとか円滑に展開させた点である。第2に、それと同時に、ひとつの都市商業銀行が、コルレス諸銀行に対し過剰発券をめぐる道義的説得を執拗に行ない、効果的な信用統制を展開した。この結果、背後から、ニューイングランドにおける銀行券通貨の減価防衛を持続しその兌換性の高さに裏打ちされつつその信用力をなんとか維持し得た。これにより、一都市銀行が、ニューイングランドという比較的広範なる圏域の通貨・信用秩序を安定化させた。以上の点である。これは、発券集中こそ生じなかったものの、一都市銀行が、「銀行間の上位に立つ銀行」として、ある

<sup>269</sup> サフォーク・システムの基本原則がのちの国法銀行制度や連邦準備制度に引き継がれているもしくは反映されている、と鋭く指摘されている論者は、少なからず存在している。例えば、稲田[1976] p.144、佐合[1999] p.37、岡田[2000] p.111。しかしながら、具体的にどういったかたちで引き継がれ反映されているのかということについては、残念なことに、依然として明示されていないままとなっている。



一定の通貨・信用圏域を統轄したということで、いわばひとつの地域的な中央銀行制度を彷彿させるシステムの確立を意味している。また、第3に、そうした銀行券銷却システムが、各種公権力による追認的な支援を次第に勝ち得てゆきながら、実に銷却高1,000ドルあたり平均10セントという極めて低い銷却コストの計上でもって展開されてきた、という点である。

まず、国法銀行制度について、サフォーク・システムの遺産の反映との関わりを見てゆこう。国法銀行制度における国法銀行券の発行・兌換システムは、以下のような変遷を遂げつつ整備されてきた。

そもそも1863年2月25日の国法通貨法においては、国法銀行券の兌換に関して、各発券銀行（国法銀行）のみによる実施を義務付けており、各発券銀行が支払不能に陥った場合、通貨監督官によって営業停止が告げられたうえで、開業時に通貨監督局のもとに準備として預託を義務付けられてあった担保公債でもって支払われる、という仕組みになっていた。だが、この仕組みが醸成される過程において、国法銀行券の正貨兌換を支える規定がないがしろにされているという趣旨で、硬貨主義に基づく健全銀行業務の原則を比較的重んずる、ニューヨーク州の銀行家達や中西部諸州選出の連邦議員たちから反対論が湧き上がる。しかしながら、南北戦争中の正貨支払停止期間中だったということもあり、时期的なタイミングで、銀行券の正貨兌換に関する問題意識が政策立案・担当者達の間には薄くなっていて、この反対論は1863年国法通貨法の内容には少しも反映されなかった。

だが、それから1年後、1864年2月25日の国法銀行法においては、全国レベルでの統一通貨を目指す見地から、国法銀行券の兌換場所を各発券銀行のみならず当時金融中心地であった18の都市における兌換代行を認め、これらの都市を兌換都市と位置付けて、

国法銀行券の兌換都市・代理店制度が敷設されることとなる。すなわち、各兌換都市には兌換代理店銀行が出現することとなり、国法銀行券の兌換は、これまでの各発券銀行による実施のほか、18の兌換都市に所在する国法諸銀行の銀行券は、その発券銀行が個別に選択して代理人契約を結んだニューヨーク市所在の兌換代理店銀行で、その他の地域に所在する国法諸銀行の銀行券は、18の兌換都市に所在する、その発券銀行が個別に選択し代理店契約を結んだ兌換代理店銀行で、それぞれ実施可能となった<sup>270</sup>。

ところが、各地の国法銀行券が、兌換目的で、ニューイングランドの各兌換都市や特にニューヨーク市に過度に集中して流入してゆく。やがて、兌換目的の国法銀行券が大量流入した兌換都市の各兌換代理店銀行には幾多の負担がかかってゆくこととなる。例えば、各発行元にそれら銀行券をひとつひとつ送還して窓口による額面通りの銷却を求めれば、選別や送還にかかる手間や費用がかさむと共に、過度の与信活動の制御をもたらずとして、コルレス・ネットワーク下にある各発行元からの反発を招く。それゆえ、受け取って手許にある国法銀行券がマネー・ブローカーに0.1~0.25%の割引でもって売却され、そのマネー・ブローカーが地方諸銀行に0.125%の更なる割引を施して転売する、という事態が顕在化してきたのである<sup>271</sup>。こうした事態は、国法銀行券の額面通りの流通を阻み、減価をもたらず契機となる。

国法銀行券の兌換都市・兌換代理店制度をめぐるこうした欠陥性を改革すべく、1864年から1865年にかけて、国法銀行券の中央兌換構想が、連邦政府当局において論議され始める。ここで、サフォーク・システムの歴史的实验とその所産とがはじめてじかに注目さ

<sup>270</sup> Myers [1931] pp.225 226. 小野 [1971] p.9.

<sup>271</sup> 稲田 [1980] p.139.

れることとなるのである。具体的には、連邦政府からの国法銀行券・中央兌換構想の検討要請を受けて、1865年10月、ニューヨーク市所在の有力な銀行家層から成る諮問委員会において、もし国法銀行券の額面通りの受取を規定してくるのであれば、減価防衛のために、サフォーク・システムの基本原則に倣った、額面通りに受け入れた国法銀行券の集中決済・兌換を遂行するための保証機関をニューヨーク、ボストン、フィラデルフィアの各都市に設置せよ、という条件付き提案が出される。この提案には、国法銀行券の額面通りの受取・交換という名目と共に、国法銀行券の銷却にかかる手間と費用とを縮減したいという東部の都市諸銀行の意図もまた潜んでいたこともあり、シカゴなど中西部所在の諸銀行からの反対に遭い、結局、陽の目を見ずして埋没させられることとなる。しかしながらその後、1873年に、通貨監督官 J.J.Knox によって、中央兌換構想の私的事業化案が提起される。これは、国法銀行券の額面通りの兌換を法的に強制させる施策に代わって、兌換代理人機関が国法銀行券をそれぞれ割引購入し額面通りの兌換を実現すると共にそこに生ずる差益をも獲得してゆく、という枠組みをもって、繰り返しの個別利潤動機を原動力に中央兌換業務を事業化してゆこう、という趣旨のものである。この提案は、すでに本稿において詳細なる説明を施してきた一連の内容を持つ、サフォーク・システムの歴史的実験をかなり念頭に置いたものになっていたのではないかと考えられる<sup>272</sup>。とはいえ、実際には、この私的事業化案も奇異なるものと評価され、廃案となってしまうこととなる<sup>273</sup>。

<sup>272</sup> すでに本稿 0.1 ならびに本稿脚注 6 にて触れておいたが、Knox は、その後自ら執筆した著作のなかで (Knox [1903])、サフォーク・システムについて、国法銀行券の兌換システムよりも償却経費が 7 分の 1 であった点を評価し、私的兌換システムそのものの有効性を大きく評価していた。

<sup>273</sup> 小野 [1972] pp.65-66.

結局、1873 年恐慌にさいなまれたあと<sup>274</sup>、1874 年 6 月 20 日の法律制定に基づき、首都ワシントン市に所在する財務省内において連邦兌換局 (National Redemption Agency / Redemption Bureau) が備えられる。そして、各国法銀行について銀行券債務に対する準備金を各々が保有することを禁じ、銀行券発行残高の 5% を銷却準備金として財務省に集中的に置くことが義務付けられる。かくして、国庫のうちに銷却準備用の基金を設けるとい改革プランの実行でもって、国法銀行券の兌換システムをめぐる問題は、ひとまず落ちつくこととなる。これにより、国法銀行券の兌換場所は、各発券銀行のほかは財務省 (国庫) に集中化され、中央兌換制が実現されることとなった。国庫内の銷却準備基金の保有を基盤に、連邦兌換局は、各地から商業・決済中心地のニューヨーク市に集中的に流入しその後ニューヨーク市中銀行から財務省のあるワシントン市のほうに送付されてきた国法銀行券を、グリーン・バックと額面通りに交換して対処する。そして、受け取ったそれら国法銀行券の残高を最終決済すべく、各発行元に送還して即座の兌換を請求していったのである。

こうして、一連の推移を眺望してみると、たしかに、サフォーク・システムの歴史的実験から生み出された、個別利潤動機を原動力とした銀行券の中央兌換システムの基本原則が、国法銀行制度の下での国法銀行券中央兌換システムの組成において、具体的な先例として名指しで掲げられつつ直裁に導入された、ということは必ずしもいえない。しかしながら、支払・決済需要の集中する地域に所在する兌換代理人のもとに各発券銀行が集中的に準備を置いて銷却準備基金をこしらえ、兌換

<sup>274</sup> 小野 [1982a][1982b][1983] は、資本主義の世界史的な発展段階論の視角から、アメリカにおける 1873 年恐慌の影響について詳細に解析されている。参照されたい。

代理人を中心としたコルレス・ネットワークを形成し、これを基盤に、各銀行券を額面通りに受け取って選別し集中決済してゆき、各発行元に最終兌換のために銀行券を送還してゆくことを通じ、各銀行券を額面通りに流通させると共に兌換性の高さに裏打ちされた各銀行券の信用力を背後から支え管理する。こうした、銀行券通貨における減価防衛のための組織的枠組みそのものについては、ネットワークを統轄する兌換代理人が私益を踏まえる私的経済主体か公益を踏まえる政策当局かという違いこそあれ、サフォーク・システムの歴史的实验から得られたその組織的枠組みのかたちこそが遺産として如実に受け継がれている、といえるのではないだろうか。

上述のように、国法銀行制度の下では、明確なる中央銀行は存在せず、財務省に準備を集中させ銷却準備基金をこしらえつつ各発券銀行を結んだ銀行券兌換組織を展開してきた。しかしながら、その後度重なる恐慌を経験しつつ国法銀行制度の欠陥性が露呈されてくるなかで、連邦政府当局とは比較的スタンスが執られた、独立した中央銀行機能を期待される連邦準備制度の枠組みが整えられてゆく。各連邦準備区を管轄する複数の連邦準備銀行とそれを統轄する連邦準備局（のちの連邦準備制度理事会）に中央銀行としての機能が備えられ、連邦準備制度に加盟した諸銀行からの必要準備が集まる。そして、連邦準備銀行を中心とするコルレス・ネットワークを基盤とした、各加盟銀行（；国法銀行は強制加盟）による銀行間組織が展開される。こうした連邦準備制度の枠組みは、1913年連邦準備法に基づいて編成されることとなる。

この連邦準備制度の枠組みにおいて、サフォーク・システムの遺産がどういったかたちで反映されているかについてであるが、これは、端的には、連邦準備銀行が織り成す中央銀行機能のうち「銀行間の上位に立つ銀行」として、加盟諸銀行による必要準備の集中化

と、この準備集中に基づくコルレス・ネットワークを基盤とした加盟諸銀行への体系的な信用統制機能や加盟諸銀行間との円滑な相互決済機能、というところにおいて発展的に反映されているのではないかと思われる<sup>275</sup>。サフォーク・システムが、ニューイングランドという特殊の圏域において自発的に組成されたいわば地域統轄的な中央銀行制度、として捉えられうる性格を十分に帯びていたことを勘案すると、連邦統轄的な中央銀行制度としての連邦準備制度の枠組みは、いうならば、サフォーク・システムの歴史的实验から培われた基本原則が連邦金融統治のレベルで拡張的に発展された形態である、とみなされうるのではないか。その意味において、連邦準備制度の枠組みは、その淵源として、サフォーク・システムとの因果性を積極的に持ちうるのではないか、と考えられるのである。

---

<sup>275</sup> 「銀行間の上位に立つ銀行」としての連邦準備銀行の諸機能については、Beckhart [1972] (訳) pp.65-96を参照されたい。

## おわりに

以上、サフォーク・システムの歴史的事実を主眼としつつ、南北戦争以前の黎明期アメリカ・ニューイングランドにおける自発的な通貨・信用管理の歴史的事実について、その説明が施されてきた。

冒頭で明示したとおり、サフォーク・システムの特異的性格は、フリーバンキング論を始めとする金融理論の立場や、黎明期のアメリカ金融制度の史的展開を焦点とする金融史学ないし経済史学の立場において議論の対象にされてはきていた。そうした先学の批判的検討を踏まえたうえで、景気変動にさいなまれるなか、不安定な通貨・信用秩序が放つ負の影響から社会関係を防衛するための当事者たちによる自発的な緩衝組織として、サフォーク・システムそれ自体、どういう運営ならびに展開が施されてきたのか、また、そうした自発的な緩衝組織を背後から支える公権力との関係性はどうかであったのか。こうした視座から、サフォーク・システムの歴史的事実を改めて重層的に捉え返したうえで、その詳細なる事実解析を試みてきたわけである。これまでの探究から浮き彫りにされてきたことについて、以下に総括することとしたい。

黎明期のアメリカにおいては、各州に乱立した州法諸銀行が、発券業務を主軸とした不安定な与信拡張行動を展開してきていた。このため、各州法銀行が発行した銀行券がボストンなどの市中において過剰流通し、未決済のまま減価し続けていた。すでに一般的な支払手段として各銀行券が利用され一般的流通に入っていたために、減価する銀行券を受け取らざるをえなくなった各経済主体のなかから、対策の必要性が湧き上がった。そうした

経済主体のうち、まず最初に実行に移したのは、ボストン所在の The Massachusetts Bank であり、他のボストン所在諸銀行と協調して、減価した銀行券の受取をめぐる自主ルールを策定し実行した。この自主ルールがごくわずかの期間で破棄されたあと、減価した銀行券を対象に仲買業務による利鞘獲得を目論むマネー・ブローカーが登場する。更に、支払手段として受け取られる減価した銀行券に悩まされていた有力なボストン所在諸商人のなかから対策共同組織が生まれ、未決済のまま減価し続ける銀行券を各発行元へ送還し銷却する活動を自発的に展開した。この有力なボストン所在諸商人は、米英戦争を契機に更に富裕化し「ボストン・アソシエイツ」と呼ばれてゆく。彼らは、金融業を始めとして綿工業など各種産業に株式投資を行ない、株主となったり投資先の各企業の役員におさまるなどして、影響力を発揮していった。「ボストン・アソシエイツ」はいくつかのボストン所在銀行の創設に加担し、そのなかから州法銀行、The New England Bank、The Suffolk Bank が創設されることとなる。両銀行は、利鞘獲得をめぐる互いに競争しつつ、銀行券の仲買業務をベースとした銷却業務を体系的に展開した。このとき The Suffolk Bank が展開した銀行券銷却システムが、サフォーク・システム( )であった。

だが、減価した銀行券の過剰流通は止まらず、また、The New England Bank との銀行券割引購入をめぐる熾烈な競争を強いられた The Suffolk Bank は、減価した銀行券に同じように悩まされていた他のボストン所在諸銀行と協調して、サフォーク・システムを共同運営することとなる。しかし、この協調も 2

年ほどで停止され、その後は The Suffolk Bank が単独でサフォーク・システム（ ）を運営してゆくこととなった。

サフォーク・システム（ ）は、ボストン所在の民間の州法銀行であった The Suffolk Bank が、ニューイングランド所在の大部分の諸銀行と、「永久預託金」という名のもとによる銷却準備金の預託を軸としたコルレス関係を自発的に結んでゆくことを通じ、正貨ならびに現金準備を、銀行間預金として、ボストンに集中させた。それと共に、自己宛債務としての銀行券を過剰に振り出すことを与信業務の主軸としていたおもに地方諸銀行に対し、サフォーク・システムに参加させることを通じ、過剰発券に起因する一定程度の債務超過を事実上認容することによって、一時的な流動性供給がある程度確保した。その一方で、サフォーク・システム参加諸銀行への過剰発券に対する道義的説得を繰り返しつつも最終決済を確実に遂行していくかたちで、システム参加諸銀行間の上位に立ち、当事者たる諸銀行間による共同組織を統轄してシステム運営を施していった。更に、システム運営の過程でシステムそのものを修正しつつ洗練させてゆく過程で、システム参加諸銀行の帳簿を包括的に取り扱うことと、そうした帳簿信用ベースの操作に基づいた銀行券同士の相互的な口座間決済、つまりネット決済がもたらされていった。そのネット決済を介することを通じて、兌換のために出動する正貨の量を縮減しまたそうした正貨への社会的需要をあるていど抑制させ、確かに銀行券決済の飛躍的な効率化ないし高度化に成功した。このシステム運営によって、確かに、ニューイングランドにおける銀行券に関して額面通りの流通と規則的な銷却とを実現させ、信用貨幣としての流通力ないし信用力のレベルを背後から押し支えることに成功した。1837年恐慌を契機とした正貨支払の全面停止という、大試練の時期においては、当時のアメリカの他

地域とは異なって、依然として支払システムを持続させたのであり、更には、The Suffolk Bank に預託された豊饒な「永久預託金」を背景に「最後の貸し手」機能が果たされることによって、ニューイングランドの通貨・信用秩序を見事に守り抜いた。こうした実績を背景に、サフォーク・システムは、ニューイングランド諸州の金融当局者たちからも次々と信認を勝ち得ていった。結果的には、約40年にも渡って、ニューイングランドの通貨・信用秩序をできうるかぎり安定化させることにおいて、多大な貢献を果たしてきたのである。

だが、そうした安定化に向けての効力を発揮させてきたその背後には、当事者同士、すなわち、サフォーク・システムを運営する一商業銀行・The Suffolk Bank と、そうしたサフォーク・システムに基づく与信制御にさいなまれる地方諸銀行やボストン所在諸銀行との間に、コルレス関係に根ざされた確執と妥協とが絶えず折り重なっていた。1850年代以降は、そうした当事者間の確執が一挙に噴出し、それが BMR システムの創設へと結実した。そして最後は、サフォーク・システムそのものが廃止にまで追いやられてしまうこととなったのである。

サフォーク・システムにおいては、発券集中こそ最終的には実現されえなかったものの、兌換準備金を名目としてつつ現金準備を集中させてコルレス・ネットワークを編成し、なおかつ、各発券銀行に一定程度の過剰発券を容認しながらも過度の発券過剰に警告を発し兌換請求を実施するなどして、「銀行間の上位に立つ銀行」として銀行間組織を統轄する。これにより、ニューイングランドというひとつの広範な圏域における通貨・信用秩序の安定化をもたらした。こうした、サフォーク・システムの歴史的実験において培われた基本原則は、連邦金融統治のレベルで、のちの国法銀行制度における銀行券兌換システムや、

連邦準備制度のとりわけ「銀行間の上位に立つ銀行」としての諸機能のうちに発展的に継承され高度化されてゆくこととなるのである。こうした意味において、サフォーク・システムの歴史的实验は、現代のアメリカ通貨・金融制度の展開における重要視されるべき淵源として、その歴史的意義・理論的意義が改めて浮かばれてくることとなるのである。

サフォーク・システムの歴史的实验とその所産は、遠く時空を隔てた現代においても、なお、極めて大きな示唆と意義とを与えてくれているように思われる。つまり、債権・債務関係に潜む不安定性を孕み膨らませつつ絶え間なく急激なスピードでもって拡張し、各人の織り成す生産世界ならびに生活世界の全体を幾重にもコーティングしてゆく信用秩序を目の当たりにして、こうした不安定な信用秩序を、もはや、市場原理にも、国家介入にも全面的におもねることのないかたちで、その隘路を突破しようと、いかにして当事者達による自発的ないし自主的な通貨・信用管理

を行ないうるのか、もしくは、そうした管理についてどこまで展開しうる可能性が残されているのか。そして、ひとつの民間銀行が他の諸銀行の上位に立とうとしてどのように他の諸銀行と協調し確執を抑え妥協を重ねながら通貨ならびに信用の管理を施し、いわゆる中央銀行としての機能をどこまで自立的に獲得し体現しようとしていきうるのか。進んで、社会性を帯びた不安定な信用構造にさいなまれる当事者達が、コルレス・ネットワークを軸として、いかにして自発的に共同的な防護組織を張ってどこまで管理してゆくのか。そして自発的な通貨・信用統轄の脆弱性ならびに盲点とは何なのか。こうした事柄を考察し今後ありうべき局所的・地域的な通貨・信用管理の戦略的な構図を模索してゆくうえで、かつては学問的にさほど光の当たってこなかったサフォーク・システムという歴史的事象が、ひとつの特異なる歴史的实验として、極めて示唆に富んだ、有益なる手掛かりを与えてくれるのではないだろうか。

## 参考文献

- Appleton, Nathan [ 1831 ] *An Examination of the Banking System of Massachusetts*. Stimpson & Clapp.
- Appleton, Nathan [ 1841 ] *Remarks on Currency and Banking; having reference to the present derangement of the circulating medium in the United States*. Charles C. Little & James Brown .
- Appleton, Nathan [ 1858 ] *Introduction of the Power Loom and Origin of Lowell*. B.H.Penhallow.
- Baily, D.P. [ 1876 ] " The History Banking in Massachusetts. " *The Bankers Magazine* ( Aug.~Oct. ) .
- Beckhart, B.H. [ 1972 ] *Federal Reserve System*. American Institute of Banking. 矢尾次郎監訳 『米国連邦準備制度』、東洋経済新報社、1978年。
- Bradford, F.A. [ 1937 ] *Money and Banking*. Longmans, Green And Co.
- Calomiris, C.W. and Kahn, C.M. [ 1996 ] " The Efficiency of Self-Regulated Payments Systems: Learning from the Suffolk System. " *Journal of Money Credit and Banking*. Vol.28. No.4.
- Catterall, R.H. [ 1902 ] *The Second Bank of the United States*. The University of Chicago Press.
- Chadbourne, W.W. [ 1936 ] *The Banking History in Maine 1799-1930*. University Press.
- Chapman, J.M. & Westerfield, R.B. [ 1927 ] *Problems in Banking Money and Credit*. The Ronald Press Company.
- Chapman, J.M. & Westerfield, R.B. [ 1942 ] *Branch Banking*. Harper & Brothers Publishers.
- Clark, L.E. [ 1935 ] *Central Banking Under the Federal Reserve System*. The Macmillan Co.
- Clark, M.C. & Hall, D.A. [ 1832 ] *Legislative and Document History of the Bank of United States*.  
Routledge/Thoemmes Press.
- Conant, C.A. [ 1909 ] *A History of Modern Banks of Issue: with an account of the economic crises of the 19th century and the crisis of 1907*. G.P.Putnum Sons.
- Dalzell, R.F. [ 1987 ] *Enterprising Elite*. Harvard University Press.
- Davis, A.M. [ 1900 ] *Currency and Banking in the province of Massachusetts Bay*. Macmillan.
- Davis, A.M. [ 1910 ] *The Origin of National Banking System*. U.S.Government Printing Office. ( National Monetary Commission ) .
- Davis, L.E. [ 1960 ] " The New England Textile Mills and the Capital Markets : A Study of Industrial Borrowing 1840-1860. " *Journal of Economic History*. Vol.20. No.1.
- Dewey, D.R. [ 1910 ] *State Banking before the Civil War*. U.S.Government Printing Office. ( National Monetary Commission ) .
- Dunbar, C.F. [ 1926 ] *The Theory of History of Banking*. The Knickerbocker Press.
- Farrell, B.G. [ 1993 ] *Elite Families*. State University of New York Press.
- FDIC [ 1983 ] *The First Fifty Years A History of the FDIC 1933-1983*. Federal Deposit Insurance Corporation.
- FDIC [ 1998 ] *A Brief History of Deposit Insurance in the United States*. Federal Deposit Insurance Corporation.
- Felt, J.B. [ 1839 ] *Historical Account of Massachusetts Currency*. Burt Franklin., N.Y.
- Fenstermaker, J.V. and Filer, J.E. [ 1986 ] " Impact of the First and Second Banks of the United States and the Suffolk System on New England Bank Money 1791-1837. " *Journal of Money Credit and Banking*. Vol.18. No.1.
- Galbraith, J.K. [ 1975 ] *Money Whence It came, Where It Went*. Houghton Mifflin Co. 都留重人監訳 『マネー その歴史と展開』、TBS ブリタニカ、1976年。

- Gilbart, J.W. [ 1837 ] *The history of banking in America* . Routledge/Thoemmes Press.
- Gouge, W.M. [ 1833 ] *Paper-Money and Banking*. Greenwood Press.
- Goodhart, Charles [ 1988 ] *The Evolution of Central Banks*. MIT Press.
- Gras, N.S.B. [ 1937 ] *The Massachusetts First National Bank of Boston 1784-1934*. Cambridge., Mass.
- Hagemann, H.F. [ 1958 ] “ *History does point the Way !* ” *Rockland-Atlas National Bank of Boston ( 1833-1958 )* .  
The Newcomen Society in North America.
- Hale, Nathan [ 1826 ] *Remarks on the Banks and Currency of the New England States , in which an attempt is made to show the Public Benefit resulting from the System pursued by the Allied Banks of Boston*. Boston.
- Hammond, Bray [ 1957 ] *Banks and Politics in America from Revolution to the Civil War*. Princeton U.P.
- Hasse, A.R. [ 1908 ] *Index of Economic Material in Documents of the States of the United States., Massachusetts, Maine, New Hampshire, and N.Y.* Washington.
- Hayek, F.A. [ 1976 ] *Denationalization of Money*. The Institute of Economic Affairs. 川口慎二訳 『貨幣発行自由化論』、東洋経済新報社、1988 年。
- Helderman, L.C. [ 1931 ] *National and State Banks*. Boston.
- Hepburn, A.B. [ 1924 ] *A History of Currency in the United States*. Macmillan .
- Hildreth, Richard [ 1837 ] *The History of Banks*. Routledge/Thoemmes Press.
- Holdsworth, J.T. & Dewey, D.R. [ 1910 ] *The First and Second Banks of the United States*. U.S.Government Printing Office. ( National Monetary Commission ) .
- Holdsworth, J.T. [ 1928 ] *Money and Banking 6th ed.* D.Appleton-Century Co.
- Hunts' Merchants' Magazine 1839-1870., various articles.
- Johnson,A.M. & Supple B.E. [ 1967 ] *Boston Capitalists and Western Railroads*. Harvard University Press.
- Kilborne, R.D. [ 1932 ] *Principle of Money and Banking 3 rd ed.* McGraw-Hill Co.
- Kilborne, R.D.& Woodwarth,G.W. [ 1937 ] *Principle of Money and Banking 4th ed.* McGraw-Hill Co.
- Klise, E.S. [ 1964 ] *Money and Banking 3 rd ed.* South-Western Publishing Co.
- Kniffin, W.H. [ 1923 ] *Commercial Banking. Vol. .* McGraw-Hill Co.
- Knox, J.J. [ 1903 ] *A History of Banking in the United States*. New York Bradford Rhodes & Co.
- Kroszner, R.S. [ 1996 ] “ Comment on the efficiency of self-regulated payments systems: Learning from the Suffolk System. ” *Journal of Money Credit and Banking* .Vol.28. No.2.
- La Force, J.C. [ 1966 ] “ Gresham’s Law and the Suffolk System: A Misapplied Epigram. ” *Business History Review* ( Harvard Graduate School of Business Administration ) Vol.XL. No.2.
- Lake, W.S. [ 1947 ] “ The End of the Suffolk System. ” *Journal of Economic History*. Vol.7.
- Lockwood, W.M. [ 1958 ] *Eighty Seven Years! Of Banking in Vermont*. The Newcomen Society in North America.
- Lovett, W.A. [ 1992 ] *Banking and Financial Institutions Law in a nutshell*. West Publishing Co. 松尾直彦・山西雅一郎訳 『アメリカ金融機関法』、木鐸社、1994 年。
- Magee, J.D. [ 1923a ] *Materials for the Study of Banking*. Prentice-Hall Inc.
- Magee, J.D. [ 1923b ] “ Historical Analogy to the Fight against Par Check Collection. ” *The Journal of Political Economy*. Vol.31.
- Martin, J.G. [ 1871 ] *Seventy-three years' history of The Boston Stock Market*. The Author.
- Marx, Karl. [ 1894 ] *Das Kapital., Band ., in Marx-Engels Werke,Band 25*. Dietz Verlag. 岡崎次郎訳 『資本論』第 3 卷、大月書店、1964 年。



- Miller, H.E. [ 1927 ] *Banking Theories in the United States Before 1860*. Harvard University Press.
- Mullineaux, D.J. [ 1987 ] " Competitive monies and the Suffolk Banking System: A contractual perspective " .  
*Southern Economic Journal* 53.
- Myers, M.G. [ 1931 ] *The New York Money Market*. Columbia University Press.
- Myers, M.G. [ 1966 ] *A Financial History of the United States*. Columbia University Press. 吹春寛一訳 『アメリカ金融史』 日本図書センター、1979 年。
- Nussbaum, Arthur [ 1957 ] *A History of the Dollar*. Columbia University Press. 浜崎敬治訳 『ドルの歴史』 法政大学出版局、1967 年。
- Paul, Studenski & Krooss, H.E. [ 1963 ] *Financial History of the United States*. Mcgraw-Hill Book Co.
- Prochnow, H.V.ed. [ 1960 ] *The Federal Reserve System*. Harper & Brothers Publisher.
- Redlich, Fritz [ 1947 ] *The Molding of American Banking*. Vol. . New York: Hafner.
- Redlich, Fritz [ 1951 ] *The Molding of American Banking*. Vol. . New York: Hafner.
- Reed, H.L. [ 1942 ] *Money, Currency and Banking*. Megraw-Hill Book Co.
- Ritchard, L.J. [ 1958 ] *Money and Banking*. Houghton Mifflin Co.
- Rolnick, A J. and Weber, W.E. [ 1983 ] " New Evidence on the Free Banking Era. " *The American Economic Review*. Vol.73. No.5.
- Rolnick, A J. and Weber, W.E. [ 1984 ] " The Causes of Free Banking Failures. " *Journal of Monetary Economics*. Vol.14. No.3.
- Rolnick, A J. and Weber, W.E. [ 1988a ] " Explaining the Demand for Free Bank Notes. " *Journal of Monetary Economics*. Vol.21. No.1.
- Rolnick, A J. and Weber, W.E. [ 1998b ] " The Suffolk Banking System Reconsidered. " *Federal Reserve Bank of Minneapolis Reserch Department., Working Paper 587D*.
- Rolnick, A. J., Smith B.D., and Weber, W.E. [ 1998 ] " Lessons From a Laissez-faire Payments System: The Suffolk Banking System ( 1825 1858 ) . " *Federal Reserve Bank of Minneapolis Quarterly Review*. Vol.22. No.3.
- Rolnick, A J., Smith B.D., and Weber, W.E. [ 1999 ] " The Suffolk Bank and the Panic of 1837: How a Private Bank Acted as a Lender-of-Last-Resort. " *Federal Reserve Bank of Minneapolis Reserch Department., Working Paper 592*.
- Rolnick, A J., Smith B.D., and Weber, W.E. [ 2000 ] " The Suffolk Bank and the Panic of 1837. " *Federal Reserve Bank of Minneapolis Quarterly Review*. Vol.24. No.2.
- Root, L.C. [ 1895 ] " New England Bank Currency. " *Sound Currency*. Vol. . No.13.
- Root, L.C. [ 1905 ] " Twenty Years of Bank Currency Based on General Commercial Assets. " *Sound Currency*. Vol. . No.4.
- Rufener, L.A. [ 1934 ] *Money and Banking in the United States*. Sir Isaac Pitman & Sons,Ltd.
- Samuelson, P.A. & Krooss, H.S. [ 1969 ] *Documentary History of Banking and Currency in the United States* vol. . Chelsea House Publishers.
- Scott, W.A. [ 1921 ] *Money and Banking Revised*. Henry Holt and Co.
- Selgin, G.A. [ 1988 ] *The Theory of Free Banking*. Rowman & Littlefield.
- Sharkey, R.P. [ 1959 ] *Money, Class and Party*. The Johns Hopkins Press. 楠井敏朗訳 『貨幣、階級および政党』 多賀出版、1988 年。
- Sharp, J.R. [ 1970 ] *The Jacksonians versus the Banks*. Columbia University Press.

- Shenfield, Arther [ 1984 ] “ The Scottish Banking System in the eighteenth and nineteenth century. ” , in *Currency Competition and Monetary Union.*, P.Salin ed. Martinus Nijhoff Publishers.
- Shultz, W.J. & Caine, M.R. [ 1937 ] *Financial Development of the United States.* Prentice –Hall. Inc.
- Smith, B.D. & Weber, W.E. [ 1999 ] “ Private Money Creation and the Suffolk Banking System. ” *Journal of Money Credit and Banking* .Vol.31.
- Smith, V.C. [ 1936 ] *The Rationale of Central Banking.* King & Son Ltd.
- Spahr, W.E. [ 1926 ] *The Clearing and Collection of Checks.* The Bankers Publishing Co.
- Spencer, C.E. [ 1949 ] *The First Bank of Boston 1784-1949.* The Newcomen Society in North America.
- Stackpole, E.B. [ 1900 ] “ State Banking in Maine. ” *Sound Currency.* Vol. . No.5.
- Sumner, W.G. [ 1874 ] *A History of American Currency.* Augustus M.Kelly,Publishers, N.Y.
- Sumner, W.G. ed. [ 1896 ] *A History of Banking.* Vol. . The Journal of Commerce & Commercial Bulletin.
- Temin, Peter [ 1969 ] *The Jacksonian Economy.* W.W.Norton.
- The Monetary Commission [ 1898 ] “ Bank Note Redemption. ” *Sound Currency.* Vol. . No.10.
- Timberlake, R.H. [ 1960 ] “ The Specie Circular and Distribution of the surplus. ” *The Journal of Political Economy.* Vol.68.
- Timberlake, R.H. [ 1965 ] *Money,Banking,and Central Banking.* Harper & Row Publishers.
- Trescott, P.B. [ 1963 ] *Financing American Enterprise: the story of commercial Banking.* Harper & Row.
- Trivoli, George [ 1979 ] *The Suffolk Bank : A Study of a free-enterprise clearing system.* Adam Smith Institute.
- Vatter, Barbala [ 1961 ] “ A Comment on “ Industrial Borrowing by the New England Textile Mills, 1840-1860. ” ” *Journal of Economic History.* Vol.21. No.2.
- Vaubel, Roland [ 1984 ] “ Private Competitive Note Issue in Monetary History. ” , in *Currency Competition and Monetary Union.*, P.Salin ed. Martinus Nijhoff Publishers.
- Walker, Amasa [ 1857 ] *Money and Mixed Currency.* Greenwood Press.
- Ware, C.F. [ 1931 ] *The Early New England Cotton Manufacture.* The Riverside Press.
- Weber, W.E. [ 1999 ] “ Balance Sheets for U.S. antebellum state banks. ” *Federal Reserve Bank of Minneapolis. Reserch Department.* Available at [http:// reserch.mpls.frb.fed.us/search/economists/wewproj.html](http://reserch.mpls.frb.fed.us/search/economists/wewproj.html).
- West, R.C. [ 1974 ] *Banking Reform and the Federal Reserve 1863-1923.* Cornell University Press.
- Westerfield, R.B. [ 1921 ] *Banking Principles and Practice.* Vol. . The Ronald Press Company.
- White, G.T. [ 1955 ] *A History of the Massachusetts Hospital Life Insurance Company.* Harvard University Press.
- White, Hoarce [ 1894 ] “ National and State Banks. ” *Sound Currency.* Vol. . No.1.
- White, Hoarce [ 1914 ] *Money and Banking fifth ed.* Boston, Mass.
- White, L.H. [ 1989 ] *Competition and Currency.* New York University Press.
- Whitney, D.R. [ 1878 ] *The Suffolk Bank.* The Riverside Press.
- Williamson, O.E. [ 1975 ] *Markets and Hierarchies.* The Free Press. 浅沼萬里・岩崎晃訳 『市場と企業組織』、日本評論社、1980年。
- Winsor, Justin ed. [ 1881 ] *The Memorial History of Boston 1630 1880.* Vol. . James R Osgood & Co.
- Wright, Ivan [ 1926 ] *Readings in Money, Credit and Banking Principles.* Harper & Brothers Publishers.
- 浅羽良昌 [ 1989 ] 「マサチューセッツの経済構造と土地銀行」、『歴史研究』(大阪府立大学) 27.
- 秋元英一 [ 1995 ] 『アメリカ経済の歴史 1492 1993』、東京大学出版会。

- 石崎昭彦 [1962] 『アメリカ金融資本の成立』、東京大学出版会。
- 石崎昭彦 [1963] 「アメリカにおける国法銀行制度の成立」、大内力・加藤俊彦編著『国立銀行の研究』所収、勁草書房。
- 稲田公範 [1976] 「国法銀行制度成立の経済的意義について（一）」、『商経論叢』（九州産業大学）17 2.
- 稲田公範 [1980] 「国法銀行制度成立の経済的意義について（二）」、『商経論叢』（九州産業大学）20 3.
- 植藤正志 [1984] 「マサチューセッツ病院生命保険会社の投資政策」、『岡山商大論叢』（岡山商科大学）20-1・2.
- 岡田泰男編 [1988] 『アメリカ地域発展史』、有斐閣。
- 岡田泰男 [2000] 『アメリカ経済史』、慶應義塾大学出版会。
- 奥田勲 [1926] 『米国銀行制度発達史』、内外出版。（復刻版）有明書房、1988年。
- 小野英祐 [1971] 「連邦準備制度の成立過程（一）」、『経済学季報』（立正大学）20 1・2.
- 小野英祐 [1972] 「連邦準備制度の成立過程（二）」、『経済学季報』（立正大学）21 3・4.
- 小野英祐 [1982a] 「アメリカにおける1873年恐慌」、『経済学論集』（東京大学）48 1.
- 小野英祐 [1982b] 「アメリカにおける1873年恐慌（2）」、『経済学論集』（東京大学）48 2.
- 小野英祐 [1983] 「アメリカにおける1873年恐慌（3）」、『経済学論集』（東京大学）49 2.
- 尾上一雄 [1959] 「南北戦争前のアメリカ合衆国における金融機構」、『國學院大学政経論叢』（國學院大学）3 1.
- 片山貞雄 [1967] 『ドルの歴史的研究』、ミネルヴァ書房。
- 加藤俊彦 [1960] 「アメリカの銀行業」、大島清・斎藤晴造・加藤俊彦・玉野井昌夫『金融論』所収、東京大学出版会。
- 金井雄一 [1989] 『イングランド銀行金融政策の形成』、名古屋大学出版会。
- 楠井敏朗 [1970] 「アメリカ産業革命と金融構造」、経済学論集（東京大学）35 2. 同著『アメリカ資本主義と産業革命』第4章所収、弘文堂、1970年。
- 楠井敏朗 [1997] 『アメリカ資本主義の発展構造』、日本経済評論社。
- 佐合絢一 [1999] 「サフォーク・システムの生成と崩壊」、『経営研究』（大阪市立大学）50 1.
- 塩谷安夫 [1975] 『アメリカ・ドルの歴史』、学文社。
- 鈴木圭介編 [1972] 『アメリカ経済史』、東京大学出版会。
- 大黒弘慈 [2000] 『貨幣と信用 純粋資本主義批判』、東京大学出版会。
- 高橋克巳 [1974] 「アメリカ銀行制度の初期的展開（三）」、『東北学院大学論集 経済学』（東北学院大学）64.
- 高橋克巳 [1975] 「アメリカ銀行制度の展開」、『金融経済』（（財）金融経済研究所）152.
- 高橋久弥 [1963] 「アメリカ銀行制度の展開」、『松山商大論叢』（松山商科大学）13 4.
- 竹内晴夫 [1996] 「信用の不確実性と制度的対応」、河村哲二編著『制度と組織の経済学』第7章所収、日本評論社。
- 寺地孝之 [1988] 「1837年恐慌の国際的波及」、『商学論究』（関西学院大学）36 2. 同著『近代金融システム論』第2章所収、有斐閣、1998年。
- 寺地孝之 [1992] 「フリーバンキングの歴史的评价 南北戦争前の銀行経営」、『経済学論究』（関西学院大学）45 4. 同著『近代金融システム論』第9章所収、有斐閣、1998年。
- 西川純子・松井和夫 [1989] 『アメリカ金融史』、有斐閣。
- 西川元彦 [1984] 『中央銀行：セントラルバンキングの歴史と理論』、東洋経済新報社。
- 平井規之 [1998] 「州法銀行の展開とその意義」、『経済研究』（一橋大学経済研究所）49 1.

町田義一郎 [ 1962 ] 「マサチューセッツ州の金融制度」、塚本石五郎編『アメリカ諸州の金融制度』所収、  
(財)大蔵財務協会。

丸山真人 [ 1984 ] 「中央銀行と資本の論理」、伊藤誠・桜井毅・山口重克編『利子論の新展開』所収、社会  
評論社。

表A-1 The Boston Exchange Officeのバランス・シート（単位；ドル）と準備率1807 1809

資産項目

|          | 割引・貸付      | 正貨       | 他行銀行券      | 他行への債権 | 不動産 |  | 資産総額       |
|----------|------------|----------|------------|--------|-----|--|------------|
| 1/1/1807 | 294,512.00 | 2,467.00 | 181,668.00 | 0      | 0   |  | 478,647.00 |
| 1/1/1808 | 263,980.43 | 2,591.63 | 124,388.00 | 0      | 0   |  | 390,960.96 |
| 1/1/1809 | 253,587.82 | 384.12   | 152,385.00 | 0      | 0   |  | 406,356.94 |

負債・資本項目

|          | 銀行券債務 | 預金債務       | 利付銀行券債務 | 他行への債務 | 資本      | 剰余   | 負債・資本総額    |
|----------|-------|------------|---------|--------|---------|------|------------|
| 1/1/1807 | 0     | 278,648.00 | 0       | 0      | 200,000 | 0    | 478,648.00 |
| 1/1/1808 | 0     | 194,147.06 | 0       | 0      | 200,000 | 100  | 394,247.06 |
| 1/1/1809 | 0     | 206,356.94 | 0       | 0      | 200,000 | 6453 | 412,809.90 |

正貨準備率

|          |       |
|----------|-------|
| 1/1/1807 | 0.89% |
| 1/1/1808 | 1.33% |
| 1/1/1809 | 0.19% |

出所) Weber [ 1999 ] をもとに作成。

注) 準備率 = 正貨 / ( 銀行券債務 + 預金債務 + 他行への債務 )

表A 2 ニューイングランド諸州の破綻銀行1811.1/1-1830.7/1.

| マサチューセッツ州 資本金 (ドル)     |         |
|------------------------|---------|
| Essex                  | 300,000 |
| New Bedford            | 150,000 |
| Northampton            | 75,000  |
| Farmers' (Belchertown) | 100,000 |
| Brighton               | 150,000 |
| Sutton                 | 75,000  |

| ロードアイランド州 資本金 (ドル)    |         |
|-----------------------|---------|
| Farmers' & Mechanics' | 200,000 |

| ニューハンプシャー州 資本金 (ドル) |         |
|---------------------|---------|
| Coos                | 100,000 |
| Concord             | 29,600  |

| メイン州 資本金 (ドル)      |         |
|--------------------|---------|
| Maine              | 300,000 |
| Penobscot          | 150,000 |
| Wiscasset          | 100,000 |
| Hallowell          | 150,000 |
| Kennebec           | 150,000 |
| Passamaquoddy      | 50,000  |
| Castine            | 100,000 |
| Lincoln & Kennebec | 200,000 |

| コネチカット州 資本金 (ドル) |         |
|------------------|---------|
| Eagle            | 500,000 |
| Derby            | 100,000 |

出所) Gilbert [ 1837 ] p.50.

表A 3 The Suffolk Bank創設時の株主名簿一覽

| 人名                             | 保有株数 | 人名                   | 保有株数 |
|--------------------------------|------|----------------------|------|
| Nathan Appleton                | 300  | Augustine Heard      | 50   |
| Ebenezer Fransis               | 300  | Barnabas Hedge       | 50   |
| Edmund Munroe                  | 300  | Robert & John Hooper | 50   |
| Daniel P.Parker                | 300  | A.& A.Lawrence       | 50   |
| Patrick J. Jackson             | 300  | Thos.& Edw.Motley    | 50   |
| William Lawrence               | 300  | W.S.Rogers           | 50   |
| Gardiner Green                 | 230  | Upham & Faulkner     | 50   |
| John W.Boot                    | 200  | Alfred Welles        | 50   |
| William Payne                  | 200  | Eliphalet Williams   | 50   |
| Israel Munson                  | 184  | John Wood            | 50   |
| Josiah Bradlee                 | 120  | Buffington & Thomas  | 40   |
| Eben.& John Breed              | 100  | Lunt & Leech         | 40   |
| Nathan Bridge & Co.            | 100  | Thomas Brewer        | 30   |
| Bordman & Pope                 | 100  | Herry G.Rice         | 30   |
| Marblehead Marine Insurance Co | 100  | John T.Reed          | 30   |
| Samuel Hubbard                 | 100  | Samuel K.Williams    | 30   |
| Caleb Loring                   | 100  | Jeffrey Richardson   | 25   |
| S.G.Williams & Co.             | 100  | Luther Lawrence      | 25   |
| Williams & Wood                | 100  | Henry H.Tuckerman    | 25   |
| William Appleton               | 50   | Jeremiah Fitch & Co. | 20   |
| John Cunningham                | 50   | William Pratt        | 20   |
| Pickering Dodge                | 50   | Thaddeus Fiske       | 20   |
| Otis Everett                   | 50   | William Hammatt      | 20   |
| Perrin May                     | 50   | Charles Barnard      | 16   |
| William Prescott               | 50   | Charles Lowell       | 15   |
| Dudley L.Pickman               | 50   | Timothy Bigelow      | 10   |
| Andrew Ritchie                 | 50   | John Brooks          | 10   |
| Nathaniel P.Rusell             | 50   | Joseph Chapin        | 5    |
| French & Tucker                | 50   | Benjamin Seaver      | 5    |
| Henry Hubbard                  | 50   | 總計                   | 5000 |

出所) Whitney [ 1878 ] pp.4 5.





表A 5 ボストン所在諸銀行の年次配当率(%) 1784 1863

|                     | 1784 | 1785 | 1786 | 1787 | 1788 | 1789 | 1790 | 1791 | 1792 | 1793 | 1794 | 1795 | 1796 | 1797 | 1798 | 1799 | 1800 | 1802 |
|---------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| Massachusetts Union | 9    | 2    | 6.5  | 7    | 7    | 9.5  | 15.5 | 16.5 | 8    | 8    | 8    | 9    | 9    | 9    | 9    | 9    | 9    | 9    |

|                     | 1803 | 1804 | 1805 | 1806 | 1807 | 1808 | 1809 | 1810 | 1811 | 1812 | 1813 | 1814 | 1815 | 1816 | 1817 | 1818 | 1819 | 1820 |
|---------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| Massachusetts Union | 9    | 8.5  | 8    | 7.5  | 7.5  | 7    | 7.5  | 7.5  | 8    | 7.5  | 4.75 | 6    | 3    | 6    | 6    | 6    | 6    | 4.85 |
| Boston              | 10.5 | 8    | 7    | 7.5  | 7    | 7    | 7    | 7.5  | 8    | 7.5  | 5.5  | 4.5  | 4    | 4.5  | 6    | 7    | 6.25 | 5.5  |
| New England State   | 1.3  | 7    | 7    | 7.5  | 7.5  | 7.5  | 7.5  | 7.5  | 8    | 3.5  | 6.25 | 4    | 4    | 6    | 8    | 8    | 7    | 6.3  |
| Tremont             |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 7    | 5.5  | 6    | 6    | 6    | 7    | 8    | 6    |
| Suffolk             |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 6.5  | 8    | 5    | 5    | 6.5  | 6    | 5.5  |
|                     |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 2.25 | 5.5  | 6    | 6    | 6.5  | 6    | 6    |
|                     |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 1.5  | 7    | 7    |

|                     | 1821 | 1822 | 1823 | 1824 | 1825 | 1826 | 1827 | 1828 | 1829 | 1830 | 1831 | 1832 | 1833 | 1834 | 1835 | 1836 | 1837 | 1838 |
|---------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| Massachusetts Union | 4.5  | 6.2  | 6    | 6    | 6    | 6    | 3.7  | 4.5  | 4.5  | 4.5  | 4.5  | 4.9  | 5.5  | 5    | 5    | 2.5  | 6    | 4.5  |
| Boston              | 4    | 4.5  | 5.5  | 5    | 5.5  | 4.5  | 5    | 5.5  | 5    | 4.5  | 5    | 5    | 5.5  | 5.5  | 5.5  | 5.5  | 5.5  | 5.5  |
| New England State   | 4.4  | 5    | 5    | 5    | 5    | 4    | 4    | 4.6  | 2.6  | 3    | 6    | 6    | 6.5  | 7    | 7    | 7    | 6.5  | 6.5  |
| Tremont             | 7    | 7    | 6    | 6    | 6    | 6    | 3.75 | 4.5  | 4.5  | 4.5  | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    | 7    | 7    | 6    |
| Suffolk             | 5.25 | 4.75 | 5.5  | 6    | 6    | 5.25 | 5.25 | 5.75 | 2.5  | 4.75 | 5    | 5.5  | 5.75 | 5.5  | 5.25 | 5    | 5.5  | 5    |
| City                | 6.5  | 3.5  | 3    | 6    | 5    | 1.5  | 0    | 6    | 3    | 3    | 6    | 5.5  | 6    | 6    | 6    | 6    | 5    | 6    |
| Columbian           | 5.5  | 5    | 5    | 5.25 | 5.5  | 5.5  | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    | 7    | 8    | 8    | 9    | 8    | 9    |
| Eagle               |      |      | 5.75 | 7.6  | 7.25 | 5.25 | 5    | 6.5  | 6    | 4.5  | 6    | 6    | 6    | 6    | 6.5  | 6.5  | 6.5  | 6    |
| Globe               |      |      | 7    | 5.5  | 5.5  | 6    | 6    | 5.5  | 6    | 4.5  | 5    | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    |
| North               |      |      | 6.5  | 6.25 | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    | 5    | 6    | 7    | 6    | 6    |
| Washington          |      |      |      |      | 5    | 5    | 6    | 5.5  | 5.5  | 5.5  | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    | 7    | 6.5  |
| Atlantic            |      |      |      |      | 6    | 6.5  | 6.5  | 6.25 | 6.75 | 6.5  | 6.5  | 6.5  | 6.5  | 3    | 6    | 6    | 6    | 4    |
| Traders             |      |      |      |      | 7    | 3    | 6    | 3.5  | 3.75 | 4.5  | 5.25 | 5.5  | 5    | 6    | 5.75 | 3.5  | 4.5  |      |
| Merchants           |      |      |      |      |      |      | 2    | 5.5  | 4    | 3    | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    | 3    |      |
| Hamilton            |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 7.5  | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    |      |
| Market              |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 7    | 6    | 7    | 7    | 7    | 7    | 6.5  |
| Grantie             |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 2.5  | 6    | 6    | 6    | 6    | 6    | 3    |
| Atlas               |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 6.25 | 6    | 6    | 6    | 6    | 3    |
| Shoe & Leather      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 4.5  | 3    | 6    | 6    | 3.5  |
| Mechanics           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 7    | 6    | 0    | 0    |
| Freeman's           |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 7    | 6    |
| Shawmut             |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 6.5  | 5.5  |
|                     |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 6    | 6    |
|                     |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 5    | 5    |

出所) Martin [ 1871 ] p.45-48.をもとに作成。

注) 配当は、通常、年に2度(4月1日・10月1日)支払われ、上記の数字はその年2度の配当支払の総計を示したものである。



表A 6 The Suffolk Bankの準備率 1819 1861

| 準備率 (%)   |      | 準備率 (%)   |      |
|-----------|------|-----------|------|
| 1/1/1819  | 13.3 | 10/1/1840 | 26.8 |
| 1/1/1820  | 33.9 | 9/4/1841  | 25.4 |
| 6/1/1822  | 7.7  | 10/1/1842 | 18.6 |
| 1/1/1823  | 14.7 | 8/1/1843  | 29.3 |
| 6/1/1825  | 12.7 | 7/1/1844  | 27.6 |
| 1/1/1826  | 8.7  | 11/1/1845 | 14.5 |
| 5/1/1826  | 7    | 10/1/1846 | 10.5 |
| 12/1/1826 | 17.2 | 9/1/1847  | 25.6 |
| 5/1/1827  | 17.4 | 9/1/1848  | 19.7 |
| 12/1/1827 | 14.6 | 10/1/1849 | 17.5 |
| 5/1/1828  | 7.2  | 9/1/1850  | 17.7 |
| 12/1/1828 | 6.6  | 5/1/1851  | 8.7  |
| 8/1/1829  | 11   | 9/1/1852  | 14.3 |
| 6/1/1830  | 10.6 | 10/1/1853 | 14.3 |
| 10/1/1831 | 7    | 8/1/1854  | 11.7 |
| 8/1/1832  | 9.8  | 8/1/1855  | 12.5 |
| 10/1/1833 | 10.9 | 10/1/1856 | 11.4 |
| 10/1/1834 | 5.3  | 10/1/1857 | 12.4 |
| 9/1/1835  | 2.9  | 10/1/1858 | 23   |
| 9/1/1836  | 6.1  | 10/1/1859 | 12.4 |
| 9/1/1837  | 4.6  | 10/1/1860 | 9.6  |
| 10/1/1838 | 6.6  | 10/1/1861 | 11.9 |
| 11/2/1839 | 11   |           |      |

注) 本稿付表A 4をベースに算出。

準備率 = 正貨 / (銀行券債務 + 利付銀行券債務 + 預金債務 + 他行への債務)

表A 7 ボストン所在の主要諸銀行における銀行間預金の保有総額1825 1860

|           | Suffolk      | Merchant's   | Globe      | City       | New England | State      | Massachusetts | Union      | Boston     |
|-----------|--------------|--------------|------------|------------|-------------|------------|---------------|------------|------------|
| 6/1/1825  | 25,000.00    |              |            | 315,141.40 | 227,091.34  | 26,116.37  | 3,000.00      | 52,245.67  | 13,000.00  |
| 1/1/1826  | 524,180.28   |              |            | 180,987.80 | 62,512.20   | 47,711.25  |               |            |            |
| 5/1/1826  | 532,872.38   |              |            | 233,453.92 | 82,772.98   | 15,726.08  |               | 18,035.16  | 11,000.00  |
| 12/1/1826 | 517,735.12   |              |            | 213,780.50 | 58,022.80   | 72,490.71  |               |            |            |
| 5/1/1827  | 642,139.18   |              | 11,000.00  | 169,932.04 | 37,500.00   | 21,991.75  | 4,000.00      | 29,021.88  | 25,000.00  |
| 12/1/1827 | 674,447.90   |              |            | 71,313.86  | 80,020.64   | 94,557.49  |               |            |            |
| 5/1/1828  | 694,684.21   |              | 25,000.00  | 26,545.39  | 95,967.36   | 33,935.94  | 16,000.00     | 46,190.66  |            |
| 12/1/1828 | 749,132.44   |              |            | 37,219.44  | 68,201.83   | 37,404.20  |               |            |            |
| 8/1/1829  | 1,020,189.85 |              | 33,000.00  | 21,118.84  | 84,534.09   | 109,657.90 | 15,000.00     | 48,171.60  | 17,000.00  |
| 6/1/1830  | 1,171,202.68 |              | 50,000.00  | 113,755.98 | 101,259.26  | 102,195.22 | 40,000.00     | 68,000.00  | 62,000.00  |
| 10/1/1831 | 1,031,374.76 | 70,000.00    | 116,000.00 | 82,106.52  | 221,088.00  | 192,126.82 | 35,000.00     | 82,329.17  | 55,333.26  |
| 8/1/1832  | 944,230.27   | 55,000.00    | 63,692.65  | 49,734.67  | 108,541.06  | 81,356.08  | 25,000.00     | 91,232.28  | 35,505.12  |
| 10/1/1833 | 1,268,429.98 | 31,000.00    | 154,000.00 | 103,248.34 | 112,320.00  | 138,668.54 | 72,000.00     | 42,805.00  | 59,043.74  |
| 10/1/1834 | 1,086,810.13 | 31,000.00    | 90,000.00  | 122,151.81 | 82,677.43   | 141,124.58 | 63,000.00     | 35,213.00  | 55,837.49  |
| 9/1/1835  | 1,285,847.11 | 370,190.27   | 80,000.00  | 69,152.90  | 199,094.95  | 129,476.20 | 68,000.00     | 42,414.00  | 48,873.79  |
| 9/1/1836  | 1,678,592.07 | 392,615.62   | 171,550.00 | 30,409.56  | 210,958.97  | 223,521.70 | 135,000.00    | 80,874.25  | 43,000.00  |
| 9/1/1837  | 1,968,748.45 | 794,653.48   | 79,000.00  | 109,703.17 | 358,607.54  | 376,826.74 | 109,230.95    | 77,801.94  | 62,339.94  |
| 10/1/1838 | 1,614,185.01 | 327,774.83   | 571,016.81 | 38,071.49  | 158,073.75  | 94,000.00  | 1,615.36      | 49,209.84  |            |
| 11/2/1839 | 1,064,898.35 | 279,830.88   | 319,381.72 | 17,695.50  | 92,779.23   | 26,000.00  | 20,046.90     | 17,040.25  | 3,000.00   |
| 10/1/1840 | 1,831,580.33 | 483,424.81   | 436,652.03 | 41,043.58  | 63,498.18   | 170,000.00 | 24,541.56     | 27,894.60  | 5,000.00   |
| 9/4/1841  | 1,811,291.70 | 662,737.55   | 474,944.81 | 43,988.63  | 67,360.16   | 105,000.00 | 36,606.55     | 87,845.05  | 3,000.00   |
| 10/1/1842 | 1,329,068.44 | 579,135.87   | 324,897.68 | 19,811.20  | 46,896.54   | 99,000.00  | 57,908.00     | 39,535.18  | 4,000.00   |
| 8/1/1843  | 3,019,657.98 | 1,849,886.44 | 757,565.63 | 177,418.31 | 221,080.31  | 514,000.00 | 61,458.17     | 197,156.85 | 48,205.57  |
| 7/1/1844  | 2,188,821.68 | 727,975.25   | 501,699.78 | 47,100.20  | 219,373.33  | 164,000.00 | 127,948.04    | 44,997.83  | 37,716.79  |
| 11/1/1845 | 2,219,021.65 | 634,892.47   | 411,249.56 | 80,910.30  | 124,282.11  | 142,000.00 | 95,750.00     | 18,225.88  | 104,022.27 |
| 10/1/1846 | 1,825,907.65 | 1,051,472.89 | 356,355.59 | 25,675.58  | 155,998.30  | 197,000.00 | 81,673.33     | 70,832.10  | 87,061.53  |
| 9/1/1847  | 2,215,790.61 | 1,404,524.70 | 644,664.96 | 75,738.82  | 289,442.16  | 388,000.00 | 101,763.95    | 136,971.57 | 94,454.31  |
| 9/1/1848  | 1,572,025.55 | 591,911.44   | 348,597.98 | 77,655.04  | 100,110.65  | 92,000.00  | 63,774.13     | 49,151.89  | 30,632.35  |
| 10/1/1849 | 1,787,379.45 | 673,114.50   | 270,165.05 | 87,088.87  | 214,202.46  | 84,000.00  | 26,889.62     | 57,836.09  | 49,936.11  |
| 9/1/1850  | 2,008,282.31 | 1,039,150.04 | 271,342.29 | 99,285.85  | 368,696.76  | 140,000.00 | 44,677.15     | 53,710.88  | 53,056.18  |
| 5/1/1851  | 2,103,427.95 | 1,232,312.51 | 340,015.33 | 103,401.77 | 339,961.52  | 185,000.00 | 32,660.82     | 34,925.98  | 71,088.76  |
| 9/1/1852  | 2,524,126.95 | 838,156.66   | 409,895.93 | 26,514.52  | 279,457.98  | 184,000.00 | 10,471.77     | 86,736.52  | 86,386.82  |
| 10/1/1853 | 2,422,656.09 | 1,198,138.61 | 390,243.57 | 111,296.60 | 166,462.66  | 194,000.00 | 17,750.22     | 71,401.62  | 41,853.41  |
| 8/1/1854  | 799,613.75   | 905,487.95   | 408,494.85 | 160,113.87 | 64,583.86   | 147,421.75 | 35,978.40     | 192,745.50 | 55,167.24  |
| 8/1/1855  | 838,844.21   | 444,447.38   | 323,960.77 | 34,511.33  | 67,857.20   | 227,207.43 | 27,448.31     | 112,349.22 | 79,751.87  |
| 10/1/1856 | 779,609.76   | 679,403.68   | 304,925.05 | 15,877.40  | 80,534.13   | 73,482.33  | 6,695.06      | 67,406.53  | 48,558.04  |
| 10/1/1857 | 662,348.49   | 496,299.04   | 179,452.97 | 103,280.33 | 125,231.59  | 45,274.84  | 11,309.87     | 50,008.56  | 32,974.38  |
| 10/1/1858 | 1,369,899.66 | 963,788.54   | 406,777.76 | 19,659.19  | 73,404.64   | 80,431.67  |               | 94,074.29  | 81,180.20  |
| 10/1/1859 | 702,984.77   | 667,047.38   | 306,897.17 | 70,252.29  | 79,361.48   | 93,140.86  | 778.45        | 202,061.54 | 36,415.50  |
| 10/1/1860 | 1,013,425.47 | 614,150.10   | 346,506.16 | 35,043.63  | 44,205.18   | 171,205.52 | 8,306.90      | 250,571.92 | 95,675.41  |
| 10/1/1861 | 1,412,981.13 | 383,516.45   | 404,612.96 | 9,059.65   | 60,421.87   | 30,811.76  | 6,057.75      | 179,799.13 | 15,977.49  |

出所) Weber [ 1999 ] をもとに作成。

表A 8 マサチューセッツ州所在諸銀行における銀行間預金の保有高  
1825 1860 (上位5傑)

|      | 1位         | 2位          | 3位          | 4位          | 5位          |
|------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1825 | City       | New England | その他         | Union       | Tremont     |
| 1826 | Suffolk    | City        | New England | Tremont     | その他         |
| 1827 | Suffolk    | City        | New England | Union       | その他         |
| 1828 | Suffolk    | New England | Union       | その他         | State       |
| 1829 | Suffolk    | State       | New England | Union       | その他         |
| 1830 | Suffolk    | City        | State       | New England | その他         |
| 1831 | Suffolk    | New England | State       | Globe       | その他         |
| 1832 | Suffolk    | New England | その他         | Union       | State       |
| 1833 | Suffolk    | Globe       | その他         | State       | その他         |
| 1834 | Suffolk    | State       | City        | Globe       | Merchants'  |
| 1835 | Suffolk    | Merchants'  | その他         | New England | State       |
| 1836 | Suffolk    | Merchants'  | その他         | State       | New England |
| 1837 | Suffolk    | Merchants'  | State       | New England | その他         |
| 1838 | Suffolk    | Globe       | Merchants'  | New England | State       |
| 1839 | Suffolk    | Globe       | Merchants'  | New England | その他         |
| 1840 | Suffolk    | Merchants'  | Globe       | State       | その他         |
| 1841 | Suffolk    | Merchants'  | Globe       | その他         | その他         |
| 1842 | Suffolk    | Merchants'  | Globe       | その他         | State       |
| 1843 | Suffolk    | Merchants'  | Globe       | State       | New England |
| 1844 | Suffolk    | Merchants'  | Globe       | その他         | New England |
| 1845 | Suffolk    | Merchants'  | Globe       | その他         | その他         |
| 1846 | Suffolk    | Merchants'  | Globe       | その他         | State       |
| 1847 | Suffolk    | Merchants'  | Globe       | State       | その他         |
| 1848 | Suffolk    | Merchants'  | Globe       | Tremont     | その他         |
| 1849 | Suffolk    | Merchants'  | Globe       | New England | Tremont     |
| 1850 | Suffolk    | Merchants'  | その他         | New England | Commerce    |
| 1851 | Suffolk    | Merchants'  | Commerce    | Globe       | New England |
| 1852 | Suffolk    | Commerce    | Merchants'  | Tremont     | Exchange    |
| 1853 | Suffolk    | Merchants'  | Commerce    | その他         | Tremont     |
| 1854 | Merchants' | Suffolk     | Commerce    | Exchange    | Globe       |
| 1855 | Suffolk    | Commerce    | Merchants'  | その他         | その他         |
| 1856 | Suffolk    | Merchants'  | Commerce    | Exchange    | Globe       |
| 1857 | Suffolk    | Merchants'  | Commerce    | Tremont     | その他         |
| 1858 | Suffolk    | BMR         | Merchants'  | Commerce    | Globe       |
| 1859 | BMR        | Suffolk     | Merchants'  | その他         | Commerce    |
| 1860 | BMR        | Suffolk     | Commerce    | Merchants'  | Exchange    |

注) 上記の銀行はすべてボストン所在の銀行である。

出所) Rolnick, Smith & Weber [ 1998 ].

表A 9 <The Associated Banks> によるフォーリン・マネー  
受取総額1825.3. 1826.1. 単位；ドル

|    |           |        |            |
|----|-----------|--------|------------|
| 3月 | 896,290   | 9月     | 1,987,058  |
| 4月 | 1,068,716 | 10月    | 2,302,405  |
| 5月 | 724,433   | 11月    | 2,400,871  |
| 6月 | 989,897   | 12月    | 2,246,433  |
| 7月 | 1,251,715 | 1月 (約) | 2,000,000  |
| 8月 | 1,520,495 | 計      | 17,388,313 |

出所) Hale [ 1826 ] p.20.

表A 10 The Suffolk Bankにおける銀行券銷却高  
1834 1858. 単位：1000ドル

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1834 | 76,248  | 1847 | 165,487 |
| 1835 | 95,543  | 1848 | 178,100 |
| 1836 | 126,691 | 1849 | 199,400 |
| 1837 | 105,457 | 1850 | 220,932 |
| 1838 | 76,634  | 1851 | 243,000 |
| 1839 | 107,201 | 1852 | 245,000 |
| 1840 | 94,215  | 1853 | 288,000 |
| 1841 | 109,089 | 1854 | 231,000 |
| 1842 | 105,671 | 1855 | 341,000 |
| 1843 | 104,443 | 1856 | 397,000 |
| 1844 | 126,225 | 1857 | 376,000 |
| 1845 | 137,977 | 1858 | 400,000 |
| 1846 | 141,539 |      |         |

出所) 1834-1850については、Hunts' Merchants' Magazine  
vol.25 [ 1851 ] p.467.  
1851-1858については、Dewey [ 1910 ] p.89.

表A 11 ボストン証券市場におけるThe Suffolk Bankの株価動向 1818 1863

|      | 額面価額 | 年度最高値  | 年度最安値  |
|------|------|--------|--------|
| 1818 | 100  | 106    | 100    |
| 1819 | 100  | 107    | 103    |
| 1820 | 100  | 111    | 105    |
| 1821 | 100  | 115    | 109    |
| 1822 | 100  | 114    | 104    |
| 1823 | 100  | 104.5  | 100    |
| 1824 | 100  | 107.5  | 101.5  |
| 1825 | 100  | 107.5  | 103    |
| 1826 | 100  | 105    | 102    |
| 1827 | 100  | 106.5  | 104.5  |
| 1828 | 100  | 106.5  | 101    |
| 1829 | 100  | 105.5  | 100.75 |
| 1830 | 100  | 110    | 103    |
| 1831 | 100  | 111.5  | 109    |
| 1832 | 100  | 111.5  | 109    |
| 1833 | 100  | 110    | 108    |
| 1834 | 100  | 115    | 106    |
| 1835 | 100  | 118    | 112.5  |
| 1836 | 100  | 119    | 117    |
| 1837 | 100  | 125    | 120    |
| 1838 | 100  | 125    | 111.5  |
| 1839 | 100  | 110    | 99.75  |
| 1840 | 100  | 114    | 107.5  |
| 1841 | 100  | 121.5  | 116    |
| 1842 | 100  | 116    | 112    |
| 1843 | 100  | 121.5  | 114    |
| 1844 | 100  | 125    | 118    |
| 1845 | 100  | 128    | 124.25 |
| 1846 | 100  | 128    | 120    |
| 1847 | 100  | 126    | 119    |
| 1848 | 100  | 125    | 120    |
| 1849 | 100  | 130.5  | 120    |
| 1850 | 100  | 135    | 123    |
| 1851 | 100  | 139    | 134    |
| 1852 | 100  | 140    | 122.5  |
| 1853 | 100  | 135    | 130    |
| 1854 | 100  | 133    | 127    |
| 1855 | 100  | 130.25 | 122    |
| 1856 | 100  | 131    | 124    |
| 1857 | 100  | 132    | 120    |
| 1858 | 100  | 135    | 125    |
| 1859 | 100  | 133    | 125    |
| 1860 | 100  | 132.5  | 121    |
| 1861 | 100  | 131    | 116    |
| 1862 | 100  | 145.5  | 120    |
| 1863 | 100  | 147    | 142    |

出所) Martin [ 1871 ] p.45-48.をもとに作成。



表A 12 BMRのバランスシート(単位;ドル)と準備率1858-1861

| 資産項目      |              |            |            |            |     |  |              |
|-----------|--------------|------------|------------|------------|-----|--|--------------|
|           | 割引・貸付        | 正貨         | 他行銀行券      | 他行への債権     | 不動産 |  | 資産総額         |
| 10/1/1858 | 872,460.95   | 163,831.82 | 313,753.00 | 232,171.63 | 0   |  | 1,582,217.40 |
| 10/1/1859 | 819,699.54   | 108,769.85 | 562,528.83 | 486,288.22 | 0   |  | 1,977,286.44 |
| 10/1/1860 | 1,025,864.78 | 104,547.35 | 613,215.06 | 538,925.13 | 0   |  | 2,282,522.32 |
| 10/1/1861 | 1,540,376.02 | 9,761.72   | 431,305.23 | 521,741.98 | 0   |  | 2,503,184.95 |

| 負債・資本項目   |        |            |         |              |         |           |              |
|-----------|--------|------------|---------|--------------|---------|-----------|--------------|
|           | 銀行券債務  | 預金債務       | 利付銀行券債務 | 他行への債務       | 資本      | 剰余        | 負債・資本総額      |
| 10/1/1858 | 67,920 | 5,714.64   | 0       | 996,825.74   | 512,500 | 0         | 1,582,330.38 |
| 10/1/1859 | 71,050 | 25,004.63  | 0       | 1,311,610.92 | 561,700 | 7,920.89  | 1,987,286.44 |
| 10/1/1860 | 90,240 | 28,590.01  | 0       | 1,599,819.43 | 561,700 | 2,202.88  | 2,282,552.32 |
| 10/1/1861 | 64,290 | 201,441.87 | 0       | 1,655,291.43 | 561,700 | 20,461.65 | 2,503,184.95 |

| 準備率 (%)   |      |
|-----------|------|
| 10/1/1858 | 15.3 |
| 10/1/1859 | 7.7  |
| 10/1/1860 | 6.1  |
| 10/1/1861 | 0.5  |

注) 準備率 = 正貨 / (銀行券債務 + 預金債務 + 他行への債務)  
出所) Weber [1999] をもとに作成。

表B-1 マサチューセッツ州の銀行業況 1803 1862. 単位：ドル

|      | 銀行数 | 正貨準備      | 銀行券発行高     | 預金残高       | 準備率(%) | 銀行数  | 正貨準備 | 銀行券発行高     | 預金残高       | 準備率(%)     |       |
|------|-----|-----------|------------|------------|--------|------|------|------------|------------|------------|-------|
| 1803 | 7   | 1,079,928 | 1,565,189  | 1,522,271  | 34.98  | 1851 | 131  | 2,478,858  | 19,694,698 | 13,839,903 | 7.39  |
| 1804 | 13  | 977,902   | 1,695,301  | 1,122,119  | 34.71  | 1852 | 137  | 3,563,782  | 21,172,360 | 15,067,204 | 9.83  |
| 1805 | 16  | 847,998   | 1,553,824  | 1,021,229  | 32.93  | 1853 | 143  | 3,731,765  | 25,620,472 | 19,007,651 | 8.36  |
| 1806 | 15  | 959,394   | 1,613,684  | 2,036,490  | 26.28  | 1854 | 153  | 3,828,403  | 24,803,758 | 19,346,595 | 8.67  |
| 1807 | 16  | 714,783   | 1,481,777  | 1,713,968  | 22.37  | 1855 | 169  | 4,409,402  | 23,116,025 | 21,973,260 | 9.78  |
| 1808 | 16  | 1,015,843 | 1,038,042  | 2,548,717  | 28.32  | 1856 | 172  | 4,555,571  | 26,544,315 | 24,369,126 | 8.95  |
| 1809 | 16  | 821,942   | 1,334,948  | 2,314,788  | 22.52  | 1857 | 173  | 3,611,097  | 18,104,827 | 17,631,190 | 10.1  |
| 1810 | 15  | 1,347,722 | 2,098,491  | 2,461,877  | 29.55  | 1858 | 174  | 11,112,716 | 20,839,438 | 32,076,006 | 21    |
| 1811 | 15  | 1,513,000 | 2,355,571  | 3,385,721  | 26.35  | 1859 | 176  | 7,532,647  | 22,086,921 | 29,249,038 | 14.67 |
| 1812 | 16  | 3,681,696 | 2,162,358  | 4,734,526  | 53.38  | 1860 | 178  | 6,567,888  | 25,012,745 | 30,246,523 | 11.89 |
| 1813 | 16  | 5,780,798 | 2,186,137  | 6,903,593  | 63.6   | 1861 | 183  | 8,777,193  | 19,517,306 | 33,956,711 | 16.41 |
| 1814 | 21  | 6,946,542 | 2,922,611  | 9,201,708  | 57.29  | 1862 | 183  | 9,595,530  | 28,957,630 | 44,737,490 | 13.02 |
| 1815 | 25  | 3,464,241 | 2,740,511  | 4,057,394  | 50.96  |      |      |            |            |            |       |
| 1816 | 25  | 1,260,210 | 2,134,690  | 2,133,278  | 29.53  |      |      |            |            |            |       |
| 1817 | 26  | 1,577,453 | 2,495,260  | 3,520,793  | 26.22  |      |      |            |            |            |       |
| 1818 | 27  | 1,129,598 | 2,680,477  | 2,905,797  | 20.22  |      |      |            |            |            |       |
| 1819 | 28  | 1,198,889 | 2,464,057  | 2,574,346  | 23.8   |      |      |            |            |            |       |
| 1820 | 28  | 1,280,852 | 2,614,734  | 3,176,003  | 22.12  |      |      |            |            |            |       |
| 1821 | 28  | 3,048,829 | 3,010,762  | 5,448,608  | 36.04  |      |      |            |            |            |       |
| 1822 | 33  | 946,266   | 3,132,552  | 3,235,828  | 14.86  |      |      |            |            |            |       |
| 1823 | 34  | 1,033,375 | 3,128,986  | 3,122,058  | 16.53  |      |      |            |            |            |       |
| 1824 | 37  | 1,939,842 | 3,842,641  | 5,238,644  | 21.36  |      |      |            |            |            |       |
| 1825 | 41  | 1,038,986 | 4,091,411  | 2,715,375  | 15.26  |      |      |            |            |            |       |
| 1826 | 55  | 1,323,820 | 4,549,814  | 2,636,735  | 18.42  |      |      |            |            |            |       |
| 1827 | 60  | 1,466,261 | 4,936,442  | 2,991,883  | 18.49  |      |      |            |            |            |       |
| 1828 | 61  | 1,144,645 | 4,884,538  | 2,063,072  | 16.48  |      |      |            |            |            |       |
| 1829 | 66  | 987,210   | 4,747,784  | 2,545,233  | 13.54  |      |      |            |            |            |       |
| 1830 | 63  | 1,258,444 | 5,124,090  | 3,574,947  | 14.47  |      |      |            |            |            |       |
| 1831 | 70  | 919,959   | 7,739,317  | 4,401,965  | 7.58   |      |      |            |            |            |       |
| 1832 | 83  | 902,205   | 7,122,850  | 2,938,970  | 8.97   |      |      |            |            |            |       |
| 1833 | 102 | 922,309   | 7,889,110  | 3,716,182  | 7.95   |      |      |            |            |            |       |
| 1834 | 103 | 1,160,296 | 7,650,147  | 13,308,059 | 5.54   |      |      |            |            |            |       |
| 1835 | 105 | 1,136,444 | 9,430,358  | 12,921,701 | 5.08   |      |      |            |            |            |       |
| 1836 | 117 | 1,455,230 | 10,892,249 | 8,784,516  | 7.4    |      |      |            |            |            |       |
| 1837 | 129 | 1,517,984 | 10,273,119 | 14,059,449 | 6.24   |      |      |            |            |            |       |
| 1838 | 120 | 2,394,624 | 9,400,513  | 9,621,217  | 12.59  |      |      |            |            |            |       |
| 1839 | 118 | 1,838,272 | 7,875,322  | 6,728,717  | 12.59  |      |      |            |            |            |       |
| 1840 | 115 | 2,991,804 | 9,112,882  | 8,636,923  | 16.86  |      |      |            |            |            |       |
| 1841 | 114 | 3,111,837 | 9,509,112  | 7,144,899  | 18.69  |      |      |            |            |            |       |
| 1842 | 111 | 2,682,309 | 8,049,906  | 6,130,164  | 18.92  |      |      |            |            |            |       |
| 1843 | 103 | 7,298,815 | 9,219,267  | 10,213,887 | 37.56  |      |      |            |            |            |       |
| 1844 | 103 | 4,587,140 | 12,183,158 | 12,234,304 | 18.79  |      |      |            |            |            |       |
| 1845 | 104 | 3,357,904 | 14,339,686 | 11,668,133 | 12.91  |      |      |            |            |            |       |
| 1846 | 105 | 3,054,755 | 14,591,914 | 9,459,375  | 12.7   |      |      |            |            |            |       |
| 1847 | 109 | 3,943,973 | 17,196,362 | 10,265,555 | 14.36  |      |      |            |            |            |       |
| 1848 | 112 | 2,578,030 | 13,196,029 | 8,094,970  | 12.11  |      |      |            |            |            |       |
| 1849 | 119 | 2,749,917 | 15,700,935 | 10,621,733 | 10.45  |      |      |            |            |            |       |
| 1850 | 126 | 2,993,178 | 17,005,826 | 11,176,827 | 10.62  |      |      |            |            |            |       |

出所) Root [ 1895 ] pp.260 261.をもとに作成。

注) 準備率 = 正貨 / (銀行券発行高 + 預金残高)

表B-2 ボストン所在のマサチューセッツ州法銀行1803 1839 単位：ドル

|      | 銀行数 | 正貨準備      | 銀行券発行高    | 預金残高      | 準備率(%) |
|------|-----|-----------|-----------|-----------|--------|
| 1803 | 2   | 561,669   | 714,840   | 1,179,116 | 29.66  |
| 1804 | 3   | 402,830   | 518,295   | 835,841   | 29.75  |
| 1805 | 3   | 326,426   | 250,394   | 669,519   | 35.49  |
| 1806 | 3   | 391,678   | 304,516   | 1,586,569 | 20.71  |
| 1807 | 3   | 225,690   | 243,518   | 1,303,375 | 14.59  |
| 1808 | 3   | 632,137   | 259,878   | 2,022,031 | 27.7   |
| 1809 | 3   | 399,184   | 646,221   | 1,549,753 | 18.18  |
| 1810 | 3   | 700,606   | 906,578   | 1,707,713 | 26.8   |
| 1811 | 3   | 830,829   | 1,059,313 | 2,847,747 | 21.26  |
| 1812 | 4   | 2,882,116 | 1,079,748 | 4,146,031 | 55.15  |
| 1813 | 4   | 4,569,574 | 1,375,380 | 5,472,347 | 66.73  |
| 1814 | 6   | 5,466,659 | 1,545,752 | 7,363,866 | 61.36  |
| 1815 | 6   | 2,232,353 | 1,548,193 | 3,090,770 | 48.12  |
| 1816 | 6   | 816,027   | 1,142,307 | 1,674,115 | 28.97  |
| 1817 | 6   | 1,031,374 | 1,220,151 | 2,989,812 | 24.5   |
| 1818 | 7   | 597,087   | 1,142,116 | 2,311,004 | 17.29  |
| 1819 | 7   | 740,216   | 1,167,682 | 2,058,287 | 22.95  |
| 1820 | 7   | 790,068   | 1,272,226 | 2,599,025 | 20.41  |
| 1821 | 7   | 2,277,909 | 1,329,441 | 4,661,901 | 38.02  |
| 1822 | 10  | 432,615   | 1,191,971 | 2,611,571 | 11.37  |
| 1823 | 10  | 503,787   | 1,353,982 | 2,453,090 | 13.23  |
| 1824 | 12  | 1,119,828 | 1,796,601 | 4,413,395 | 18.03  |
| 1825 | 14  | 527,789   | 3,770,536 | 1,791,018 | 9.49   |
| 1826 | 15  | 736,117   | 3,942,651 | 1,649,533 | 13.16  |
| 1827 | 15  | 895,078   | 3,681,665 | 1,858,591 | 16.16  |
| 1828 | 16  | 654,344   | 4,445,600 | 1,178,801 | 11.63  |
| 1829 | 17  | 661,765   | 2,077,691 | 1,618,127 | 17.91  |
| 1830 | 17  | 910,390   | 2,171,417 | 2,194,330 | 20.85  |
| 1831 | 20  | 578,008   | 3,464,275 | 2,778,768 | 9.26   |
| 1832 | 22  | 596,381   | 3,060,129 | 1,757,623 | 12.38  |
| 1833 | 25  | 647,618   | 2,823,617 | 2,419,584 | 12.35  |
| 1834 | 26  | 876,332   | 2,934,451 | 3,656,627 | 13.3   |
| 1835 | 28  | 861,842   | 3,396,584 | 4,827,380 | 10.48  |
| 1836 | 33  | 1,155,853 | 4,260,948 | 7,136,276 | 10.14  |
| 1837 | 34  | 1,129,942 | 4,386,414 | 6,560,075 | 10.32  |
| 1838 | 28  | 1,690,169 | 3,388,658 | 5,005,966 | 20.13  |
| 1839 | 27  | 1,272,266 | 2,502,845 | 3,059,632 | 22.87  |

出所) Hunts' Merchants' Magazine vol.5 [ 1841 ] pp.138-139.

注) 準備率 = 正貨 / (銀行券発行高 + 預金残高)

表B-3 ボストン以外のマサチューセッツ州法銀行 1803 1839 単位：ドル

|      | 銀行数 | 正貨準備      | 銀行券発行高    | 預金残高      | 準備率 (%) |
|------|-----|-----------|-----------|-----------|---------|
| 1803 | 5   | 518,259   | 850,349   | 343,155   | 43.42   |
| 1804 | 10  | 575,072   | 1,177,006 | 286,278   | 39.3    |
| 1805 | 13  | 521,572   | 1,303,430 | 351,710   | 31.51   |
| 1806 | 12  | 567,716   | 1,309,168 | 449,921   | 32.27   |
| 1807 | 13  | 489,093   | 1,238,259 | 410,593   | 29.66   |
| 1808 | 13  | 383,706   | 778,161   | 526,686   | 29.41   |
| 1809 | 13  | 422,757   | 688,727   | 765,034   | 29.08   |
| 1810 | 12  | 647,116   | 1,191,913 | 754,164   | 33.25   |
| 1811 | 12  | 682,171   | 1,296,258 | 537,973   | 37.19   |
| 1812 | 12  | 799,579   | 1,082,610 | 588,294   | 47.85   |
| 1813 | 12  | 1,211,233 | 811,457   | 1,431,245 | 54.01   |
| 1814 | 15  | 1,479,882 | 1,176,859 | 1,837,851 | 49.09   |
| 1815 | 19  | 1,231,887 | 1,192,318 | 966,624   | 57.06   |
| 1816 | 19  | 444,182   | 992,383   | 459,163   | 30.6    |
| 1817 | 20  | 546,079   | 1,275,109 | 530,981   | 30.24   |
| 1818 | 20  | 532,510   | 1,538,361 | 594,793   | 24.96   |
| 1819 | 21  | 458,672   | 1,396,375 | 516,059   | 23.98   |
| 1820 | 21  | 490,783   | 1,342,508 | 576,977   | 25.57   |
| 1821 | 21  | 770,919   | 1,681,351 | 786,707   | 31.24   |
| 1822 | 23  | 513,651   | 1,940,581 | 624,256   | 20.03   |
| 1823 | 24  | 529,588   | 1,775,094 | 668,968   | 21.67   |
| 1824 | 25  | 820,014   | 2,046,041 | 825,248   | 28.56   |
| 1825 | 27  | 511,196   | 2,223,728 | 924,357   | 16.24   |
| 1826 | 40  | 587,702   | 2,462,229 | 987,201   | 17.04   |
| 1827 | 45  | 571,182   | 2,983,659 | 1,133,291 | 13.87   |
| 1828 | 45  | 490,300   | 3,038,226 | 884,271   | 12.5    |
| 1829 | 49  | 325,444   | 2,670,093 | 927,105   | 9.05    |
| 1830 | 46  | 348,053   | 2,952,673 | 1,380,726 | 8.03    |
| 1831 | 50  | 341,951   | 4,275,042 | 1,663,197 | 5.76    |
| 1832 | 61  | 305,823   | 4,062,727 | 1,181,347 | 5.83    |
| 1833 | 77  | 274,691   | 5,065,494 | 1,296,597 | 4.32    |
| 1834 | 77  | 283,693   | 4,715,696 | 1,253,426 | 4.75    |
| 1835 | 77  | 274,601   | 6,033,774 | 594,885   | 4.14    |
| 1836 | 84  | 299,377   | 6,631,301 | 1,648,240 | 3.62    |
| 1837 | 95  | 388,041   | 5,886,704 | 1,907,122 | 4.98    |
| 1838 | 92  | 704,454   | 6,011,854 | 2,116,675 | 8.67    |
| 1839 | 91  | 566,066   | 5,372,477 | 1,707,777 | 8       |

出所) Hunts' Merchants' Magazine vol.5 [ 1841 ] p.138-139.

注) 準備率 = 正貨 / ( 銀行券発行高 + 預金残高 )

表B-4 ロードアイランド州の銀行業況1809-1865. 単位：ドル

|      | 銀行数 | 正貨準備    | 銀行券発行高    | 預金残高      | 準備率(%) |
|------|-----|---------|-----------|-----------|--------|
| 1809 | 13  | 410,313 | 435,850   | 488,112   | 44.4   |
| 1810 | 13  | 394,480 | 542,509   | 455,961   | 39.5   |
| 1811 | 13  | 343,573 | 460,255   | 465,140   | 37.13  |
| 1812 | 13  | 477,391 | 541,361   | 646,576   | 40.19  |
| 1813 | 13  | 534,042 | 769,922   | 1,092,260 | 28.68  |
| 1814 | 14  | 431,865 | 549,405   | 636,016   | 36.43  |
| 1815 | 16  | 358,167 | 576,496   | 320,759   | 39.92  |
| 1816 | 16  | 251,658 | 536,852   | 283,017   | 30.69  |
| 1828 | 47  | 357,612 | 887,769   | 1,000,595 | 18.94  |
| 1829 | 47  | 342,165 | 675,305   | 808,787   | 23.06  |
| 1830 | 46  | 365,735 | 929,490   | 946,159   | 19.5   |
| 1831 | ..  | ...     | ..        | ..        | ...    |
| 1832 | 49  | 354,680 | 1,208,044 | 1,159,508 | 14.98  |
| 1833 | 51  | 403,697 | 1,264,394 | 1,453,358 | 14.85  |
| 1834 | 58  | 467,407 | 1,251,435 | 2,273,237 | 13.26  |
| 1835 | 61  | 566,416 | 1,644,289 | 1,699,089 | 16.94  |
| 1836 | ..  | ...     | ..        | ..        | ...    |
| 1837 | 62  | 243,482 | 1,864,132 | 2,113,270 | 6.12   |
| 1838 | 62  | 474,248 | 2,154,524 | 1,395,466 | 13.36  |
| 1839 | 62  | 462,002 | 1,886,108 | 1,554,905 | 13.43  |
| 1840 | 62  | 537,895 | 1,719,230 | 818,470   | 21.2   |
| 1841 | 62  | 327,206 | 1,565,880 | 1,455,682 | 10.83  |
| 1842 | 62  | 297,850 | 1,666,846 | 693,046   | 12.62  |
| 1843 | 62  | 310,215 | 1,415,203 | 808,534   | 13.95  |
| 1844 | 61  | 382,645 | 2,886,570 | 1,577,266 | 8.57   |
| 1845 | 61  | 283,379 | 2,670,306 | 1,407,466 | 6.95   |
| 1846 | 61  | 280,158 | 2,534,309 | 1,292,854 | 7.32   |
| 1847 | 62  | 305,735 | 2,619,154 | 1,376,136 | 7.65   |
| 1848 | 62  | 320,581 | 2,698,495 | 1,260,499 | 8.1    |
| 1849 | 63  | 262,908 | 2,543,444 | 1,335,648 | 6.78   |
| 1850 | 63  | 297,661 | 2,553,865 | 1,488,596 | 7.36   |
| 1851 | 69  | 277,715 | 3,076,593 | 1,910,018 | 5.57   |
| 1852 | 71  | 414,970 | 3,322,314 | 2,174,883 | 7.55   |
| 1853 | 77  | 359,699 | 4,895,529 | 2,238,856 | 5.04   |
| 1854 | 87  | 312,606 | 5,035,073 | 2,772,367 | 4      |
| 1855 | 92  | 385,767 | 5,404,104 | 2,914,596 | 4.64   |
| 1856 | 98  | 548,348 | 5,521,909 | 3,196,123 | 6.29   |
| 1857 | 93  | 570,850 | 3,192,661 | 2,510,108 | 10.01  |
| 1858 | 93  | 732,622 | 2,644,195 | 2,614,226 | 13.93  |
| 1859 | 90  | 608,833 | 3,318,681 | 3,130,475 | 9.44   |
| 1860 | 91  | 450,929 | 3,558,295 | 3,553,104 | 6.34   |
| 1861 | 90  | 471,581 | 3,772,241 | 2,986,956 | 6.98   |
| 1862 | 90  | 606,977 | 3,306,530 | 3,742,171 | 8.61   |
| 1863 | 88  | 505,270 | 6,413,404 | 5,376,414 | 4.29   |
| 1864 | 86  | 454,844 | 6,921,533 | 5,333,586 | 3.71   |
| 1865 | 24  | 45,784  | 1,627,900 | 1,086,914 | 1.69   |

出所) Root [ 1895 ] p.264.をもとに作成。ただし、1817 1827年、1831年、1836年は不明。  
 注) 準備率 = 正貨 / (銀行券発行高 + 預金残高)

表B-5 メーン州の銀行業況1814-1866. 単位：1000ドル

|      | 銀行数 | 正貨準備 | 銀行券発行高 | 預金残高  | 準備率(%) | 銀行数  | 正貨準備 | 銀行券発行高 | 預金残高  | 準備率(%) |       |
|------|-----|------|--------|-------|--------|------|------|--------|-------|--------|-------|
| 1814 | 7   | 453  | 917    | 72    | 45.8   | 1851 | 39   | 610    | 3,195 | 1,523  | 12.93 |
|      |     |      |        |       |        | 1852 | 39   | 622    | 3,254 | 1,525  | 13.02 |
| 1819 | 13  | 242  | 1,532  | 295   | 13.25  | 1853 | 46   | 936    | 4,519 | 1,974  | 14.42 |
| 1820 | 15  | 411  | 1,375  | 278   | 24.86  | 1854 | 60   | 1,132  | 5,317 | 2,545  | 14.4  |
| 1821 | 13  | 286  | 1,073  | 311   | 20.66  | 1855 | 70   | 877    | 5,057 | 2,548  | 11.53 |
| 1822 | 13  | 246  | 1,189  | 366   | 15.82  | 1856 | 75   | 753    | 5,077 | 2,116  | 10.47 |
| 1823 | 14  | 211  | 822    | 314   | 18.57  | 1857 | 76   | 703    | 4,641 | 2,116  | 10.4  |
| 1824 | 14  | 246  | 1,094  | 455   | 15.88  | 1858 | 70   | 615    | 2,964 | 1,743  | 13.07 |
| 1825 | 16  | 244  | 1,029  | 632   | 14.69  | 1859 | 68   | 663    | 3,886 | 2,472  | 10.43 |
| 1826 | 19  | 177  | 559    | 519   | 16.42  | 1860 | 68   | 670    | 4,149 | 2,499  | 10.08 |
| 1827 | 20  | 164  | 591    | 593   | 13.85  | 1861 | 71   | 653    | 4,313 | 2,869  | 9.09  |
| 1828 | 19  | 153  | 546    | 596   | 13.4   | 1862 | 71   | 710    | 4,047 | 3,307  | 9.65  |
| 1829 | 17  | 159  | 514    | 479   | 16.01  | 1863 | 69   | 747    | 6,488 | 5,076  | 6.46  |
| 1830 | 18  | 128  | 513    | 478   | 12.92  | 1864 | 69   | 676    | 5,921 | 5,399  | 5.97  |
| 1831 | 17  | 151  | 766    | 553   | 11.45  | 1865 | 48   | 501    | 4,459 | 3,609  | 6.21  |
| 1832 | 17  | 198  | 885    | 566   | 13.65  | 1866 | 19   | 12     | 523   | 521    | 1.15  |
| 1833 | 23  | 137  | 1,158  | 469   | 8.42   |      |      |        |       |        |       |
| 1834 | 28  | 113  | 895    | 484   | 8.19   |      |      |        |       |        |       |
| 1835 | 30  | 170  | 1,788  | 893   | 6.34   |      |      |        |       |        |       |
| 1836 | 36  | 177  | 1,788  | 835   | 6.75   |      |      |        |       |        |       |
| 1837 | 55  | 303  | 1,523  | 1,580 | 9.76   |      |      |        |       |        |       |
| 1838 | 50  | 272  | 1,178  | 827   | 13.57  |      |      |        |       |        |       |
| 1839 | 44  | 209  | 1,744  | 802   | 8.21   |      |      |        |       |        |       |
| 1840 | 45  | 202  | 1,188  | 728   | 10.54  |      |      |        |       |        |       |
| 1841 | 41  | 232  | 1,423  | 724   | 10.81  |      |      |        |       |        |       |
| 1842 | 39  | 184  | 1,232  | 561   | 10.26  |      |      |        |       |        |       |
| 1843 | 39  | 175  | 1,106  | 542   | 10.62  |      |      |        |       |        |       |
| 1844 | 36  | 224  | 1,602  | 887   | 9      |      |      |        |       |        |       |
| 1845 | 35  | 192  | 1,913  | 1,086 | 6.4    |      |      |        |       |        |       |
| 1846 | 35  | 219  | 2,241  | 1,258 | 6.26   |      |      |        |       |        |       |
| 1847 | 35  | 260  | 2,537  | 1,260 | 6.85   |      |      |        |       |        |       |
| 1848 | 31  | 521  | 2,315  | 1,107 | 15.23  |      |      |        |       |        |       |
| 1849 | 32  | 339  | 2,252  | 1,119 | 10.06  |      |      |        |       |        |       |
| 1850 | 32  | 475  | 2,654  | 1,223 | 12.25  |      |      |        |       |        |       |

出所) Chadbourne [ 1936 ] p.192.をもとに作成。なお、Root [ 1895 ] p.271.も参照。

ただし、1814年度は、Chadbourne [ 1936 ] p.20.をもとに作成。

また、1815-1818年は不明。

なお、メーン州は、1820年にマサチューセッツ州から正式に分離独立して連邦に参画した。したがって、1814年ならびに1819年は、マサチューセッツ州メーン地区における指標となる。

注) 準備率 = 正貨 / ( 銀行券発行高 + 預金残高 )

表B-6 ニューハンブシャー州の銀行業況 1831-1866. 単位：ドル

|      | 銀行数 | 正貨準備    | 銀行券発行高    | 預金残高      | 準備率 (%) |
|------|-----|---------|-----------|-----------|---------|
| 1831 | 21  | 483,378 | 1,107,901 | 275,055   | 34.95   |
| 1832 | 22  | 321,121 | 1,128,091 | 264,359   | 23.06   |
| 1833 | 22  | 464,571 | 1,238,643 | 361,860   | 29.03   |
| 1834 | 24  | 354,390 | 1,068,145 | 314,971   | 25.62   |
| 1835 | 25  |         | 1,347,124 | 437,797   | ...     |
| 1836 | 26  | 535,960 | 1,526,112 | 816,570   | 22.88   |
| 1837 | 27  | 790,105 | 1,662,953 | 1,147,374 | 28.11   |
| 1838 | 27  | 148,793 | 1,111,074 | 466,092   | 9.43    |
| 1839 | 28  | 187,961 | 1,510,691 | 522,036   | 9.25    |
| 1840 | 27  | 193,359 | 1,088,750 | 420,801   | 12.81   |
| 1841 | 26  | 194,311 | 1,229,708 | 429,532   | 11.71   |
| 1842 | 27  | 177,071 | 1,027,488 | 371,234   | 12.66   |
| 1843 | 24  | 162,126 | 916,147   | 354,395   | 12.76   |
| 1844 | 19  | 137,253 | 1,021,914 | 394,778   | 9.69    |
| 1845 | 19  | 136,187 | 1,124,531 | 696,492   | 7.48    |
| 1846 | 17  | 126,679 | 1,375,985 | 544,987   | 6.59    |
| 1847 | 19  | 141,794 | 1,508,129 | 479,348   | 7.13    |
| 1848 | 21  | 161,711 | 1,514,420 | 440,332   | 8.27    |
| 1849 | 23  | 155,707 | 1,508,608 | 443,639   | 7.98    |
| 1850 | 22  | 149,571 | 1,751,096 | 453,671   | 6.78    |
| 1851 | ... | ...     | ...       | ...       | ...     |
| 1852 | 31  | 175,157 | 2,625,707 | 743,857   | 5.2     |
| 1853 | 35  | 180,239 | 3,021,579 | 868,357   | 4.63    |
| 1854 | 36  | 176,434 | 3,079,548 | 775,410   | 4.58    |
| 1855 | 46  | 236,411 | 3,589,482 | 958,474   | 5.2     |
| 1856 | 49  | 236,013 | 3,677,689 | 1,058,803 | 4.98    |
| 1857 | 47  | 275,933 | 2,289,939 | 875,789   | 8.71    |
| 1858 | 52  | 294,423 | 3,115,643 | 1,069,920 | 7.03    |
| 1859 | 52  | 255,278 | 3,271,183 | 1,187,991 | 5.72    |
| 1860 | 51  | 243,719 | 3,332,010 | 1,234,627 | 5.34    |
| 1861 | 52  | 318,106 | 2,994,408 | 1,376,853 | 7.28    |
| 1862 | ... | ...     | ...       | ...       | ...     |
| 1863 | 52  | 356,000 | 4,192,034 | 1,725,866 | 6.02    |
| 1864 | 50  | 236,779 | 4,294,787 | 1,714,089 | 3.94    |
| 1865 | 45  | 152,261 | 3,554,568 | 1,418,126 | 3.06    |
| 1866 | 22  | 20,905  | 1,023,252 | 314,078   | 1.56    |

出所) Root [ 1895 ] pp.273.をもとに作成。なお、1851年、1862年は不明。

注) 準備率 = 正貨 / ( 銀行券発行高 + 預金残高 )

表B-7 コネチカット州の銀行業況1834-1864. 単位：ドル

|      | 銀行数 | 正貨準備      | 銀行券発行高     | 預金残高      | 準備率 (%) |
|------|-----|-----------|------------|-----------|---------|
| 1834 | 28  | 118,640   | 2,407,406  | 1,167,964 | 3.32    |
| 1835 | 31  | 129,108   | 2,685,400  | 1,257,030 | 3.27    |
| 1836 | 31  | ..        | 3,874,212  | 1,465,977 | ...     |
| 1837 | 31  | 415,386   | 3,998,325  | 1,484,966 | 7.58    |
| 1838 | 31  | 535,447   | 1,920,552  | 869,801   | 19.19   |
| 1839 | 31  | 502,180   | 3,987,815  | 1,285,867 | 9.52    |
| 1840 | 31  | 499,032   | 2,325,589  | 863,526   | 15.65   |
| 1841 | 31  | 454,298   | 2,784,721  | 1,182,583 | 11.45   |
| 1842 | 31  | 471,238   | 2,555,638  | 1,062,725 | 13.02   |
| 1843 | 31  | 438,752   | 2,379,947  | 1,061,944 | 12.75   |
| 1844 | 31  | 445,430   | 3,490,963  | 1,847,447 | 8.34    |
| 1845 | 32  | 454,508   | 4,102,444  | 1,968,801 | 7.49    |
| 1846 | 32  | 481,832   | 4,565,466  | 1,893,273 | 7.46    |
| 1847 | 32  | 462,165   | 4,437,631  | 1,782,921 | 7.43    |
| 1848 | 33  | 517,700   | 4,891,265  | 2,023,721 | 7.49    |
| 1849 | 36  | 575,656   | 4,511,570  | 1,831,291 | 9.08    |
| 1850 | 37  | 583,841   | 4,888,029  | 2,251,525 | 8.18    |
| 1851 | ... | ...       | ...        | ...       | ...     |
| 1852 | 51  | 825,379   | 7,118,625  | 3,472,210 | 7.79    |
| 1853 | 53  | 1,145,857 | 10,224,441 | 3,542,935 | 8.32    |
| 1854 | 63  | 1,207,381 | 11,219,566 | 3,910,160 | 7.98    |
| 1855 | 68  | 810,101   | 6,871,102  | 3,433,081 | 7.86    |
| 1856 | 71  | 1,006,493 | 9,197,762  | 4,090,835 | 7.57    |
| 1857 | 74  | 1,129,708 | 10,590,421 | 4,688,843 | 7.39    |
| 1858 | 76  | 915,844   | 5,380,247  | 4,140,088 | 9.62    |
| 1859 | 74  | 989,920   | 7,561,569  | 5,574,900 | 7.54    |
| 1860 | 74  | 950,753   | 7,702,436  | 5,506,507 | 7.2     |
| 1861 | ... | ...       | ...        | ...       | ...     |
| 1862 | 75  | 1,529,855 | 6,918,018  | 6,142,754 | 11.71   |
| 1863 | 75  | 1,423,009 | 13,842,758 | 8,890,237 | 6.26    |
| 1864 | .   | 1,198,372 | 11,869,701 | 9,996,643 | 5.48    |

出所) Root [ 1895 ] pp.262.をもとに作成。なお、1851年、1861年は不明。

注) 準備率 = 正貨 / (銀行券発行高 + 預金残高)



表B-8 バーモント州の銀行業況1834-1863. 単位：ドル

|      | 銀行数 | 正貨準備    | 銀行券発行高    | 預金残高    | 準備率 (%) |
|------|-----|---------|-----------|---------|---------|
| 1834 | 17  | 50,958  | 1,461,713 | 180,792 | 3.1     |
| 1835 | ... | ...     | ...       | ...     | ...     |
| 1836 | 19  | 76,802  | 2,086,860 | 348,875 | 3.15    |
| 1837 | 19  | 97,333  | 1,457,441 | 282,283 | 5.59    |
| 1838 | 19  | 157,033 | 2,043,843 | 330,772 | 6.61    |
| 1839 | 19  | 129,319 | 1,966,812 | 308,349 | 5.68    |
| 1840 | 17  | 120,315 | 1,099,784 | 238,574 | 8.99    |
| 1841 | 17  | 94,507  | 1,599,458 | 217,373 | 5.2     |
| 1842 | 17  | 89,266  | 848,491   | 217,177 | 8.38    |
| 1843 | 16  | 74,990  | 1,287,369 | 223,439 | 4.96    |
| 1844 | 17  | 92,562  | 1,743,807 | 289,079 | 4.55    |
| 1845 | 17  | 109,137 | 1,400,617 | 261,837 | 6.57    |
| 1846 | 17  | 89,208  | 1,559,832 | 329,723 | 4.72    |
| 1847 | 18  | 105,684 | 2,353,681 | 394,560 | 3.85    |
| 1848 | 21  | 121,043 | 1,733,482 | 273,477 | 6.03    |
| 1849 | 24  | 120,798 | 2,322,962 | 330,195 | 4.55    |
| 1850 | 27  | 127,325 | 2,856,027 | 546,703 | 3.74    |
| 1851 | 31  | 179,050 | 3,377,027 | 627,777 | 4.47    |
| 1852 | 32  | 176,379 | 3,779,131 | 872,420 | 3.79    |
| 1853 | 33  | 188,173 | 4,764,439 | 734,216 | 3.42    |
| 1854 | 40  | 196,680 | 3,986,709 | 745,170 | 4.16    |
| 1855 | 42  | 201,548 | 3,704,341 | 801,039 | 4.47    |
| 1856 | 41  | 208,858 | 3,970,720 | 797,535 | 4.38    |
| 1857 | 41  | 188,588 | 4,275,517 | 746,557 | 3.76    |
| 1858 | 41  | 178,556 | 3,024,141 | 615,874 | 4.91    |
| 1859 | 46  | 198,409 | 3,882,983 | 787,834 | 4.25    |
| 1860 | 44  | 185,670 | 3,784,673 | 814,623 | 4.04    |
| 1861 | 40  | 173,332 | 2,522,687 | 715,207 | 5.35    |
| 1862 | 40  | 199,313 | 5,621,851 | 925,627 | 3.04    |
| 1863 | 40  | 159,218 | 5,723,596 |         | ...     |

出所) Root [ 1895 ] p.274.をもとに作成。

注) 準備率 = 正貨 / (銀行券発行高 + 預金残高)

図C-1マサチューセッツ州におけるボストン・マネーとフォーリン・マネー  
1803-1839

